

中央区 こどもすくすくえがおプラン わくわく子育て ～みんなで育てる未来の力～

中央区子ども・子育て支援事業計画



平成 27(2015) 年3月

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の経緯	1
2 計画の位置づけ	5
3 計画の期間	7
4 計画の策定体制（中央区子ども・子育て会議の設置）	7
5 調査の実施	8
6 パブリック・コメントの実施	8
第2章 計画の基本的な考え方	9
1 子ども・子育て支援法の目的・基本理念	9
2 子ども・子育て支援法に基づく基本指針	10
3 中央区における子育て支援についての基本的な考え方	11
4 計画の基本理念	12
5 計画の方向性	12
6 施策の方向性および体系	13
7 子ども・子育て支援新制度の概要	15
第3章 中央区の乳幼児人口・出生状況および子ども・子育て支援の現状	19
1 中央区の乳幼児人口・出生状況	19
2 子ども・子育て支援の現状	23
第4章 子ども・子育て支援の取組	41
方向性Ⅰ すべての子どもの健やかな育ちを支援します	
1 母と子の心身の健康づくり	42
2 「生きる力」を中心とした質の高い教育の展開	48
3 地域における子どもの育ちと放課後対策	51
方向性Ⅱ すべての家庭の子育て支援を充実します	
1 幼児期の教育・保育環境の整備	59
2 多様な子育て支援サービスの提供	66
3 専門的知識・技術を要する支援	75
4 子育て世帯への経済的支援	82
方向性Ⅲ 地域の中で、家庭の子育て力を高めていけるよう応援します	
1 地域における家庭教育の推進	84
2 地域・社会全体で子育てを推進	87
3 相談支援体制の整備	94
第5章 主な事業の量の見込みと確保方策	97
1 教育・保育提供区域の設定	97
2 教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出	98
3 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策	100
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	112

第6章 子ども・子育て支援に関連する施策の取組	127
1 幼児期の学校教育・保育の一体的提供（就学前教育の充実と幼児期からの学びの連続性）	128
2 育児休業後の保育施設等の円滑な確保	136
3 児童虐待防止対策	139
4 ひとり親家庭の自立支援の推進	143
5 障害児施策の取組	148
6 特別支援教育の充実	152
7 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	154
第7章 計画の推進	157
1 計画の推進体制	157
2 計画の進捗状況の管理（実施状況等の点検・評価・計画の見直し）	157
資料編	
1 中央区子ども・子育て支援新制度における利用希望把握調査（ニーズ調査）抜粋	資料編-1
2 子ども・子育て支援新制度に関連する条例	資料編-7
3 保育料	資料編-32
4 用語解説	資料編-37
5 施設位置図	資料編-42
6 中央区子ども・子育て会議審議経過	資料編-47
7 パンフレット「子ども・子育て支援新制度」がはじまります	資料編-49



コラム目次

◆母と子の健康モバイルサイト	45
◆虹のサービス（区民どうしのたすけあい家事サポート）	47
◆学童クラブと子どもの居場所「ブレディ」	54
◆夏休み福祉・ボランティア体験「イナっこ教室」	55
◆地域スポーツクラブ	58
◆地域型保育事業	63
◆認証保育所	65
◆保育所のプールの貸し借り	65
◆利用者支援事業	67
◆ファミリー・サポート・センター	70
◆赤ちゃん・ふらっと	71
◆オレンジリボン	79
◆民生・児童委員の活動	92
◆こども安全安心メール	93
◆保育の質の確保のための取組	135

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の経緯

○国の少子化対策と子ども・子育て支援に関する取組

わが国の少子化問題は、平成2年の合計特殊出生率が1.57（1.57ショック）を記録したことを契機に、少子化が社会全体の深刻な問題として認識され始めたことに端を発します。

その後、平成6年の「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）をはじめ、平成11年には中長期的に進めるべき総合的な少子化対策の指針として「少子化対策推進基本方針」を策定し、以後、「新エンゼルプラン」、「仕事と子育ての両立支援策の方針について（平成13年7月閣議決定）」に基づく「待機児童ゼロ作戦」等により、子育てと仕事の両立支援を中心として、子どもを産みたい人が産み育てやすいようにするための環境整備に力点を置いて、さまざまな対策が講じられてきました。

さらに平成15年7月には、急速な少子化の進行が今後のわが国の社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるものであることから、少子化の流れを変えるため、改めて政府・地方公共団体・企業等が一体となって、従来の取組に加え、もう一段の対策を推進することが必要であるとの認識の下「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。この法律により、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、男性を含めた働き方の見直し、仕事と子育ての両立の推進、保育サービスの充実、子育てを支援する生活環境の整備など地方公共団体および企業における平成17年4月から平成27年3月までの10年間の集中的・計画的な取組を推進するための行動計画の策定が義務づけられました。

しかしながら、平成17年には初めて総人口が減少に転じ、出生数は106万人、合計特殊出生率は1.26の過去最低を記録するなど、少子化の進行に歯止めはかからず、従来の対策のみでは少子化の流れを変えることはできなかったことを深刻に受け止めた上で、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図る必要性が生じました。国は平成18年6月、少子化社会対策会議で決定した「新しい少子化対策について」を踏まえ、出産費用の負担軽減や子育て家庭への支援と地域の子育てサービスの充実など新たな少子化対策を打ち出しました。

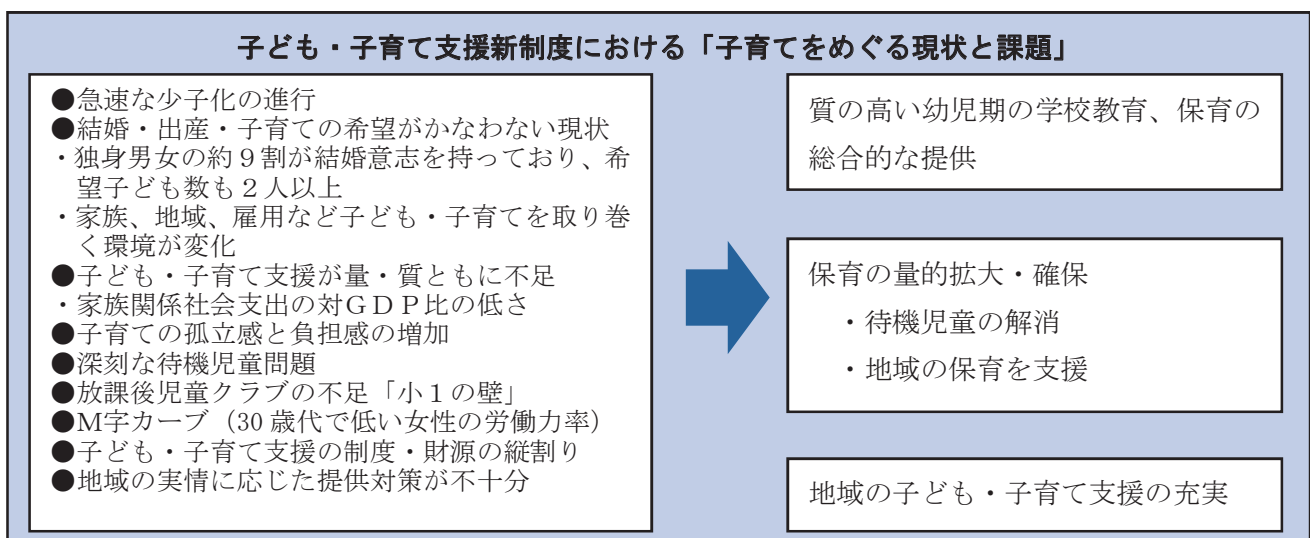
さらに、平成19年12月には、結婚や出産・子育てに関する国民の希望を実現するために何が必要であるかに焦点を当て、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」の2点を「車の両輪」として進めていく必要があるとする「子どもと家族を応援する日本」重点戦略がとりまとめられました。

このように「1.57ショック」以後、国は少子化対策としてさまざまな計画の策定や対策を講じてきましたが、状況が好転するような兆しは見られず、目に見える成果を上げられなかったのが実情です。そこで国は、子どもが主人公（チルドレン・ファースト）、少子化対策から子ども・子育て支援への転換、仕事と生活の両方を調和という視点で、子どもと子育てを応援する社会をめざす「子ども・子育てビジョン（平成22年1月閣議決定）」を策定するとともに、「子ども・子育て新システム検討会議」を設置し、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの検討を始めました。

その結果、核家族化の進行、待機児童問題、就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は依然として厳しく、これからの日本には、子どもを産み、育てやすい社会にしていくために、国や地域を挙げて、子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが必要であるとの結論に至りました。

こうした状況を受け、平成 24 年 8 月に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大および確保、地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、「子ども・子育て支援法」が制定されるとともに、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（認定こども園法の一部改正法）」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（整備法）」が制定されました。以上の「子ども・子育て関連 3 法」に基づき、平成 27 年 4 月より「子ども・子育て支援新制度」が実施されることとなりました。

加えて、平成 26 年 4 月には「次世代育成支援対策推進法」の有効期間が 10 年間延長され、地方公共団体および企業における子育て環境の整備の取組および行動計画の策定を継続していくことが規定されました。



○中央区における取組

中央区においては、昭和 30 年代以降、高度成長に伴う業務機能の一極集中や核家族化が進行し、都心から郊外への人口流出などが要因で、毎年 2,000 人を超えるペースで人口が減少し、学校の統廃合や伝統あるコミュニティの崩壊を招きかねない事態となりました。

そこで、昭和 63 年 1 月に「都心に人が住めるようにしよう」を合言葉に、「定住人口回復対策本部」を設置し、区役所内はもとより、区議会、区民と一体となって人口回復に向け、「遠・高・狭」を打開すべく総合的な取組を推進してきました。若年者や子育て世帯を対象とした住宅施策の展開、区立認可保育所の新設・改築や私立認可保育所等の運営支援など保育環境を充実させるとともに、一時預かり保育や病児・病後児保育など、多様な子育て支援事業を実施してきました。

その結果、平成 9 年の 71,806 人を底として、平成 26 年では約 1.9 倍の 134,370 人となり、着実に子育て世代の転入が増え、同時に出生数、子どもの数も増えました。合計特殊出生率は平成 19 年に 1.0 台を回復して以降増加し、平成 25 年には 1.29 となるとともに、出生数は平成 22 年から 3 年連続で 1,400 人を超え、平成 25 年には 1,694 人、平成 26 年は 10 月末で 1,525 人に達し、乳幼児人口も平成 16 年の 4,059 人から平成 26 年には 7,883 人になり、この 10 年間で約 2 倍の増加を見せています。

本区においては、平成 17 年 3 月に策定した保健医療福祉分野の総合計画である「第二次中央区保健医療福祉計画」のなかに「次世代育成支援行動計画」を取り込み、総合的な子育て支援策を展開してきました。さらに乳幼児人口の増加等を受け、保育ニーズの高まりに対応すべく保育所待機児童ゼロをはじめとした子育て支援に全庁を挙げて取り組み「子育てナンバーワン」を実現するため、平成 21 年 8 月に子育て支援対策本部を設置しました。

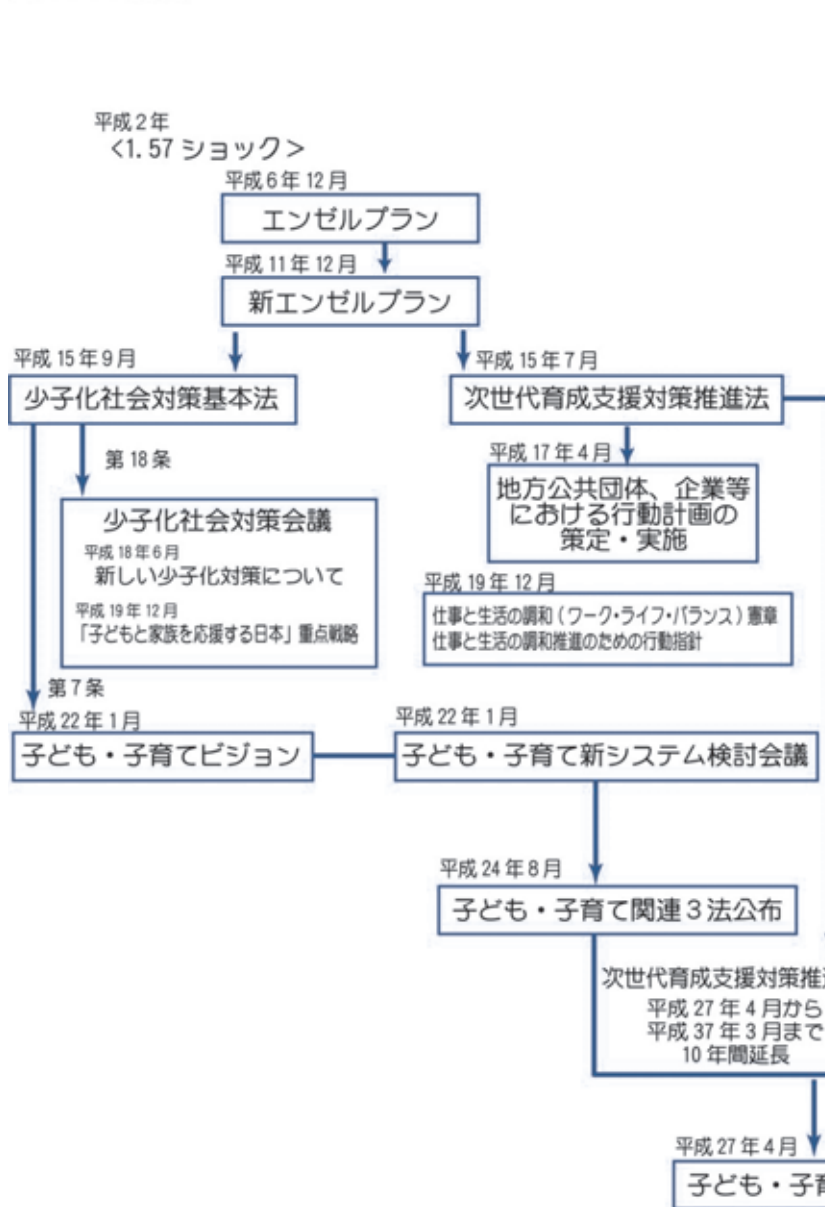
このような計画的な事業実施や子育て支援対策の体制強化のもと、仕事と子育てを両立できる保育環境の整備として、平成 15 年には 13 園（定員 1,276 名）であった認可保育所を平成 26 年 10 月までに 29 園（定員 2,674 名）に増設し、1,398 名の定員拡大を図りました。また、多様な就労形態に対応するため、ゼロ歳児の保育時間拡大や、午後 7 時半まで預かる延長保育を全ての区立保育所で実施し、さらには急な残業等に柔軟に対応できるよう 1 日単位で延長保育が利用できる「スポット利用制度」を実施するとともに、午後 10 時までのスポット夜間保育を区立京橋こども園で初めて実施するなど、さまざまな保育サービスの充実を図ってきました。

さらに、地域における子育て支援事業として、地域の身近な場所で利用できるよう子育て交流サロン「あかちゃん天国」を増設したほか、小学校就学後の放課後や夏休みなど保護者の就労などにより家庭で適切な保護育成が受けられない児童を預かる「学童クラブ」を区内全児童館で実施してきました。

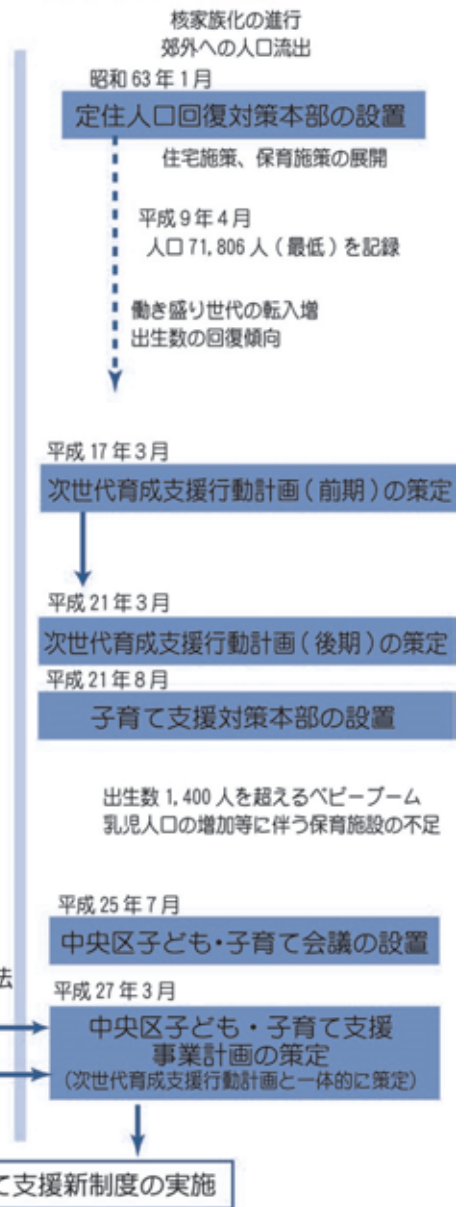
このように、多様な子育て支援策の拡充を進めてきましたが、乳幼児人口の増加に伴う保育ニーズの高まりへの対応や、核家族化・地域のつながりの希薄化による子育て家庭の育児不安や孤立化の解消等、引き続きさまざまな課題への対応が求められています。今後とも安心して子どもを産み育てていける環境づくり、都心中央区にふさわしい子育て支援策のさらなる拡充が必要とされています。平成 27 年 4 月の子ども・子育て支援新制度実施に向け、幼児期の教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保と円滑な実施を総合的かつ計画的に

行うため、子ども・子育て支援施策を中心に、母子保健、教育、ワーク・ライフ・バランス等の取組を総合的に推進する「中央区子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

国の主な動向



中央区の主な動向



2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条の規定に基づき策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

また、「次世代育成支援対策推進法」が 10 年間延長されたことから、同法第 8 条の規定に基づく「市町村行動計画」にも位置づけ、これまでの次世代育成支援行動計画を引き継ぐものとして、次世代育成支援行動計画と一体的に策定します。

また、本計画は、保健・医療・福祉の総合計画である「中央区保健医療福祉計画」の個別計画であり、上位計画である「中央区基本計画 2013」をはじめ、関連する区の計画等との整合性を図りつつ策定しています。

子ども・子育て支援法（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

次世代育成支援対策推進法（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。



内閣府「子ども・子育て支援新制度」シンボルマーク

<計画の位置づけ>

中央区基本構想 ※中央区と区民のまちづくりの憲章、中央区における総合的かつ計画的な行政運営の指針

<中央区の将来像>

生涯躍動へ 都心再生一個性が生きる ひととまち

中央区基本計画2013 ※基本構想を実現する長期総合計画

<10年後の中央区【5つの柱】>

1 災害に強い 都心のまちづくり

2 子どもが輝く子育て・教育のまちづくり

**誰もが安心して子どもを産み、喜びをもって育てることができる
子育て・教育のまちを実現する**

3 すべての人々の健康と高齢者の生きがいのあるまちづくり

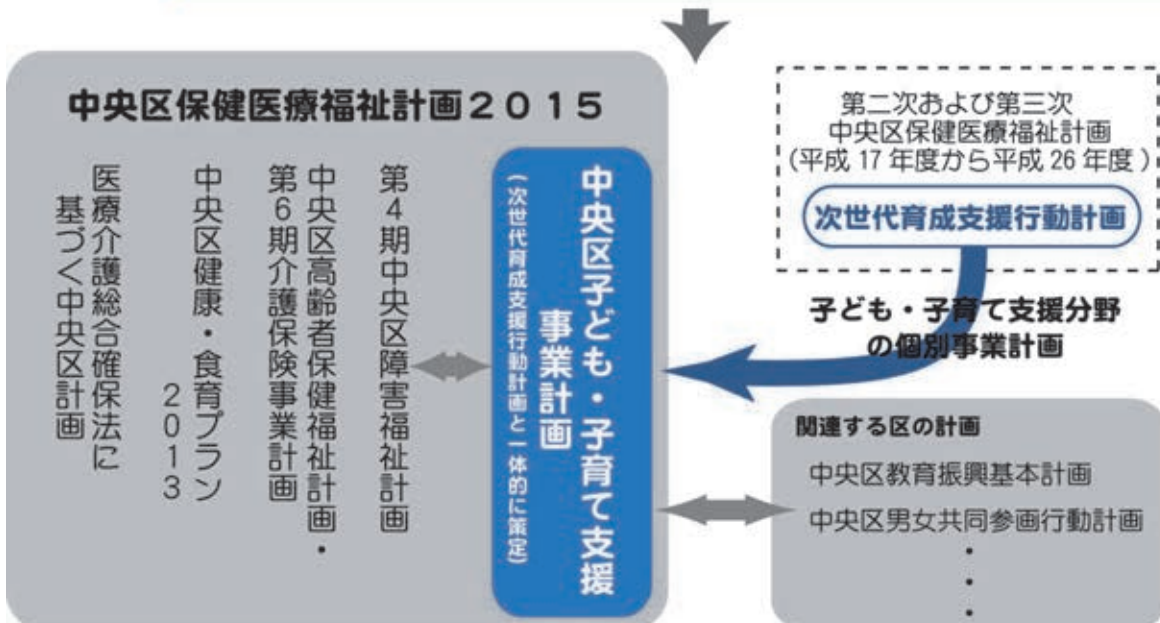
4 地球にやさしい水と緑のまちづくり

5 歴史と先進性を生かしたにぎわいのあるまちづくり

中央区保健医療福祉計画2015 ※保健・医療・福祉の基本指針

<基本理念>

**区民一人ひとりのいのちと尊厳が守られ、生涯にわたっていきいきと健康で、
安全・安心に暮らせる都心のまち・中央区の実現**



3 計画の期間

本計画は、平成 27 年度を初年度とし、平成 31 年度までの 5 年間を計画期間とします。

平成 17～26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度～
①次世代育成支援行動計画						
前期・後期計画						
②子ども・子育て支援事業計画						
①と②を一体的に策定						

4 計画の策定体制（中央区子ども・子育て会議の設置）

「子ども・子育て支援法」第 77 条第 1 項の規定に基づき、教育・保育施設および地域型保育事業の利用定員を定める際や、市町村計画、都道府県計画を策定・変更する際の合議を行う機関の設置が努力義務として規定されました。

本区においても、本計画の策定にあたり子育て当事者等の意見を反映するため、公募による区民代表や子育て支援事業者、学識経験者など以下の構成員からなる「中央区子ども・子育て会議」を平成 25 年 7 月に設置のうえ、平成 25 年 8 月に第 1 回会議を開催し、区長より調査審議の依頼を受け、審議を開始しました。平成 25 年度・26 年度の 2 カ年で合計 8 回「中央区子ども・子育て会議」を開催し、その審議内容を踏まえ、本計画を策定しています。

会長	学識経験者	1 人
会長職務代理者	〃	1 人
医療関係者	各医師会代表	2 人
子育て支援事業者	私立保育所等運営主体代表	1 人
子育て支援事業従事者	保育園長(区立・私立)・幼稚園長・小学校長	4 人
子育て当事者(区民公募)	保護者又は子育てに関心を持つ者	3 人
団体関係者	民生・児童委員協議会各地域代表	3 人
〃	子育て支援関係団体等代表	1 人
区職員	福祉保健部長・教育委員会事務局次長・保健所長	3 人
		19 人

子ども・子育て支援法（市町村等における合議制の機関）

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
- 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

5 調査の実施

本計画の策定にあたり、幼児期の学校教育および保育の施設、地域の子ども・子育て支援事業等の「需要量の見込み」（以下「量の見込み」という。）の設定に必要な現在のサービスの利用状況および今後の利用希望（潜在的ニーズ）等を把握するため、平成25年10月に「中央区子ども・子育て支援新制度における利用希望把握調査」（以下「ニーズ調査」という。）および「中央区ひとり親家庭実態調査」を実施しました。調査結果について集計・分析を行い、平成26年3月に「中央区子ども・子育て支援新制度における利用希望把握調査報告書」、「中央区ひとり親家庭実態調査報告書」としてまとめました。

■ 調査方法

調査種別	対象者	抽出方法	実施方法
利用希望把握調査 （ニーズ調査）	就学前児童（0～5歳）の保護者	住民基本台帳より計画3地域、年齢、男女比を均等に無作為抽出	郵送による 配布・回収
	小学校児童（小1～小6）の保護者		
ひとり親家庭実態調査	児童育成手当（育成手当）受給者	悉皆（ただし、ニーズ調査の対象者として抽出された者を除く）	

■ 回収結果

調査種別	対象者	配布数	回収数	有効回収率
利用希望把握調査 （ニーズ調査）	就学前児童（0～5歳）の保護者	2,520	1,634	64.8%
	小学校児童（小1～小6）の保護者	1,512	856	56.6%
ひとり親家庭実態調査	児童育成手当（育成手当）受給者	712	386	54.2%

6 パブリック・コメントの実施

計画の素案がまとまった段階で、区民の皆様から広くご意見をいただくため、平成26年12月15日から平成27年1月9日にかけてパブリック・コメントを実施し、ご意見を計画に反映しました。

第2章 計画の基本的な考え方

1 子ども・子育て支援法の目的・基本理念

子どもは社会の希望、未来を作る力であり、安心して子どもを産み、育てることのできる社会の実現は社会全体で取り組まなければならない最重要課題の一つです。

子どもは、親、保護者が育むことが基本ですが、現在、子どもや子育てをめぐる環境の現実には厳しく、近年の家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。また、待機児童の解消が喫緊の課題となっていることや、本格的な人口減少社会が到来し、子どもを産み、育てたいという個人の希望がかなうようにするためのサポートが強く求められていることから、国や地域を挙げて、社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支え合いの仕組みを構築することが社会の役割となっています。

また、幼児期の教育および保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであるため、地域における創意工夫を生かしつつ、就学前の子どもに対する教育・保育や、保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進する必要があります。

このような背景を受け、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定され、幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の給付（施設型給付）および小規模保育事業等への給付（地域型保育給付）の創設等を行い、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を目指すこととなりました。

その中でも特に本計画の根拠となるべき「子ども・子育て支援法」の目的および基本理念については、以下のように定められています。

子ども・子育て支援法

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援法に基づく基本指針

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 26 年内閣府告示第 159 号）」（以下「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」という。）において、子ども・子育て支援の意義について以下のように示されています。

「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」より抜粋

「第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項」より

- ◇ 子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要がある。
- ◇ 子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の我が国の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つである。
- ◇ 親自身は、周囲の様々な支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していくものであり、全ての子育て家庭を対象に、こうしたいわゆる「親育ち」の過程を支援していくことが必要とされている。

「第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項

一 子どもの育ち及び子育てをめぐる環境」より

- ◇ 子どもが安心して育まれるとともに、子ども同士が集団の中で育ち合うことができるよう、また、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、男女共に保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会を始め社会全体で支援していくことが必要である。こうした取組を通じて、全ての子どもの健やかな育ちを実現する必要がある。

「第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項

二 子どもの育ちに関する理念」より

- ◇ 乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得及び学童期における心身の健全な発達を通じて、一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整備することが、社会全体の責任である。

「第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項

三 子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義」より

- ◇ 子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じるような支援をしていくことである。

3 中央区における子育て支援についての基本的な考え方

子ども・子育て支援法、子ども・子育て支援法に基づく基本指針、中央区基本計画 2013、第三次中央区保健医療福祉計画の考え方を踏まえ、中央区における子育て支援についての基本的な考え方を以下のとおりとします。

中央区基本計画 2013

誰もが安心して子どもを産み、喜びをもって育てることができる子育て・教育のまちの実現(10年後の中央区<5つの柱>より)

第3次中央区保健医療福祉計画

- 子どもは、次代を担う地域の「宝」であり、子どもたちが健やかに育ち、豊かな心を育み、元気に明るく輝いていける地域社会の実現が求められている。
- 次代を担う子どもたちが、豊かな心で、元気に明るく輝いていくためには、保護者の子どもを育てていく力、すなわち「親力」が重要であり、その強化のための子育て家庭への支援が必要である。

子育て、子育て、親育ちの観点からの基本的な考え方

子育て

子どもの成長においては、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における子ども同士の関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められることが必要です。このような子どもが自己肯定感をもって育まれる環境の整備を進めていくことが重要です。

子育て

すべての子どもの健やかな育ちと発達が保障される、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。そのためには乳児、幼児、学齢期などの特性を踏まえて、発達段階に応じた質の高い教育・保育や適切な子育て支援が提供されることが必要です。

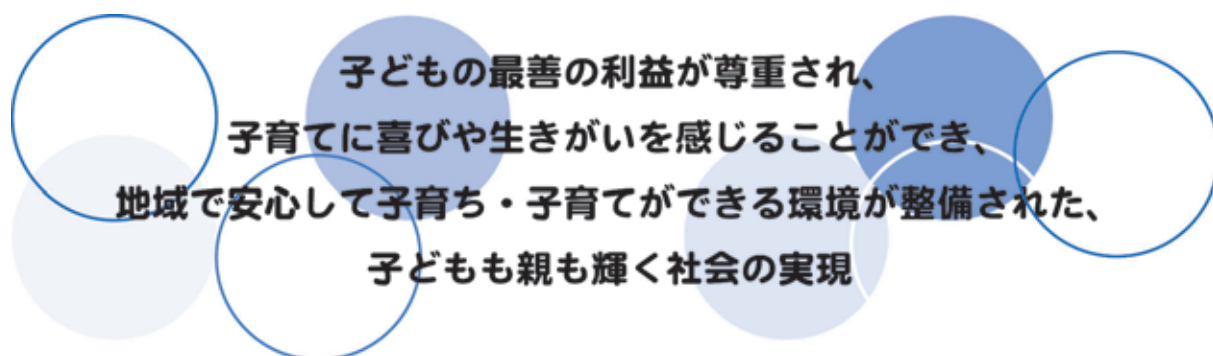
また、子どもは次代を担う地域の宝であり、子育て支援は未来への投資として社会全体で取り組むべき重要な課題です。

親育ち

家庭は子どもの成長における出発点です。しかしながら、現在、子どもや子育てをめぐる環境の現実には厳しく、近年の核家族化の進行や地域のつながりの希薄化によって、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。子育てに対する負担や不安を和らげることを通じて、親、保護者が子育てに喜びや幸せを感じながら、子育てを経験することを通じて保護者自身も親として成長する「親育ち」を感じられるような温かな家庭がつけられることが大切です。

4 計画の基本理念

子育て支援についての基本的な考え方を基に、基本理念を以下のように設定します。



5 計画の方向性

計画の基本理念を実現するために、次の3つを計画の方向性として、子育て支援施策を展開します。

方向性 I

すべての子どもの健やかな育ちを支援します

子どもの人権を尊重しながら、個々の成長を支え、豊かな人間性が育まれるよう、妊娠・出産期から切れ目のない心身の健やかな成長の支援を通じて、すべての子どもがいきいきと輝く育ちの支援施策を推進します。

方向性 II

すべての家庭の子育て支援を充実します

子育ての基礎となるすべての家庭を支えるため、幼児期の教育・保育の量・質の向上、身近な地域で多様な子育て支援が受けられる環境づくりを進めていきます。また、障害や虐待など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、一人一人の子どもの安全と発達が保障されるよう、総合的な施策を推進します。

方向性 III

地域の中で、家庭の子育て力を高めていけるよう応援します

学校や地域、企業、行政等のさまざまな立場の者が、社会の一員として共に子どもの健やかな成長を応援するという意識のもと、地域や社会が子育て家庭に寄り添い、家庭の子育て力を高めていけるよう応援し、保護者が子どもと向き合える環境づくりを推進します。

6 施策の方向性および体系

●…「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」*において計画の基本的記載事項として規定されている事業
 ◎…「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」*において計画の任意記載事項として規定されている事業
 ○…●◎以外で、第三次保健医療福祉計画から引き継ぐ事業または新規掲載事業
 *正式名称：「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

基本理念

地域で安心して子育て・子育てができる環境が整備された、子どもも親も輝く社会の実現
 子どもの最善の利益が尊重され、子育てに喜びや生きがいを感じることができ、

方向性

方向性Ⅰ

すべての子どもの健やかな育ちを支援します

母と子の心身の健康づくり

- 母子保健教育(プレママ教室、パパママ教室)
- 妊婦健康診査
- 乳児家庭全戸訪問事業(新生児等訪問指導)
- 乳幼児健康診査
- 乳幼児健康相談(フリー乳健)
- 予防接種、任意予防接種の費用助成
- 食育の推進
- 子どもの事故予防対策
- 平日準夜間小児初期救急診療および休日応急診療所等運営

「生きる力」を中心とした質の高い教育の展開

- 確かな学力の向上
- 豊かな心・社会性を育む教育の充実
- 教育・保育の一体的提供(就学前教育の充実と幼児期からの学びの連続性)
- 健康な体をつくる教育の充実
- 特別支援教育の充実

地域における子どもの育ちの支援と放課後対策

- 保育所での地域交流事業
- 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)
- 放課後子供教室(子どもの居場所「プレディ」)
- 児童館運営
- 児童館でのボランティア活動の推進
- 文化のルールの実施
- 少年リーダー養成研修会の実施および地域におけるリーダーの育成
- 少年少女スポーツ教室
- スポーツ少年団

幼児期の教育・保育環境の整備

- 小学校・幼稚園の計画的な増改築の実施
- ◎育児休業後の保育施設等の円滑な確保
- 保育施設の整備
- 教育・保育施設等における児童の安全確保
- 地域型保育事業の導入

方向性Ⅱ

すべての家庭の子育て支援を充実します

多様な子育て支援サービスの提供

- 利用者支援に関する事業(利用者支援事業)
- 時間外保育事業(延長保育事業)
- 幼稚園預かり保育
- 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)(再掲)
- 放課後子供教室(子どもの居場所「プレディ」)(再掲)
- 子育て短期支援事業(子どもショートステイ)
- 一時預かり保育、トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センター事業
- 地域子育て支援拠点事業(子育て交流サロン「あかちゃん天国」)
- 親子講座(子育て講座、絵本の読み聞かせ等)の開催
- 児童館運営(再掲)
- 乳幼児クラブ
- 育児支援ヘルパー
- 緊急一時保育援助事業
- 病児・病後児保育
- 多様な主体の参入促進事業
- 子どもと子育て家庭の総合相談、相談員による児童館巡回相談
- 教育相談・子ども電話相談

専門的知識・技術を要する支援

- ◎児童虐待防止対策
- 養育支援訪問事業
- 要保護児童対策地域協議会
- 児童虐待情報専用電話「子どもほっとライン」
- ◎ひとり親家庭の自立支援の推進
- ひとり親家庭相談・女性相談
- ◎障害児施策
- 子ども発達支援事業
- 特別支援教育の充実(再掲)

子育て世帯への経済的支援

- 子どもの医療費助成
- 認証保育所保育料補助
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業

地域における家庭教育の推進

- 地域家庭教育推進協議会による家庭教育に関する学習会等の開催
- 子育てキャンパス
- 入園・入学準備期の学習会
- 家庭教育学習会
- 父親の子育て参加促進事業(おやじの出番!)
- 報告・交流会

方向性Ⅲ

地域の中で、家庭の子育て力を高めていけるよう応援します

地域・社会全体で子育てを推進

- ◎仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
- 育児中の保護者社会参加応援事業
- 子育て支援講座
- 母子保健教育(プレママ教室、パパママ教室)(再掲)
- 文化のルールの実施(再掲)
- 少年リーダー養成研修会の実施および地域におけるリーダーの育成(再掲)
- 保育所での地域交流事業(再掲)
- ファミリー・サポート・センター事業(再掲)
- 地域子育て支援拠点事業(子育て交流サロン「あかちゃん天国」)(再掲)
- 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)(再掲)
- 放課後子供教室(子どもの居場所「プレディ」)(再掲)
- 児童館運営(再掲)
- 乳幼児クラブ(再掲)
- 児童館でのボランティア活動の推進(再掲)
- ◎児童虐待防止対策(再掲)

相談支援体制の整備

- 乳幼児健康相談(フリー乳健)(再掲)
- 子どもと子育て家庭の総合相談、相談員による児童館巡回相談(再掲)
- 教育相談・子ども電話相談(再掲)
- ひとり親家庭相談・女性相談(再掲)
- 子ども発達支援事業(再掲)

7 子ども・子育て支援新制度の概要

(1) 新制度の全体像

新制度では、幼稚園等での幼児教育と、保育を必要とする子どもへの保育を個人の権利として保障するために、子どものための教育・保育給付制度が導入されます。

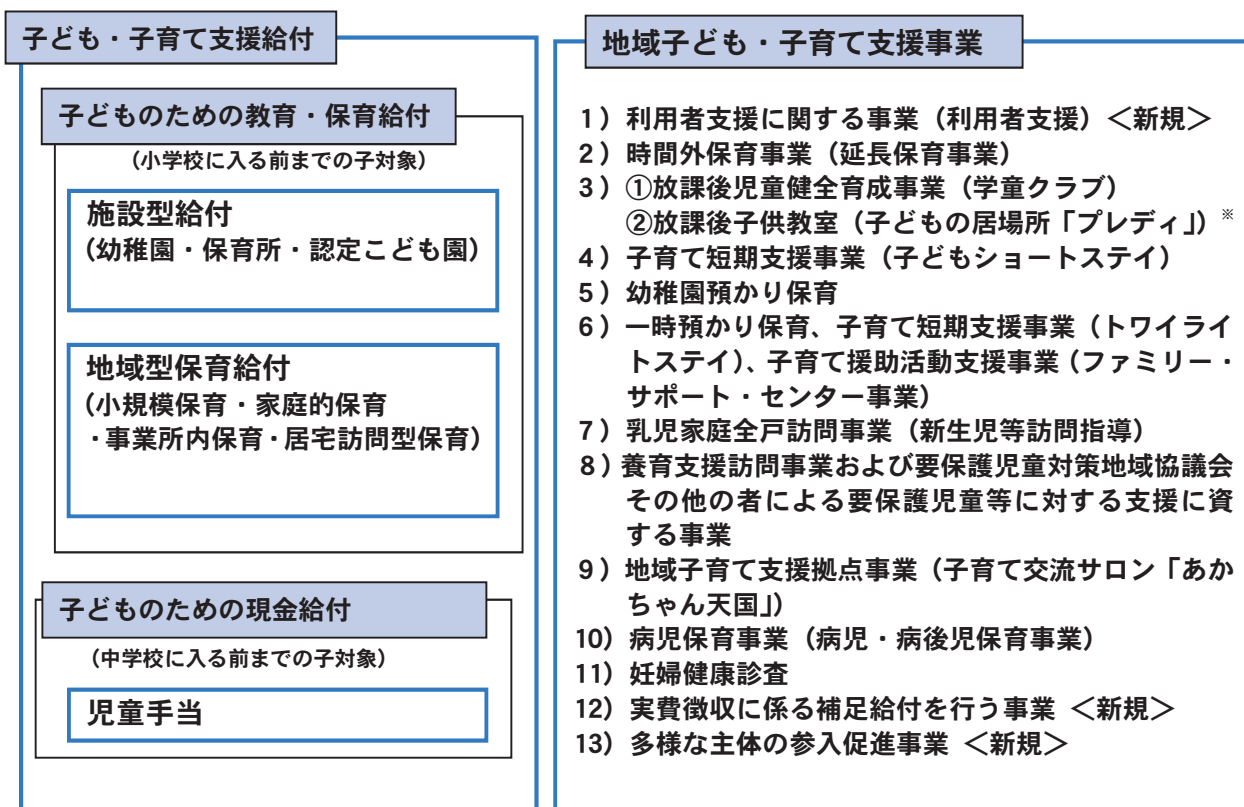
幼稚園、保育所、認定こども園、家庭的保育事業などを利用した場合、その費用に関し、公費から給付が受けられるようになります。

また、子どものための現金給付である児童手当は、中学校に入る前までの児童に対して現金で手当てされるものです。

地域子ども・子育て支援事業は、「子ども・子育て支援法」第59条に定められた以下の13事業であり、就労の有無に関わらず、すべての子育て家庭を対象に地域の実情に応じて実施される事業です。

教育・保育および地域子ども・子育て支援事業について、区が子ども・子育て支援制度の実施主体となり、地域のニーズに応じた量の見込みならびに提供体制の確保の内容およびその実施時期等を盛り込んだ事業計画を作成し、計画的に教育・保育および地域子ども・子育て支援事業を実施します。

新制度における給付・事業の全体像

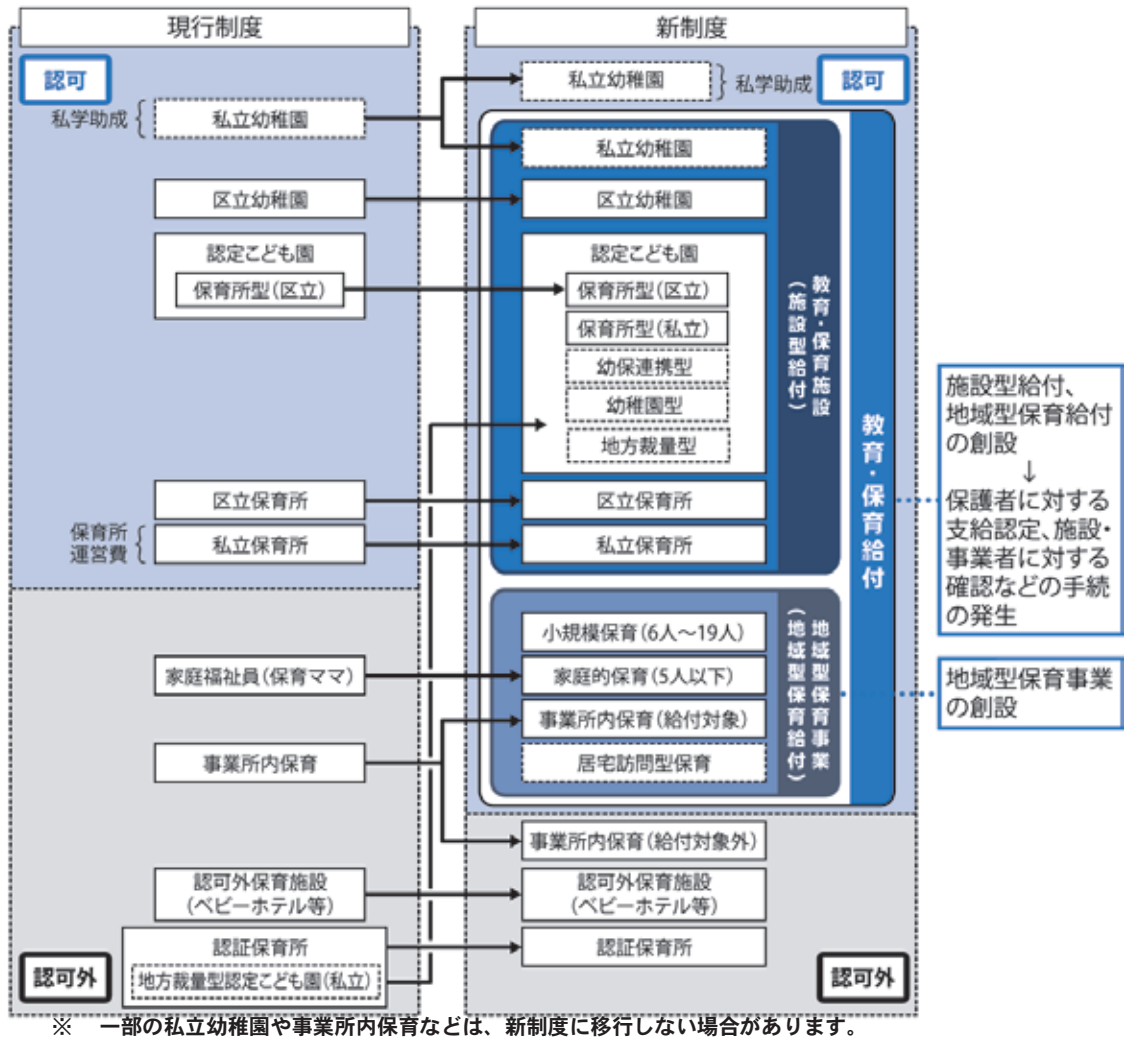


※区独自事業

(2) 現行制度と新制度の比較

現在、本区にある幼稚園、認可保育所は給付対象施設として新制度に移行します。認証保育所は東京都が独自に認証した認可外保育施設であり、新制度の給付対象とはなりません。

また、新制度では、区が条例等で定めた基準を満たす事業者を認可する0～2歳児を対象とする地域型保育事業が始まります。これは、区の家庭福祉員制度が家庭的保育事業として移行するとともに、定員数が19人以下の小規模保育事業や居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業が新たに創設され、地域型保育給付の対象となるものです。



給付対象施設(教育・保育施設)

施設種別	内 容
幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設
保育所(定員20人以上)	就労などのため家庭で保育できない子どもを、保護者に代わって保育する施設
認定こども園	幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、教育・保育を一体的に行う施設

地域型保育事業

事業種別	内 容
家庭的保育事業(定員5人以下)	保育者(保育ママ)がその自宅において、家庭的な雰囲気の中で少人数を対象にきめ細やかな保育を行う事業
小規模保育事業(定員6人~19人)	少人数を対象に、家庭的保育に近い雰囲気の中できめ細やかな保育を行う事業
事業所内保育事業	事業所の保育施設などで、従業員の子もだけでなく、地域の保育を必要とする子どもと一緒に保育を行う事業(地域枠を設けることが給付対象の条件)
居宅訪問型保育事業	障害・疾患などで個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行う事業

(3) 給付対象の施設利用にあたって

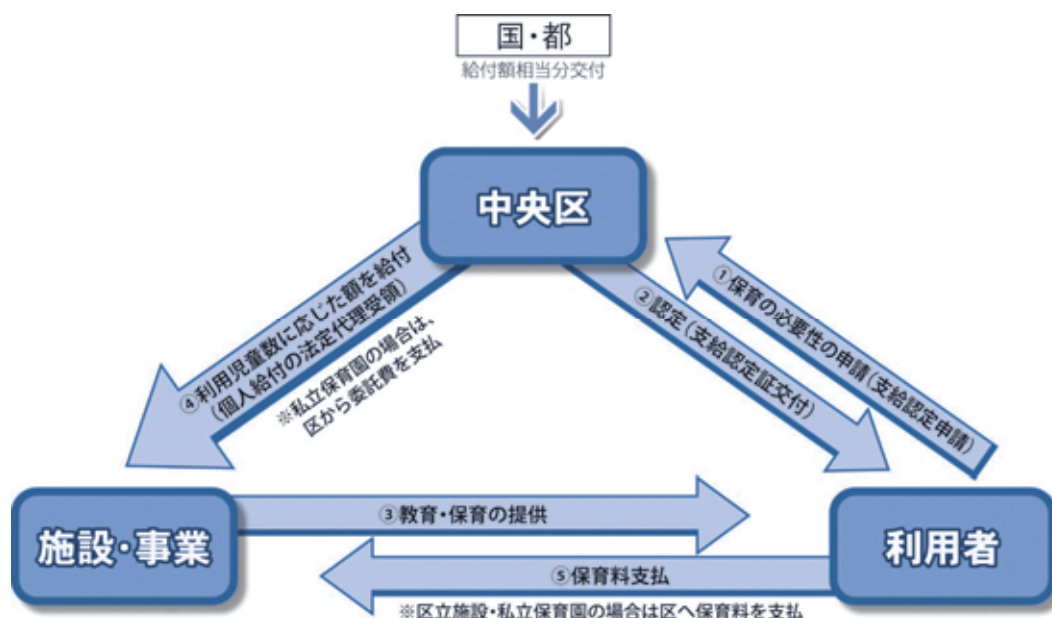
給付制度のしくみ

給付の対象となる教育・保育施設や地域型保育事業を利用するにあたり、子どもの年齢や保育の必要性の有無に応じた「支給認定」を受けることが必要になります。

利用者は保育の必要性の申請（支給認定申請）を区に対して行い（下図①）、それに基づいて区が認定（支給認定証交付）（下図②）を行います。

認定を受けた利用者が、給付の対象となる施設や事業者から教育・保育の提供（下図③）を受けたとき、区から利用児童数に応じた額が施設・事業者へ給付（下図④）される仕組みとなります。

給付は、保護者に対する個人給付ですが、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、施設・事業者が保護者に代わり給付を受け取る仕組み（個人給付の法定代理受領制度）となります。



認定の3つの区分

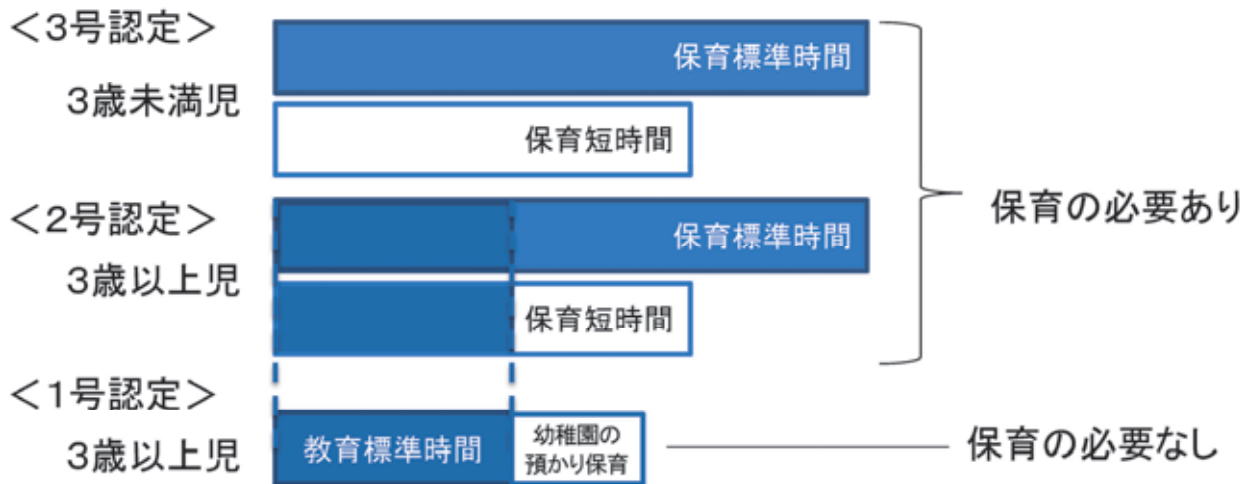
教育・保育給付の対象施設や事業を利用する子どもについて3つの支給認定区分が設けられます。

認定区分	認定基準	対象となる子ども	保育の必要量に応じた区分	利用できる主な施設等
1号認定	教育標準時間認定	満3歳以上の就学前の子ども (2号認定を除く)	—	幼稚園 認定こども園(短時間保育)
2号認定	満3歳以上・保育認定	満3歳以上で、保護者の就労や疾病などの事由により、 <u>保育を必要とする子ども</u>	保育標準時間 または 保育短時間	保育所 認定こども園(長時間保育)
3号認定	満3歳未満・保育認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病などの事由により、 <u>保育を必要とする子ども</u>	保育標準時間 または 保育短時間	保育所 認定こども園(長時間保育) 地域型保育事業

保育の必要量に応じた区分

保育を必要とする2号認定・3号認定子どもについては、保護者の就労状況などの保育を必要とする事由に応じ、1日あたり11時間までの利用に対応する「保育標準時間」と、1日あたり8時間までの「保育短時間」のいずれかに区分されます。

また、1号認定子どもについては、1日あたり4時間程度の教育課程に係る「教育標準時間」の利用となります。幼稚園によっては、保護者の希望により、教育標準時間を超えて預かり保育を実施する園があります。



区分（月単位の保育の必要量に関する区分）

保育標準時間：両親がフルタイムで就労する場合を想定したもの

1カ月あたり平均275時間（212時間超292時間以下）、1日あたり11時間までの利用に対応するもの

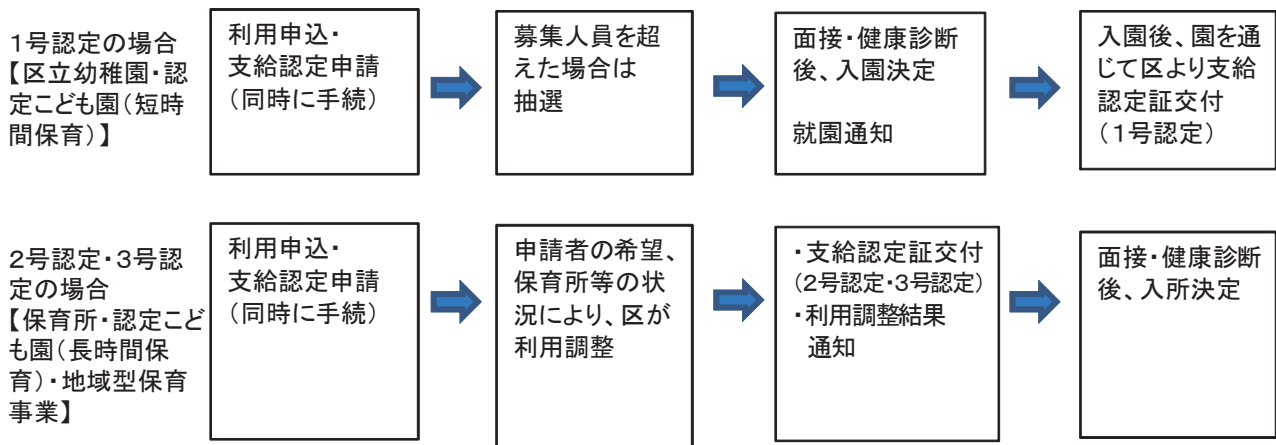
保育短時間：両親の両方またはいずれかがパートタイムで就労する場合を想定したもの

1カ月あたり平均200時間（最大212時間）、就労下限時間は1カ月48時間～64時間（中央区は月48時間）1日あたり8時間までの利用に対応するもの

教育標準時間：1日あたり4時間程度の教育課程に係る時間

利用申込・認定の流れ

教育標準時間の利用となる1号認定と、保育を必要とする2号認定・3号認定の場合の利用申込と認定の流れは以下の通りとなります（平成27年4月入園希望者）。



第3章 中央区の乳幼児人口・出生状況および子ども・子育て支援の現状

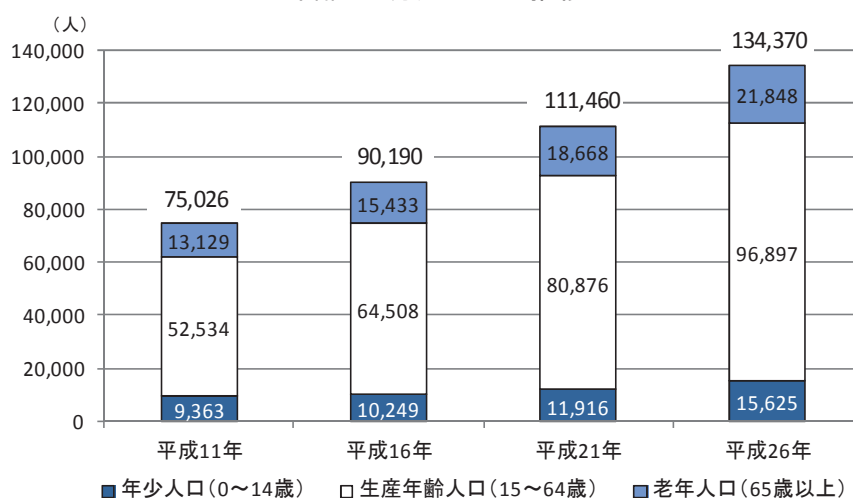
1 中央区の乳幼児人口・出生状況

(1) 人口の推移

平成26年4月1日現在の総人口は15年前と比較すると約1.9倍の134,370人となっています。

年齢3区分別の人口動向をみると、各区分で人口は増加傾向にあります。子育て世代といわれる30代から40代の人口増に合わせて年少人口が急速に増加しています。

年齢3区分別人口の推移

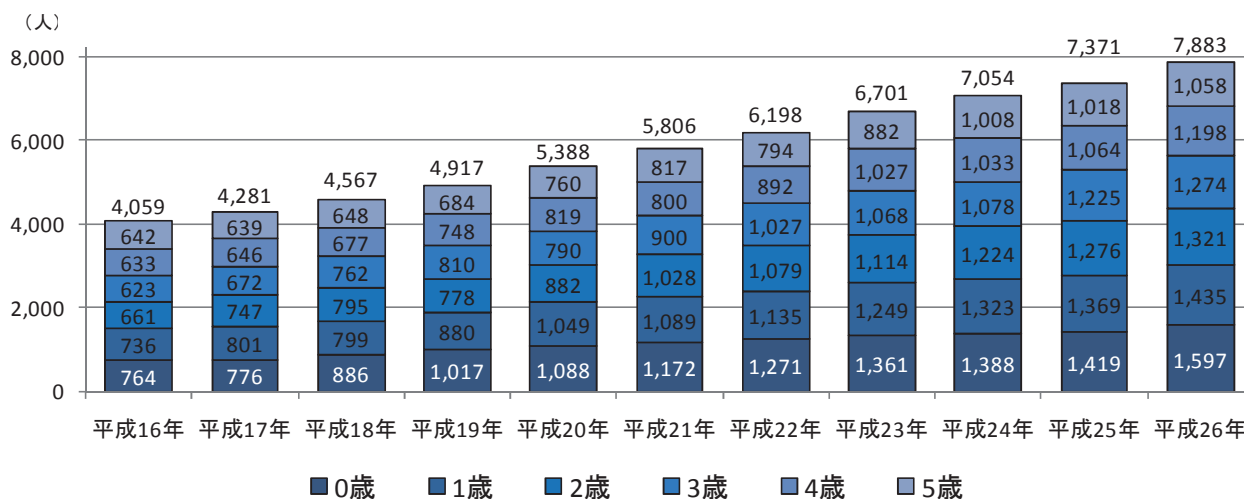


※各年4月1日現在 中央区「住民基本台帳」(平成21年までは外国人を除く。)

(2) 乳幼児人口の推移

平成16年から0~5歳の乳幼児人口の推移をみると、平成26年の乳幼児人口は7,883人となり、10年前の約2倍に増えています。平成26年の0歳児は1,597人であり、乳児人口の約20%を占めています。

乳幼児人口の推移



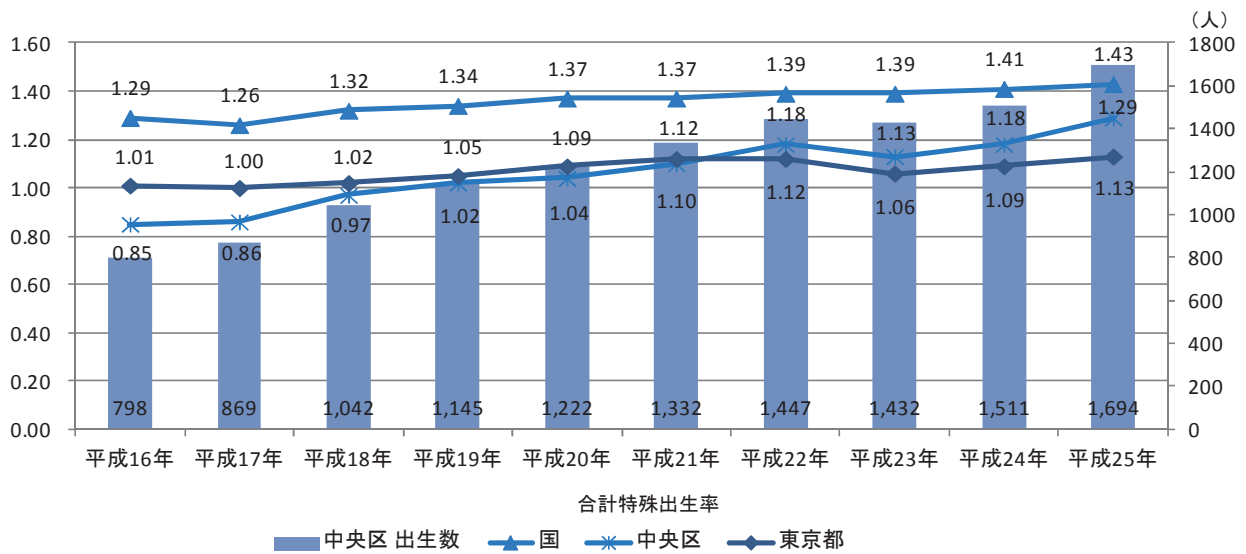
※各年4月1日現在 中央区「住民基本台帳」(外国人を除く。)

(3) 出生数の推移

中央区の合計特殊出生率は東京都平均と比較して、平成17年では低い状況ではあるものの、平成18年以降徐々に増加しています。平成22年には東京都平均を超え、平成25年には1.29となっています。

年間あたりの出生数は、平成18年に1,000人を超え、その後も増加が続き、平成24年には1,500人を突破し、平成25年には1,694人となっています。平成25年と平成16年とを比較すると2倍以上の増加となっています。

合計特殊出生率・出生数(区)の推移



※平成24年8月以降の出生数は、住基法の一部改正(24.7.9施行)に伴い、外国人住民を含む。
 ※合計特殊出生率とは、15~49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生に産む子どもの平均数を示す。
 ※合計特殊出生率は、「人口動態統計(確定数)の概況」(厚生労働省)および「人口動態統計年報(確定数)」(東京都)による。



あかちゃん天国

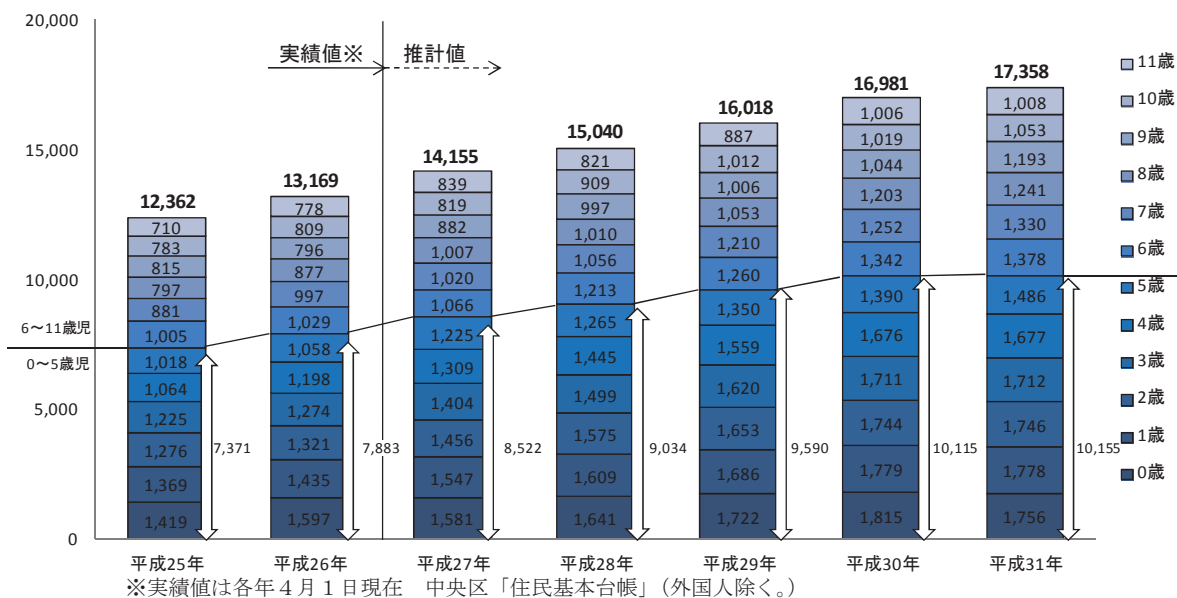


乳幼児クラブ

(4) 本計画で取り扱う将来人口推計

本計画では、平成 25 年 4 月 1 日を基準人口とし、直近の開発動向などの要素を取り入れて算出した人口推計を用いています。

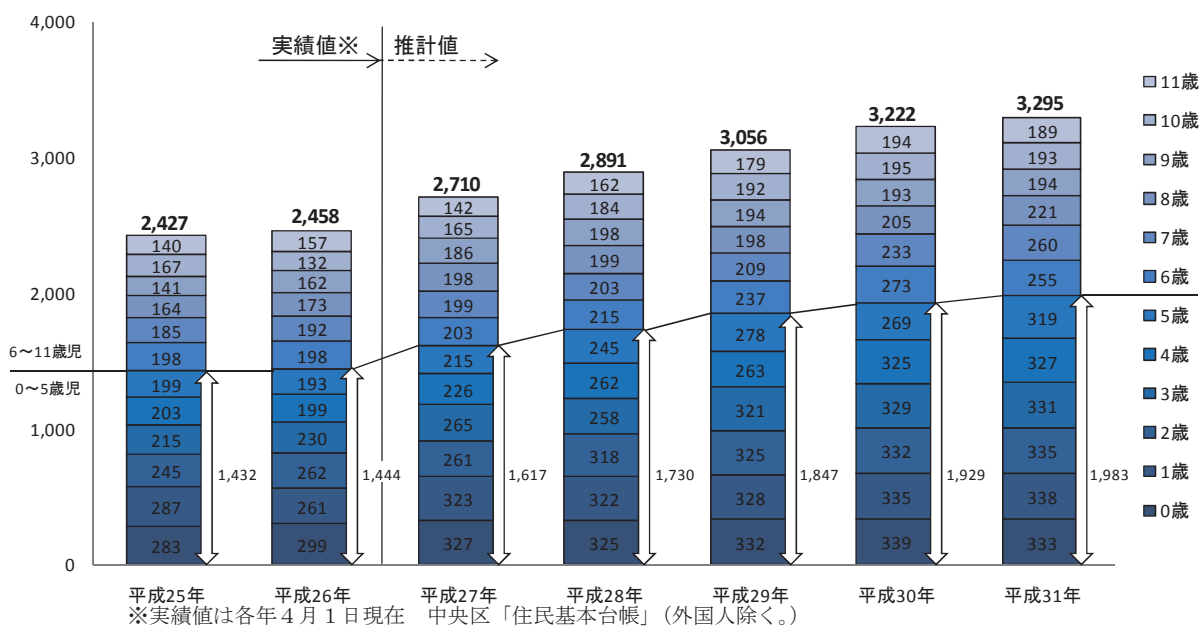
人口推計では平成 27 年以降もマンション建設を含む再開発などが相次ぐことから増加傾向は続き、平成 31 年に乳幼児・小学校就学児童の人口は 1 万 7 千人を超えるものと推計されています。



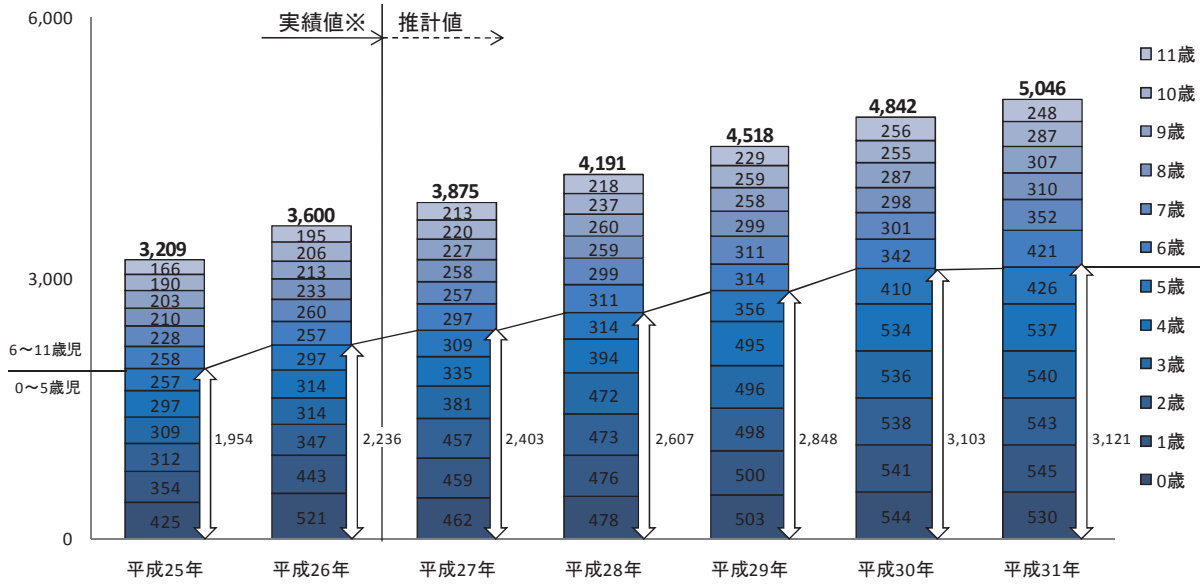
地域別の平成 26 年実績値をみると、月島地域が全区の約 5 割を占めており、次いで日本橋地域で約 3 割となっています。

京橋、日本橋、月島の 3 地域の推計値をみると、全ての地域において平成 27 年以降も増加傾向が続きます。特に日本橋地域の伸びは 3 地域の中でも大きく、平成 25 年と平成 31 年を比較すると 0～11 歳の人口が約 1.6 倍になると推測されます。これは、日本橋地域において活発に行われている世帯向け中・小規模マンションの建設が今後も継続すると予想されることによるものです。

【京橋地域】

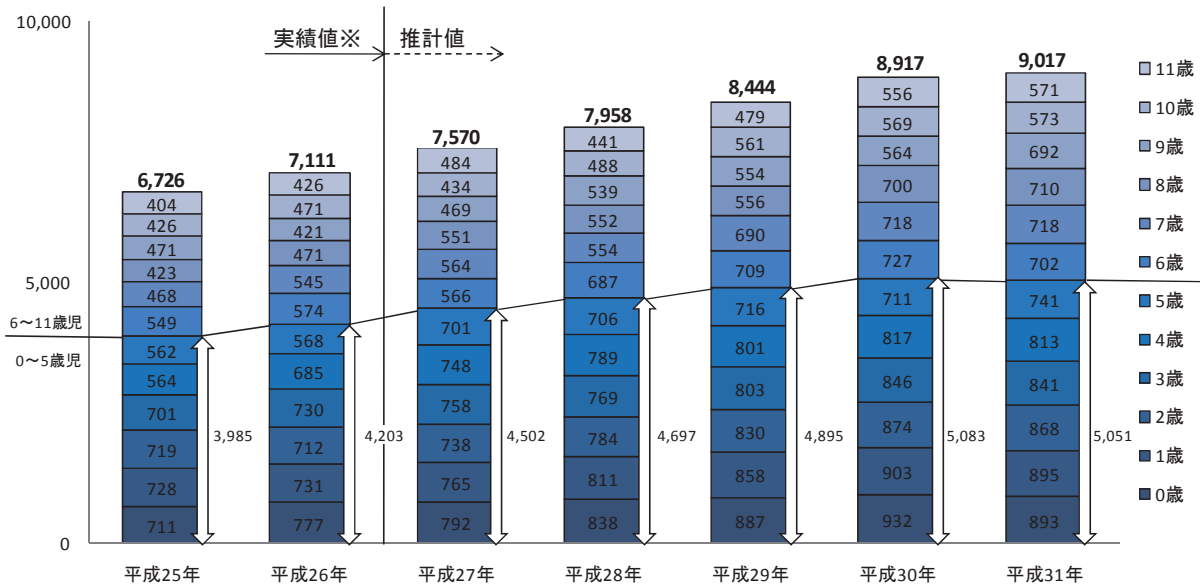


【日本橋地域】



※実績値は各年4月1日現在 中央区「住民基本台帳」(外国人除く。)

【月島地域】



※実績値は各年4月1日現在 中央区「住民基本台帳」(外国人除く。)

2 子ども・子育て支援の現状

(1) 教育・保育施設の現状

①施設の概要と位置

認可保育所等

現在、区内には認可保育所が30カ所、認定こども園3カ所が開設されています。

名称	施設数(備考)
区立認可保育所	14園(うち公設民営3園)
私立認可保育所	16園 (※平成27年4月に3園開設予定)
認定こども園	区立2園(保育所型) 私立1園(地方裁量型 ※平成27年4月に保育所型に移行)
地域型保育事業	小規模保育事業所1カ所 (※平成27年4月開設予定) 事業所内保育事業所1カ所 (※平成27年4月開設予定) 家庭的保育者(保育ママ)6名



認証保育所

現在、区内には16カ所の認証保育所が開設されています。

名称	施設数(備考)
東京都認証保育所	16園

※認証保育所：大都市の特性に着目した都独自の基準(認証基準)を満たし、都知事が認証した施設



区立幼稚園

現在、区内に13カ所の区立幼稚園を開設しています。そのうち、3園で午後4時30分までの預かり保育を実施しています。

名称	施設数(備考)
区立幼稚園	13園
預かり保育実施園	うち3園



事業所内保育施設・ベビーホテル等

現在、企業が設置した主として従業員の子どもの保育を提供する事業所内保育施設が11施設、民間のベビーホテルが13施設、その他の認可外保育施設が1施設あります。

名称	施設数(備考)
事業所内保育施設	11施設 (事業所9、院内2:主として従業員の子どもに保育を提供)
ベビーホテル	13施設 (都や区の認証、認定がないもののうち、午後7時以降の保育、宿泊を伴う保育、時間単位での児童の預かりを行っている施設)
その他認可外保育施設	1施設

※事業所内保育施設およびベビーホテル等は東京都や区の認証、認可のない施設で都に届け出たもの



②幼稚園・保育所入所状況等

平成22年と平成26年度の比較で保育所等入所希望者は2,160人から3,300人に増加し、保育ニーズ率も34.8%から41.9%に上昇しています。とりわけ1・2歳のニーズの伸びが大きく、平成26年度では49.2%で約半数を占め、3～5歳についても、平成22年度では幼稚園の入園率が51.6%で半数以上を占めていたのが、平成26年度では43.7%まで下がり、一方で保育ニーズ率は44.6%に上昇し、逆転現象が起っています。

平成22年度		各年度4月1日現在					
学 齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
学齢別人口 0歳～5歳 A	1,271人	1,135人	1,079人	1,027人	892人	794人	6,198人
		2,214人			2,713人		
保育所等入所者数 B	220人	781人			1,007人		2,008人
待機児童数 C	20人	106人			26人		152人
小計 D(B+C) : 入所希望者数	240人	887人			1,033人		2,160人
保育ニーズ率 D/A	18.9%	40.1%			38.1%		34.8%
幼稚園入園者数 E	—	—	—		1,400人		
入園率 E/A	—	—	—		51.6%		

平成23年度		各年度4月1日現在					
学 齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
学齢別人口 0歳～5歳 A	1,361人	1,249人	1,114人	1,068人	1,027人	882人	6,701人
		2,363人			2,977人		
保育所等入所者数 B	235人	940人			1,131人		2,306人
待機児童数 C	0人	40人			0人		40人
小計 D(B+C) : 入所希望者数	235人	980人			1,131人		2,346人
保育ニーズ率 D/A	17.3%	41.5%			38.0%		35.0%
幼稚園入園者数 E	—	—	—		1,511人		
入園率 E/A	—	—	—		50.8%		

平成24年度		各年度4月1日現在					
学 齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
学齢別人口 0歳～5歳 A	1,388人	1,323人	1,224人	1,078人	1,033人	1,008人	7,054人
		2,547人			3,119人		
保育所等入所者数 B	246人	1,037人			1,240人		2,523人
待機児童数 C	8人	70人			1人		79人
小計 D(B+C) : 入所希望者数	254人	1,107人			1,241人		2,602人
保育ニーズ率 D/A	18.3%	43.5%			39.8%		36.9%
幼稚園入園者数 E	—	—	—		1,512人		
入園率 E/A	—	—	—		48.5%		

平成25年度		各年度4月1日現在					
学 齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
学齢別人口 0歳～5歳 A	1,419人	1,369人	1,276人	1,225人	1,064人	1,018人	7,371人
		2,645人			3,307人		
保育所等入所者数 B	284人	1,114人			1,389人		2,787人
待機児童数 C	25人	153人			15人		193人
小計 D(B+C) : 入所希望者数	309人	1,267人			1,404人		2,980人
保育ニーズ率 D/A	21.8%	47.9%			42.5%		40.4%
幼稚園入園者数 E	—	—	—		1,497人		
入園率 E/A	—	—	—		45.3%		

平成26年度		各年度4月1日現在					
学 齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
学齢別人口 0歳～5歳 A	1,597人	1,435人	1,321人	1,274人	1,198人	1,058人	7,883人
		2,756人			3,530人		
保育所等入所者数 B	323人	1,266人			1,576人		3,165人
待機児童数 C	46人	89人			0人		135人
小計 D(B+C) : 入所希望者数	369人	1,355人			1,576人		3,300人
保育ニーズ率 D/A	23.1%	49.2%			44.6%		41.9%
幼稚園入園者数 E	—	—	—		1,541人		
入園率 E/A	—	—	—		43.7%		

平成 26 年度（詳細）

学 齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
学齢別人口(A)	1,597人	1,435人	1,321人	1,274人	1,198人	1,058人	7,883人
認可保育所入所者数(B)	221人	441人	479人	490人	434人	403人	2,468人
入所率 (B)/(A)	13.8%	30.7%	36.3%	38.5%	36.2%	38.1%	31.3%
認証保育所入所者数(C)	98人	171人	170人	109人	79人	61人	688人
入所率 (C)/(A)	6.1%	11.9%	12.9%	8.6%	6.6%	5.8%	8.7%
家庭福祉員入所者数(D)	4人	5人	0人	—	—	—	9人
入所率 (D)/(A)	0.3%	0.3%	0.0%	—	—	—	0.1%
待機児童数(E)	46人	74人	15人	0人	0人	0人	135人
待機率 (E)/(A)	2.9%	5.2%	1.1%	0.0%	0.0%	0.0%	1.7%
小計(保育ニーズ)(F)	369人	691人	664人	599人	513人	464人	3,300人
保育ニーズ率	23.1%	48.2%	50.3%	47.0%	42.8%	43.9%	41.9%
学齢別人口 3～5歳(G)	—	—	—	1,274人	1,198人	1,058人	3,530人
幼稚園入園者数(H)	—	—	—	517人	544人	480人	1,541人
幼稚園入園率(H)/(G)	—	—	—	40.6%	45.4%	45.4%	43.7%
合計 (I)	369人	691人	664人	1,116人	1,057人	944人	4,841人
その他(A-I)	1,228人	744人	657人	158人	141人	114人	3,042人
就 園 率 等(I)/(A)	23.1%	48.2%	50.3%	87.6%	88.2%	89.2%	61.4%

※保育所等入所者数…認可保育所、認証保育所、認定こども園(長時間保育)、家庭福祉員の合計

※待機児童数…「認可保育所への入所申込みをしており、入所要件に該当しているが、入所していない児童の数」から「認証保育所・家庭福祉員等で保育を受けている者、および近くに入所可能な保育所があるにもかかわらず、保護者の都合で入所しない者」を除いた児童の数(厚生労働省の定義による)

※保育ニーズ率…保育所等入所希望者数(保育所等入所者数+待機児童数)÷0～5歳児人口

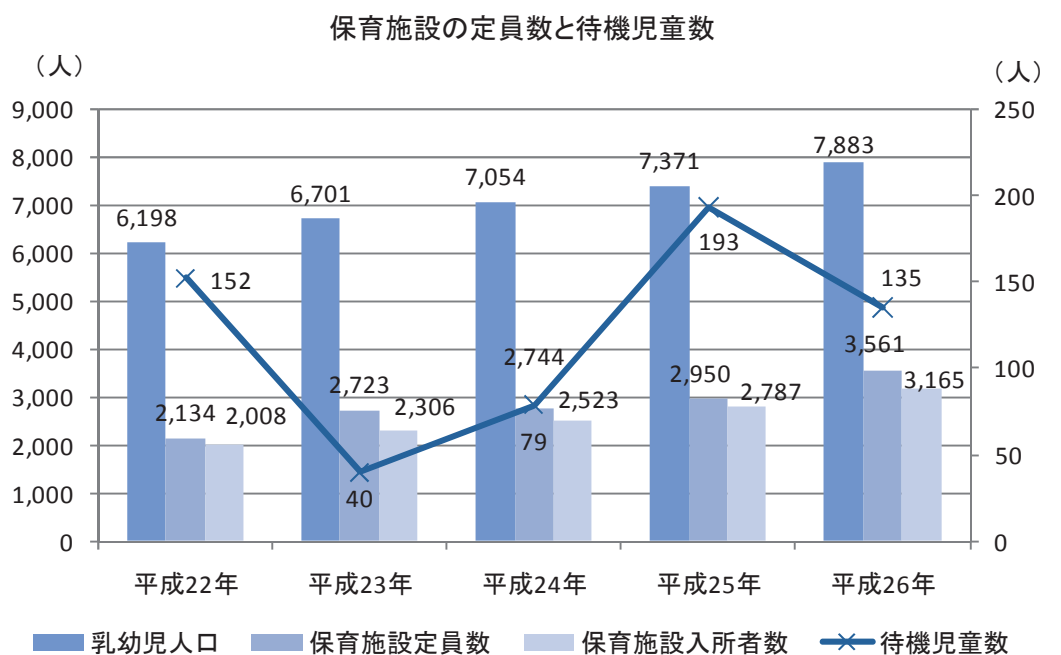
※幼稚園入園率…幼稚園入園者数÷3～5歳児人口



保育所と幼稚園の交流会

③保育施設の定員数と待機児童数

保育施設については、過去5年で定員数を1,427人増やしていますが、入所者数も1,157人増えています。待機児童数については、平成22年に152人となったことから、施設整備による定員拡大を行い、定員数が増えた平成23年は40人と一旦は減少したものの、乳幼児人口の増加と保育ニーズ率の上昇も相まって平成24年は79人、平成25年は193人に増加しました。平成26年度は認可保育所6カ所の新規開設による定員拡大により、135人に減少しています。



※各年4月1日の実績値

※保育施設定員数は、認可保育所、認証保育所、認定こども園（長時間保育）、家庭福祉員の合計

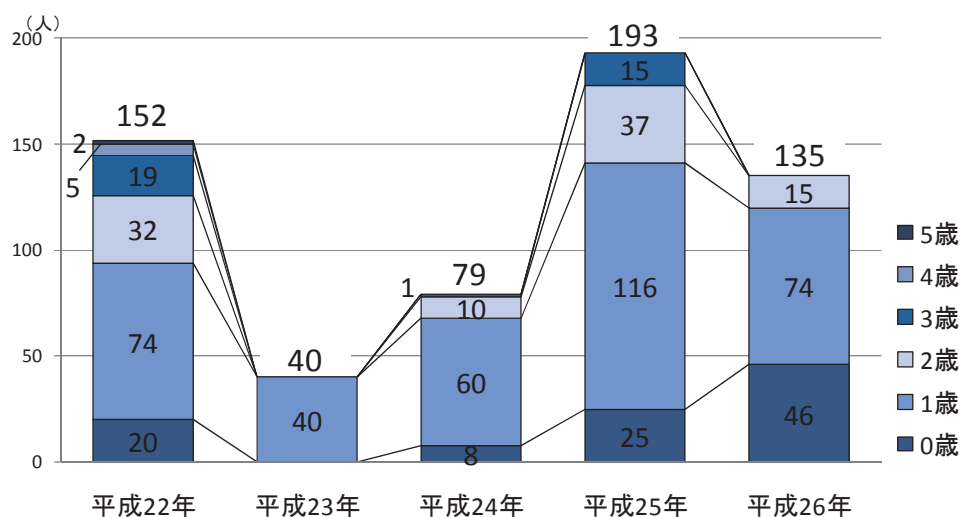
④待機児童の現状

年齢別の待機児童数を見ると、過去5年を通じて1歳児が最も多くなっています。

一方、4歳児・5歳児については平成23年以降、待機児童数が0人になっています。

また、平成25年度に1歳児が申込者の3割しか入所できない状況であったため、0歳児の方が入所しやすいと認識した人が多く、0歳児の入所申込数が増えたことが要因で、平成26年度は0歳児の待機児童数が増加しました。

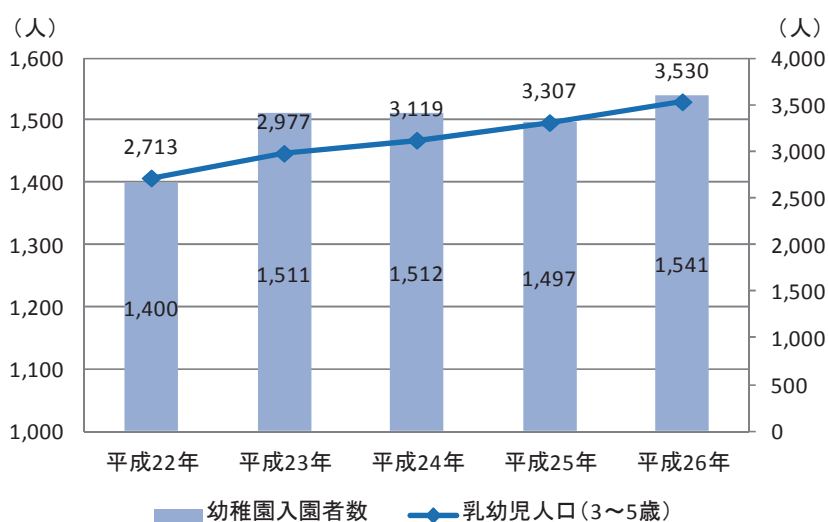
年齢別・待機児童数



⑤区立幼稚園の現状

幼稚園については、現在、13園が開園されています。3～5歳児の増加とともに、入園者数は平成23年度まで毎年100人程度増加していましたが、それ以降はほぼ横ばいです。

区立幼稚園の入園者数(園児数)



※各年4月の入園式の日現在

(2) 地域子ども・子育て支援事業の概要

①各事業の概要

子ども・子育て支援法に規定されている地域子ども・子育て支援事業のうち、現在、中央区で実施している事業の概要と事業実績を以下に示します。

1) 利用者支援に関する事業（利用者支援）

- ・ 保育所申込み等に関する相談体制

保育園長を経験した元保育士2名を窓口配置し、保育所入所申込みや保育所利用に関する保護者からのさまざまな問い合わせや相談に対応しています。

- ・ 子育て交流サロン「あかちゃん天国」

親子のふれあいと交流の場を提供するとともに、子育てに関する情報提供や育児相談、助言を行っています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
認可保育所入所申込 受付件数(件)	914	930	952	1,282	1,462
「あかちゃん天国」での 相談件数(件)	957	716	874	847	738

2) 時間外保育事業（延長保育事業）

認可保育所や認定こども園等の定期的な保育事業において、通常保育後の時間に、延長して保育を行います。

中央区では認可保育所、区立認定こども園（長時間保育）で実施しており、月極利用とスポット利用（1日単位）の2種類があります。

- ・ 延長時間：通常保育終了時から1時間 概ね午後6時30分から午後7時30分まで
月極延長保育料：通常保育料の概ね10%
スポット延長保育料：1回400円
- ・ 京橋こども園のみスポット夜間保育があります。

①午後7時30分から午後9時：1回1,000円

②午後7時30分から午後10時まで：1回1,400円

また、認証保育所では、利用契約により午後7時以降の保育を行っています。

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成26年 4月1日現在	スポット延長保育 固定枠(区立 1園あたり3人)
延長保育利用定員数(人)	218	236	253	292	337	442	48
月極延長保育実利用者数(人)	158	156	163	171	201	197	
認証保育所19時以降契約者数 (21～25年度は月平均)	68	65	73	116	105	95	

3)-1 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

放課後帰宅しても保護者が就労等により家庭にいない児童に対して、適切な遊びや生活の場を提供して、その健全育成を図る事業です。

中央区では区立児童館8館で学童クラブ事業を実施しています。平成26年度現在、小学校1年生～4年生まで（心身に障害を有する児童で、集団育成指導が可能と認められる方は小学6年生まで）の児童を対象としています。

- ・実施場所：築地児童館、新川児童館、堀留町児童館、浜町児童館、佃児童館、月島児童館、勝どき児童館、晴海児童館
- ・指導日：月曜日から土曜日。ただし、年末年始および国民の休日等を除く。
- ・指導時間：下校時から午後6時まで（土曜日は午前8時30分から午後5時まで、春・夏・冬休み等は午前8時30分から午後6時まで（土曜日は午後5時まで））
- ・指導時間の延長：保護者の勤務の都合など必要と認められる場合は、平日（土曜日を除く）の午後7時30分まで利用できます。（1回400円 月上限額5,000円）

各年度4月1日現在

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
児童館数(館)	7	7	7	7	8	8
クラブ数	11	11	11	11	13	12
定員数(人)	415	420	430	440	510	510
入所者数(人)	410	418	430	440	454	501
待機者数(人)	54	52	84	110	103	101

※児童館によっては複数のクラブ数がある。

※平成26年9月に新川児童館を移転し、定員を拡大。

3)-2 放課後子供教室（子どもの居場所「プレディ」）

子どもたちの健全育成を図るため、保護者の就労にかかわらず、放課後や土曜日などに学校施設内で児童が安全に安心して過ごせる「子どもの居場所」を確保するための事業です。

中央区では区立小学校16校のうち、12校で「プレディ」を実施しています。（平成26年4月にプレディ日本橋を、平成26年9月にプレディ明正を開設。中央小学校「放課後子ども広場中央」は、平成26年9月にプレディ中央として開設。）

- ・開設校：中央、明石、京橋築地、明正、日本橋、有馬、久松、佃島、月島第一、月島第二、月島第三、豊海
- ・開設日：月曜日から土曜日。ただし、年末年始および国民の休日等を除く。
- ・開設時間：プレディ設置校の放課後から午後5時まで（土曜日、春・夏・冬休み等は午前9時から午後5時まで）ただし、保護者の就労など特別な事情がある場合は午後6時まで。

各年度末現在

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施校数(校)	8	8	8	10	10
全児童数(人)	2,899	2,962	2,980	3,670	3,896
参加登録者数(人)	1,691	1,696	1,775	2,162	2,359
平日：年間参加延べ人数(人)	61,034	68,060	68,494	79,805	95,158
平日：1日平均参加人数(人)	305	340	344	395	473

4) 子育て短期支援事業（子どもショートステイ）

保護者が疾病等により子どもの養育が困難になった場合、宿泊により短期間預かる事業です。中央区では生後7日目～中学校3年生の子どもを対象に、区が委託する区外2施設（乳児院、児童養護施設）または区内の協力家庭において実施しています。

- ・利用泊数
施設：原則6泊7日まで
協力家庭：原則2泊3日まで
- ・利用料 1泊2日6,000円（以降1日増えるごとに3,000円加算）

延利用宿泊日数(日)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
生後7日目～2歳 二葉乳児院（新宿区）	5	0	12	9	15
2歳～中3 石神井学園（練馬区）	4	68	63	43	24
2歳～小6 協力家庭（中央区内）	未実施	未実施	0	0	3

5) 幼稚園預かり保育

区立幼稚園は、文部科学省が定める幼稚園教育要領に基づき、午後2時までを標準的な教育時間として運営しています。さらに、子育て支援策の一環として、通院・介護など、在園児の保護者ニーズに応えるため、京橋・日本橋・月島地域の各1園（明石幼稚園、有馬幼稚園、月島第一幼稚園）において預かり保育を実施しています。

- ・実施園：明石幼稚園、有馬幼稚園、月島第一幼稚園
- ・時 間：通常の教育時間終了後、午後4時30分まで（夏季休業日等は午前9時から午後4時30分まで）
- ・対 象：預かり保育実施園の在園児

各年度4月当初の人数

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
全児童数(人)	307	339	341	349	373	379
登録利用定員(人)	72	72	72	72	72	72
登録利用者数(人)	45	51	59	72	65	70
一時利用定員(人/1日あたり)	18	18	18	18	18	18
年間利用実績	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
登録者利用延べ件数(件)	5,608	6,739	7,543	8,136	6,830	
一時利用延べ件数(件)	3,881	5,301	6,293	5,550	5,888	
登録利用・一時利用年間利用件数(件)	9,489	12,040	13,836	13,686	12,718	

6)-1 一時預かり保育

保護者の育児疲れや冠婚葬祭等の理由により家庭での保育が一時的に困難となった場合に、日中、保育所その他の場所において一時的に子どもを預かる事業です。

中央区では保護者の育児疲れや冠婚葬祭等の理由により一時的に子どもを預かる一時保育と、保護者の入院等の緊急の理由により家庭での保育が一時的に困難になった場合に子どもを預かる緊急保育を実施しています。また、認証保育所においても、定員の空きを利用して一時預かり保育を実施しています。

【一時保育】

- ・実施場所：子ども家庭支援センター「きらら中央」、子ども家庭支援センター日本橋分室、京橋こども園、晴海こども園
- ・利用時間：午前9時から午後5時まで（1時間単位での利用）
- ・対象：生後57日目以上の未就学児
- ・利用料：1時間800円（京橋こども園は実施日により割増料金あり）

【緊急保育】

- ・実施場所：子ども家庭支援センター「きらら中央」、子ども家庭支援センター日本橋分室、京橋こども園
- ・利用期間：原則として2日以上1カ月以内
- ・対象：生後57日目以上の未就学児
- ・利用料：1日2,000円（京橋こども園は実施日により割増料金あり）

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一時保育 (4施設)	乳幼児室・幼児室 延べ利用人数(人)	4,124	5,011	5,979	7,588	10,890
緊急保育 (3施設)	乳幼児室・幼児室 延べ利用人数(人)		127	211	82	121

※乳幼児室：生後57日目～2歳未満
※幼児室：2歳から6歳（未就学児）

※晴海こども園：平成24年12月開設
※京橋こども園：平成25年10月開設

6)-2 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

保護者が就労等により帰宅が夜間になる場合に、一時的に子どもを預かる事業です。

- ・実施場所：子ども家庭支援センター「きらら中央」、京橋こども園
- ・利用時間：午後5時から午後10時まで
- ・対象：2歳～小学校6年生（京橋こども園は未就学児まで）
- ・利用料：1回2,000円

居室別延べ利用人数(人)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
幼児室(2歳から未就学児)	249	165	444	331	482
児童室(小学生)	173	184	242	267	204

6)-3 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

依頼会員と提供会員による会員組織を設置し、保育所への送迎や一時的な保育など地域において会員同士が子育てを相互に援助する事業を実施しています。

- ・利用時間：原則として午前7時から午後8時まで
- ・対象：生後57日目～小学校4年生（軽度の障害を有する場合は小学校6年生まで）
- ・利用料：1時間800円（上記の利用時間以外の場合は1時間1,000円）

会員数(人)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
依頼会員数(人)	1,080	1,133	1,208	1,307	1,377
提供会員数(人)	210	227	241	248	236
両方会員数(人)	112	138	159	178	182
就学前・就学後合算	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
活動件数(件)	5,293	5,094	5,622	5,168	4,464

7) 乳児家庭全戸訪問事業（新生児等訪問指導）

生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

中央区では生後28日以内の新生児および4カ月までの乳児を対象に、保健師および委託訪問指導員（保健師、助産師）により訪問指導を行うとともに、母親の心の健康状態の把握に努めています。

	平成21年度 (統計なし)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
出生数		1,434	1,454	1,524	1,703
訪問対象者数 A		1,450	1,480	1,461	1,671
訪問件数 B		1,010	1,057	1,101	1,249
乳児健診等による把握数 C		427	405	348	417
訪問率 B/A		69.7%	71.4%	75.4%	74.7%
把握率 (B+C)/A		99.1%	98.8%	99.2%	99.7%

※訪問対象者数…出生後、訪問の対象となる時期（3カ月時点）に区民である者。転入・転出等の異動があるため、出生数とは乖離がある。



8) 養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行う事業です。

中央区では保健所等関係機関と連携して養育について支援が特に必要な家庭を把握し、訪問による支援（養育相談、育児・家事援助）を実施しています。

また、児童虐待の予防、早期発見や子どもの適切な保護のために、「要保護児童対策地域協議会」を運営しています。子ども家庭支援センターが調整機関となり、関係機関が円滑に連携できるよう情報管理を行うとともに、個別ケース検討会議や実務者会議などを開催しています。

養育支援訪問件数

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
育児・家事援助(件)	未実施	90	187	327	75
専門的相談支援(件)	未実施	18	22	21	20

要保護児童対策地域協議会会議開催回数

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議 開催回数	17	18	14	17	15

9) 地域子育て支援拠点事業（子育て交流サロン「あかちゃん天国」）

地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や仲間づくり、育児相談等を行う事業です。

中央区では子育て交流サロン「あかちゃん天国」として、親子のふれあいと交流の場を提供するとともに、子育てに関する情報提供や育児相談、助言を行っています。子ども家庭支援センターおよび区立児童館6館で実施しています。

- ・実施場所：子ども家庭支援センター「きらら中央」、築地児童館、新川児童館（平成26年9月新設）、堀留町児童館、浜町児童館、月島児童館、晴海児童館
- ・利用時間：午前9時から午後5時まで
- ・対象：0歳から3歳になった最初の3月31日までの間にある乳幼児とその保護者、妊娠中の方
- ・利用料：無料

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
拠点数(力所)	5	5	5	6	6
乳幼児利用人数(人) A	37,848	43,278	46,409	47,295	57,360
保護者利用人数(人) B	35,914	41,180	44,049	46,792	55,192
延べ開館日数 C	1,519	1,524	1,529	1,632	1,869
1箇所1日あたり平均利用人数(人) (A+B)÷C	49	55	59	58	60

10) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

入院加療の必要のない病中または病気回復期の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、医療機関や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

中央区では区が委託する医療機関または認証保育所の3施設の保育室で預かる事業を実施しています。

- ・利用時間：午前9時から午後5時30分まで
- ・対象：生後7カ月～小学校3年生
- ・利用料：1日2,000円

利用延べ人数(人)		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
病児・病後児保育室	京橋地域 ※ 聖路加国際病院附属保育所 聖路加ナーサリー	31	294	483	541	589
	日本橋地域 さわやか保育園・日本橋浜町	333	436	402	472	408
病後児保育室	月島地域 小森小児科医院 病後児保育室	521	833	934	908	869

※ 聖路加ナーサリーは平成22年6月から開始。それ以前はポピンズナーサリー京橋で実施。

11) 妊婦健康診査

母子保健法第13条で、区が必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行うことを規定しています。

中央区では母体や胎児の健康を守るために必要な妊婦健康診査を医療機関に委託して実施しています。そのうち、妊娠確定後の検査（最大14回：国基準）および超音波検査の費用の一部等を助成しています。

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
妊娠届出数 (母子健康手帳交付件数) (件)		1,693	1,785	1,741	2,021	2,015
妊婦健康診査受診件数 (件)	1回目	1,529	1,555	1,549	1,800	1,850
	2～14回目	13,948	14,882	14,606	16,873	18,175



中央区こどもすくすくえがおプラン
中央区子ども・子育て支援事業計画

②主な施設の概要と位置

現在、区内には小学校児童を対象とした学童クラブが8児童館、子どもの居場所「プレディ」が12小学校内で実施されています。また、0～3歳までの就学前児童を対象とした地域子育て支援拠点事業「あかちゃん天国」が7カ所、一時預かり保育が4カ所、病児・病後児保育が3カ所で実施されています。

名称	施設数(備考)
学童クラブ	8児童館
子どもの居場所「プレディ」	12小学校
あかちゃん天国	子ども家庭支援センターおよび6児童館
一時預かり保育	4カ所
病児・病後児保育	3カ所



あかちゃん天国 子育て講座



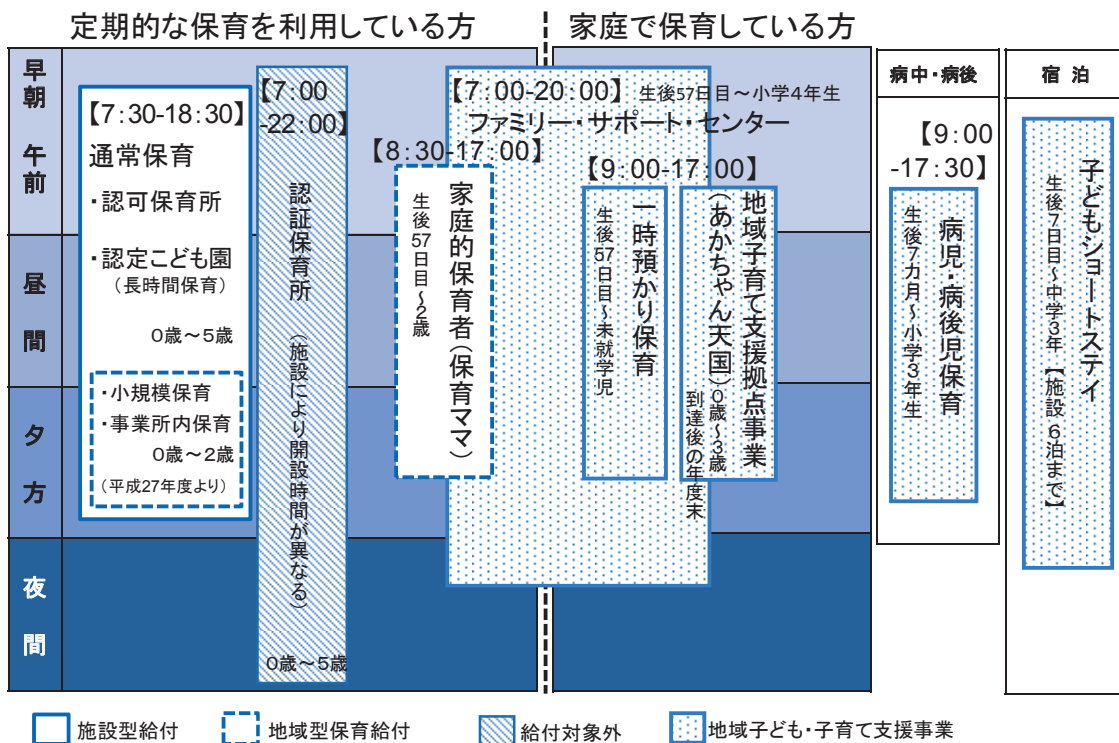
児童館 乳児向け救命講習会

③年齢別・対応事業

0 歳児

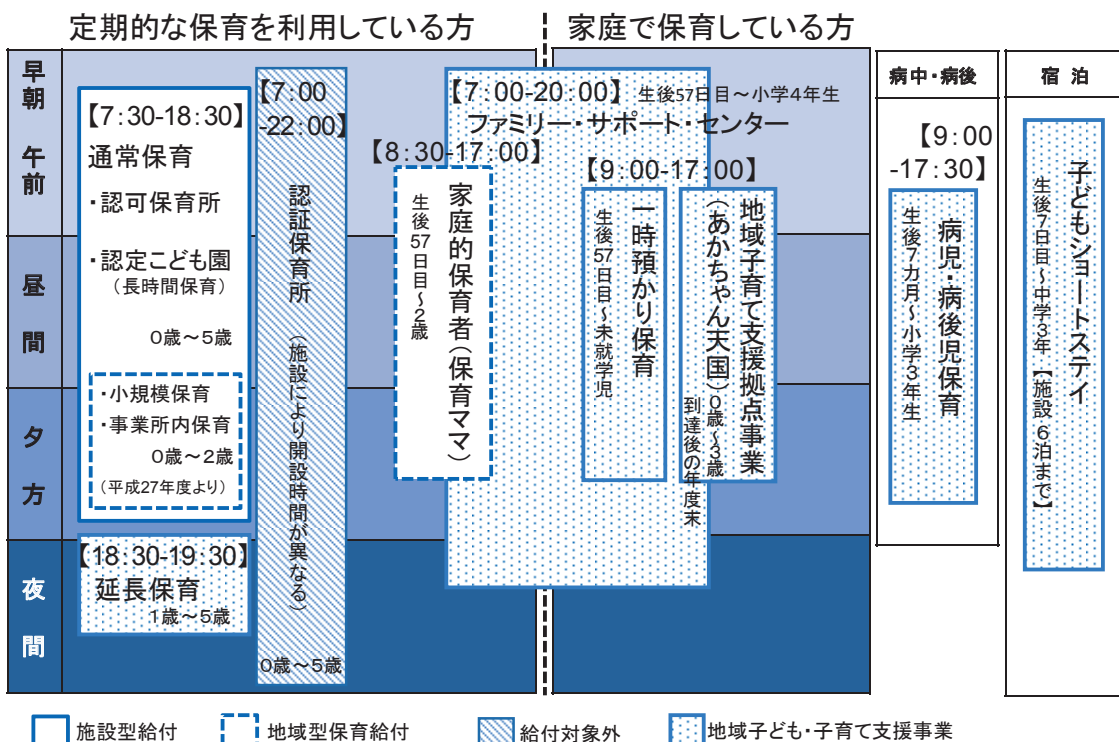
0歳児の認可保育所等の通常保育時間は午後6時30分までとなっています。

主に0～2歳を対象とした事業として、身近な場所で親子の交流や育児相談等を行う「地域子育て支援拠点事業（あかちゃん天国）」があります。また、0歳から未就学児を対象とし、就労の有無に関わらず利用できる「一時預かり保育」や、就学後も利用できる事業として「病児・病後児保育」および「子どもショートステイ」があります。



1 歳児

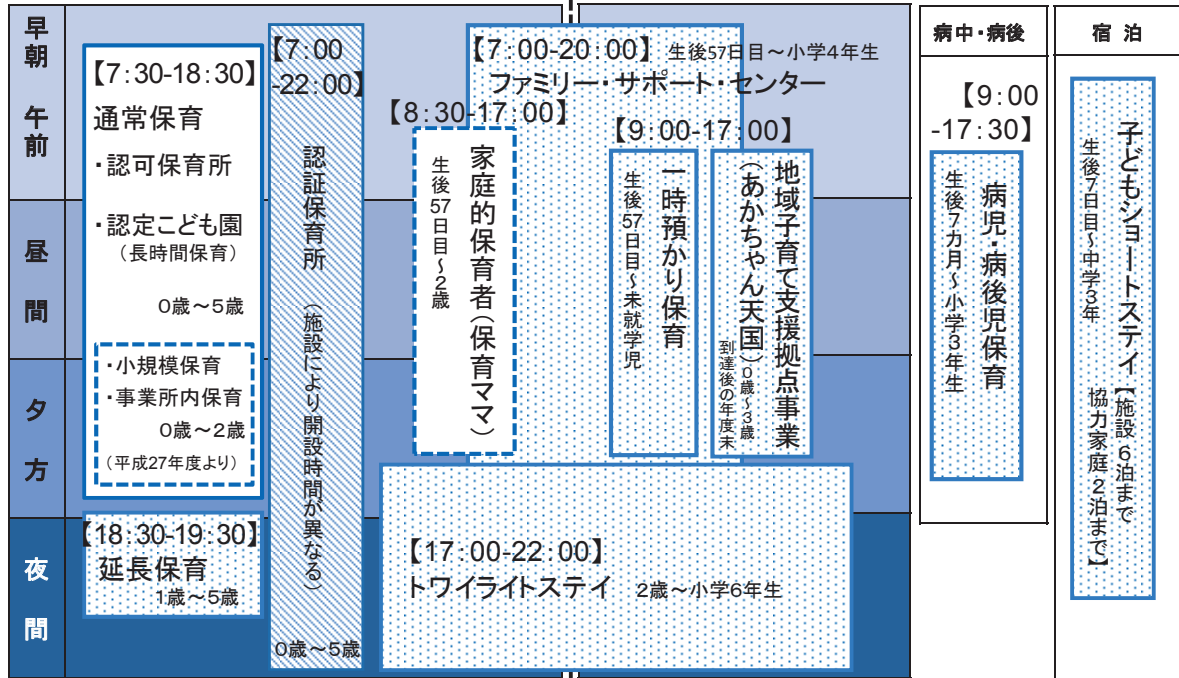
1歳～5歳では午後6時30分～午後7時30分の延長保育の利用が可能です。



2 歳児

2歳児～小学校6年生を対象に、保護者が就労等により帰宅が夜間になる場合に一時的に子どもを預かる「トワイライトステイ」を実施しています。また、2歳より「子どもショートステイ」は協力家庭でも行っています。

定期的な保育を利用している方 | 家庭で保育している方

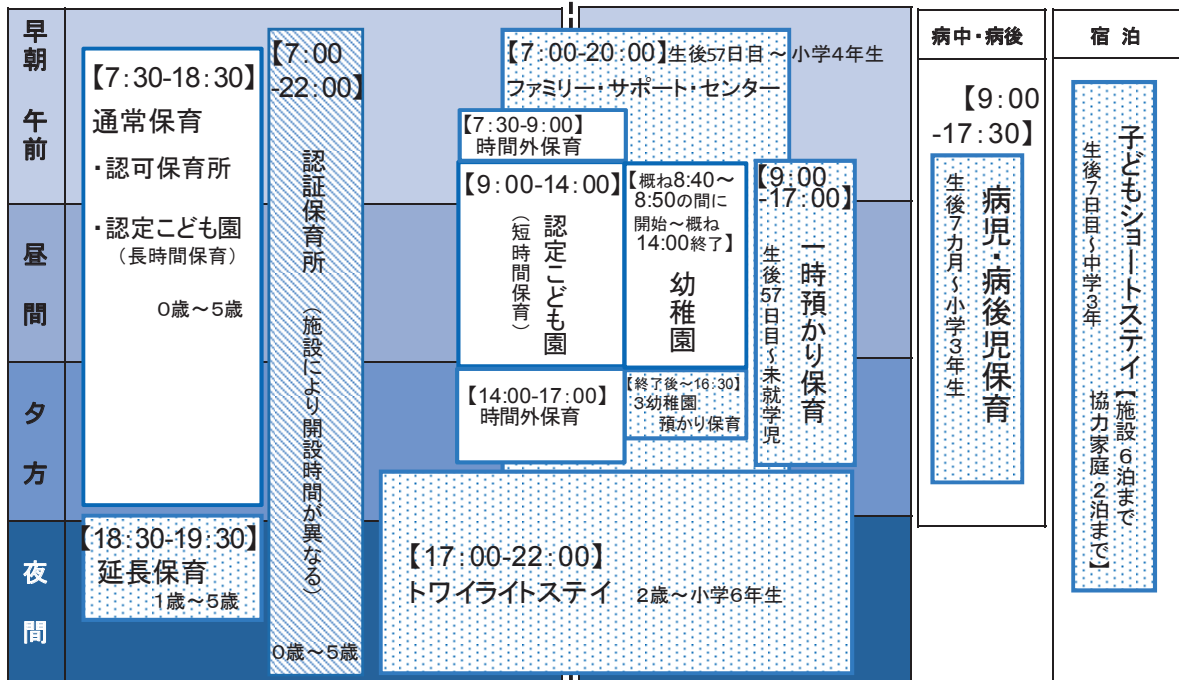


施設型給付
 地域型保育給付
 給付対象外
 地域子ども・子育て支援事業

3～5 歳児

3～5歳児では幼稚園や認定こども園での短時間保育が対象になります。

定期的な保育を利用している方 | 家庭で保育している方

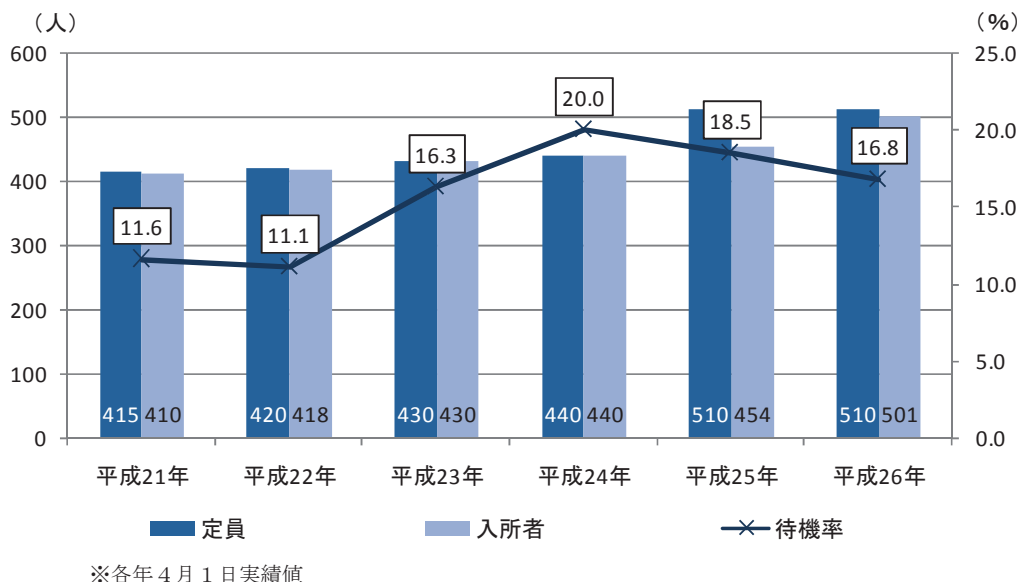


施設型給付
 給付対象外
 地域子ども・子育て支援事業

④学童クラブの現状

就学児童を対象とした学童クラブの現状としては、年々、入所希望が増加しており、特に築地、佃、勝どき児童館の待機者が多い状況ですが、平成26年度の待機率は若干下がっています。

学童クラブの定員・入所者および待機率の推移



平成26年度学童クラブ待機状況調べ（平成26年4月1日現在）

施設名	クラブ数	定員	入所者			待機者			入所率	待機率
			合計	区内	区外	合計	区内	区外		
築地児童館	1	40	40	40	0	16	16	0	100%	28.6%
新川児童館	1	45	45	45	0	10	10	0	100%	18.2%
堀留町児童館	1	45	43	42	1	0	0	0	96%	0.0%
浜町児童館	1	40	40	40	0	7	7	0	100%	14.9%
佃児童館	2	90	90	90	0	21	21	0	100%	18.9%
月島児童館	2	80	80	80	0	7	7	0	100%	8.0%
勝どき児童館	2	90	90	90	0	40	40	0	100%	30.8%
晴海児童館	2	80	73	72	1	0	0	0	91%	0.0%
合計	12	510	501	499	2	101	101	0	98%	16.8%

※待機率=待機者数÷(入所者数+待機者数) 入所希望者全体に対する待機者

第4章 子ども・子育て支援の取組

この章では、13頁の「施策の方向性および体系」に基づき、個別事業の内容を掲載しています。

現状と課題

計画の方向性からつながる施策の柱（項目）ごとに、施策の背景、国や区の動向、ニーズ調査の結果等を踏まえながら、現状と課題について記載しています。

取組の方向性

「現状と課題」において示した課題に対し、どのように取組を進めていくか、その方向性について記載しています。

主な事業

取組の方向性を実現するための個別事業について、「事業名」「担当課」「事業の概要」「現況」「最終年度（平成31年度）目標」の内容を記載しています。

※「現況」は、年間の件数や延べ人数の実績などを数量として示すものは平成25年度実績を、施設数など26年度中に規模の拡大が進んでいるものは平成26年度実績（平成26年10月1日現在）を記載しています。

すべての子どもの健やかな育ちを支援します

1 母と子の心身の健康づくり

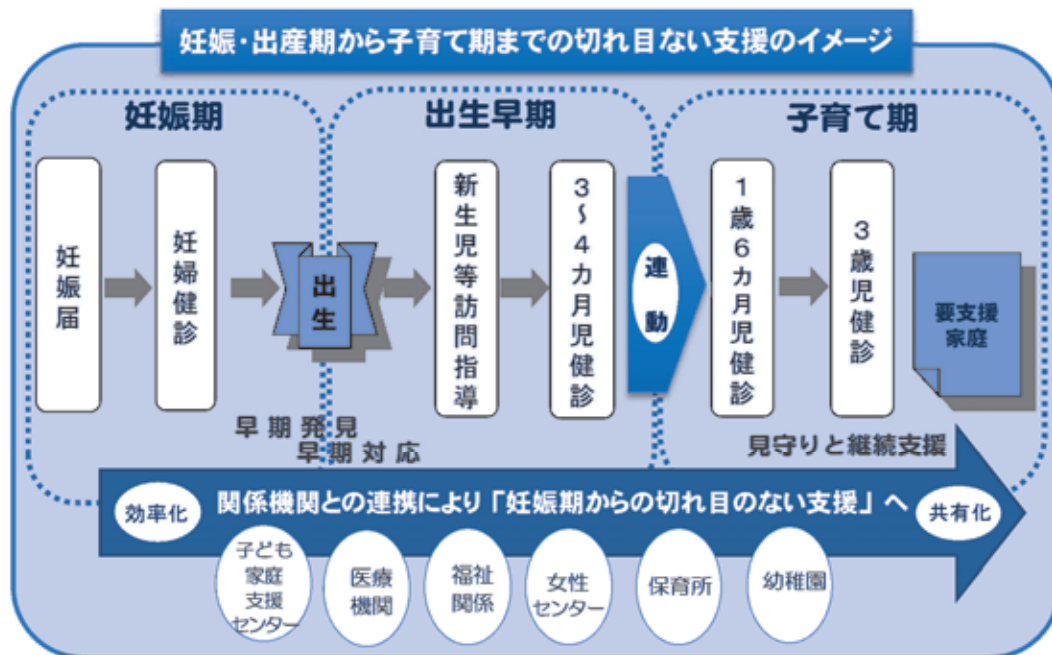
現状と課題

本区の0歳児人口は、平成26年10月1日現在で1,649人を数え、平成21年10月1日時点の1,198人から5年間で37.6%増加しています。さらに、本計画における人口推計では、平成30年に1,815人に達することが見込まれ、母子保健に関する施策は今後も重要な取組として継続していく必要があります。また、核家族化の進行等により子育てに関する知識や経験のないままに妊娠・出産・育児を迎える親が増えています。加えて、妊娠・出産時は、体調や気持ちの変化から、身体的、精神的に不安定になりがちな時期でもあります。妊娠・出産・育児に関し母親が不安を感じることなく、健康を維持しながら育児を楽しみ、また、同時に子どもが心身ともに健やかに成長していくことは大変重要です。

中央区では、新生児等訪問指導等による母子の状況把握、妊婦健康診査や各種の乳幼児健康診査などの健康支援により育児不安の解消を図るとともに、プレママ教室やパパママ教室のほか相談支援等の取組を実施し、子育ての正しい知識や子どもの事故防止の普及啓発、出産・子育てに向けた仲間づくりなど保護者の子育てする力の向上について取り組んでいます。

このような母と子の心身の健康づくりに関する事業について、ニーズ調査では概ね半数以上が「知っている」と回答しており、事業の利用にもつながっています。

今後も妊娠・出産期から子育てに至る時期まで切れ目のない支援を行い、親子とその家族が安心して過ごせるための取組が必要です。



取組の方向性

- 子育てに対する不安感や孤立感の解消をより一層推進するため、関係機関との情報共有・連携を強化することに加え、妊娠・出産期から子育てに至る時期までのきめ細やかで一貫した母子の健康支援体制の充実を図ります。
- 休日・夜間の急な受診に対応できるよう、引き続き小児医療体制を確保し、安心して子育てできる医療環境を提供します。

主な事業

(1) 母子保健教育（プレママ教室、パパママ教室）

【担当課：健康推進課】

プレママ教室、働く女性のためのプレママ教室、パパママ教室など、出産準備のための講座を実施することにより、子育ての正しい知識や子どもの事故防止の普及啓発、出産・子育てに向けた仲間づくりなど、保護者の子育てする力の向上に取り組みます。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
プレママ教室：12回、延べ823人 働く女性のためのプレママ教室：5回、105人 パパママ教室：16回、794人	引き続き、パパママ教室、働く女性のためのプレママ教室、プレママ教室を実施することにより、保護者の子育てする力の向上に取り組んでいきます。

(2) 妊婦健康診査

【担当課：健康推進課】

母体や胎児の健康を守るために必要な妊婦健康診査を医療機関に委託して実施します。そのうち、妊娠確定後の検査（最大14回：国基準）および超音波検査の費用の一部等を助成します。

聖路加国際病院ほか区内10カ所の妊婦健康診査実施医療機関に委託して、必要な妊婦健康診査を実施します。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
<妊婦健診受診件数> 1回目：1,850件 2～14回目：18,175件	国が示す妊婦健診の実施基準を踏まえ、検査項目等に検討を加えながら、妊婦健康診査を実施していきます。



地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 第5章 125頁参照

(3) 乳児家庭全戸訪問事業（新生児等訪問指導）

【担当課：健康推進課】

生後 28 日以内の新生児および4 カ月までの乳児を対象に、保健師および委託訪問指導員（保健師、助産師等）が訪問し、発育・授乳・病気の予防などの育児に関することについて相談・助言を行うとともに、母親の心の健康状態の把握に努めます。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
出生数:1,703人 訪問率:74.7% 把握率:99.7%	出生数(0歳児人口推計):1,756人 生後28日以内の新生児及び4カ月までの乳児を対象に実施します。



[地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 第5章 121 頁参照](#)

(4) 乳幼児健康診査

【担当課：健康推進課】

乳幼児の成長・発達の状態を判断し、健全な育成を図っていくため健康診査を実施するとともに、健康上問題のある場合は早期に治療を受けるよう指導を行います。また、健診未受診者については状況把握を徹底し、親のメンタルヘルスや子育てに課題のある家庭のケースに沿った早期からの支援につなげます。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
3～4カ月児健康診査:1,507人 1歳6カ月児健康診査:1,212人 3歳児健康診査:1,151人	引き続き、乳幼児健康診査を実施することによる健康支援に加え、健診未受診者の状況把握についても充実し、育児不安の更なる解消を図っていきます。

(5) 乳幼児健康相談（フリー乳健）

【担当課：健康推進課】

乳幼児の成長、発達、病気、育児の不安や子育てに関する相談に、小児科医、保健師、管理栄養士などが応じ、適切な相談支援を行います。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
乳幼児健康相談:48回、2,628人	引き続き、相談支援の取組を実施することにより、保護者が抱える悩みや不安を解決・軽減し、子育て支援に取り組んでいきます。

(6) 予防接種、任意予防接種の費用助成

【担当課：健康推進課】

感染症による患者の発生およびまん延を予防するため、予防接種法に基づく各種予防接種および任意予防接種を実施します。また、乳幼児の保護者負担軽減と接種忘れを防止するため、スマートフォン等を利用して、予防接種スケジュールの自動生成と接種時期の勧奨等を行うサービスを行います。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
<任意予防接種助成> 水痘ワクチン：1,899人 おたふくかぜワクチン：1,918人 先天性風しん症候群緊急対策事業（償還分含む。）：2,287人	引き続き、予防接種法に基づく各種予防接種及び任意予防接種を実施するとともに、乳幼児の保護者負担軽減と接種忘れを防止するための支援を行っていきます。


 母と子の健康モバイルサイト

中央区保健所では、妊娠初期から出産後の母親等を対象に、母子の健康に役立つ情報などをお届けする「母と子の健康モバイルサイト」を開設しています。

【サイトのアドレス】<http://chuo.city-hc.jp/>

<利用できる主なサービス>

(1) あのねママメール

妊婦さんから3歳までのお子さんをお持ちのママ・パパに対して、妊娠週数や乳児の月齢に応じたママのからだのこと、赤ちゃんの成長の様子、子育てアドバイス、区の母子事業情報などを配信するメールです。下記の3種類のメールがあります。

① あのねママメール（マタニティ）：産前・女性向け

胎児の成長の様子、ママへのアドバイス（妊娠週数に応じたからだのことなど）、区保健師からのメッセージ、区母子事業の案内など

② あのねパパメール：産前・男性向け

胎児の成長の様子、パパへのアドバイス、区保健師からのメッセージ、区母子事業の案内など

③ あのねママメール（育児）：産後・家族（ママ、パパ等）向け

赤ちゃんの成長の様子、子育てのアドバイス、区保健師からのメッセージ、区母子事業の案内など

※あのねママメールは中央区と特定非営利活動法人きずなメール・プロジェクトで実施する協働事業です。

(2) かんたん予防接種スケジュール

予防接種の種類や接種回数が多く、接種のスケジュールの管理が大変な乳幼児の保護者の方向けの、感染症の流行情報や区からのお知らせなどを提供するサービスです。

お子さまに合わせた予防接種スケジュールを自動で作成し、接種日が近づくとメールでお知らせしますので、接種忘れ防止に役立ちます。



中央区こどもすくすくえがおプラン
中央区子ども・子育て支援事業計画

(7) 食育の推進

■ 保育所での取組

【担当課：子育て支援課】

園児の食への興味・関心を高めるため、クッキング保育・食に関する話・セレクト給食などの取組を年齢に応じて行います。また、保護者が家庭での食への関心を高めるため、食育講習会・食事相談を行い、レシピ集・食育リーフレット・食べ物だよりなどを配布します。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
クッキング保育：203回 食に関する話：165回 セレクト給食：47回 食育講習会：11回 食事相談：66回 レシピ集：2,500部発行 リーフレット：4,000部発行 食べ物だより：12回配布	引き続き、子どもの生活・食事の状況を共有し、子育て世帯の食への関心を高めるように食育を推進します。

■ 保健所・保健センターでの取組

【担当課：健康推進課】

親子で楽しく参加できるクッキング教室の開催により、体験を通じた食育の推進を図ります。また、幼い頃からの健全な食生活の確立が将来の健康づくりにつながることから、生活の基盤をなす家庭における「家族との共食」を柱とする子どもへの食育を推進します。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
小児肥満予防教室：6回、延べ182人 親子食育教室：1回、20人 キッズクッキング：1回、41人 子育てクッキング：3回、87人 「おいしいかんたんメニュー集」発行：3,000部	引き続き、幼少のころから食に関する正しい知識を高め、健康的な食生活を実践できるよう、子どもへの食育を推進していきます。



保育所 食に関する話

(8) 子どもの事故予防対策

【担当課：健康推進課】

事故予防についての乳幼児健診での集団教育・講習会などの実施や啓発コーナーの設置により、発達段階に応じた事故防止対策の普及・啓発を行っていきます。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
子どもの事故予防講演会：2回、46人 乳幼児健診等における事故予防教育：3,568人 保健所・子ども家庭支援センターでのパネル展示	乳幼児健診等における集団教育や講習会の実施により、引き続き発達段階に応じた事故防止対策の普及・啓発を行っていきます。

(9) 平日準夜間小児初期救急診療および休日応急診療所等運営

【担当課：福祉保健部管理課】

区民が安心して生活できるよう、平日準夜間小児初期救急診療事業や休日応急診療所等を引き続き運営していくとともに、休日応急診療所昼間診療施設の入院施設を1床確保します。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
<小児科診療対応> 休日祝日等：3カ所 平日準夜間：1カ所	引き続き休日応急診療所等の運営と病床確保を実施します。



虹のサービス（区民どうしのたすけあい家事サポート）

中央区社会福祉協議会では、産前産後の家事援助などを必要としている方に、地域にお住まいの協力会員が家事などのお手伝いをするたすけあい活動「虹のサービス」を実施しています。

●対象となる家庭

区内在住で次のいずれかに該当する方

- ①健康状態が不安定、障害や持病があり妊娠や出産によって家事が困難になることが予想される方
- ②産前産後の家事について、家族などの支援が受けられない方

●サービス内容

掃除、洗濯、買物、食事の支度、代行など、普段ご家庭で日常的に行っている家事をお手伝いします。

サービス期間は、原則として出産前後の2～3カ月程度です。

（※保育等のお子さんのお世話はできません。）



2 「生きる力」を中心とした質の高い教育の展開

現状と課題

子どもたちを取り巻く教育環境は、都市化や核家族化、情報化などさまざまな社会情勢の変化により、大きく変わってきています。

昨今、小・中学生の体力の低下が懸念されているところですが、幼児期に遊びを通して体を十分に動かす経験を積み重ねることで体を動かす心地よさを味わうようになると考えられており、幼児期の運動遊びの重要性が求められています。

また、核家族化によりいろいろな人とかかわる機会が少なくなっている傾向が指摘されており、幼児期の教育において、多くの他の幼児や教師と触れ合う中で、自己の存在感や自己有用感を得て、さらには他者への思いやりの心、規範意識の芽生えを育むことが重要となっています。

乳幼児期は、子どもが生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期と言えます。その中でも幼児期における教育では、幼児の主体的な活動としての遊びを通して、「生きる力」の基礎を育んでいきます。そのことが、小学校以降の教育の「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」からなる「生きる力」につながっていきます。

そのために、平成20年に、幼稚園教育要領・保育所保育指針が告示され、保育所においても幼稚園と同様の「教育」の部分の目標を達成していくことが強化されました。このようにして、幼稚園・保育所のどちらに在籍していても、地域の実情や保護者のニーズに応じて、教育・保育を一体的に受けられる対応を進めてきました。

中央区では、今後、「生きる力」の基礎を確実に身に付けられるようにするために、教育内容の質の向上・充実の推進を図り、教員・保育士の指導力を向上させ、さらに小学校教育への円滑な接続のために保・幼・小の連携強化といったソフト面での一層の充実を図っていくことが課題となります。

加えて、近年、発達障害に対する理解が進み潜在的な対象児童が表出していることや、人口増加に伴い一定程度の割合で支援を要する児童・生徒も増えてきているため、通常の学級に在籍するLD（学習障害）やAD／HD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症などの支援を必要とする児童・生徒への多種多様な教育的ニーズに対応できる体制づくりが求められています。

現在、中央区では心身に障害のある児童・生徒には固定の特別支援学級を小学校2校・中学校1校に設置し、通級による指導を行う通級指導学級を小学校3校・中学校1校に設置しています。今後も教員の指導力の向上やきめ細やかな支援体制の構築について、より一層の取組が必要です。

取組の方向性

- 次代を担う子どもたちが「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」からなる「生きる力」を身に付けるための教育を推進します。
- 特別な支援を必要とする児童・生徒が、一人ひとりの個性や能力を最大限に伸ばし、社会において自立・参加できるよう、教育、福祉、医療、保健等の関係機関が連携した支援を行っていきます。
- 「幼・保から小」「小から中」への円滑な接続を図り、就学前教育から義務教育にいたる学びの連続性を確保するため、すべての教育・保育施設において教育・保育を一体的に提供するとともに、教育・保育士等の資質向上、交流・連携を推進します。

主な事業

(1) 確かな学力の向上

【担当課:教育委員会指導室】

小学校以降の教育では、基礎的・基本的な学習内容の習得とその活用を図ることでの思考力・判断力・表現力を身に付けます。

幼児教育では、幼児が主体性を発揮しながら興味をもって環境にかかわることによってさまざまな活動を展開し、いろいろな物事に対する関心・意欲を喚起します。このことは小学校以降の学習や生活を確かなものとするための意欲や関心・態度に結び付きます。

そのために、「幼・保から小」への円滑な接続を図り、学びの連続性を踏まえた教育を展開していきます。

(2) 豊かな心・社会性を育む教育の充実

【担当課:教育委員会指導室】

互いの人権を尊重する意識や他者を思いやる心、社会のルールを守る意識を形成するために、乳幼児期では、日々の生活の中で、幼児自身が集団生活や友達との遊びの中でさまざまな決まりがあることに気付き、その意味や必要性を幼児なりに理解していくことで、規範意識の芽生えを醸成します。また、共通の目的に向かって、友達と試行錯誤しながら遊びを進めていくことで、他者と協同して活動を進めていく楽しさを味わいます。

このことに関する教育を推進することにより、小学校以降の教育において、集団の中で決まりを守ってさまざまな人とかわりながらともに生活や学習を進めていく素地になります。

(3) 健康な体をつくる教育の充実

【担当課：教育委員会指導室】

身体諸機能が著しく発達する乳幼児期に、能動的に環境にかかわりながら自分の体を十分に動かし、幼児が体を動かす気持ちよさを感じることを通して、進んで運動に取り組む意欲や態度を育てていきます。小学校以降の教育で体力の二極化が進んでいる中で、幼児期に運動への関心・意欲を育てておく必要があります。

また、食育や安全教育を通して、健康、安全に必要な習慣や態度を身に付けていきます。

(4) 特別支援教育の充実

【担当課：教育委員会指導室】

発達障害に対する理解が社会的に進んでいること、人口増に伴い特別な支援を必要とする児童・生徒も増加傾向にあることから、今後も多種多様な教育的ニーズに対応できる体制づくりを進めます。

また、障害のある子どもとその保護者に限ることなく、すべての児童・生徒やその保護者、学校の教職員、関係機関、さらには地域全体が障害や特別支援教育について、正しい理解と認識を深めることが必要不可欠です。そのために医療・保健・福祉・教育・労働等の各機関が緊密な連携を図り、生涯学習や交流、共同学習等を通じて障害に対する理解啓発や協力できる体制を推進します。



[子ども・子育て支援に関する施策の取組 第6章 152頁参照](#)

(5) 教育・保育の一体的提供（就学前教育の充実と幼児期からの学びの連続性）

【担当課：教育委員会指導室・子育て支援課】

幼稚園、保育所、認定こども園において、教育・保育の一体的提供を展開します。

幼児期の学校教育・保育の一体的提供に関しては、ソフト面での充実を図ることとし、教員・保育士の指導力の向上、保・幼・小の連携強化の一層の充実を図り、その成果を保育所・幼稚園、小学校それぞれの現場での実践に生かすことにより、「幼・保から小」「小から中」への円滑な接続を図り、就学前教育から義務教育にいたる学びの連続性を確保します。

現況（平成26年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
区立幼稚園：13園（うち預かり保育実施3園） 認可保育所：29園 認証保育園：16園 認定こども園（保育所型）：2園 認定こども園（地方裁量型）：1園 （H26.10.1現在） 全ての施設において教育・保育の一体的提供を展開	保・幼・小の連携を強化する等、就学前の子どもに対する教育の質の確保・充実や小学校への円滑な接続を図ります。



[子ども・子育て支援に関する施策の取組 第6章 128頁参照](#)

3 地域における子どもの育ちと放課後対策

現状と課題

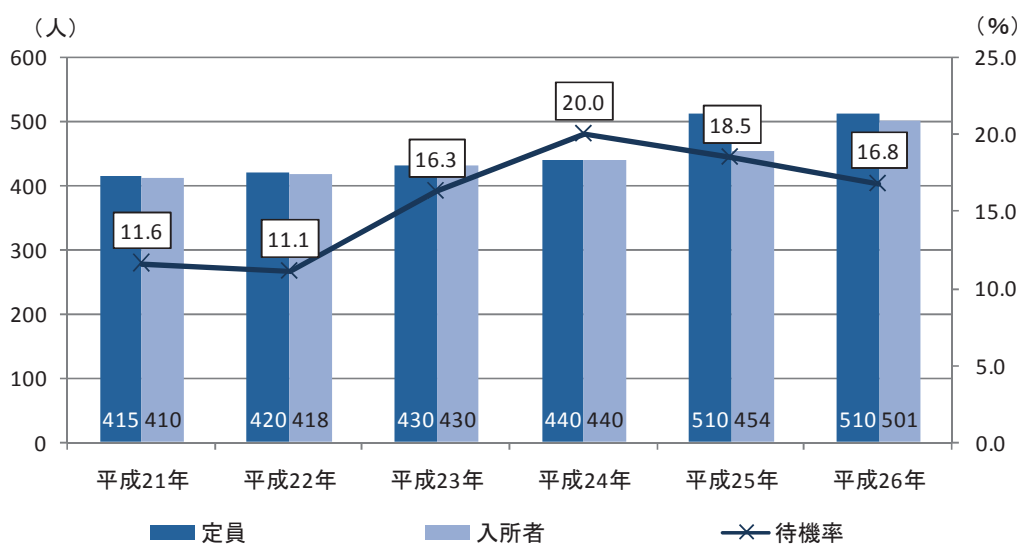
核家族化や地域コミュニティの変化等により、地域で子育てを支えることが困難になってきています。また、都市化の進展に伴い、身近な原っぱや広場が失われたり、ゲーム機などの普及により、屋内や一人で遊ぶ子どもが増加しています。学齢期にある子どもたちにおいては、基本的な生活習慣や社会的なマナーを身につける時期であり、子ども自身の成長のために、身近な地域の人々や異年齢の子どもたちと交流する機会や場を提供することが重要です。

中央区では、地域の子どもの健全な遊び場として児童館を8カ所整備するとともに、その施設内に学童クラブを設置し、共働き家庭等の子どもに遊びや生活の指導を行う環境整備を推進してきました。また、保護者の就労の有無にかかわらず、放課後や土曜日などに児童が安全に安心して過ごせる「子どもの居場所『プレディ』」を小学校12校で展開しています。

学童クラブについては定員数を拡大してきましたが、年々入所希望が増加しており、待機児童が出ている状況です。また、ニーズ調査から放課後の過ごし方の希望をみると、低学年では、高学年と比べて「子どもの居場所『プレディ』」・「学童クラブ」の割合が多く、このニーズにどのように対応していくかが課題となっています。

また、放課後の過ごし方にとどまらず、子どもの生活の多くの場面で、地域の人々の協力や参加を得ながら、さまざまな人々と触れ合い、社会的視野を広げつつ成長できるような環境づくりを行っていく必要があります。

学童クラブの定員・入所者および待機率の推移（再掲）



※各年4月1日実績値

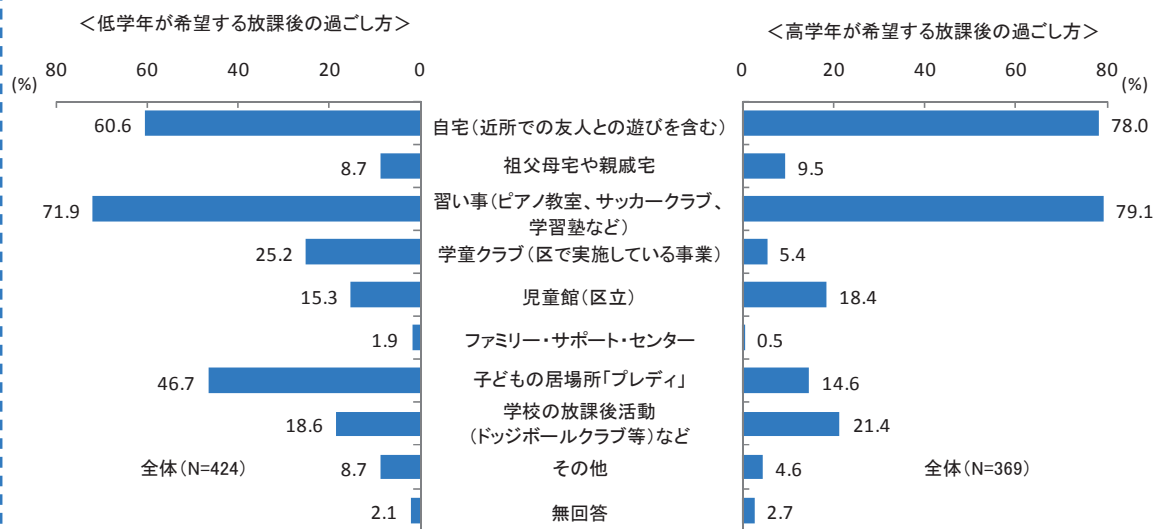
放課後の過ごし方について（低学年・高学年）

<対象>低学年（小学校1年生～3年生）および高学年（小学校4年生～6年生）

Q あて名のお子さんについて、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごしていますか。
また現在の状況にかかわらず、どのような場所で過ごさせたいと思いますか。

※「現在の状況」と「希望」の回答を統合して集計

小学校の低学年、高学年ともに「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が最も多く、次いで「自宅（近所での友人との遊びを含む）」が多くなっています。低学年では、高学年と比べて「子どもの居場所『プレディ』」「学童クラブ（区で実施している事業）」の割合は多くなっています。



※複数回答につき各回答の比率の合計は100%にならない。

資料：平成25年度「中央区子ども・子育て支援新制度における利用希望把握調査」
(小学校児童対象調査)より

取組の方向性

- 地域住民参加のもとで保育や学校教育、地域の遊び場づくりを推進し、地域の人々とのふれあいのなかで、子どもの健全な心と体の育ちを支援します。
- 子どもの放課後の居場所として、地域のなかで子どもたちが安全に安心して過ごせる場所の提供を促進します。
- 将来、地域活動を担うボランティアの育成や活動を推進します。
- さまざまな文化・芸術活動、スポーツ活動等を実施し、子どもたちの体験交流の機会を提供します。

主な事業

(1) 保育所での地域交流事業

【担当課：子育て支援課】

保育所の施設等を利用し、区立保育所・私立保育所の子どもたちと地域の方々が、相互の交流を深められるよう、子どもにとってより良い環境を整備していきます。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
区立保育所：延べ76回実施 私立保育所：延べ17回実施 ・地域のおとしよりの交流 ・福祉センターとの交流 ・幼稚園との交流 ・小学校との交流給食 など	引き続き地域の方々と交流事業を実施しより良い環境を整備して行きます。

(2) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

【担当課：子ども家庭支援センター】

放課後帰宅しても保護者が就労等により家庭にいない児童のために、適切な遊びや生活の場を提供して、その健全育成を図る事業です。平日の放課後の他、土曜日、夏休み等の長期休業中に実施します。平成27年度から、対象が小学校全学年に拡大されます。

現況（平成26年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
クラブ数：13 定員数：510人 暫定定員数：25人 入所者数：511人 （H26.10.1現在）	クラブ数：13 定員数：510人 暫定定員数：45人 ※ 暫定定員数：当該年度の応募状況により、暫定的に拡大する定員枠 [確保方策より]



[地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 第5章 115頁参照](#)

(3) 放課後子供教室（子どもの居場所「プレディ」）

【担当課：教育委員会庶務課】

子どもたちの健全育成を図るため、保護者の就労にかかわらず、放課後や土曜日などに学校施設内で児童が安全に安心して過ごせる「子どもの居場所」を確保するための事業を実施します。

現況（平成26年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
実施校数：12校 利用登録者数：2,774人 （H26.10.1現在）	実施校数：12校 利用登録者数：3,581人 [確保方策より]



[地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 第5章 116頁参照](#)



学童クラブと子どもの居場所「プレディ」

学童クラブ（放課後児童健全育成事業）は、児童福祉法の規定に基づき、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校の児童（放課後児童）に対し、授業の終了後に適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図る保育事業です。本区では児童館を活用して事業を実施しており、1クラブあたり原則として40名の定員を設けています。共働き家庭等においては、子どもが小学校就学後も放課後を安全に過ごす場所を確保する必要があるため、学童クラブに対するニーズは高く、近年申込者が多いことから低学年を中心とした登録状況であり、待機児童が課題となっています。これに対して、これまでも学童クラブでは児童館の改築・改修の機会に合わせて定員の拡大を図ってきているとともに、申込状況に合わせて既存の施設でも可能な範囲で暫定的に定員を一部拡大してきました。今後ともこうした運用に取り組んでいきます。

一方、プレディは中央区子どもの居場所づくり事業実施要綱に基づき、子どもの健全育成を図るため、保護者の就労にかかわらず、放課後や土曜日などに児童が小学校の施設内で安全に安心して過ごせるよう居場所（遊び場）を提供する事業です。（「プレディ」は、子どもたちがいきいきと遊び（Play）、学習（Study）することができることを願って中央区が創った愛称です。）

すべての子どもを対象に、自由に利用できる「参加型」の事業であり、「地域ぐるみで子育てを！」という趣旨のもと、地域の方々の協力を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進しています。

児童福祉法の改正により平成27年度から学童クラブの対象がプレディと同様小学生全学年となる中、学童クラブとプレディ間での緊密な連携を図り、児童が放課後等に安心して過ごせる場の確保に引き続き取り組んでいきます。



児童館活動・学童クラブ



子どもの居場所「プレディ」

(4) 児童館運営

【担当課：子ども家庭支援センター】

区内の18歳未満の児童に健全な遊び場を提供し、健康の増進と豊かな情操を育てることを目的として、区内8カ所に児童館を設置しています。

児童を対象としたさまざまな行事を実施するほか、あかちゃん天国、乳幼児クラブ、学童クラブなどの事業を行うとともに、保護者の子育てに関する相談や児童からの相談を受けています。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
8館 児童館利用者数：437,268人	乳幼児から中高生までのさまざまなニーズに対応した柔軟な運営を図っていきます。

■児童館でのボランティア活動の推進

【担当課：子ども家庭支援センター】

児童館の行事などを、子どもの健全育成活動を行う青少年対策地区委員会や民生・児童委員など各地域の方の協力により実施しています。また、あかちゃん天国で小学生等が乳幼児のお世話をするキッズボランティアを実施するなど、ボランティア活動を推進します。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
キッズボランティア参加者数 ：266人	引き続き児童館行事等を通じてボランティア活動を推進していきます。



夏休み福祉・ボランティア体験「イナっこ教室」

中央区社会福祉協議会ボランティア・区民活動センターでは、学校の夏休み期間中に、区内福祉施設やボランティア団体等の協力を得て夏休み福祉・ボランティア体験を実施しています。「イナ」は出世魚「ボラ」の幼名で、「ボラ（ンティア）」活動にいそしむ小さな子どもを「イナっこ」の愛称で呼んでいます。

夏休みを利用したボランティア活動は、さまざまな人々との出会いの中で、社会への関心を深め、福祉について学ぶ良い機会となり、地域社会における子どもの育ちのためにとっても良い経験になります。

【主な活動メニュー】

- ・点字、手話、車いすなどの福祉体験学習
- ・高齢者宅への配食サービス活動
- ・高齢者・障害者施設、児童館、保育所・認定こども園、子どもの居場所「プレディ」での活動など
- ・ボランティアグループ活動への参加

〈平成26年度参加者数〉232人（活動延人数463人）



(5) 文化のリレーの実施

【担当課：文化・生涯学習課】

社会教育関係登録団体の協力を得て、各登録団体が日頃の活動の中で培った知識や技能・文化を地域の子どもたちに伝承するとともに、地域の大人たちとの世代間交流を活発にするため、講座等を企画し、実施します。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
手話、フラダンス、チェス教室、ちぎり絵、マジック教室など 年28回開催(うち3回は公募型) 参加人数:478人 ※3館(築地、日本橋、月島の各社会教育会館)合計 各館で講座等を企画し、主に子どもの居場所「プレディ」内を利用して実施しています。	プレディ内にとどまらず、活動場所を拡充します。

(6) 少年リーダー養成研修会の実施および地域におけるリーダーの育成

【担当課：文化・生涯学習課】

小・中学生が将来、地域活動に参加して活躍するためのきっかけ作りとして、野外活動、レクリエーション、集団生活等を行う研修会を実施します。

また、少年リーダー養成研修会参加者によるOB会の設置等により、大学生スタッフの少年リーダー養成研修会への派遣や、子どもフェスティバル等の区の事業および地域活動への協力を推進します。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
<少年リーダーの養成> 少年リーダー養成研修会参加者 : 95人	引き続き少年リーダーを養成していきます。
<青年リーダーの育成> ・少年リーダー養成研修会への派遣 ・区の事業および地域活動への協力	引き続き青年リーダーの育成を図っていきます。

(7) 少年少女スポーツ教室

【担当課：スポーツ課】

小学生を対象（一部、中学生以上および保護者も対象）にスポーツ教室を開催し、野球やサッカー、水泳などスポーツの基礎的な知識を学び、技術を習得してもらうことで、児童の健康の維持・増進や体力の向上を目指します。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
区主催： 野球、サッカー、水泳、バレーボール、テニスなど8種目10教室521人参加 体育協会主催： 合気道（体験）、トランポリン（体験）など4種目4教室178人参加 ※中学生・保護者含む	引き続き少年少女スポーツ教室を開催していきます。

(8) スポーツ少年団

【担当課：スポーツ課】

「スポーツによる青少年の健全育成」の理想を実現するため、「一人でも多くの青少年にスポーツの歓びを！」「スポーツを通じて青少年のからだところを育てる組織を地域社会の中に」との理念のもとに、特定のスポーツ種目に係る活動を行うほか、野外活動や文化・学習活動等にも取り組み、さまざまな交流体験活動を行っています。

現況（平成26年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
種目：野球、剣道、バドミントン、卓球、空手道など 登録団：26団 登録団員：819人 指導者：204人 （H26.10.1現在）	現在の登録団数・団員数を増加させるよう取り組みます。



少年少女スポーツ教室



スポーツ少年団



地域スポーツクラブ

地域スポーツクラブは、地域の方々が主体となって運営し、身近な施設で子どもから大人まで誰もが気軽にスポーツやレクリエーション、文化活動等を楽しめるスポーツクラブです。会員としてだけでなく、運営スタッフ、指導者などさまざまな形でクラブに参加することができます。

中央区には、月島地域を中心に活動する「中央区地域スポーツクラブ大江戸月島」があります。クラブでの活動を通じて、健康維持・増進だけでなく、地域でのふれあいや世代を超えた交流を体験できます。

<実施種目>

体操、野球、フットサル、テニス、HIPHOP、チアダンス、水泳、カヤックなど
16種目 33 教室を開催中（平成 26 年 10 月現在）

<実施場所>

月島地域などの小学校、区民館やほっとプラザはるみなどの区の施設

<スポーツ以外の活動>

東京オリンピック選手村予定地周辺の清掃活動など

<ホームページ>

中央区地域スポーツクラブ大江戸月島

<http://chuo-sports.com>



チアダンス



カヤック

すべての家庭の子育て支援を充実します

1 幼児期の教育・保育環境の整備

現状と課題

乳幼児人口の増加や共働き家庭の増加に加え、育児休業制度が普及したことに伴い、保育所の利用ニーズが高まっています。

平成22年度と平成26年度の比較で保育所等入所希望者は2,160人から3,300人に増加し、保育ニーズ率(※1)も34.8%から41.9%に上昇しています。とりわけ1・2歳のニーズの伸びが大きく、49.2%で約半数を占め、3～5歳についても、平成22年度では幼稚園の入園率(※2)が51.6%で半数以上を占めていたのが、平成26年度では43.7%まで下がり、一方で保育所に入所希望の保育ニーズ率が44.6%に上昇し、逆転現象が起こっています。このような保育ニーズの高まりを受け、平成22年度から平成26年度までの5年間で保育所等の定員を1,427人増やしてきましたが、平成26年の待機児童は135人となっており、依然として課題となっています。なお、幼稚園入園者数も、大幅な伸びは見られないものの、同じ5年間で1,400人から1,541人に伸びており、決して入園者数が減少しているわけではありません。

また、ニーズ調査によると、定期的にご利用したい施設や事業として、「区立幼稚園」、「認可保育所」の希望が多くなっています。

このため、私立認可保育所の開設支援や小規模保育事業等の導入による保育施設等の定員拡大を図るとともに、小学校の増改築にあわせ区立幼稚園施設の充実を図る等、教育・保育環境の整備を推進する必要があります。

※1 保育ニーズ率… 保育所等入所希望者数(保育所等入所者数+待機児童数)÷0～5歳人口

※2 幼稚園入園率… 幼稚園入園者数÷3～5歳人口

幼稚園・保育所入所状況(再掲)

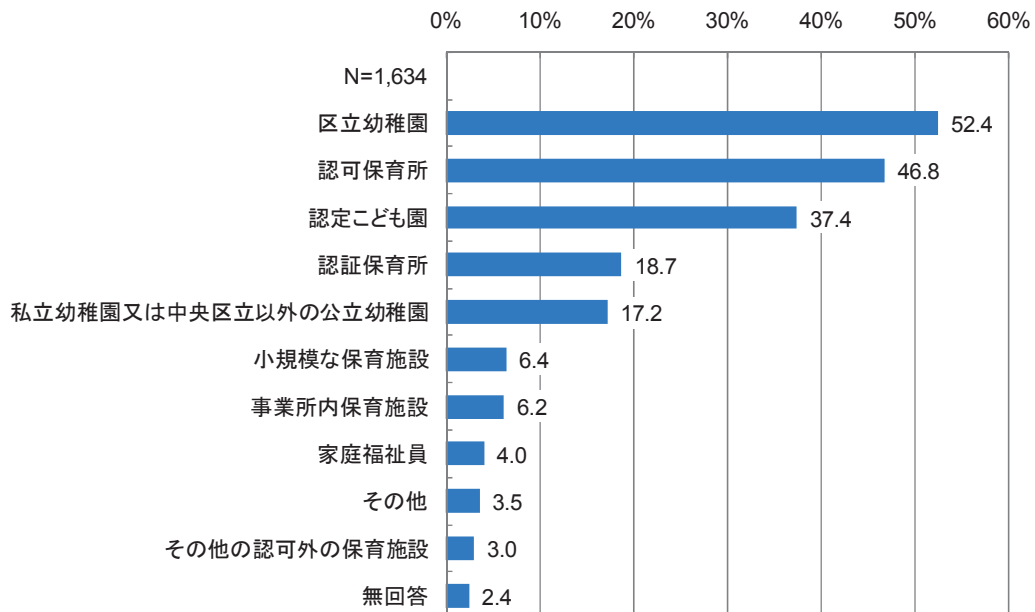
学 齢	各年度4月1日現在						計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
平成22年度							
学 齢 別 人 口 0歳～5歳 A	1,271人	1,135人	1,079人	1,027人	892人	794人	6,198人
	2,214人		2,713人				
保育所等入所者数 B	220人	781人			1,007人		2,008人
待機児童数 C	20人	106人			26人		152人
小計 D(B+C) : 入所希望者数	240人	887人			1,033人		2,160人
保育ニーズ率 D/A	18.9%	40.1%			38.1%		34.8%
幼稚園入園者数 E	—	—	—		1,400人		
入園率 E/A	—	—	—		51.6%		
平成26年度							
学 齢 別 人 口 0歳～5歳 A	1,597人	1,435人	1,321人	1,274人	1,198人	1,058人	7,883人
	2,756人		3,530人				
保育所等入所者数 B	323人	1,266人			1,576人		3,165人
待機児童数 C	46人	89人			0人		135人
小計 D(B+C) : 入所希望者数	369人	1,355人			1,576人		3,300人
保育ニーズ率 D/A	23.1%	49.2%			44.6%		41.9%
幼稚園入園者数 E	—	—	—		1,541人		
入園率 E/A	—	—	—		43.7%		

※保育所等入所者数は、認可保育所、認証保育所、認定こども園(長時間保育)、家庭福祉員の合計

定期的に利用したい教育および保育施設・事業

Q 現在、利用している、利用していないにかかわらず、お子さんの平日の教育および保育の施設・事業として、「定期的」に利用したいと考える施設・事業の番号すべてに○をつけてください。

「区立幼稚園」が52.4%、次いで「認可保育所」が46.8%となっています。教育・保育を一体的に行う「認定こども園」が37.4%、続く「認証保育所」が18.7%、「私立幼稚園又は中央区立以外の公立幼稚園」が17.2%であり、教育・保育ともに同等程度のニーズがあります。



資料:平成25年度「中央区子ども・子育て支援新制度における利用希望把握調査」
(就学前児童対象調査)より

取組の方向性

- 保育需要に応じた保育施設等の整備を促進します。また、子どもの育ちや家庭環境にあった保育サービスの提供が可能となるよう、新たに地域型保育事業を導入します。
- 育児休業後から円滑に保育施設を利用できる環境を整えていきます。
- 教育・保育施設等での事故の発生・再発を防止するための対策を講じ、児童の安全確保を図ります。

主な事業

(1) 小学校・幼稚園の計画的な増改築の実施

【担当課：教育委員会庶務課】

区立幼稚園は1園を除き区立小学校に併設されており、今後5カ年の幼児期の学校教育・保育の需要の見込みは増加傾向にあること、同時に年齢進行により今後学齢期を迎える児童の増加が予想されることから、小学校の増改築により保育室・教室数の確保を行います。

「教育環境の整備に関する基礎調査」（平成25年2月）において、増改築が必要となった日本橋・有馬・久松・月島第二・豊海小学校と、基礎調査以降に生じた新たな開発計画等により教室不足が見込まれる月島第三小学校の増改築を進めるにあたっては、それぞれの学校の特性に応じた特色ある整備を着実に進めていきます。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
<ul style="list-style-type: none"> ・明正小学校・幼稚園改築工事 ・久松小学校・幼稚園増築工事 設計業務 ・月島第二小学校・幼稚園増築工事 設計業務 ・豊海小学校・幼稚園改築工事 設計業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・明正小学校・幼稚園改築工事竣工（平成26年8月） ・久松小学校・幼稚園増築工事竣工（平成28年3月予定） ・月島第二小学校・幼稚園増築工事竣工（平成27年3月予定） ・豊海小学校・幼稚園改築工事竣工（平成28年2月予定） ・日本橋小学校等複合施設内部改修による小学校・幼稚園増設工事竣工（平成30年3月予定） ・有馬小学校・幼稚園増築工事竣工（平成29年3月予定） ・月島第三小学校・晴海幼稚園増築工事竣工（平成30年3月予定）



幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策 第5章 100頁参照



明正小学校・幼稚園

(2) 保育施設の整備

【担当課:子育て支援課】

乳児人口の増加や共働き世帯の増加等により、保育所の需要が増加しているため、認可保育所を中心に保育施設の整備を進めます。

また、0～2歳児の保育需要に対し、新たに地域型保育事業を取り入れて、定員数を確保していきます。

現況（平成26年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
保育所等定員数 0歳:368人 1～2歳:1,384人 3～5歳:1,843人 ※認可保育所・認定こども園・認証保育所・家庭福祉員の合計 (H26.10.1現在)	保育所等定員数 0歳:498人 1～2歳:1,856人 3～5歳:2,508人 ※認可保育所・認定こども園・認証保育所・地域型保育事業の合計



[幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策 第5章 100頁参照](#)

(3) 地域型保育事業の導入

【担当課:子育て支援課】

認可保育所の整備を推進することに加えて、待機児童の多い0～2歳の保育ニーズに対応するため「地域型保育事業」を新たに導入します。

地域型保育事業には、家庭的な雰囲気のもとで保育を行う「家庭的保育」、定員6～19人で家庭的保育に近い雰囲気のもとで保育を行う「小規模保育」、事業所の保育施設等で従業員の子どもと一緒に保育を行う「事業所内保育」、障害・疾患などで個別のケアが必要な場合等、保護者の自宅で1対1で保育を行う「居宅訪問型保育」の4種類があります。

また、3歳以降も保育を継続して提供できるよう、地域型保育事業利用後の受け皿の役割を担う連携施設（保育所等）の確保について取り組んでいきます。

現況（平成26年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
家庭福祉員定員数 0歳:6人 1～2歳:14人 (H26.10.1現在)	特定地域型保育事業定員数 0歳:33人 1～2歳:66人 ※家庭的保育・小規模保育・事業所内保育の合計

※ 定員数は「(2) 保育施設の整備」の内数



[幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策 第5章 100頁参照](#)



地域型保育事業

地域型保育事業は、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応できる、質が確保された保育を提供するものとして、新たに区が認可を行う保育事業です。

下表の4つの事業形態があり、さらに小規模保育事業は多様な事業からの移行を想定し、A型・B型・C型の3種類の認可基準が設定されています。保育従事者の配置に関し、本区では小規模保育B型と定員19人以下の事業所内保育所について、国の基準よりも多く保育士を配置する独自基準を設定しています。

事業種別	内 容
家庭的保育事業(定員5人以下)	保育者(保育ママ)がその自宅において、家庭的な雰囲気の中で少人数を対象にきめ細やかな保育を行う事業
小規模保育事業(定員6人～19人)	少人数を対象に、家庭的保育に近い雰囲気の中できめ細やかな保育を行う事業
	A型 保育所の分園に近いもの
	B型 A型とC型の中間的なもの(小規模な保育所で、単独で運営する形態) C型 家庭的保育のグループ型小規模保育(複数の家庭的保育者がグループとなり、借り上げた建物などで保育する形態)に近いもの
事業所内保育事業	事業所の保育施設などで、従業員の子どもだけでなく、地域の保育を必要とする子どもと一緒に保育を行う事業(地域枠を設定することが要件)
居宅訪問型保育事業	障害・疾患などで個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行う事業

認可基準(「子ども・子育て支援新制度 施設・事業者向けハンドブック」より抜粋)

事業類型	職員数	職員資格	保育室等	給食
小規模保育事業 	A型 保育所の配置基準+1名	保育士*1	0・1歳児: 1人当たり3.3㎡ 2歳児: 1人当たり1.98㎡	<ul style="list-style-type: none"> ●自園調理(連携施設等からの搬入可) ●調理設備 ●調理員*3
	B型 保育所の配置基準+1名	1/2以上が保育士*1 <small>*1保育士以外には研修者受雇します。</small>	0～2歳児: 1人当たり3.3㎡	
	C型 0～2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)	家庭的保育者*2	0～2歳児: 1人当たり3.3㎡	
家庭的保育事業 	0～2歳児 3:1 (家庭的保育補助者を置く場合、5:2)	家庭的保育者*2 (+家庭的保育補助者)	0～2歳児: 1人当たり3.3㎡	
事業所内保育事業 	定員20名以上...保育所の基準と同様 定員19名以下...小規模保育事業A型、B型の基準と同様			
居宅訪問型保育事業 	0～2歳児 1:1	必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	—	—
参考				
保育所	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	保育士*1	0・1歳児 乳児室:1人当たり1.65㎡ ほふく室:1人当たり3.3㎡ 2歳児以上 保育室等:1人当たり1.98㎡	<ul style="list-style-type: none"> ●自園調理<small>(※公立は外部搬入可(※60))</small> ●調理室 ●調理員

区独自基準：
3/5(6割)以上
が保育士

区独自基準：
3/5(6割)以上
が保育士

*1 保健師又は看護師の特例を設けています。
 *2 市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識および経験を有すると市町村長が認める者としてします。
 *3 家庭的保育事業の調理員については、3名以下の場合、家庭的保育補助者を置き、調理を担当することも認めます。

(4) 育児休業後の保育施設等の円滑な確保

【担当課:子育て支援課】

0歳児の子どもの保護者が、保育所等への入所時期を考慮して、育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育児休業満了時（原則1歳到達時）から円滑に保育施設を利用できるような環境を整えていく必要があります。

育児休業取得後にできる限り入所しやすくなるよう、新規で整備する認可保育所において、1歳児クラスからの定員を確保する施策を実施していきます。

現況（平成26年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
0歳児の定員を設けず、1歳児クラスからの定員確保 実施認可保育所:7園 1歳児定員:107人 (H26.10.1現在)	新規開設の認可保育所において、空きが出る5歳児クラスの枠を活用し、1歳児の保育を実施します。



子ども・子育て支援に関する施策の取組 第6章 136頁参照

(5) 教育・保育施設等における児童の安全確保

【担当課:子育て支援課】

幼稚園や保育所、地域型保育事業等を利用する児童の安全を確保するため、事故発生防止の措置や事故発生時の対応、再発防止の取組を促進していきます。

現況（平成26年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
・各施設・事業者ごとに安全確保策を策定、実施 ・事故発生時の区への速やかな報告 ・死亡事故や治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等が発生した場合、都を通じて国に報告	・区が条例で規定する基準に基づき、事故の発生、再発を防止するための措置および事故発生時の対応・報告等の内容を施設・事業者ごとに作成 ・保育施設・事業者に対する区の支援・指導監督等の体制の構築 ・国の教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する方針に基づき、重大事故の情報公表・分析・フィードバック等の取組を推進



認証保育所

認証保育所は、認可保育所だけでは応えきれない大都市の多様な保育ニーズに対応できるよう、東京都が設定した独自の基準（認証基準）を満たした保育施設です。

民間企業など多様な事業者が運営し、次のような特色があります。

- 全施設で0歳児から預かり
- 全施設において13時間の開所を基本とする
- 利用者と保育所の直接利用契約
- 都独自の基準により、適切な保育水準を確保

認証保育所は新制度の給付対象とはなりません、利用者のニーズは高く、中央区では平成26年11月現在16カ所の認証保育所に652人の利用者が在籍しています。重要な保育施策であり、待機児童解消にも大きな役割を果たしています。

区は、運営事業者に対する運営費補助および家賃補助、利用者に対する保育料補助を行っています。



保育所のプールの貸し借り

夏場、敷地内で園児の水遊び場所を確保できない私立認可保育所および認証保育所のために、区立認可保育所のプール施設を利用してもらえるよう取り組んでいます。

距離的に近い区立認可保育所を「協力園」として設定し、プール利用の際の注意事項等を事前に確認のうえ、当日の園児の引率、安全確保などに留意しながら楽しく水遊びができるよう、お互いに協力しながら貸し借りをしています。

今後も私立認可保育所が増える中、限られた施設を有効活用できるよう、工夫しながら保育を行っていきます。



2 多様な子育て支援サービスの提供

現状と課題

地域における課題として、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てへのアドバイスや支援、協力を得ることが難しくなっていることが挙げられます。0歳児～2歳児においては在宅で保育している家庭も多いことから、家庭での子育てが孤立しないように支援していく必要があります。

中央区では、身近な地域で子育てについての相談、情報提供を行うとともに、子育て中の親子の仲間づくりなどを支援する子育て交流サロン「あかちゃん天国」を区内7カ所で展開しています。

ニーズ調査では、『あかちゃん天国』を知っている」と回答した人は約半数、「利用したことがある」と回答した人は約7割となっており、特に利用度が多いことがうかがえます。

引き続き、保護者の就労の状況にかかわらず、すべての子育てをする家庭を対象にした「あかちゃん天国」や一時預かり保育、病児・病後児保育といった子育て支援サービスの提供やファミリー・サポート・センター事業による地域における子育ての相互援助活動の推進、子育てに関するさまざまな悩みを相談できる窓口サービスの取組が必要です。

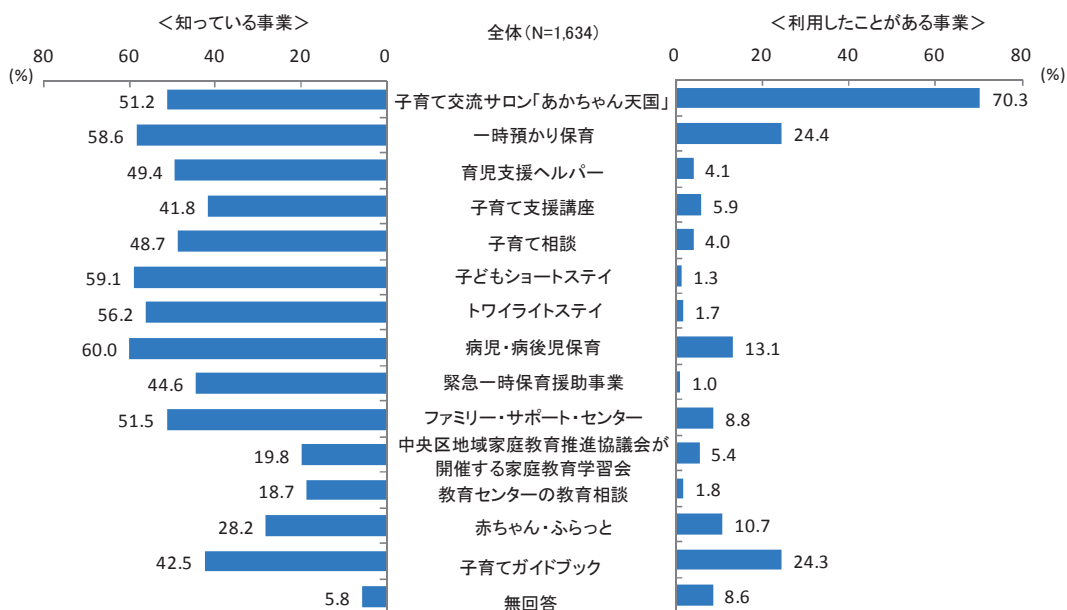
また、休日や年末年始、夜間の就業など、保護者の就労形態が多様化していることから、延長保育やトワイライトステイ（夜間保育）など多様な保育サービスが求められています。今後もニーズに見合った子育て支援サービスを提供していく必要があります。

地域の子育て支援事業の認知度・利用度

〔Q 下記の事業で知っているものや、これまでに利用したことがあるものに○をつけてください。〕

知っている事業は、「病児・病後児保育」が最も多く60.0%、次いで「子どもショートステイ」が59.1%、「一時預かり保育」が58.6%となっており、概ねの子育て支援サービスの認知度は40～50%台となっています。

利用したことがある事業は、「あかちゃん天国」が最も多く70.3%となっており、「一時預かり保育」については24.4%と4人に1人程度の利用度となっています。



※複数回答につき各回答の比率の合計は100%にならない。

資料：平成25年度「中央区子ども・子育て支援新制度における利用希望把握調査」(就学前児童対象調査)より

取組の方向性

- 今後も時間外保育やトワイライトステイなど多様な保育ニーズに応じたサービスの充実を図ります。また、保育サービスを充実するにあたっては、量的な側面のみではなく、子どもの育ちにとって最もよい方法は何か、どのような保育が求められているか、といった視点からサービス内容等の質的な側面に配慮した事業を展開します。
- 育児の孤立化による育児負担感や不安感を解消するため、身近な地域で気軽に利用できる子育て交流サロン「あかちゃん天国」や「乳幼児クラブ」といった事業を提供します。

主な事業

(1) 利用者支援に関する事業（利用者支援事業）

【担当課：子育て支援課】

子どもおよびその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
認可保育所入所申込受付 :1,462件	<保育所申込等に関する相談体制> 区役所窓口:1カ所 その他(出張相談) :特別出張所・保健所・保健センター
地域子育て支援拠点事業(子育て交流サロン「あかちゃん天国」)での相談:738件	<地域子育て支援拠点事業(子育て交流サロン「あかちゃん天国」)>実施箇所:7カ所



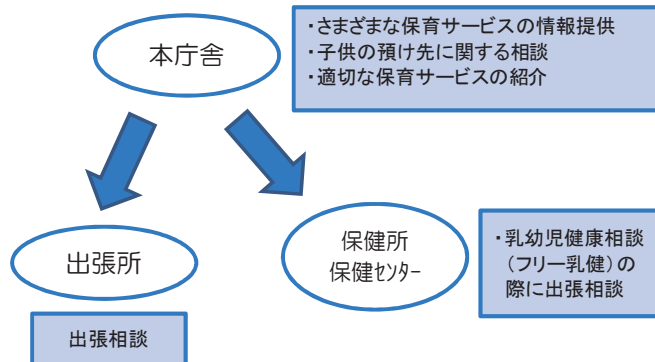
地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 第5章 113頁参照



利用者支援事業

就労形態の多様化等により、認可保育所をはじめとする保育サービス等について、保護者からさまざまな質問が寄せられています。

認可保育所、認証保育所、一時預かり保育等さまざまな保育サービスについての情報提供、子どもの預け先に関する相談、適切な保育サービスの紹介を行うため、相談員を配置し、出張相談を行います。



(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

【担当課：子育て支援課】

認可保育所や認定こども園等の定期的な教育・保育の事業において、通常保育の時間外の保育ニーズに対応するため、通常保育の前後の時間に、延長して保育を行います。

現況（平成26年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
延長保育利用定員：452人 区立スポット固定枠定員：48人 月極延長保育実利用者：223人 認証保育所19時以降契約者：99人 (H26.10.1現在)	延長保育利用定員：692人 区立スポット固定枠定員：48人 認証保育所枠：119人 [確保方策より]



[地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 第5章 114 頁参照](#)

(3) 幼稚園預かり保育

【担当課：教育委員会学務課】

幼稚園教育時間の終了後、引き続き保育を希望する保護者のニーズに応えるため、区立幼稚園3園において預かり保育を実施します。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
実施園数：3園 登録利用定員：90人 年間利用件数：12,718件 ※利用定員、利用件数ともに登録利用と一時利用の合計	実施園数：3園 利用定員：90人 年間受入人数：21,600人 [確保方策より]



[地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 第5章 118 頁参照](#)

(4) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

<再掲 53 頁参照>

【担当課：子ども家庭支援センター】

放課後帰宅しても保護者が就労等により家庭にいない児童のために、適切な遊びや生活の場を提供して、その健全育成を図る事業です。平日の放課後の他、土曜日、夏休み等の長期休業中に実施します。



[地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 第5章 115 頁参照](#)

(5) 放課後子供教室（子どもの居場所「プレディ」）

<再掲 53 頁参照>

【担当課：教育委員会庶務課】

子どもたちの健全育成を図るため、保護者の就労にかかわらず、放課後や土曜日などに学校施設内で児童が安全に安心して過ごせる「子どもの居場所」を確保するための事業を実施します。



地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 第5章 116 頁参照

(6) 子育て短期支援事業（子どもショートステイ）

【担当課：子ども家庭支援センター】

保護者が疾病等により子どもの養育が困難になった場合の保育ニーズに応えるため、宿泊により短期間子どもを預かります。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
<定員数> 養護施設:1人 乳児院:1人 協力家庭:4人 <延べ利用宿泊日数> 総日数:42日 （内訳）養護施設:24日 乳児院:15日 協力家庭:3日	<定員数> 養護施設:1人 乳児院:1人 協力家庭:4人 <年間利用定員延べ人日(受入最大枠)> 2,190人日 [確保方策より]



地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 第5章 117 頁参照

(7) 一時預かり保育、トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センター事業

【主な担当課：子ども家庭支援センター】

■一時預かり保育

【担当課：子ども家庭支援センター・子育て支援課】

保護者の育児疲れや休日・年末年始の就業、冠婚葬祭等の理由により家庭での保育が一時的に困難となった場合の保育ニーズに応えるため、日中、保育所その他の場所において一時的に子どもを預かります。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
<一時保育(4施設)> 延べ利用人数:10,890人 <認証保育所枠> 延べ利用人数:496人	<一時預かり(4施設)> 延べ利用人数(受入最大枠) :32,702人 <認証保育所枠> 延べ利用人数:500人 [確保方策より]

■トワイライトステイ

【担当課：子ども家庭支援センター】

保護者が就労等により帰宅が夜間になる場合の保育ニーズに応えるため、一時的に子どもを預かります。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
<トワイライトステイ(2施設)> 延べ利用人数:686人 (内訳) 幼児室(延べ利用人数):482人 児童室(延べ利用人数):204人	<トワイライトステイ(2施設)> 延べ利用人数(受入最大枠):10,350人 [確保方策より]

■ファミリー・サポート・センター事業

【担当課：子ども家庭支援センター
事業委託：中央区福祉協議会】

依頼会員と提供会員による会員組織を設置し、保育所への送迎や一時的な保育など地域において会員同士が子育てを相互に援助する事業です。生後 57 日目から小学校 4 年生(軽度の障害を有する場合は小学校 6 年生まで)の子どもを対象に実施していますが、平成 27 年度から小学校 6 年生までに拡大します。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
提供会員数:236人 両方会員数:182人 活動件数:4,464件 <small>※活動件数は就学前・就学後児童の合算</small>	引き続き、地域における育児の相互援助活動を推進し、子育て家庭の多様なニーズへの対応を図ります。

 [地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 第5章 119 頁参照](#)

 ファミリー・サポート・センター

子育ての援助を受けたい方と子育ての援助を行いたい方が会員になり、「できるときにできることをできる範囲で」を合言葉に、お互いに助け合いながら地域で子育てをするしくみです。

ファミリー・サポート・センターは、地域の皆さんの温かな気持ちと子どもたちの笑顔をつなぐお手伝いをします。



(8) 地域子育て支援拠点事業（子育て交流サロン「あかちゃん天国」）

【担当課：子ども家庭支援センター】

子育て中の親子や妊娠している方が気軽に集い、子育ての不安や悩みを解消できるようにするため、地域の身近な場所で、交流や仲間づくり、育児相談等を行う事業です。子ども家庭支援センターおよび区立児童館で実施します。

現況（平成26年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
拠点数：7カ所（H26.10.1現在） 平成25年度延べ利用人数実績 ：112,552人	拠点数：7カ所 延べ利用人数見込：129,551人 [量の見込みより]



地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 第5章 123頁参照

■ 親子講座（子育て講座、絵本の読み聞かせ等）の開催

あかちゃん天国では、親子で参加する子育て講座や絵本の読み聞かせ等の行事を開催しています。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
子育て講座実施回数：54回 絵本の読み聞かせ等行事回数 ：145回	引き続き、身近な地域の親子の交流の場として、子育て講座や絵本の読み聞かせ等の行事を開催して、子育て家庭の支援に取り組みます。



赤ちゃん・ふらっと

赤ちゃん・ふらっとは、乳幼児のお子さんを連れた方が安心して外出できるよう整備された、おむつ替えや授乳などが行えるスペースの愛称です。区内ではデパートなどの店舗や区立施設など17カ所で設置しています。（平成26年10月現在）

赤ちゃん・ふらっととして東京都へ届出をしている施設については、入口などに適合証を掲示していますので、お気軽にご利用ください。

都内の届出施設の一覧は、とうきょう子育てスイッチのホームページをご覧ください。

【とうきょう子育てスイッチ】

<http://tokyo.kosodateswitch.jp/app/locations/>



(9) 児童館運営 <再掲 55 頁参照>

【担当課:子ども家庭支援センター】

区内の 18 歳未満の児童に健全な遊び場を提供し、健康の増進と豊かな情操を育てることを目的として、区内 8 カ所に児童館を設置しています。

児童を対象としたさまざまな行事を実施するほか、あかちゃん天国、乳幼児クラブ、学童クラブなどの事業を行うとともに保護者の子育てに関する相談や児童からの相談を受けています。

■乳幼児クラブ

児童館において、0 歳児から 2 歳児までの子どもを持つ親子を対象に、さまざまな遊びや季節感を取り入れた行事を通して、親子の絆や地域の親同士・子ども同士の交流を深め、子育てを支援する「乳幼児クラブ」を実施しています。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
乳幼児クラブ登録者数:1,650人 延べ出席者数:45,325人	引き続き行事や遊びを通じて地域の親子の交流を図り、子育てを支援していきます。

(10) 育児支援ヘルパー

【担当課:子ども家庭支援センター】

妊娠中または出産後 6 カ月以内で育児や家事の支援を必要としている家庭に、区と契約した事業者から育児支援ヘルパーを派遣し、保護者の子育ての負担を軽減します。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
育児ヘルパー利用人数:93人 利用日数:745日	引き続き育児ヘルパーの派遣により、保護者の負担を軽減し、家庭における安定した子育てを支援していきます。

(11) 緊急一時保育援助事業

【担当課:子ども家庭支援センター】

保護者の入院等の理由により、家庭での保育が一時的に困難になった場合に、区と契約した事業者から保育員（ベビーシッター）を派遣します。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
緊急一時保育利用人数:1人 利用日数:7日	引き続き緊急時の育児支援を実施していきます。

(12) 病児・病後児保育

【担当課:子ども家庭支援センター】

入院加療の必要のない病中または病気回復期の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、医療機関や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
<病児・病後児保育(3施設)> 延べ利用人数:1,866人	<病児・病後児保育(3施設)> 延べ利用人数見込:3,004人 [量の見込みより]



地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 第5章 124頁参照

(13) 多様な主体の参入促進事業

【担当課:子育て支援課】

保育所等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や多様な事業者の能力を活用した保育所等の設置・運営を促進するための事業です。

本区では平成20年度より民間企業（株式会社）が運営する私立認可保育所の開設支援を開始し、現在までに社会福祉法人、学校法人の運営園を含む15園の整備を進め、待機児童解消に努めています。

また、担当課に保育士経験を持つ職員を配置するなど、保育所や地域型保育事業の新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、実地支援、相談・助言等を行う体制を整えることを検討します。

現況（平成26年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
私立認可保育所数:15園 【運営主体】 社会福祉法人 2園 学校法人 1園 株式会社 12園 (H26.10.1現在)	引き続き、私立認可保育所等の開設支援に努めるとともに、小規模保育事業等の地域型保育事業の導入を促進していきます。 また、新規参入事業者への指導・監督・助言等を行う体制づくりを推進していきます。

(14) 子どもと子育て家庭の総合相談、相談員による児童館巡回相談

【担当課：子ども家庭支援センター】

「子ども家庭支援センター（きらら中央）」において、保健・心理・福祉などの相談員による「子どもと子育て家庭の総合相談」を実施し、個別に適切な支援を行います。また、悩みや問題をより身近なところで相談できるように、地域の児童館への巡回相談を実施しています。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
<新規相談件数(計337件)> 虐待など養護相談:152件 育児など育成相談:152件 その他:33件 <児童館巡回相談> 児童館:8カ所 巡回相談延べ:89回 相談件数:119件	子どもと子育て家庭を支援し、子どもたちが健やかに成長できるようサポートする体制を引き続き充実させていきます。

(15) 教育相談・子ども電話相談

【担当課：教育委員会事務局指導室】

「教育センター」において、専任教育相談員（臨床心理士）による、しつけや不登校等の教育全般に関する相談を実施します。

このほか、小学校、幼稚園等へ専任教育相談員を派遣し、教育全般に関する相談を行います。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
<来所相談> ケース件数:261件 延べ件数:2,559件 <電話相談> 相談件数:111件	引き続き教育相談・子ども電話相談を実施します。



児童館活動 茶道

3 専門的知識・技術を要する支援

現状と課題

<児童虐待防止対策>

近年、地域コミュニティの基礎である近隣関係の希薄化が進み、保護者の孤立化が進んでいるとともに、虐待などの家庭の問題が表面化しにくくなっています。

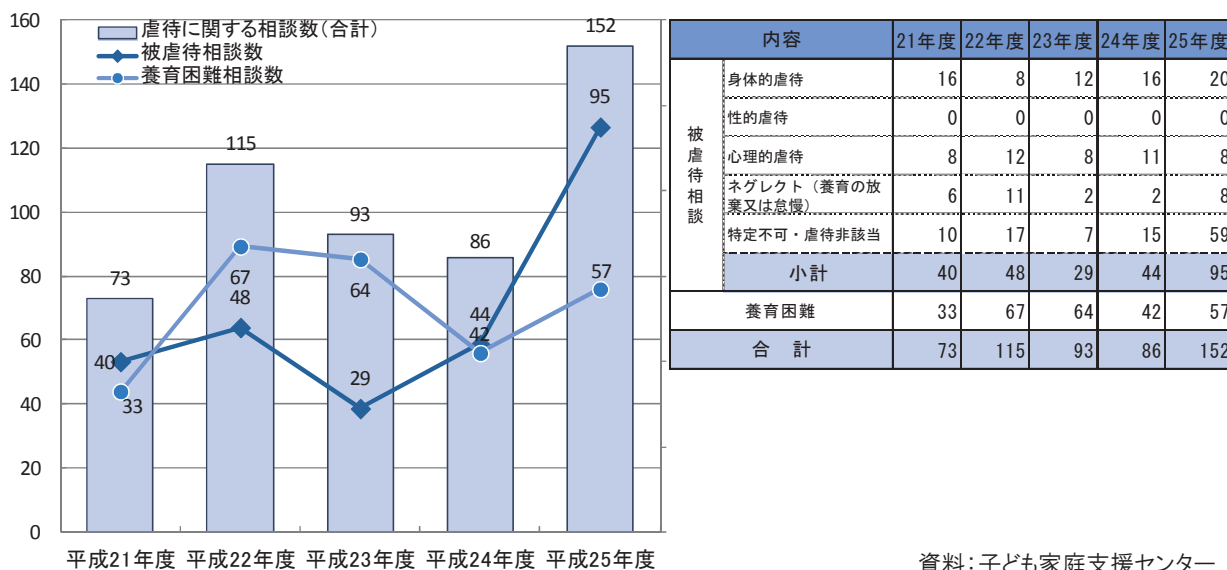
中央区では、児童虐待の早期発見・早期対応のために「子どもほっとライン」を設置し、あらゆる相談に応じてきました。その後、虐待相談を含む18歳未満の子どもと子育て家庭に関する児童相談の中核機関として、平成19年9月に「中央区立子ども家庭支援センター(きらら中央)」を開設しました。子ども家庭支援センターにおける平成21年度と平成25年度の養護相談件数を比較すると、5年間で約2倍に増加しています。相談内容としては身体的虐待が最も多く、次いで心理的虐待やネグレクトとなっています。相談件数は増えていますが、虐待と特定できる件数は横ばいとなっています。こうした、養護相談以外の相談にも大きな問題が隠れている場合もあることから、すべての相談に慎重に対応しています。

なお、児童虐待の早期発見や要保護児童等に対する支援として、子ども家庭支援センターを調整機関とする「中央区要保護児童対策地域協議会」を設置しています。

引き続き、子ども家庭支援センターを核に、関係機関と連携を深め、ネットワーク強化を図るとともに、相談窓口の周知や啓発活動を積極的に実施し、児童虐待防止に向けた地域社会の意識づくりが必要です。

養護相談の新規受理件数

平成21年度と平成25年度を比較すると約2倍の新規受理件数となっています。相談内容としては身体的虐待が最も多く、次いで心理的虐待やネグレクトとなっています。



<ひとり親家庭の自立支援の推進>

ひとり親家庭では、悩みを相談する相手が身近にいない、ひとりで生計を担うことへの不安が大きい、病気時に看護する人がいないなど、日常生活においてさまざまな悩みを抱えています。平成25年度の「中央区ひとり親家庭実態調査」では、保護者の雇用形態としてパート・アルバイトなどの非正規雇用の割合が4割以上となっており、また、生活に関する悩みについても「生活費に関すること」が約6割、「教育費に関すること」が約5割と費用に関することが多く、安定した生活を送るための支援をする必要があります。

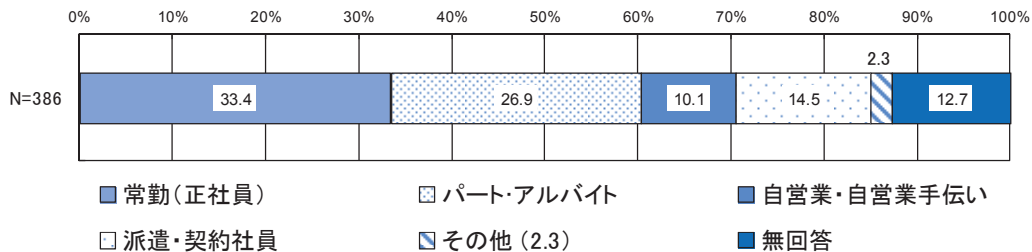
中央区では、ひとり親家庭が精神的・経済的に自立した生活を営めるよう、就労につながる各種行政サービス等を総合的に案内できる体制を整備するほか、就労と経済的自立のため「自立支援教育訓練給付金」および「高等職業訓練促進給付金」による主体的な能力開発や資格取得への支援を行っています。これまでの経済的な自立に向けた支援や、悩みを相談しやすい体制、リフレッシュのための支援等、きめ細かいサービスの充実を今後も図る必要があります。

また、平成26年10月に「母子及び寡婦福祉法」が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正されたことに伴い、父子家庭に対しても拡充して支援を行っていきます。

ひとり親家庭の保護者の雇用形態

〔 Q あなたのお仕事は次のどれにあたりますか。(○は1つだけ) 〕

「常勤(正社員)」が33.4%と最も多く、次いで「パート・アルバイト」で26.9%、「派遣・契約社員」で14.5%となっています。

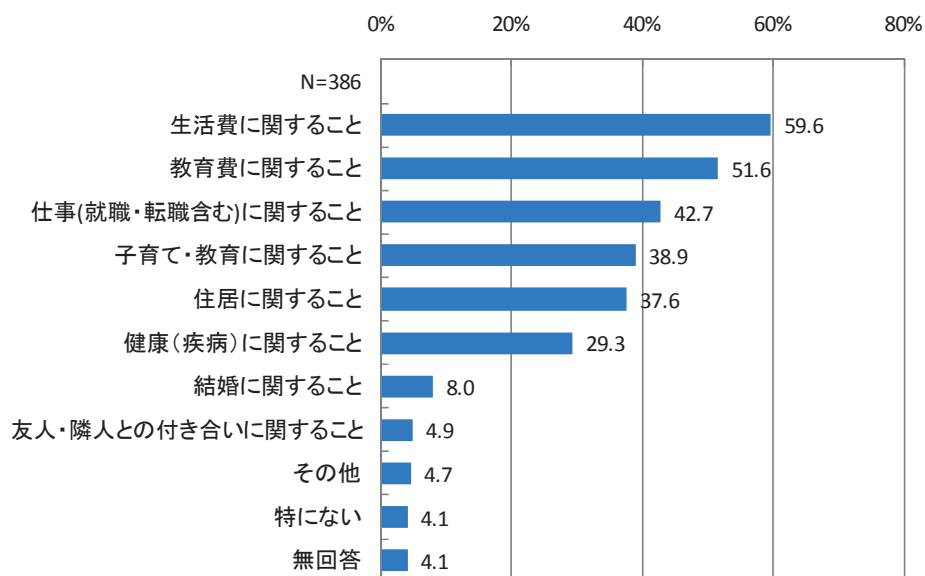


資料:平成25年度「中央区ひとり親家庭実態調査調査」より

ひとり親家庭の生活に関する悩みについて

〔Q 今、あなたが悩んでいることは、どんなことについてですか。(〇はいくつでも) 〕

「生活費に関すること」が59.6%と最も多く、次いで「教育費に関すること」で51.6%、「仕事（就職・転職含む）に関すること」で42.7%となっています。



※複数回答につき各回答の比率の合計は 100%にならない。
資料：平成 25 年度「中央区ひとり親家庭実態調査調査」より

<障害児施策>

児童福祉法等の改正により、LD（学習障害）、AD／HD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症などの発達障害が障害福祉サービスの対象に含まれることが明確化されたことを踏まえ、障害者福祉分野における支援の充実が求められています。

また、区では、子どもの育ちに関する相談や支援が増加傾向にある中、「障害のあるなしにかかわらず育ちに支援を必要とする子ども」に対し、保健・福祉・教育等の各所管課の事業等によって、それぞれ個別に支援を行っていますが、共通の情報をもとに、ライフステージに応じた切れ目のない支援と各段階における関係機関の連携（縦横の連携）ができていない状況があります。

このため、関係機関が連携して、育ちの支援を必要とする子どもの早期発見・早期支援に繋げるとともに、就学前、学齢期から就労までライフステージに応じた一貫とした支援を行う見守り体制を整備する必要があります。

取組の方向性

- 子どもと子育て家庭を支援する総合的なネットワーク強化に向けた取組を行うとともに、相談窓口の周知や啓発活動を積極的に実施し、児童虐待防止に向けた地域社会の意識づくりを行っていきます。
- 母子家庭はもとより、父子家庭における支援についても拡充し、ひとり親家庭が精神的・経済的に自立した生活を営めるよう、きめ細やかなサービスの提供を行っていきます。
- 保健・福祉・教育が連携し、育ちに支援を必要とする子どもが、地域で安心して学び成長していけるよう就学前、学齢期および将来の社会生活までライフステージに応じた切れ目のない支援を行っていきます。
- 特別な支援を必要とする児童・生徒が、一人ひとりの個性や能力を最大限に伸ばし、社会において自立・参加できるよう、教育、福祉、医療、保健等の関係機関が連携した支援を行っていきます。（49頁「『生きる力』を中心とした質の高い教育の展開」の取組の方向性より再掲）

主な事業

（1）児童虐待防止対策

【担当課：子ども家庭支援センター】

児童虐待の早期発見・早期対応のために「子どもほっとライン」を設置するとともに、区民や関係機関に対して、児童虐待防止に向けたパンフレットやリーフレットを配布するなど、児童虐待防止に向けた普及啓発に取り組んできました。これらのPRをさらに強化していきます。

また、要保護児童等に対し、より迅速できめ細やかな支援を行うため、平成19年12月から子ども家庭支援センターを調整機関とする「中央区要保護児童対策地域協議会」を設置しています。協議会の運営を行う中で児童虐待の根絶を目指し、さらに地域や関係機関との連携を強化していきます。

■養育支援訪問事業

虐待の未然防止に向けた取組として、特に母子保健サービス（母親学級や新生児訪問事業、乳幼児健診等）を実施する保健所・保健センター等と連携し、特定妊婦や子育てに強い不安を抱える家庭、虐待のおそれやリスクを抱えて特に支援が必要な家庭に対して訪問により指導や助言を行う「養育支援訪問事業」を実施します。

■要保護児童対策地域協議会

子ども家庭支援センターや保健所、学校、警察など区内関係機関、東京都児童相談センター、民生・児童委員協議会等を構成員とし、代表者会議や実務者会議、個別ケース検討会議、関係者向け講演会を開催するほか、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るために啓発活動（キャンペーン）を行います。

■児童虐待情報専用電話「子どもほっとライン」 【担当課：子ども家庭支援センター】

子ども家庭支援センターに児童虐待情報専用電話（愛称名：子どもほっとライン）を設置し、要保護児童の早期発見等、児童虐待についての情報を集約します。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
被虐待（心理）：1件 被虐待（ネグレクト）：1件 虐待非該当・特定不可：10件 計12件	引き続き、児童虐待防止の広報・啓発活動から「子どもほっとライン」の周知を図っていきます。



[子ども・子育て支援に関連する施策の取組 第6章 139 頁参照](#)



オレンジリボン

「オレンジリボン運動」は、児童虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、児童虐待をなくすことを呼びかける市民運動です。NPO 法人児童虐待防止全国ネットワークが総合窓口となり、全国的に活動を展開しています。オレンジ色は子どもたちの明るい未来を表しています。

厚生労働省では、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、集中的な広報・啓発を行い、地方自治体、NPO法人だけでなく、民間企業やスポーツ団体等の協力も得ながら、さまざまな児童虐待防止普及啓発のためのキャンペーンイベントの展開を促しています。一人でも多くの方々に「児童虐待防止」に関心を持ってもらい、子供たちの笑顔を守るために一人ひとりに何が出来るのかを呼びかけていく活動が「オレンジリボンキャンペーン」です。



オレンジリボン



(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

【担当課：子育て支援課】

ひとり親家庭が精神的・経済的に自立した生活を営めるよう、自立を目指すすべてのひとり親に対してハローワークなど関係機関との連携を図り、就労につながる各種行政サービス等を総合的に案内できる体制を整備するほか、就労と経済的自立のため「自立支援教育訓練給付金」および「高等職業訓練促進給付金」による主体的な能力開発や資格取得への支援を引き続き行っていきます。

また、就職活動や急病等のため一時的に家事等の日常生活に支障が生じている場合に、ホームヘルパーを派遣する「ひとり親家庭ホームヘルプサービス」や、母子自立支援員による相談や指導・助言を行うほか、親子で楽しめる親子観劇会の開催やレクリエーション施設の優待など、さまざまなニーズに対応し、ひとり親家庭の自立を促進する支援を実施していきます。

なお、法改正や父子福祉資金制度の創設等、国における父子家庭に対する支援の拡充を受け、本区においても関連する規程を整備し、父子家庭における支援を行います。

■ひとり親家庭相談・女性相談

【担当課：子育て支援課】

ひとり親家庭の自立に必要な相談や指導・助言を行います。女性相談では、保護を要する女性の発見に努め、各種の相談・指導や一時保護を行うなど、女性の保護更生を図っています。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
ひとり親家庭相談：572件 女性相談：80件	引き続き相談を実施します。



[子ども・子育て支援に関する施策の取組 第6章 143頁参照](#)

(3) 障害児施策

【担当課：福祉センター】

障害児支援は個々のニーズに応じた丁寧な支援が必要であるという認識に立ち、一人ひとりの個性と能力に応じた支援を行うことができる体制を作っていく必要があります。

このため、地域の障害者支援の中核的な拠点となる子ども発達支援センターを整備し、相談支援機能を強化するとともに、保健・福祉（障害者福祉、保育）、教育が連携して、障害の早期発見・早期支援に努めて、障害児が地域で安心して学び成長していけるようライフステージに応じた切れ目のない一貫とした支援体制を構築していきます。



[子ども・子育て支援に関する施策の取組 第6章 148頁参照](#)

■子ども発達支援事業

【担当課：福祉センター】

高校生以下の心身の発達に関するさまざまな相談を受け、必要な検査・評価を行い、その成長過程に合わせ、適切な相談・指導を行います。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
こどもの発達相談件数:4,718件 相談利用者が増加しています。また、個々の相談内容が複雑になっているため、各関係機関との連携を強化しています。	子ども発達支援センターが中心となり、発達障害を含む障害児とその家族に対して、就学前・学齢期および将来の社会生活に向けての一貫した相談支援を実施します。

（４）特別支援教育の充実 <再掲 50 頁参照>

【担当課：教育委員会指導室】

発達障害に対する理解が社会的に進んでいること、人口増に伴い特別な支援を必要とする児童・生徒も増加傾向にあることから、今後も多種多様な教育的ニーズに対応できる体制づくりを進めます。

また、障害のある子どもとその保護者に限ることなく、すべての児童・生徒やその保護者、学校の教職員、関係機関、さらには地域全体が障害や特別支援教育について、正しい理解と認識を深めることが必要不可欠です。そのために医療・保健・福祉・教育・労働等の各機関が緊密な連携を図り、生涯学習や交流、共同学習等を通じて障害に対する理解啓発や協力できる体制を推進していきます。



子ども・子育て支援に関連する施策の取組 第6章 152 頁参照



保育所地域交流 福祉センターとの交流会

4 子育て世帯への経済的支援

現状と課題

子どもを産み育てたいと思う男女が理想とする子どもの数と、実際の子どもの数には差がある場合が多く、その一因が教育や医療にかかる費用などの経済的な負担感にあるといわれています。特に子どもが小さい間は、親も若く世帯の収入も比較的少ないことから、子育て世帯への経済的支援が必要とされています。

中央区では、乳幼児の健全な育成および保健の向上に寄与することを目的に平成5年から乳幼児の医療費の一部の助成を実施し、段階的に対象年齢を広げてきました。平成19年以降は中学校修了までのすべての子どもの通院・入院における保険診療自己負担分について助成を行っています。また、認証保育所は、認可施設と比べ保育料が高いことから、認証保育所を利用する方に対し、保育料の一部補助を行っています。

今後も、子育て世帯における経済的負担を軽減し、安心して子育てができるよう、支援を実施していくことが求められています。

子どもの医療費助成の推移

子どもの人口の増加に伴い、年々、件数・助成金額ともに増加しています。

年次	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年8月末
受診件数	209,603	232,314	242,643	266,160	275,572	123,044
医療証交付数	13,222	14,001	14,400	15,085	15,258	16,107

資料：子育て支援課

取組の方向性

- 安心して子育てができるよう、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

主な事業

(1) 子どもの医療費助成

【担当課：子育て支援課】

中学校3年生までの子どもにかかる医療費の一部負担金（保険診療の自己負担分）を助成します。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
<医療証発行対象者数> 乳幼児医療証：8,962人 子ども医療証：7,032人 <助成件数> 乳幼児医療：174,977件 子ども医療：100,587件	引き続き中学校3年生までの医療費助成を実施します。

(2) 認証保育所保育料補助

【担当課：子育て支援課】

認証保育所に子どもを預けている保護者の経済的負担を軽減するため、保育料の一部を補助します。認可施設との差額補助の上限額を5万円とし、負担する月額保育料の認可施設との差額が概ね1万円以内となるように補助金額を設定します。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
保育料補助件数：延べ7,989件	引き続き認証保育所保育料の一部補助を実施します。

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【担当課：子育て支援課】

保護者の世帯所得等の状況その他の事情を勘案して、保育所等に保護者が支払うべき日用品や文房具などの物品購入費や行事への参加費などを助成する事業です。

実施に向けて検討を進めます。

地域の中で、家庭の子育て力を高めていけるよう応援します

1 地域における家庭教育の推進

現状と課題

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、子どもが基本的な生活習慣や他人に対する思いやり、社会的なルール、自己肯定感や自立心など、基礎的な資質や能力を育成する上で非常に重要な役割を担っています。子ども・子育て支援法でも、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有していること、さらに家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における構成員が相互に協力して子育て支援を行うことを規定しています。

近年、核家族化により、家庭の中で子育ての知識を得る機会が少なくなり、育児の不安やストレスを抱え、地域で孤立している親や子育てに無関心な親などが増加しているといわれています。加えて、共働き家庭の増加など親が子どもの教育に十分な時間を持っていない状況や、母親の育児負担が大きく、父親が育児に参加する機会が少ない傾向があるといわれていることから、十分な家庭教育の環境を整えるのが難しいという課題があります。そのため、すべての親が安心して家庭での子育てや教育を行えるよう、親自身の意識啓発や、学びの場を設けることが必要です。

中央区では、地域全体で家庭教育を支えていく環境を整備するため、区と学校関係者、PTA、青少年委員、民生・児童委員等で構成する「中央区地域家庭教育推進協議会」を設置し、保護者や区民が家庭教育のあり方を考える機会の提供を行ってきました。今後もより多くの親子が参加できる学習会等の家庭教育に関する学習機会や情報の提供等を行い、地域全体で協力しながら子育て家庭を応援していく取組を推進していくことが求められています。

取組の方向性

- 育児不安や負担の軽減のため、子育て家庭に対して学習の機会や情報を提供することにより、家庭の教育力の向上を図ります。
- 家庭・地域・学校・関係機関が連携し、子どもの規範意識を高めるとともに保護者の子どもを育てていく力「親力」を高め、子育てを通じて「親育ち」を促すため、保護者への支援を強化していきます。

主な事業

(1) 地域家庭教育推進協議会による家庭教育に関する学習会等の開催

【担当課：文化・生涯学習課】

区と学校関係者、P T A、青少年委員、民生・児童委員等地域の家庭教育関係者で構成する「中央区地域家庭教育推進協議会」の主催で、講座や学習会等を開催し、保護者や区民が家庭教育のあり方を考える機会を提供します。また、P T Aや地域で子育て支援活動をしている民間団体との共催で、家庭教育に関する学習会等を開催し、地域全体で家庭教育を支援します。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
<協議会> 委員:14人 会議:6回 <家庭教育学習会(総計)> 実施状況:64講座、69回 参加者数:3,581名 <報告・交流会> 実施状況:1回 参加者数:40名	引き続き地域全体で家庭教育を支援していくため、家庭教育学習会の充実に努めます。特に、父親の家庭教育参加や親力の向上、子育て不安の軽減等、重点課題をとらえた企画を推進します。

■子育てキャンパス

乳幼児期・思春期における家庭教育の課題を取り上げた講座や、発達障害について学ぶ講座を実施します。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
<子育てキャンパス> 実施状況:3講座、5回 参加者数:149名	(地域家庭教育推進協議会による家庭教育に関する学習会等の開催と同じ)

■家庭教育学習会

乳幼児期、学童期、思春期、発達障害など発達段階に応じたさまざまな課題別の子育て講座を、各幼稚園・小・中学校P T Aや地域で子育て支援をしている団体と共催して開催します。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
<家庭教育学習会(団体との共催分)> 実施状況:52講座、53回 参加者数:2,747名	(地域家庭教育推進協議会による家庭教育に関する学習会等の開催と同じ)

■入園・入学準備期等の学習会

入園・入学説明会や授業参観日などの機会をとらえて、しつけや規範意識等の重要性を啓発する家庭教育学習会を、幼稚園・小・中学校と連携して開催しています。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
<家庭教育学習会(入園・入学期)> 実施状況:5講座、5回 参加者数:412名	(地域家庭教育推進協議会による家庭教育に関する学習会等の開催と同じ)

■父親の子育て参加促進事業（おやじの出番！）

父親の家庭教育参加促進事業として、親子で学ぶとともに、父親同士の交流を深める「おやじの出番！」を、協議会の企画および地域の団体との共催により、開催します。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
<家庭教育学習会(おやじの出番！)> 実施状況:4講座、6回 参加者数:273名	(地域家庭教育推進協議会による家庭教育に関する学習会等の開催と同じ)

■報告・交流会

家庭教育学習会を共催で実施した団体や区民に呼びかけて、今後の家庭教育の充実が図れるよう、報告・交流会を実施します。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
<報告・交流会> 実施状況:1回実施 参加者数:40名	(地域家庭教育推進協議会による家庭教育に関する学習会等の開催と同じ)



おやじの出番！ 親子木工教室

2 地域・社会全体で子育てを推進

現状と課題

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものですが、同時に、家事・育児・近隣の付き合いなども働く人々の暮らしに欠かすことのできないものであり、その充実があってこそ、人生の生きがい、喜びは倍増します。

しかし、現実の社会には、安定した就労ができず経済的自立ができない、長時間労働の恒常化など、一人ひとりにとって自身が望む生き方が実現しにくく、仕事と生活の間で問題を抱える人も少なくありません。

育児・介護休業法では、育児・介護休業制度のほか育児や介護を行う労働者の時間外労働や深夜労働を制限する義務規定が設けられるなど、法制度上は男女の出産・子育てがしやすい労働環境づくりが進められていますが、ニーズ調査でも、母親で育児休業を「取得した」と回答した人は39.8%だったのに対し、父親はわずか3.4%となっており、男性の育児休業の取得状況については、女性ほどに進んでいないのが現状です。

また、平成24年度の「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」によると、男女がともに家事・育児・介護などに参加するために必要なことでは、「夫婦や家族間のコミュニケーションをよくはかること」をはじめ、「家事などの参加に対する男性自身の抵抗感をなくすこと」「仕事と家庭の両立に対する理解が得られやすい職場の風土づくりをすること」などが上位に挙げられています。

このようなことから、子育て世代においては、仕事と生活の調和を図り、男女がともに子育てに参加し子育ての責任を果たすとともに、地域の中で子育ての喜びを享受できるようにする必要があります。

働く保護者が子どもとともに過ごせる時間を確保し、子育てに向き合うことができるよう、区の支援のもと、企業や地域、社会全体の取組としてワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、男性の育児参加に向けた取組を進めることが重要です。

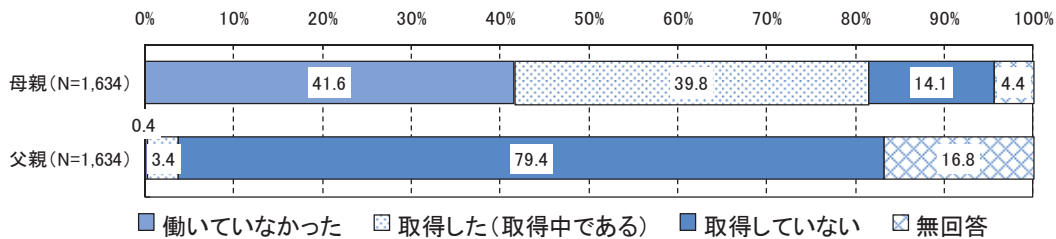
また、核家族や近隣関係の希薄化が進んでいるため、保護者の育児の不安や孤立化が進まないよう、地域の人々との交流やつながりを持ち、充実した生活を過ごせるよう支援していく必要があります。

このような行政、企業、地域の協力のもとに子育て家庭を支える社会づくりを行っていくことが重要です。

育児休業の取得状況

Q あて名のお子さんが生まれた時、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得しましたか。
 (母親・父親の別にあてはまるもの1つに○をつけてください)

男女ともに母親と父親の育児休業の取得状況を見ると、「取得した」が母親では39.8%となっていますが、父親では3.4%と少なくなっています。

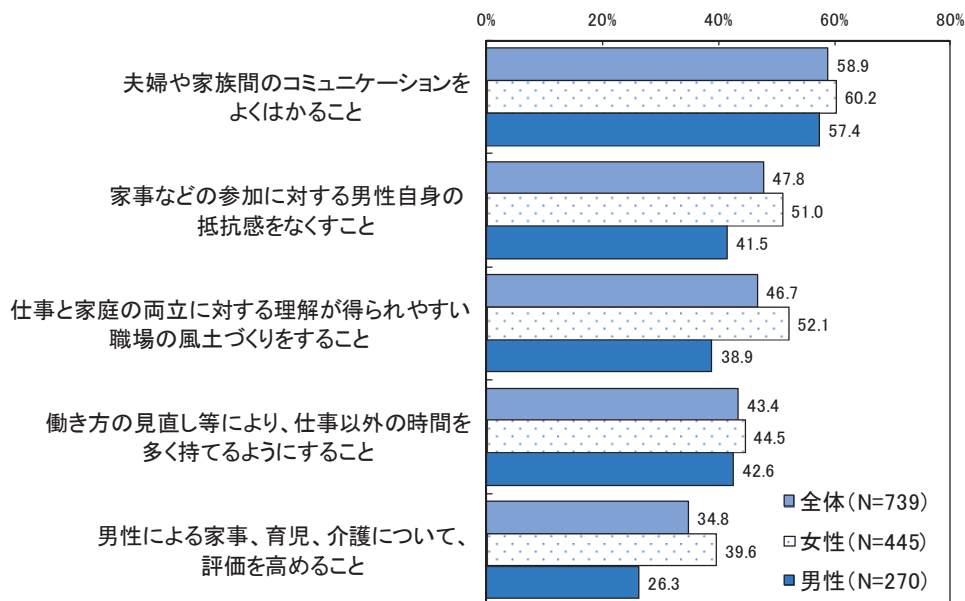


資料:平成 25 年度「中央区子ども・子育て支援新制度における利用希望把握調査」
 (就学前児童対象調査)より

男女がともに家事・育児・介護などに参加するために必要なこと

Q あなたは、男性が女性とともに家事、育児、介護などに積極的に参加していくためには、
 どのようなことが必要だと思いますか。

男女ともに「夫婦や家族間のコミュニケーションをよくはかること」が最も多くなっています。次いで男性では「働き方の見直し等により仕事以外の時間を多く持てるようにすること」、女性では「仕事と家庭の両立に対する理解が得られやすい職場の風土づくりをすること」をあげています。



資料:平成 24 年度「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」

取組の方向性

- ワーク・ライフ・バランスについては、さらに企業の理解を深め、企業に実践してもらうことが必要であるため、関心を持ってもらえるような意識啓発や講座の開催など事業内容の充実を図ります。
- 男性の育児への参加を促進し、男女が共同して子育てができる支援を推進します。
- 育児の孤立化による育児負担感や不安感の解消につながるよう、地域の人々とのつながりを深める交流事業を推進します。
- 親のみならず子どもも地域のさまざまな人たちと関わる機会を提供することにより、地域全体で子育てを推進する機運の醸成を図ります。

主な事業

(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

【担当課：総務課】

親子で過ごす時間は、子どもの成長に大切であるとともに、親にとっても喜びであることから、子どもとともに過ごす時間を増やせるような働き方や子育てに向き合う時間を作り出せるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進していく必要があります。

引き続き、講演会等の開催、パンフレットの発行、企業に対するコンサルタント派遣や推進企業の認定などにより、事業主やそこで働く人たちや地域住民等に対してワーク・ライフ・バランスについて普及啓発を図っていきます。

また、男性向けの家事・育児についての講座や子育て世帯の方の社会参加の場の提供等を拡充し、男女共同参画の視点から子育て世帯を支援していきます。



子ども・子育て支援に関する施策の取組 第6章 154 参照

(2) 育児中の保護者社会参加応援事業

【担当課：総務課】

育児に多くの時間を費やしている保護者に対し、女性センター「ブーケ21」において、育児から離れて自分自身を見つめ、社会参加の機会と自己啓発につながる学習・交流の場を提供します。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
参加者：65人（託児件数53件） 開催回数：年6回 （奇数月第3水曜日）	引き続き育児中の保護者の社会参加の機会の提供を実施します。

(3) 子育て支援講座

【担当課：子ども家庭支援センター】

子育て中の親の親力向上と親同士の仲間づくりの機会になる講座の開催により、地域の子育てを支援します。

また、父親向けの子育て支援講座「パパ力UP講座」を開催します。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
<子育て支援講座> 開催回数：13回 <パパ力UP講座> 土曜日開催。 父親13名、母親6名、子ども9名 が参加。	引き続き親力向上と地域組織力向上を 目的とした講座を実施します。

(4) 母子保健教育（プレママ教室、パパママ教室）

<再掲 43 頁参照>

【担当課：健康推進課】

プレママ教室、働く女性のためのプレママ教室、パパママ教室など、出産準備のための講座を実施することにより、子育ての正しい知識や子どもの事故防止の普及啓発、出産・子育てに向けた仲間づくりなど、保護者の子育てする力の向上に取り組みます。

(5) 文化のリレーの実施

<再掲 56 頁参照>

【担当課：文化・生涯学習課】

社会教育関係登録団体の協力を得て、各登録団体が日頃の活動の中で培った知識や技能・文化を地域の子どもたちに伝承するとともに、地域の大人たちとの世代間交流を活発にするため、講座等を企画し、実施します。

(6) 少年リーダー養成研修会の実施および地域におけるリーダーの育成

<再掲 56 頁参照>

【担当課：文化・生涯学習課】

小・中学生が将来、地域活動に参加して活躍するためのきっかけ作りとして、野外活動、レクリエーション、集団生活等を行う研修会を実施します。

また、少年リーダー養成研修会参加者によるOB会の設置等により、大学生スタッフの少年リーダー養成研修会への派遣や、子どもフェスティバル等の区の事業および地域活動への協力を推進します。

(7) 保育所での地域交流事業

<再掲 53 頁参照>

【担当課：子育て支援課】

保育所の施設等を利用し、区立保育所・私立保育所の子どもたちと地域の方々が、相互の交流を深め、子どもにとってより良い環境を整備していきます。

(8) ファミリー・サポート・センター事業 <再掲 70 頁参照>

【担当課：子ども家庭支援センター】

依頼会員と提供会員による会員組織を設置し、保育所への送迎や一時的な保育など地域において会員同士が子育てを相互に援助する事業です。生後 57 日目から小学校 4 年生(軽度の障害を有する場合は小学校 6 年生まで)の子どもを対象に実施していますが、平成 27 年度から小学校 6 年生までに拡大します。

(9) 地域子育て支援拠点事業(子育て交流サロン「あかちゃん天国」) <再掲 71 頁参照>

【担当課：子ども家庭支援センター】

子育て中の親子や妊娠している方が気軽に集い、子育ての不安や悩みを解消できるようにするため、地域の身近な場所で、交流や仲間づくり、育児相談等を行う事業です。子ども家庭支援センターおよび区立児童館で実施します。

(10) 放課後児童健全育成事業(学童クラブ) <再掲 53 頁参照>

【担当課：子ども家庭支援センター】

放課後帰宅しても保護者が就労等により家庭にいない児童のために、適切な遊びや生活の場を提供して、その健全育成を図る事業です。平日の放課後の他、土曜日、夏休み等の長期休業中に実施します。

(11) 放課後子供教室(子どもの居場所「プレディ」) <再掲 53 頁参照>

【担当課：教育委員会庶務課】

子どもたちの健全育成を図るため、保護者の就労にかかわらず、放課後や土曜日などに学校施設内で児童が安全に安心して過ごせる「子どもの居場所」を確保するための事業を実施します。

(12) 児童館運営 <再掲 55 頁参照>

【担当課：子ども家庭支援センター】

区内の 18 歳未満の児童に健全な遊び場を提供し、健康の増進と豊かな情操を育てることを目的として、区内 8 カ所に児童館を設置しています。

児童を対象としたさまざまな行事を実施するほか、あかちゃん天国、乳幼児クラブ、学童クラブなどの事業を行うとともに、保護者の子育てに関する相談や児童からの相談を受けています。

■乳幼児クラブ <再掲 72 頁参照>

児童館において、0 歳児から 2 歳児までの子どもを持つ親子を対象に、さまざまな遊びや季節感を取り入れた行事を通して、親子の絆や地域の親同士・子ども同士の交流を深め、子育てを支援する「乳幼児クラブ」を実施します。

■児童館でのボランティア活動の推進 <再掲 55 頁参照>

児童館の行事などを、子どもの健全育成活動を行う青少年対策地区委員や民生・児童委員など各地域の方の協力により実施しています。また、あかちゃん天国で小学生等が乳幼児のお世話をするキッズボランティアを実施するなど、ボランティア活動を推進します。

(13) 児童虐待防止対策 <再掲 78 頁参照>

【担当課：子ども家庭支援センター】

児童虐待の早期発見・早期対応のために「子どもほっとライン」を設置するとともに、区民や関係機関に対して、児童虐待防止に向けたパンフレットやリーフレットを配布するなど、児童虐待防止に向けた普及啓発に取り組んできました。これらのPRをさらに強化していきます。

また、要保護児童等に対し、より迅速できめ細やかな支援を行うため、平成19年12月から子ども家庭支援センターを調整機関とする「中央区要保護児童対策地域協議会」を設置しています。協議会の運営を行う中で児童虐待の根絶を目指し、さらに地域や関係機関との連携を強化していきます。



子ども・子育て支援に関する施策の取組 第6章 139 参照



民生・児童委員の活動

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、区民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々です。また、児童委員は民生委員が兼務し、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。一部の児童委員は、児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。

民生・児童委員はそれぞれの地域の中でさまざまな活動を行っています。地域全体で子育てを推進していくために、民生・児童委員の方々の貢献はとても大きなものとなっています。

<活動事例>

- ・子育て交流サロン「あかちゃん天国」（71 頁参照）での見守り・相談などの協力
- ・児童館（55 頁参照）のさまざまな行事への協力
- ・保健所・保健センターで行う3～4カ月児健康診査（44 頁参照）への協力
- ・要保護児童対策地域協議会（78 頁参照）への構成員としての参加
- ・子どもフェスティバルでの車いす体験コーナーの実施
- ・地域家庭教育推進協議会（85 頁参照）への委員としての参加、各学習会への協力





こども安全安心メール

区では、子どもを犯罪から守るための取組の一環として、保護者の方に地域の防犯情報等を直接配信できるシステム「こども安全安心メール」を導入しています。

これは、区が警察や地域の方から連絡のあった不審者の目撃情報等を、携帯電話やパソコンのメール機能を用いて、保護者の方に正確かつ迅速に提供するシステムです。

区内・区外の小・中学校、幼稚園および保育所等に通うお子さんの保護者の方がご利用いただけます。



<保育所での地域交流事業>



マイホームはるみとの交流



日本の昔あそび



隅田川テラス花壇の苗植え



晴海総合高校との筍掘り

3 相談支援体制の整備

現状と課題

子どもが成長する過程において、育児をはじめ、子どもの心身の発育・発達、学校でのいじめや不登校、学習など、保護者はさまざまな問題や悩みに直面しながら子育てをしています。このような子育てに関する不安や悩みに対して、正しい知識や十分な情報が得られるよう、情報提供や相談体制の充実を図ることが重要です。また、子ども自身が悩みを相談できるような体制を整えることも必要です。

子ども家庭支援センターにおいて、保健・心理・福祉などの相談員による「子どもと子育て家庭の総合相談」を設けるとともに、福祉センター、教育センター、保健所、区役所担当課などの各機関においても、それぞれの専門性に応じた相談を実施しています。子ども自身からの相談に関しては、教育センターで実施している教育相談において、「こども電話相談」の取組を行っています。各種相談窓口について区のホームページや子育てガイドブックに掲載するほか、こども電話相談のPRのための「ホットラインカード」を小・中学生に配布する等の取組を通じて周知に努めています。

各種相談窓口の相談件数の推移をみると、一部を除き概ね件数が増えている傾向にあり、加えて相談内容が複雑・多様化していることから、相談に応じる相談員の専門性を高めるなど、相談体制を充実していく必要があります。

各種相談窓口における相談件数の推移

平成21年度と平成25年度を比較すると「子どもと子育て家庭の総合相談」の相談件数は約1.5倍、「教育相談・子ども電話相談」の電話相談件数は減少傾向にありますが、来所相談（ケース件数）は約1.8倍と相談件数が増加している傾向にあります。（件）

年次		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
乳幼児健康相談(フリー乳健)		2,425	2,591	2,463	2,371	2,628	
子どもと子育て家庭の総合相談		230	219	254	230	337	
教育相談・子ども電話相談	来所相談	ケース件数	149	161	188	233	261
		延べ件数	1,348	1,594	1,769	2,229	2,559
	電話相談	相談件数	152	160	134	120	111
ひとり親相談・女性相談	ひとり親相談	559	614	516	512	572	
	女性相談	99	76	77	81	80	
子どもの発達相談・指導	相談	1,426	1,332	1,409	1,472	1,604	
	指導	2,770	3,113	3,060	3,111	3,114	

取組の方向性

- 各種相談窓口について周知を継続するとともに、多様な相談に応じられるよう相談員の専門性を高め、相談体制の充実を図ります。

主な事業

(1) 乳幼児健康相談（フリー乳健） <再掲 44 頁参照>

【担当課：健康推進課】

乳幼児の成長、発達、病気、育児の不安や子育てに関する相談に、小児科医、保健師、管理栄養士などが応じ、適切な相談支援を行います。

(2) 子どもと子育て家庭の総合相談、相談員による児童館巡回相談 <再掲 74 頁参照>

【担当課：子ども家庭支援センター】

「子ども家庭支援センター（きらら中央）」において、保健・心理・福祉などの相談員による「子どもと子育て家庭の総合相談」を実施し、個別に適切な支援を行います。また、悩みや問題をより身近なところで相談できるように、地域の児童館への巡回相談を実施します。

(3) 教育相談・子ども電話相談 <再掲 74 頁参照>

【担当課：教育委員会事務局指導室】

「教育センター」において、専任教育相談員（臨床心理士）による、しつけや不登校等の教育全般に関する相談を実施します。

このほか、小学校、幼稚園等へ専任教育相談員を派遣し、教育全般に関する相談を行います。

(4) ひとり親家庭相談・女性相談 <再掲 80 頁参照>

【担当課：子育て支援課】

ひとり親家庭の自立に必要な相談や指導・助言を行います。女性相談では、保護を要する女性の発見に努め、各種の相談・指導や一時保護を行うなど、女性の保護更生を図ります。

(5) 子ども発達支援事業 <再掲 81 頁参照>

【担当課：福祉センター】

高校生以下の心身の発達に関するさまざまな相談を受け、必要な検査・評価を行い、その成長過程に合わせ、適切な相談・指導を行います。

第5章 主な事業の量の見込みと確保方策

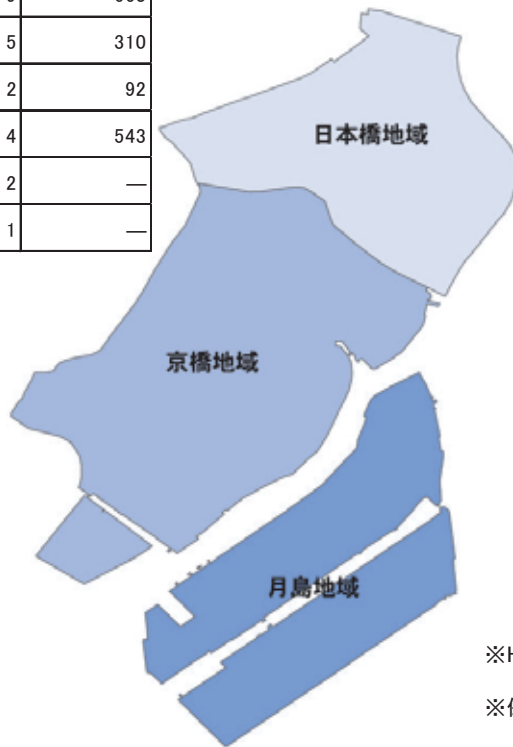
1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針に示されている「教育・保育提供区域の設定に関する事項」による教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定については、本区におけるこれまでの地理的要件や行政区域の考え方、計画・事業における地域の考え方などに基づき、京橋地域、日本橋地域、月島地域の区分で区域を設定します。

広域利用が想定される病児・病後児保育や、地域子育て支援拠点事業（あかちゃん天国）についても1区域につき必ず1施設以上を設置しています。また、保育所等への申込みについて申込者の9割近くが同じ区域のなかで希望している現状を踏まえ、これらの3地域をそれぞれ区域の基本として設定します。

京橋地域

0～5歳人口 1,510人		
施設	箇所数	入所者数等
保育施設	9	663
幼稚園	5	310
学童クラブ	2	92
プレディ	4	543
あかちゃん天国	2	—
病児・病後児保育	1	—



日本橋地域

0～5歳人口 2,301人		
施設	箇所数	入所者数等
保育施設	12	766
幼稚園	3	441
学童クラブ	2	81
プレディ	3	875
あかちゃん天国	2	—
病児・病後児保育	1	—

月島地域

0～5歳人口 4,421人		
施設	箇所数	入所者数等
保育施設	27	1,885
幼稚園	5	800
学童クラブ	4	338
プレディ	5	1,356
あかちゃん天国	3	—
病児・病後児保育	1	—

※H26.10.1現在。ただし、幼稚園はH26.10.22現在
プレディは利用登録者数
※保育施設は認可、認証、認定こども園の合計

ただし、事業の性質上、区全体で量の見込みをとらえるべき以下の事業は、区全体として提供区域を設定します。

区全体として提供区域を設定する事業

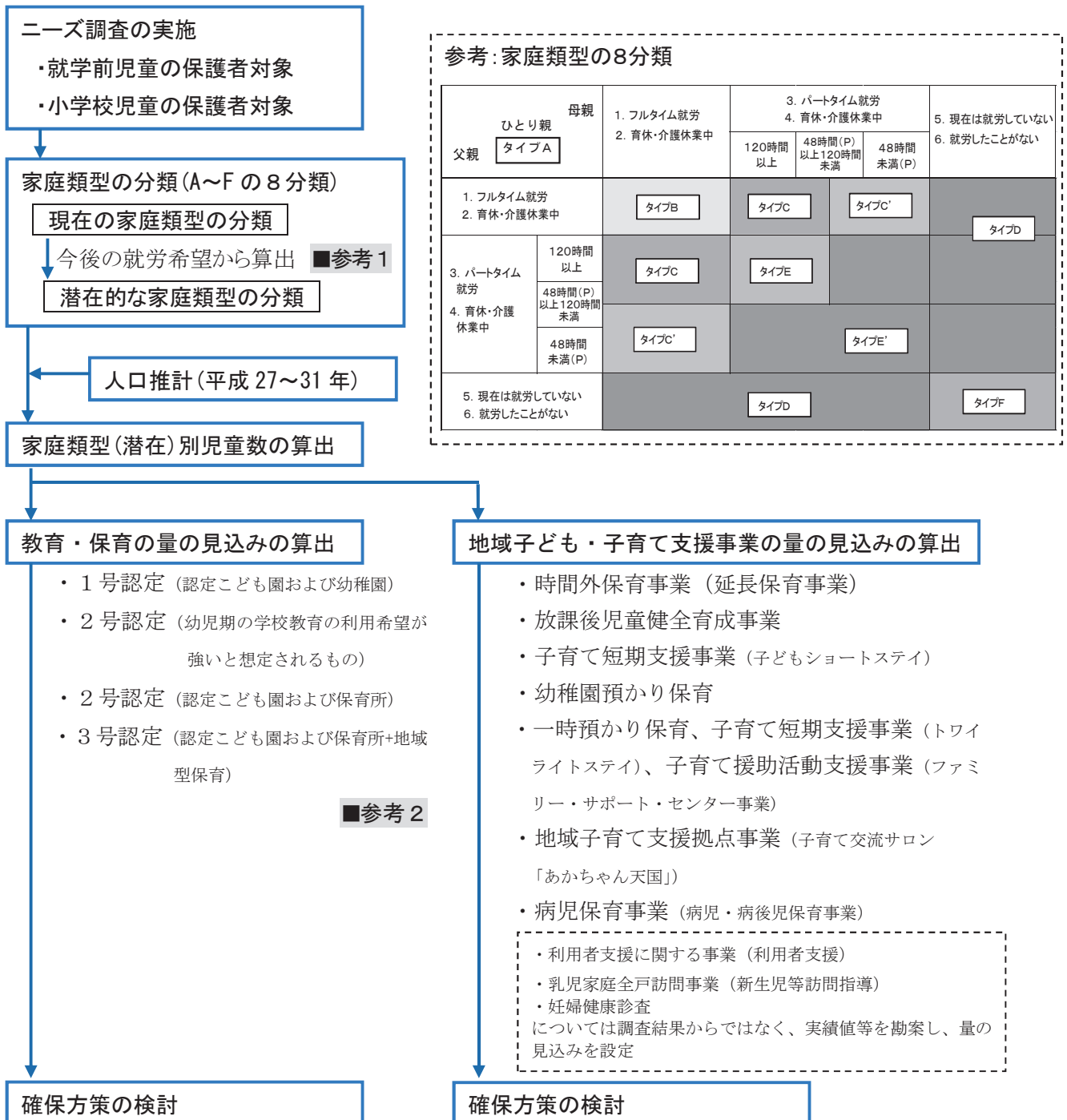
- ・利用者支援に関する事業（利用者支援）
- ・子育て短期支援事業（子どもショートステイ）
- ・一時預かり保育、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ・乳児家庭全戸訪問事業（新生児等訪問指導）
- ・養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
- ・妊婦健康診査

2 教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出

教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みは、ニーズ調査結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」に基づき、以下の手順で算出しています。保護者の就労状況から、8つの「家庭類型」の分類を行っています。なお、保育の必要性の下限時間は48時間としています。

- ・「家庭類型」の種類：タイプAからタイプFの8種類
- ・「家庭類型」は、「現在の家庭類型」と、母親の就労希望を反映させた「潜在的な家庭類型」の種類ごとの分布を算出

図 量の見込みの推計フローチャート



参考：量の見込みの算出手法（詳細）

フロー中の「家庭類型の分類(A~Fの8分類)」について、現在の家庭類型から潜在的な家庭類型への推移は、今後の母親の就労希望の回答から以下の手順で行っています。

■参考1 現在の家庭類型から潜在的な家庭類型への推移

現在の家庭類型

父親・母親の就労状況を聞く
項目の回答により、家庭を右
図のとおり類型化

潜在的な家庭類型

今後の（母親の）就労希望の
回答により、各類型の家庭数
を補正

例：右図では、①パートタイム
からフルタイムへの希望や、
②無業からフルタイムへの希
望がある場合に移行させるイ
メージを例示

母親		1. フルタイム就労 2. 育児・介護休業中		3. パートタイム就労 4. 育児・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない	
		タイプA		120時間以上	48時間(P)以上120時間未満	48時間未満(P)		
父親	ひとり親	1. フルタイム就労 2. 育児・介護休業中		タイプB	タイプC	タイプC'	タイプD	
		3. パートタイム就労	120時間以上	タイプC	タイプE			
4. 育児・介護休業中	48時間(P)以上120時間未満		タイプC'	タイプE'				
	48時間未満(P)			タイプD	タイプF			
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない				タイプD		タイプF		

上図のとおり、潜在的な家庭類型を設定

※この図は、手引きの考え方を例示したものであり、実際にはさらに複雑です。

また、参考1で抽出した潜在的な家庭類型について、利用希望施設の回答から以下のように認定区分の算出を行っています。

■参考2 家庭類型と事業との関係

家庭類型 A B C E

2号認定子どもの需要数

利用希望施設の回答で、**区立・私立幼稚園、認可・認証保育所、認定こども園、地域型保育**を選択

※ただし、現に幼稚園を利用している家庭は別枠とする

3号認定子どもの需要数

利用希望施設の回答で、**認可・認証保育所、認定こども園、地域型保育**を選択



母親		1. フルタイム就労 2. 育児・介護休業中		3. パートタイム就労 4. 育児・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない	
		タイプA		120時間以上	48時間(P)以上120時間未満	48時間未満(P)		
父親	ひとり親	1. フルタイム就労 2. 育児・介護休業中		タイプB	タイプC	タイプC'	タイプD	
		3. パートタイム就労	120時間以上	タイプC	タイプE			
4. 育児・介護休業中	48時間(P)以上120時間未満		タイプC'	タイプE'				
	48時間未満(P)			タイプD	タイプF			
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない				タイプD		タイプF		

3歳以上

家庭類型 C' E' D F

1号認定子どもの需要数

利用希望施設の回答で、**区立・私立幼稚園、認定こども園**を選択

3 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策

教育・保育提供区域（京橋、日本橋、月島）ごとに、現状の利用状況およびニーズ調査結果から算出した「量の見込み」に対応できるよう、「教育・保育施設による確保の内容および実施時期（確保方策）」を次の通り設定します。

この事業計画に基づき、計画期間において必要な教育・保育施設の整備を計画的に実施していきます。

なお、「待機児童解消加速化プラン」（平成 25 年 4 月 19 日内閣総理大臣公表）によると、保育ニーズのピークを迎える平成 29 年度末までに待機児童解消を目指す方針となっており、これを踏まえ確保方策を設定します。

確保方策の方針

幼稚園については、今後の小学校・幼稚園の増改築とあわせ定員数を確保していきます。

保育施設については、以下の考え方のもとに保育施設の整備を進め、定員数を確保していきます。

確保方策の考え方

【保育施設について】

- 1) 認可保育所の整備を中心に進めていきます。
- 2) 1) の対応をとってもなお現れる 0・1・2 歳児のニーズに対し、地域型保育事業を取り入れて確保していきます。
- 3) 認証保育所も、認可保育所保育料との差額が 1 万円以内となるように区が利用者に対して助成をしているため、確保方策とします。

幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策の一覧

量の見込みA…ニーズ調査から算出した教育・保育施設等の利用者数見込み
 確保方策B…既存の教育・保育施設等の定員数に、整備予定の施設等の定員数を加えた数
 量の見込みAのニーズに応じた確保方策Bの定員数を確保できるよう、施設整備等に取り組んでいきます。

例) B 2,000人 - A 1,700人 = 300人 : 確保方策がニーズを満たしているため、整備不要
 B 1,400人 - A 1,500人 = -100人 : 確保方策がニーズを満たしていないため、整備が必要

全地域合計				平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
幼稚園等 (教育標準時間認定)	1号認定 2号認定	3~5 歳児	人口推計	3,938人	4,209人	4,529人	4,777人	4,875人	
			量の見込みA	1,730人	1,849人	1,990人	2,099人	2,142人	
			確保方策B	2,518人	2,533人	2,593人	2,593人	2,593人	
			B-A	788人	684人	603人	494人	451人	
保育所等 (保育認定)	2号認定	3~5 歳児	人口推計	3,938人	4,209人	4,529人	4,777人	4,875人	
			量の見込みA	1,741人	1,861人	2,002人	2,112人	2,155人	
			確保方策B	2,049人	2,376人	2,412人	2,448人	2,508人	
			【内訳】	特定教育・保育施設	1,880人	2,197人	2,233人	2,269人	2,329人
				特定地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
				認証保育所	169人	179人	179人	179人	179人
	B-A	308人	515人	410人	336人	353人			
	3号認定	1・2歳児	人口推計	3,003人	3,184人	3,339人	3,523人	3,524人	
			量の見込みA	1,539人	1,631人	1,711人	1,805人	1,806人	
			確保方策B	1,522人	1,741人	1,787人	1,820人	1,856人	
			【内訳】	特定教育・保育施設	1,124人	1,309人	1,333人	1,357人	1,390人
				特定地域型保育事業	42人	54人	54人	63人	66人
				認証保育所	356人	378人	400人	400人	400人
		B-A	-17人	110人	76人	15人	50人		
		0歳児	人口推計	1,581人	1,641人	1,722人	1,815人	1,756人	
			量の見込みA	425人	441人	463人	488人	472人	
確保方策B			407人	463人	480人	486人	498人		
【内訳】	特定教育・保育施設		283人	316人	322人	328人	340人		
	特定地域型保育事業	15人	30人	33人	33人	33人			
	認証保育所	109人	117人	125人	125人	125人			
B-A	-18人	22人	17人	-2人	26人				

- 幼稚園等については、今後の小学校・幼稚園増改築の整備計画を踏まえた定員数および認定こども園短時間保育の定員数を確保方策としており、5カ年とも量の見込みを上回っています。
- 保育所等の2号認定（3～5歳児）については、主に特定教育・保育施設（私立認可保育所等）の整備により確保方策を設定しており、5カ年とも量の見込みを上回っています。
- 保育所等の3号認定（0歳、1・2歳児）については、特定教育・保育施設（私立認可保育所等）に加え、特定地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業）の導入および認証保育所の整備により、平成28年度末には量の見込みを上回る計画となっています。

1) 中央区全地域の教育・保育の量の見込みと確保方策

量の見込み A・E… ニーズ調査から算出した教育・保育施設等の利用者数見込み

確保量 B … 前年度末までに整備済の保育所等の定員数

新規確保量 C … 当該年度中に整備予定の保育所等の定員数

確保方策 D … B + C の合計：当該年度末の保育所等の定員数

確保方策 F … 当該年度末の幼稚園等の定員数

量の見込み A・E のニーズに応じた確保方策 D (B + C)・F の定員数を確保できるよう、施設整備等に取り組んでいきます。

平成 27 年度

学 齢		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
保 育 所 等	量の見込み A	425人	1,539人			1,741人		3,705人	
	※平成26年度末確保量 B	383人	1,427人			1,941人		3,751人	
	〔内 訳〕	特定教育・保育施設	250人	1,021人			1,724人		
		特定地域型保育事業	6人	14人			0人		
		認証保育所	127人	392人			217人		
	B-A	-42人	-112人			200人		46人	
	新規確保量 C	24人	95人			108人		227人	
	〔内 訳〕	特定教育・保育施設	33人	103人			156人		
		特定地域型保育事業	9人	28人			0人		
		認証保育所	-18人	-36人			-48人		
確保方策 D=B+C	407人	1,522人			2,049人		3,978人		
D-A	-18人	-17人			308人		273人		
幼 稚 園 等	量の見込み E					1,730人			
	確保方策 F					2,518人			
	F-E					788人			

※平成 26 年度末確保量 B の数値は、平成 26 年 10 月 1 日時点でとらえた利用定員総数の年度末見込みです。

平成 28 年度

学 齢		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
保 育 所 等	量の見込み A	441人	1,631人			1,861人		3,933人	
	平成27年度末確保量 B	407人	1,522人			2,049人		3,978人	
	〔内 訳〕	特定教育・保育施設	283人	1,124人			1,880人		
		特定地域型保育事業	15人	42人			0人		
		認証保育所	109人	356人			169人		
	B-A	-34人	-109人			188人		45人	
	新規確保量 C	56人	219人			327人		602人	
	〔内 訳〕	特定教育・保育施設	33人	185人			317人		
		特定地域型保育事業	15人	12人			0人		
		認証保育所	8人	22人			10人		
確保方策 D=B+C	463人	1,741人			2,376人		4,580人		
D-A	22人	110人			515人		647人		
幼 稚 園 等	量の見込み E					1,849人			
	確保方策 F					2,533人			
	F-E					684人			

平成 29 年度

学 齢		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
保 育 所 等	量の見込み A	463人	1,711人		2,002人			4,176人	
	平成28年度末確保量 B	463人	1,741人		2,376人			4,580人	
	〔内 訳〕	特定教育・保育施設	316人	1,309人		2,197人			
		特定地域型保育事業	30人	54人		0人			
		認証保育所	117人	378人		179人			
	B-A	0人	30人		374人			404人	
	新規確保量 C	17人	46人		36人			99人	
	〔内 訳〕	特定教育・保育施設	6人	24人		36人			
		特定地域型保育事業	3人	0人		0人			
		認証保育所	8人	22人		0人			
確保方策 D=B+C	480人	1,787人		2,412人			4,679人		
D-A	17人	76人		410人			503人		
幼 稚 園 等	量の見込み E				1,990人				
	確保方策 F				2,593人				
	F-E				603人				

平成 30 年度

学 齢		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
保 育 所 等	量の見込み A	488人	1,805人		2,112人			4,405人	
	平成29年度末確保量 B	480人	1,787人		2,412人			4,679人	
	〔内 訳〕	特定教育・保育施設	322人	1,333人		2,233人			
		特定地域型保育事業	33人	54人		0人			
		認証保育所	125人	400人		179人			
	B-A	-8人	-18人		300人			274人	
	新規確保量 C	6人	33人		36人			75人	
	〔内 訳〕	特定教育・保育施設	6人	24人		36人			
		特定地域型保育事業	0人	9人		0人			
		認証保育所	0人	0人		0人			
確保方策 D=B+C	486人	1,820人		2,448人			4,754人		
D-A	-2人	15人		336人			349人		
幼 稚 園 等	量の見込み E				2,099人				
	確保方策 F				2,593人				
	F-E				494人				

平成 31 年度

学 齢		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
保育所等	量の見込み A	472人	1,806人			2,155人		4,433人	
	平成30年度末確保量 B	486人	1,820人			2,448人		4,754人	
	〔内訳〕	特定教育・保育施設	328人	1,357人			2,269人		
		特定地域型保育事業	33人	63人			0人		
		認証保育所	125人	400人			179人		
	B-A	14人	14人			293人		321人	
	新規確保量 C	12人	36人			60人		108人	
	〔内訳〕	特定教育・保育施設	12人	33人			60人		
		特定地域型保育事業	0人	3人			0人		
		認証保育所	0人	0人			0人		
確保方策 D=B+C	498人	1,856人			2,508人		4,862人		
D-A	26人	50人			353人		429人		
幼稚園等	量の見込み E					2,142人			
	確保方策 F					2,593人			
	F-E					451人			

2) 京橋地域の教育・保育の量の見込みと確保方策

量の見込み A・E… ニーズ調査から算出した教育・保育施設等の利用者数見込み

確保量 B … 前年度末までに整備済の保育所等の定員数

新規確保量 C … 当該年度中に整備予定の保育所等の定員数

確保方策 D … B + C の合計：当該年度末の保育所等の定員数

確保方策 F … 当該年度末の幼稚園等の定員数

量の見込み A・E のニーズに応じた確保方策 D (B + C)・F の定員数を確保できるよう、施設整備等に取り組んでいきます。

平成 27 年度

学 齢		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
保育所等	量の見込み A	71人	294人			306人		671人	
	※平成26年度末確保量 B	59人	282人			430人		771人	
	〔内訳〕	特定教育・保育施設	45人	244人			402人		
		特定地域型保育事業	0人	0人			0人		
		認証保育所	14人	38人			28人		
	B-A	-12人	-12人			124人		100人	
	新規確保量 C	3人	4人			0人		7人	
	〔内訳〕	特定教育・保育施設	0人	0人			0人		
		特定地域型保育事業	3人	4人			0人		
		認証保育所	0人	0人			0人		
確保方策 D=B+C	62人	286人			430人		778人		
D-A	-9人	-8人			124人		107人		
幼稚園等	量の見込み E					334人			
	確保方策 F					709人			
	F-E					375人			

※平成 26 年度末確保量 B の数値は、平成 26 年 10 月 1 日時点でとらえた利用定員総数の年度末見込みです。

平成 28 年度

学 齢		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
保 育 所 等	量の見込み A	74人	312人			327人		713人	
	平成27年度末確保量 B	62人	286人			430人		778人	
	〔内 訳〕	特定教育・保育施設	45人	244人			402人		
		特定地域型保育事業	3人	4人			0人		
		認証保育所	14人	38人			28人		
	B-A	-12人	-26人			103人		65人	
	新規確保量 C	18人	48人			74人		140人	
	〔内 訳〕	特定教育・保育施設	15人	48人			74人		
		特定地域型保育事業	3人	0人			0人		
		認証保育所	0人	0人			0人		
	確保方策 D=B+C	80人	334人			504人		918人	
D-A	6人	22人			177人		205人		
幼 稚 園 等	量の見込み E					357人			
	確保方策 D					709人			
	F-E					352人			

平成 29 年度

学 齢		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
保 育 所 等	量の見込み A	78人	327人			352人		757人	
	平成28年度末確保量 B	80人	334人			504人		918人	
	〔内 訳〕	特定教育・保育施設	60人	292人			476人		
		特定地域型保育事業	6人	4人			0人		
		認証保育所	14人	38人			28人		
	B-A	2人	7人			152人		161人	
	新規確保量 C	3人	0人			0人		3人	
	〔内 訳〕	特定教育・保育施設	0人	0人			0人		
		特定地域型保育事業	3人	0人			0人		
		認証保育所	0人	0人			0人		
	確保方策 D=B+C	83人	334人			504人		921人	
D-A	5人	7人			152人		164人		
幼 稚 園 等	量の見込み E					384人			
	確保方策 D					709人			
	F-E					325人			

平成 30 年度

学 齢		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
保 育 所 等	量の見込み A	81人	345人			371人		797人	
	平成29年度末確保量 B	83人	334人			504人		921人	
	〔内 訳〕	特定教育・保育施設	60人	292人			476人		
		特定地域型保育事業	9人	4人			0人		
		認証保育所	14人	38人			28人		
	B-A	2人	-11人			133人		124人	
	新規確保量 C	0人	9人			0人		9人	
	〔内 訳〕	特定教育・保育施設	0人	0人			0人		
		特定地域型保育事業	0人	9人			0人		
		認証保育所	0人	0人			0人		
	確保方策 D=B+C	83人	343人			504人		930人	
D-A	2人	-2人			133人		133人		
幼 稚 園 等	量の見込み E					405人			
	確保方策 D					709人			
	F-E					304人			

平成 31 年度

学 齢		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
保 育 所 等	量の見込み A	79人	346人			379人		804人	
	平成30年度末確保量 B	83人	343人			504人		930人	
	〔内 訳〕	特定教育・保育施設	60人	292人			476人		
		特定地域型保育事業	9人	13人			0人		
		認証保育所	14人	38人			28人		
	B-A	4人	-3人			125人		126人	
	新規確保量 C	0人	3人			0人		3人	
	〔内 訳〕	特定教育・保育施設	0人	0人			0人		
		特定地域型保育事業	0人	3人			0人		
		認証保育所	0人	0人			0人		
	確保方策 D=B+C	83人	346人			504人		933人	
D-A	4人	0人			125人		129人		
幼 稚 園 等	量の見込み E					414人			
	確保方策 D					709人			
	F-E					295人			

3) 日本橋地域の教育・保育の量の見込みと確保方策

量の見込み A・E… ニーズ調査から算出した教育・保育施設等の利用者数見込み

確保量 B … 前年度末までに整備済の保育所等の定員数

新規確保量 C … 当該年度中に整備予定の保育所等の定員数

確保方策 D … B + C の合計：当該年度末の保育所等の定員数

確保方策 F … 当該年度末の幼稚園等の定員数

量の見込み A・E のニーズに応じた確保方策 D (B + C)・F の定員数を確保できるよう、施設整備等に取り組んでいきます。

平成 27 年度

学 齢		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
保育所等	量の見込み A	96人	464人		414人			974人	
	※平成26年度末確保量 B	89人	325人		427人			841人	
	〔内訳〕	特定教育・保育施設	61人	233人		389人			
		特定地域型保育事業	4人	10人		0人			
		認証保育所	24人	82人		38人			
	B-A	-7人	-139人		13人			-133人	
	新規確保量 C	21人	91人		108人			220人	
	〔内訳〕	特定教育・保育施設	15人	67人		108人			
		特定地域型保育事業	6人	24人		0人			
		認証保育所	0人	0人		0人			
確保方策 D=B+C	110人	416人		535人			1,061人		
D-A	14人	-48人		121人			87人		
幼稚園等	量の見込み E				491人				
	確保方策 F				615人				
	F-E				124人				

※平成 26 年度末確保量 B の数値は、平成 26 年 10 月 1 日時点でとらえた利用定員総数の年度末見込みです。

平成 28 年度

学 齢		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
保育所等	量の見込み A	100人	491人		442人			1,033人	
	平成27年度末確保量 B	110人	416人		535人			1,061人	
	〔内訳〕	特定教育・保育施設	76人	300人		497人			
		特定地域型保育事業	10人	34人		0人			
		認証保育所	24人	82人		38人			
	B-A	10人	-75人		93人			28人	
	新規確保量 C	0人	84人		126人			210人	
	〔内訳〕	特定教育・保育施設	0人	84人		126人			
		特定地域型保育事業	0人	0人		0人			
		認証保育所	0人	0人		0人			
確保方策 D=B+C	110人	500人		661人			1,271人		
D-A	10人	9人		219人			238人		
幼稚園等	量の見込み E				525人				
	確保方策 F				615人				
	F-E				90人				

平成 29 年度

学 齢		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
保 育 所 等	量の見込み A	105人	516人			476人		1,097人	
	平成28年度末確保量 B	110人	500人			661人		1,271人	
	〔内 訳〕	特定教育・保育施設	76人	384人			623人		
		特定地域型保育事業	10人	34人			0人		
		認証保育所	24人	82人			38人		
	B-A	5人	-16人			185人		174人	
	新規確保量 C	6人	24人			36人		66人	
	〔内 訳〕	特定教育・保育施設	6人	24人			36人		
		特定地域型保育事業	0人	0人			0人		
		認証保育所	0人	0人			0人		
	確保方策 D=B+C	116人	524人			697人		1,337人	
D-A	11人	8人			221人		240人		
幼 稚 園 等	量の見込み E					565人			
	確保方策 F					660人			
	F-E					95人			

平成 30 年度

学 齢		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
保 育 所 等	量の見込み A	111人	544人			502人		1,157人	
	平成29年度末確保量 B	116人	524人			697人		1,337人	
	〔内 訳〕	特定教育・保育施設	82人	408人			659人		
		特定地域型保育事業	10人	34人			0人		
		認証保育所	24人	82人			38人		
	B-A	5人	-20人			195人		180人	
	新規確保量 C	6人	24人			36人		66人	
	〔内 訳〕	特定教育・保育施設	6人	24人			36人		
		特定地域型保育事業	0人	0人			0人		
		認証保育所	0人	0人			0人		
	確保方策 D=B+C	122人	548人			733人		1,403人	
D-A	11人	4人			231人		246人		
幼 稚 園 等	量の見込み E					596人			
	確保方策 F					660人			
	F-E					64人			

平成 31 年度

学 齢		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
保育所等	量の見込み A	107人	544人			512人		1,163人	
	平成30年度末確保量 B	122人	548人			733人		1,403人	
	〔内訳〕	特定教育・保育施設	88人	432人			695人		
		特定地域型保育事業	10人	34人			0人		
		認証保育所	24人	82人			38人		
	B-A	15人	4人			221人		240人	
	新規確保量 C	0人	0人			0人		0人	
	〔内訳〕	特定教育・保育施設	0人	0人			0人		
		特定地域型保育事業	0人	0人			0人		
		認証保育所	0人	0人			0人		
確保方策 D=B+C	122人	548人			733人		1,403人		
D-A	15人	4人			221人		240人		
幼稚園等	量の見込み E					608人			
	確保方策 F					660人			
	F-E					52人			

4) 月島地域の教育・保育の量の見込みと確保方策

量の見込み A・E… ニーズ調査から算出した教育・保育施設等の利用者数見込み

確保量 B … 前年度末までに整備済の保育所等の定員数

新規確保量 C … 当該年度中に整備予定の保育所等の定員数

確保方策 D … B+Cの合計：当該年度末の保育所等の定員数

確保方策 F … 当該年度末の幼稚園等の定員数

量の見込み A・Eのニーズに応じた確保方策 D (B+C)・Fの定員数を確保できるよう、施設整備等に取り組んでいきます。

平成 27 年度

学 齢		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
保育所等	量の見込み A	258人	781人			1,021人		2,060人	
	※平成26年度末確保量 B	235人	820人			1,084人		2,139人	
	〔内訳〕	特定教育・保育施設	144人	544人			933人		
		特定地域型保育事業	2人	4人			0人		
		認証保育所	89人	272人			151人		
	B-A	-23人	39人			63人		79人	
	新規確保量 C	0人	0人			0人		0人	
	〔内訳〕	特定教育・保育施設	18人	36人			48人		
		特定地域型保育事業	0人	0人			0人		
		認証保育所	-18人	-36人			-48人		
確保方策 D=B+C	235人	820人			1,084人		2,139人		
D-A	-23人	39人			63人		79人		
幼稚園等	量の見込み E					905人			
	確保方策 F					1,194人			
	F-E					289人			

※平成 26 年度末確保量 Bの数値は、平成 26 年 10 月 1 日時点でとらえた利用定員総数の年度末見込みです。

平成 28 年度

学 齢		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
保 育 所 等	量の見込み A	267人	828人			1,092人		2,187人	
	平成27年度末確保量 B	235人	820人			1,084人		2,139人	
	〔内 訳〕	特定教育・保育施設	162人	580人			981人		
		特定地域型保育事業	2人	4人			0人		
		認証保育所	71人	236人			103人		
	B-A	-32人	-8人			-8人		-48人	
	新規確保量 C	38人	87人			127人		252人	
	〔内 訳〕	特定教育・保育施設	18人	53人			117人		
		特定地域型保育事業	12人	12人			0人		
		認証保育所	8人	22人			10人		
確保方策 D=B+C	273人	907人			1,211人		2,391人		
D-A	6人	79人			119人		204人		
幼 稚 園 等	量の見込み E					967人			
	確保方策 F					1,209人			
	F-E					242人			

平成 29 年度

学 齢		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
保 育 所 等	量の見込み A	280人	868人			1,174人		2,322人	
	平成28年度末確保量 B	273人	907人			1,211人		2,391人	
	〔内 訳〕	特定教育・保育施設	180人	633人			1,098人		
		特定地域型保育事業	14人	16人			0人		
		認証保育所	79人	258人			113人		
	B-A	-7人	39人			37人		69人	
	新規確保量 C	8人	22人			0人		30人	
	〔内 訳〕	特定教育・保育施設	0人	0人			0人		
		特定地域型保育事業	0人	0人			0人		
		認証保育所	8人	22人			0人		
確保方策 D=B+C	281人	929人			1,211人		2,421人		
D-A	1人	61人			37人		99人		
幼 稚 園 等	量の見込み E					1,041人			
	確保方策 F					1,224人			
	F-E					183人			

平成 30 年度

学 齢		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
保 育 所 等	量の見込み A	296人	916人		1,239人			2,451人	
	平成29年度末確保量 B	281人	929人		1,211人			2,421人	
	〔内 訳〕	特定教育・保育施設	180人	633人		1,098人			
		特定地域型保育事業	14人	16人		0人			
		認証保育所	87人	280人		113人			
	B-A	-15人	13人		-28人			-30人	
	新規確保量 C	0人	0人		0人			0人	
	〔内 訳〕	特定教育・保育施設	0人	0人		0人			
		特定地域型保育事業	0人	0人		0人			
		認証保育所	0人	0人		0人			
確保方策 D=B+C	281人	929人		1,211人			2,421人		
D-A	-15人	13人		-28人			-30人		
幼 稚 園 等	量の見込み C				1,098人				
	確保方策 D				1,224人				
	過不足数(D-C)				126人				

平成 31 年度

学 齢		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
保 育 所 等	量の見込み A	286人	916人		1,264人			2,466人	
	平成30年度末確保量 B	281人	929人		1,211人			2,421人	
	〔内 訳〕	特定教育・保育施設	180人	633人		1,098人			
		特定地域型保育事業	14人	16人		0人			
		認証保育所	87人	280人		113人			
	過不足数(B-A)	-5人	13人		-53人			-45人	
	新規確保量 C	12人	33人		60人			105人	
	〔内 訳〕	特定教育・保育施設	12人	33人		60人			
		特定地域型保育事業	0人	0人		0人			
		認証保育所	0人	0人		0人			
確保方策 D=B+C	293人	962人		1,271人			2,526人		
D-A	7人	46人		7人			60人		
幼 稚 園 等	量の見込み C				1,120人				
	確保方策 D				1,224人				
	過不足数(D-C)				104人				

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

教育・保育提供区域（京橋、日本橋、月島（一部事業は区全体））ごとに、現状の利用状況およびニーズ調査結果から算出した「量の見込み」に対応できるよう、「地域子ども・子育て支援事業による確保の内容および実施時期（確保方策）」を次の通り設定します。

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みに対する確保方策の一覧

量の見込みA…ニーズ調査から算出した各事業等の利用者数見込み

確保方策B…各事業の現在の定員数等に、拡大予定の定員数等を加えた数

量の見込みAのニーズに応じた確保方策Bの定員数等の規模を確保できるよう、各事業の取組を進めていきます。

全地域合計		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
時間外保育事業 (延長保育事業)	量の見込みA	435人	461人	490人	517人	519人
	確保方策B	699人	814人	829人	844人	859人
	B-A	264人	353人	339人	327人	340人
放課後児童健全育成事業 (学童クラブ)	量の見込みA	922人	980人	1,056人	1,127人	1,188人
	確保方策B	555人	555人	555人	555人	555人
	B-A ※1	-367人	-425人	-501人	-572人	-633人
放課後子供教室(子どもの居場所「プレディ」)	量の見込みA ※2	2,235人	2,406人	2,620人	2,838人	2,996人
	確保方策B	2,851人	3,053人	3,244人	3,428人	3,581人
	B-A	616人	647人	624人	590人	585人
子育て短期支援事業 (子どもショートステイ)	量の見込みA	65人日	69人日	73人日	77人日	77人日
	確保方策B	2,190人日	2,190人日	2,190人日	2,190人日	2,190人日
	B-A	2,125人日	2,121人日	2,117人日	2,113人日	2,113人日
幼稚園預かり保育	量の見込みA	15,980人日	17,250人日	18,831人日	20,008人日	20,544人日
	確保方策B	21,600人日	21,600人日	21,600人日	21,600人日	21,600人日
	B-A	5,620人日	4,350人日	2,769人日	1,592人日	1,056人日
一時預かり保育、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	量の見込みA	21,826人日	22,888人日	23,758人日	24,963人日	24,494人日
	確保方策B	48,052人日	48,052人日	48,052人日	48,052人日	48,052人日
	B-A	26,226人日	25,164人日	24,294人日	23,089人日	23,558人日
地域子育て支援拠点事業 (子育て交流サロン「あかちゃん天国」)	量の見込みA	112,357人回	118,167人回	123,966人回	130,921人回	129,551人回
	確保方策B	7カ所	7カ所	7カ所	7カ所	7カ所
	B-A	—	—	—	—	—
病児保育事業 (病児・病後児保育事業)	量の見込みA	2,526人日	2,675人日	2,838人日	2,986人日	3,004人日
	確保方策B	3,850人日	3,850人日	3,850人日	3,850人日	3,850人日
	B-A	1,324人日	1,175人日	1,012人日	864人日	846人日

利用希望把握調査（ニーズ調査）結果から量の見込みを算出した事業のみ掲載（全地域の合計）

※1 学童クラブの確保方策では不足する量の見込み（マイナス）については、子どもの居場所「プレディ」との連携で対応するものとします。

※2 子どもの居場所「プレディ」の量の見込みAには※1の不足する量の見込みが含まれています。その他の事業は5カ年とも確保方策が量の見込みを上回っています。

(1) 利用者支援に関する事業（利用者支援）

確保方策の考え方

事業の性質上、提供区域を区全体とします。

保育所申込み等に関する相談体制については、保育園長経験者を配置し、特別出張所、保健所、保健センター等における出張相談を実施することとし、保育所の入所や利用に関する相談に応じるとともに、一時預かり保育等相談者の要望に見合った各種の保育メニューに関する情報提供を行います。

事業の量の見込みと確保方策

＜量の見込み＞

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
保育所申込等に関する相談体制	区役所窓口	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
	その他	区役所窓口以外の相談体制	区役所窓口以外の相談体制	区役所窓口以外の相談体制	区役所窓口以外の相談体制	区役所窓口以外の相談体制
地域子育て支援拠点事業(子育て交流サロン「あかちゃん天国」)実施箇所数		7カ所	7カ所	7カ所	7カ所	7カ所

＜確保方策＞

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
保育所申込等に関する相談体制	区役所窓口	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
	その他	・特別出張所 ・保健所 ・保健センター	・特別出張所 ・保健所 ・保健センター	・特別出張所 ・保健所 ・保健センター	・特別出張所 ・保健所 ・保健センター	・特別出張所 ・保健所 ・保健センター
地域子育て支援拠点事業(子育て交流サロン「あかちゃん天国」)実施箇所数		7カ所	7カ所	7カ所	7カ所	7カ所



(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

確保方策の考え方

- ① 延長保育利用定員数：保育の確保方策にあわせて1園あたり定員15人(分園は10名)の見込みで延長定員数拡大
- ② スポット延長保育固定枠（区立1園あたり3人）
- ③ 認証保育所の午後7時以降保育利用契約者数の実績分（過去5カ年のうち最大値）

事業の量の見込みと確保方策

<量の見込み>

時間外保育事業利用希望者(人/日)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
京橋地域	72	77	82	86	88
日本橋地域	132	143	157	171	172
月島地域	231	241	251	260	259

<確保方策>

利用定員数(人)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
京橋地域		128	158	158	158	158
	①延長保育利用定員数	103	133	133	133	133
	②区立スポット固定枠	15	15	15	15	15
	③認証保育所枠	10	10	10	10	10
日本橋地域		198	243	258	273	273
	①延長保育利用定員数	160	205	220	235	235
	②区立スポット固定枠	15	15	15	15	15
	③認証保育所枠	23	23	23	23	23
月島地域		373	413	413	413	428
	①延長保育利用定員数	269	309	309	309	324
	②区立スポット固定枠	18	18	18	18	18
	③認証保育所枠	86	86	86	86	86

保育施設の確保方策において、認可保育所の整備を進めることにより、その施設分の延長保育利用定員数が増加します。3地域とも5カ年すべてにおいて量の見込みを賄える計画となっています。

(3) ①放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

確保方策の考え方

確保方策（学童クラブの定員数＋暫定定員数）で不足する量の見込みについては、放課後子供教室（子どもの居場所「プレディ」）との連携で対応するものとします。

事業の量の見込みと確保方策

<量の見込み>

学童クラブ入所希望者数(人)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
京橋地域	103	108	112	122	125
日本橋地域	241	259	275	282	320
月島地域	578	613	669	723	743

<確保方策>

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
京橋地域	児童館数(館)	2	2	2	2	2
	クラブ数	3	3	3	3	3
	定員数(人)	110	110	110	110	110
	暫定定員数(人)	10	10	10	10	10
日本橋地域	児童館数(館)	2	2	2	2	2
	クラブ数	2	2	2	2	2
	定員数(人)	80	80	80	80	80
	暫定定員数(人)	5	5	5	5	5
月島地域	児童館数(館)	4	4	4	4	4
	クラブ数	8	8	8	8	8
	定員数(人)	320	320	320	320	320
	暫定定員数(人)	30	30	30	30	30

※ 暫定定員数：当該年度の応募状況により、暫定的に拡大する定員枠

確保方策—量の見込みで不足する分は次頁の放課後子供教室（子どもの居場所「プレディ」）の量の見込みに含まれます。

②放課後子供教室（子どもの居場所「プレディ」）

確保方策の考え方

学童クラブ待機児にも対応できるよう一層の連携を行い、以下の考え方により本事業の充実を図ります。

- ・開設時間の充実：学童クラブと同様に、土曜日・長期休業日の開始時間を午前8時30分からとするとともに、平日・長期休業日（土曜日は除く）の終了時間を午後7時30分までに延長します。
- ・時間延長の有料化：学童クラブとの均衡を図るため、時間延長に係る有料化を導入します。

事業の量の見込みと確保方策

<量の見込み>

プレディ利用登録者数(人)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
京橋地域	384	404	421	458	471
日本橋地域	606	658	701	726	826
月島地域	1,245	1,344	1,498	1,654	1,699

※ 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の不足する量の見込みを含みます。

<確保方策>

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
京橋地域	実施校数(校)	4	4	4	4	4
	想定利用登録者数(人)	565	593	634	674	720
日本橋地域	実施校数(校)	3	3	3	3	3
	想定利用登録者数(人)	782	835	880	933	996
月島地域	実施校数(校)	5	5	5	5	5
	想定利用登録者数(人)	1,504	1,625	1,730	1,821	1,865

現在開設している12校での想定利用登録者数を確保方策とし、5カ年の量の見込みを上回る計画となっています。

(4) 子育て短期支援事業（子どもショートステイ）

確保方策の考え方

1日の定員を6人とし、年間（365日）通じて対応することで最大2,190人を受入れが可能な体制を確保します。

事業の量の見込みと確保方策

<量の見込み>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
年間利用延べ人日見込み (年間延べ宿泊日数見込み)	65	69	73	77	77

<確保方策>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
定員数(人)	養護施設 1	養護施設 1	養護施設 1	養護施設 1	養護施設 1
	乳児院 1	乳児院 1	乳児院 1	乳児院 1	乳児院 1
	協力家庭 4	協力家庭 4	協力家庭 4	協力家庭 4	協力家庭 4
定員数計(人)	6	6	6	6	6
年間利用定員延べ人日 定員×年間開設日数:受入最大枠	2,190	2,190	2,190	2,190	2,190

現在の施設および協力家庭の規模で設定する確保方策で、量の見込みを上回る計画となっています。



(5) 幼稚園預かり保育

確保方策の考え方

1園あたり30人の定員数を確保し、土日、祝日を除く年間240日対応することで、各地域7,200人の受入れが可能な体制を確保します。

また、改築後の明正幼稚園において、平成27年度以降預かり保育を実施する方向で検討を進めます。

事業の量の見込みと確保方策

<量の見込み>

年間利用希望延べ人日	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
京橋地域	4,827	5,230	5,893	6,310	6,679
日本橋地域	4,744	5,446	6,201	6,804	6,911
月島地域	6,409	6,574	6,737	6,894	6,954

<確保方策>

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
京橋地域	実施園数(校)A	1	1	1	1	1
	1園あたり利用定員(人)B (登録利用+一時利用)	30	30	30	30	30
	年間実施日数240日×A×B (受入人数最大値)	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200
日本橋地域	実施園数(校)A	1	1	1	1	1
	1園あたり利用定員(人)B (登録利用+一時利用)	30	30	30	30	30
	年間実施日数240日×A×B (受入人数最大値)	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200
月島地域	実施園数(校)A	1	1	1	1	1
	1園あたり利用定員(人)B (登録利用+一時利用)	30	30	30	30	30
	年間実施日数240日×A×B (受入人数最大値)	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200

現在実施している3園で設定する確保方策で、量の見込みを上回る計画となっています。

- (6) 一時預かり保育、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

確保方策の考え方

一時預かり保育、トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センター事業の3つの事業については、地域の枠を超えて定員に空きがある施設を利用している状況であることから、提供区域を区全体として対応しています。

事業の量の見込みと確保方策

<量の見込み>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
年間利用希望延べ人日	21,826	22,888	23,758	24,963	24,494

<確保方策>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
年間最大受入延べ人数	48,052	48,052	48,052	48,052	48,052

現在実施している各施設・事業の規模に基づき設定する確保方策で、量の見込みを上回る計画となっています。



<確保方策の内訳>

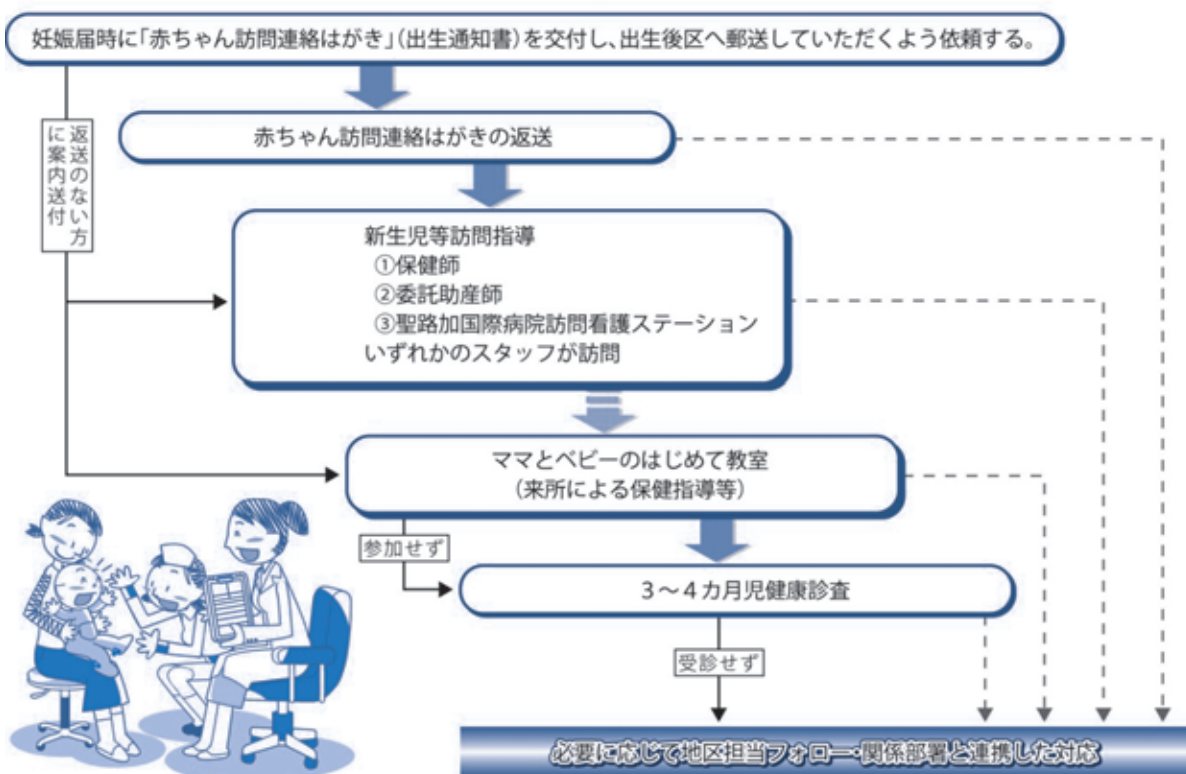
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
一時預かり	きらら中央	1日の定員A	22	22	22	22	22
		1日の受入可能人数 B(A×1.8)	40	40	40	40	40
		年間開設日数(概数)C	345	345	345	345	345
		①年間最大受入可能延べ人数B×C	13,662	13,662	13,662	13,662	13,662
	日本橋分室	1日の定員A	6	6	6	6	6
		1日の受入可能人数 B(A×2)	12	12	12	12	12
		年間開設日数(概数)C	240	240	240	240	240
		②年間最大受入可能延べ人数B×C	2,880	2,880	2,880	2,880	2,880
	京橋こども園	1日の定員A	17	17	17	17	17
		1日の受入可能人数 B(A×1.5)	26	26	26	26	26
		年間開設日数C	365	365	365	365	365
		③年間最大受入可能延べ人数B×C	9,490	9,490	9,490	9,490	9,490
	晴海こども園	1日の定員A	15	15	15	15	15
		1日の受入可能人数 B(A×1.5)	23	23	23	23	23
		年間開設日数(概数)C	290	290	290	290	290
		④年間最大受入可能延べ人数B×C	6,670	6,670	6,670	6,670	6,670
小計 i	①+②+③+④	32,702	32,702	32,702	32,702	32,702	
トワイライトステイ	きらら中央	1日の定員A	20	20	20	20	20
		年間開設日数(概数)B	345	345	345	345	345
		⑤年間最大受入可能延べ人数A×B	6,900	6,900	6,900	6,900	6,900
	京橋こども園	1日の定員A	10	10	10	10	10
		年間開設日数(概数)B	345	345	345	345	345
		⑥年間最大受入可能延べ人数A×B	3,450	3,450	3,450	3,450	3,450
小計 ii	⑤+⑥	10,350	10,350	10,350	10,350	10,350	
ファミリー・サポート・センター	提供会員数(人)A	229	229	229	229	229	
	両方会員数(人)B	173	173	173	173	173	
	稼働日数(日)C	365	365	365	365	365	
	年間最大受入可能延べ人数 (A+B)×C	146,730	146,730	146,730	146,730	146,730	
	iii 活動可能件数 (25年度実績と同規模)	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	
	iv 認証保育所の一時的預かり枠 (25年度実績と同規模)	500	500	500	500	500	
合計(i + ii + iii + iv)		48,052	48,052	48,052	48,052	48,052	

(7) 乳児家庭全戸訪問事業（新生児等訪問指導）

確保方策の考え方

4カ月までの乳児および母親の状況把握ができるよう、以下のフローチャートに基づき実施していきます。

新生児等訪問指導およびフォロー体制のフローチャート



事業の量の見込みと確保方策

<量の見込み>

生後28日以内の新生児および4カ月までの乳児を対象とします。

【参考】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳児人口推計(人)	1,581	1,641	1,722	1,815	1,756

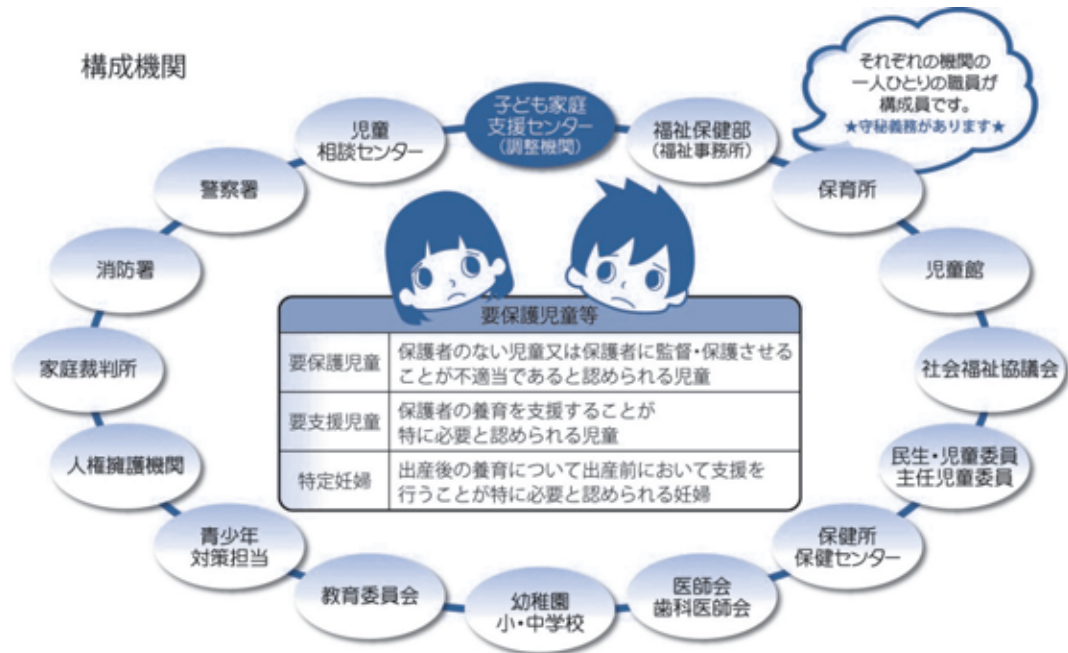
<確保方策>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実施体制	1 訪問人員 30人程度(保健師・委託助産師・聖路加国際病院訪問看護ステーション) 2 実施機関 ①中央区保健所 ②日本橋保健センター ③月島保健センター 3 訪問事業以外のフォロー体制 ママとベビーのはじめて教室、乳児健診等の機会に行う。 ※フローチャートは上図のとおり				

(8) 養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

確保方策の考え方

児童虐待の予防、早期発見や子どもの適切な保護のために「子ども家庭支援センター（さらさら中央）」や、センターを調整機関とした「要保護児童対策地域協議会」の運営を推進します。協議会は下図のような関係機関と、民生・児童委員や福祉団体などから構成され、相互に連絡を取り合い、情報の交換や支援に関する協議を行うことで、児童虐待を防止します。



事業の量の見込みと確保方策

<量の見込み>

養育支援が必要な家庭への個別対応、虐待予防・早期発見という事業の性質上、量の見込みは設定しません。

<確保方策>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実施体制	<p>【養育支援訪問】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. アセスメントシートを用いた調査および聞き取り 2. 養育支援訪問事業検討会議（援助方針の検討） ※保健所・保健センター等との協議 3. 支援計画書作成 4. 養育支援の実施 <ol style="list-style-type: none"> ① 子ども家庭支援センター相談員または保健所・保健センター保健師による訪問相談 ② ヘルパーによる育児、養育および家事援助 <p>【要保護児童対策地域協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表者会議 年1回開催 ・実務者会議 年4回開催 ・個別ケース検討会議 随時開催 ・講習会 年1回開催 <p>※体制(イメージ)図は上図のとおり</p>				

(9) 地域子育て支援拠点事業 (子育て交流サロン「あかちゃん天国」)

確保方策の考え方

各地域に拠点を確保し、1カ所あたり30～60人程度の利用者(1日の延べ人数)を、年始年末、祝日を除く年間345日受け入れることで、各地域の量の見込みに対応します。

事業の量の見込み、確保方策

<量の見込み>

年間利用希望延べ人数(人)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
京橋地域	21,113	22,365	22,828	23,315	23,315
日本橋地域	37,838	39,184	41,216	44,566	44,429
月島地域	53,406	56,618	59,922	63,040	61,807

<確保方策>

拠点数(カ所)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
京橋地域	2	2	2	2	2
日本橋地域	2	2	2	2	2
月島地域	3	3	3	3	3

<参考>1カ所1回あたりの量の見込み(利用延べ人数)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
京橋地域 (築地・新川)	量の見込み再掲:年間利用希望延べ人数(人)A	21,113	22,365	22,828	23,315	23,315
	拠点数(カ所) B	2	2	2	2	2
	開館日数(概数) C	345	345	345	345	345
	1箇所1日あたりの利用延べ人数D(A/B/C)	31	32	33	34	34
日本橋地域 (堀留町・浜町)	量の見込み再掲:年間利用希望延べ人数(人)A	37,838	39,184	41,216	44,566	44,429
	拠点数(カ所) B	2	2	2	2	2
	開館日数(概数) C	345	345	345	345	345
	1箇所1日あたりの利用延べ人数D(A/B/C)	55	57	60	65	64
月島地域 (きらら中央・月島・晴海)	量の見込み再掲:年間利用希望延べ人数(人)A	53,406	56,618	59,922	63,040	61,807
	拠点数(カ所) B	3	3	3	3	3
	開館日数(概数) C	345	345	345	345	345
	1箇所1日あたりの利用延べ人数D(A/B/C)	52	55	58	61	60

※開館日数:365-6(年末年始)-14(祝日)=345日

上表で算出した1カ所1日あたりの量の見込みは、実績(34頁参照)と比べても、設定した確保方策で十分賄える規模となっています。

(10) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

確保方策の考え方

年間開業日数および定員数から、受入最大枠が京橋地域では1,500人日、日本橋地域では940人日、月島地域では1,410人日と設定し、対応可能な体制を確保します。

なお、月島地域については、量の見込みが受入最大枠を超え、1日あたりの利用延べ人数が定員を超える数値となっていますが、実績（35頁参照）からみると、現行の受入体制でも十分対応できる状況です。また、地域間での対応により、受入枠に余裕のある京橋地域（聖路加ナーサリー）での受入れも可能なため、経年の状況をみながら、必要に応じて計画の中間年で見直すこととします。

事業の量の見込みと確保方策

<量の見込み>

年間利用希望延べ人日	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
京橋地域	456	488	522	544	560
日本橋地域	593	643	701	759	772
月島地域	1,477	1,544	1,615	1,683	1,672

<確保方策>

開業日数は過去の実績に基づき設定

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
京橋地域 (聖路加ナーサリー)	量の見込み再掲:年間利用希望延べ人日 A	456	488	522	544	560
	受入最大枠(人日) :定員1日6名×開業日数(概数)250日	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	1日あたりの利用延べ人数B (A/250日)	1.8	2.0	2.1	2.2	2.2
	1日あたり定員	6	6	6	6	6
日本橋地域 (さわやか保育園・日本橋浜町)	量の見込み再掲:年間利用希望延べ人日 A	593	643	701	759	772
	受入最大枠(人日) :定員1日4名×開業日数(概数)235日	940	940	940	940	940
	1日あたりの利用延べ人数B (A/235日)	2.5	2.7	3.0	3.2	3.3
	1日あたり定員	4	4	4	4	4
月島地域 (小森小児科)	量の見込み再掲:年間利用希望延べ人日 A	1,477	1,544	1,615	1,683	1,672
	受入最大枠(人日) :定員1日6名×開業日数(概数)235日	1,410	1,410	1,410	1,410	1,410
	1日あたりの利用延べ人数B (A/235日)	6.3	6.6	6.9	7.2	7.1
	1日あたり定員	6	6	6	6	6

上表で算出した1日あたりの利用延べ人数（量の見込み）は、1日あたり定員と比べても概ね対応できる規模となっています。

(11) 妊婦健康診査

確保方策の考え方

聖路加国際病院ほか妊婦健康診査実施医療機関に委託して、必要な妊婦健康診査を実施します。

事業の量の見込みと確保方策

<量の見込み>

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
妊婦健診受診件数 (件)	1回目	1,792	1,880	1,982	1,918	1,893
	2～14回目 (延べ件数)	17,104	17,945	18,915	18,306	18,065

<確保方策>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実施体制	<p>1 実施場所 ①聖路加国際病院ほか区内10医療機関 ②区外妊婦健康診査実施医療機関</p> <p>2 検査項目 ①1回目 問診、体重測定、血圧測定、尿検査(糖、蛋白定性)、血液検査、血液型(ABO型、Rh(D)型)、貧血、血糖、不規則抗体、梅毒(梅毒血清反応検査) B型肝炎(HBs抗原検査)、風疹(風疹抗体価検査)</p> <p>②2回目～14回目 【毎回】 問診、体重測定、血圧測定、尿検査、保健指導 【週数等に応じ、各回1項目】 クラミジア抗原、C型肝炎、経膈超音波、HTLV-1抗体、貧血、血糖、B群溶連菌、NST(ノン・ストレス・テスト)、超音波検査</p>				



第6章 子ども・子育て支援に関連する施策の取組

第4章において掲載した子ども・子育て支援の各事業のうち、子ども・子育て支援法に基づく基本方針において「市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項」として位置づけられている各施策等について、取組の内容を再掲し、詳述します。

<再掲する施策>

- 1 幼児期の学校教育・保育の一体的提供（就学前教育の充実と幼児期からの学びの連続性）
- 2 育児休業後の保育施設等の円滑な確保
- 3 児童虐待防止対策
- 4 ひとり親家庭の自立支援の推進
- 5 障害児施策
- 6 特別支援教育の充実
- 7 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

※各施策について、「これまでの経緯」「区の対応・現状」「今後の取組」の文章展開で解説します。

1 幼児期の学校教育・保育の一体的提供（就学前教育の充実と幼児期からの学びの連続性）

（1）これまでの経緯

乳幼児期の教育・保育は、これまで、学校教育法に基づき、義務教育およびその後の教育の基礎を培うものとして、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする幼稚園と、児童福祉法に基づき、保護者の就労等により保育に欠ける子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする保育所とに分かれて実施されてきました。

社会状況の変化に伴い乳幼児の人口が減少傾向にある一方で、都市部では、保育所への入所を希望する待機児童が増えてきました。また、保護者の就労状況の違いにかかわらず、質の高い幼児期の教育・保育を受けることが望まれてきました。さらに、核家族化や地域での人間関係の希薄化から、家庭や地域での子育て力が低下していると言われています。

そこで、内閣府は、平成18年10月に、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」を制定し、幼児期の学校教育と保育、地域での子育て支援を総合的に提供する幼保一元化施設である認定こども園の普及を進めました。

さらに、このような背景を踏まえ、幼稚園教育要領・保育所保育指針が平成20年に告示されました。幼稚園教育要領においては、新たに、地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動、いわゆる「預かり保育」の実施が位置付けられました。保育所保育指針は、保育のガイドラインとしての局長通知から、規範性（義務）の伴う大臣告示となり、保育所における保育の内容やその運営に関することの最低基準を示すものとしての性格が明確化されました。そのことにより、保育所においても、幼稚園教育要領の5領域と同様の「教育」の部分の目標を達成していくことが強化されました。

このようにして、幼稚園・保育所のどちらに在籍していても、地域の実情や保護者のニーズに応じて、教育・保育を一体的に受けられるように取組を進めてきたのが現在までの状況です。

一方で、近年、小学校では、新1年生が授業中に立ち歩く、担任の指示に従わないなどのいわゆる「小1プロブレム」への対応が求められており、保育所と幼稚園から小学校へと学びの連続性を確保することが課題となっています。

【参考 保育所・幼稚園・認定こども園の制度比較表】

区分	保育所	幼稚園	認定こども園
管轄省庁	厚生労働省	文部科学省	文部科学省・厚生労働省 幼保連携推進室 (幼保連携型は新制度では内閣府が管轄)
法令根拠	児童福祉法	学校教育法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
目的・内容	保育に欠ける子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図る	義務教育およびその後の教育の基礎を培うものとして幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長する	小学校就学前の子どもに対する教育および保育ならびに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進する
機能	保護者の就労等により、保育に欠ける乳児又は幼児、その他の児童を保育する児童福祉施設	満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児を対象に教育を行う学校	保育に欠ける子も欠けない子も受け入れて、教育・保育を一体的に行う施設
内容の基準	保育所保育指針 両者は内容に整合が図られている	幼稚園教育要領	保育所保育指針 幼稚園教育要領 幼保連携型認定こども園教育・保育要領
対象児	0歳から就学前の保育に欠ける児童	満3歳から就学前の幼児	0歳から3歳未満… 保育に欠ける児童 3歳から小学校就学前… 入所要件はなし
1日の標準保育時間	8時間	1日4時間 (一部園で預かり保育を実施)	教育時間 4時間 保育時間 8時間 (3歳児以上は教育時間を含む)
職員とその資格	保育士 保育士資格	幼稚園教諭 幼稚園教諭普通免許	保育教諭 保育士資格と幼稚園教諭免許の両方の資格・免許を有していることを原則

【参考:幼稚園教育要領と保育所保育指針の比較】

両者は幼児教育の指針として整合性が図られている。特に、3歳以上児の教育に関するねらいおよび内容に関しては整合性を図りながら規定されている。

幼稚園教育要領		保育所保育指針	
総則	「第1 幼稚園教育の基本」より 幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育は、学校教育法第二十二条に規定する目的を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。	総則	「2 保育所の役割」より (一)保育所は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十九条の規定に基づき、保育に欠ける子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場とななければならない。
「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域から構成			
健康	健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。	健康	健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。
人間関係	他の人々と親しみ、支え合って生活するために自立心を育て、人とかかわる力を養う。	人間関係	他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。
環境	周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもってかかわり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。	環境	周囲の様々な環境に好奇心や探究心を持って関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。
言葉	経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。	言葉	経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。
表現	感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。	表現	感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

※ 保育所においては上記の5領域に加え、「養護」(「生命の保持」および「情緒の安定」)に関わる保育内容を、子どもの生活や遊びを通して相互に関連を持ちながら、総合的に展開する。

【参考:幼保連携型認定こども園教育・保育要領について】

「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」においても、幼保連携型認定こども園修了までに育つことが期待される生きる力の基礎となる心情、意欲、態度などの教育にかかわるねらいおよび内容を示した章において、上表と同じ内容で「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域が記載されている。

(2) 区への対応・現状

中央区には、区立幼稚園が16園（うち3園が休園）、区立認可保育所が14園、その他、私立認可保育所が15園、認証保育所が16園あります（平成26年10月現在）。

平成23年3月に区内で初めての認定こども園（地方裁量型）が開設され、さらに公設民営の認定こども園（保育所型）が平成24年12月に1園、平成25年10月に1園開設されています。どの施設においても、教育・保育の一体的提供を展開しています。

■幼稚園における預かり保育 <再掲31頁参照>

現在、区立幼稚園では区内3園で、教育時間終了後より午後4時30分までの預かり保育を実施しています。通院や看護、介護、兄弟姉妹のPTA活動、パートタイムや自営業等で保育時間の延長を希望する保護者のニーズに応えます。預かり保育では、保育士が、家庭的な雰囲気大切にしながらゆったりとした時間を過ごすことのできるように環境を工夫しています。

【預かり保育の概要（平成26年度）】

実施園	開設時間	定員	費用
明石幼稚園	教育時間終了から午後4時30分まで 夏季休業日は午前9時から午後4時30分まで 月曜日から金曜日まで	1日あたり30名 （登録利用24名、一時利用6名） *3歳児は、1日あたり最大8名まで	登録利用 ¥5,000/月 一時利用 ¥400/日 ¥800/日 （長期休業期間） その他、おやつおよび教材費は別途負担
有馬幼稚園			
月島第一幼稚園			

※ 平成27年度以降、明正幼稚園においても実施する方向で検討を進めます。

■保幼小における合同連絡会・研修会等

幼稚園教諭と保育士が、互いの指導方法や教材研究などを情報交換する中で、どの就学前教育の施設においても同じような内容の教育を受けることができるように、年に数回、連絡会を設定しています。

さらに、保育所、幼稚園のみならず、小学校とも合同の連絡会や研修会を通じて、教員、保育士同士が交流・連携し、その成果をそれぞれの現場で実践に生かすことにより、就学前の子どもに対する教育の質の確保・充実や教員の質の向上、小学校への円滑な接続を図るようになっています。

この連絡会には、全体会と地区別研修会があり、全体会では、保幼小の連携の在り方や意義について学んだり、その年度の地区別研修会の計画や反省を行ったりします。また、地区別研修会では、公開保育や協議会を通して、保育所・認定こども園・幼稚園・小学校の教員・保育士が直接話し合うことで、幼児期の教育から小学校での教育につなげていくべき内容などを明らかにすることができ、意義のあるものとなっています。

【連絡会・研修会の概要（平成 26 年度）】

会の種類		開催回数	対 象	内 容
保幼小全体会		年 2 回	小学校・幼稚園・認可保育所・認証保育所・認定こども園の長もしくはそれに準ずる者	講演会・地区別協議会（今年度の計画や反省）・情報交換
地区別研修会	京橋地区	年 1 回	該当地区に属する小学校・幼稚園・認可保育所・認証保育所・認定こども園の教員・保育士	幼稚園・小学校の公開保育・公開授業、協議会
	日本橋地区	年 2 回		①幼稚園・小学校の公開保育・公開授業、講演会 ②保育所の概要説明・協議会
	月島地区	年 1 回		保育所の公開保育・協議会

■「中央区幼稚園アプローチカリキュラム」の作成と実施

子どもは日々、育ちを積み重ねてきています。その中でも特に昨今は、幼児期から児童期への接続における育ちや学びの連続性や一貫性が重要視されています。幼児期の教育が小学校以降の教育の土台となることを考え、幼児期と児童期の教育双方が接続を意識する必要があります。

そこで、平成 23 年度に、教育委員会として、「中央区幼稚園アプローチカリキュラム」を作成し、5 歳児の 1 年間の幼稚園から小学校への「接続期」とし、本区の各幼稚園における計画的な幼小接続の実践の充実を図るようにしました。

カリキュラムは、言語・思考を中心とした「学びの芽生え」、協同や規範意識を中心とした「人とのかかわり」、基本的な生活習慣や望ましい食習慣を中心とした「基本的な生活習慣と運動」の 3 つの柱を軸とし、幼児期からの学びの連続性における「生きる力」の基礎を育むことにつながる教育が実践できるようにしました。

また、このカリキュラムは、幼保の教育の一体化の視点から、各保育所・認定こども園にも配布され、活用されています。

■幼児教育リーフレットの活用による教育

保育所・認定こども園・幼稚園での教育内容の理解と、家庭での子育ての一助となるように、平成 20 年度より、保護者向け子育て支援リーフレット「幼児のよりよい育ちをめざして 保育園・幼稚園から小学校へつなげる家庭との連携」を教育委員会と福祉保健部との合作で発行し、毎年各保育所・認定こども園・幼稚園を通じて各保護者に配布しています。

このリーフレットは、就学を目の前にした 5 歳児向けと、集団での生活から学ぶことの多い 3・4 歳児向けとに分かれています。園の保護者会で保護者同士の協議の資料にするなど、リーフレットを活用しながら、時期に応じた子育てのヒントを得たり、子どもの育ちに期待や見通しを持つことにつなげています。

【リーフレットの概要（平成 26 年度）】

リーフレット名	配布時期	内容	配布先
幼児のよりよい育ちをめざして 保育園・幼稚園から小学校へつなげる家庭との連携	5歳児進級時	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣や集団の遊びの小学校へのつながり、学習の接続 保護者へのメッセージ 伸びる力を育てるために 小学校に向けてQ&A 	各保育所・認定こども園・幼稚園に通う保護者
幼児のよりよい育ちをめざして 保育園・幼稚園から小学校へつなげる家庭との連携Ⅱ	3歳児 4歳児 入園時	<ul style="list-style-type: none"> 3歳児から4歳児にかけての生活習慣や人とのかかわり、学びの芽生え 保護者へのメッセージ 伸びる力を育てるために 優しい心を育てるために Q&A 	

＜幼稚園での小学校・保育所との交流＞



小学校との交流活動 ゲーム



小学校との交流活動 授業体験



保育所との交流活動 折り紙



保育所との交流活動 太鼓

(3) 今後の取組

前掲の幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策（100頁参照）のとおり、幼稚園については小学校・幼稚園の増改築とあわせた保育室や定員数の確保、保育施設については、認可保育所の整備を中心に進め、地域型保育事業を取り入れていきます。

また、今後学齢期を迎える児童数の増加が予想されるため、小学校の増改築により教室数を確保する対応も進めます。本区の幼稚園は1園を除き小学校との併設となっており、既存施設の改修により長時間保育の保育室等を確保してこども園化することは難しく、本区においては、施設面における教育・保育の一体的提供は困難な状況にあります。

そこで、教員・保育士の指導力の向上、保・幼・小の連携強化といったソフト面としての一層の充実を図り、その成果を保育所・幼稚園、小学校それぞれの現場での実践に生かすことにより、就学前の子どもに対する教育の質の確保・充実や小学校への円滑な接続を図っていきます。

具体的には、現在行っている保幼連携、および保幼小連携に関するさまざまな事業を今後引き続き行っていきます。さらに、各事業について下表のような方向性で内容の充実を図ります。

【内容の見直しの方向性】

事業名	見直しの方向性	
保幼小における 合同連絡会・研修 会等の充実	全体会	現在は校長・園長・施設長またはそれに準ずる者のみの参加ですが、全教員・全保育士にまで参加対象の枠を拡げ、保・幼・小連携の有効な対策、より実践的な地区別研修会の計画づくりや情報交換などができるよう、内容を見直すことを検討します。
	地区別研修会	より多くの教員・保育士が参加できるよう、開催の時間帯や研修内容を見直し、時機をとらえたテーマでより実践的かつ深い協議を活発に行えるよう、グループの細分化などを図ります。
	その他の取組 (幼保連携の充実)	幼保の教育内容の一体化に関し、幼稚園教諭と保育士による研究会・研修会の実施について検討します。
保幼小の接続期 カリキュラム（仮 称）の一体的作成 と実践	既存の「幼稚園アプローチカリキュラム」および小学校入学直後の段階的な学校生活・学習を示した「小学校スタートカリキュラム」を、保育所での生活・保育を含めた保幼小の一体的な視点を備えた「保幼小の接続期カリキュラム（仮称）」として再編成し、保幼小の接続期における子どもたちの段階的な意欲や態度の育成を目指して実践します。	
幼児教育 リーフレットの 配布・活用	保育所の活動も視野に入れた内容のリニューアルなど、リーフレットの精選と改訂を行います。	

なお、幼保連携型認定こども園の整備については、今後状況を見ながら可能性を探っていきます。



保育の質の確保のための取組

《第三者評価》

区立・私立の認可保育所、認定こども園、認証保育所は定期的に「第三者評価」を受審しています。中立的な第三者である評価機関が、保育の内容や保育所の組織体制等の評価を行い、その結果を公表するものです。

第三者評価には、保護者に対し保育内容に関する意向や満足度をアンケートなどで把握することを目的とする「利用者調査」と、保育所の自己評価や訪問調査等の過程を経て、保育所の運営や提供されている保育の質を評価する「事業評価」の2つの評価手法があります。

第三者評価を受審し、その結果が公表されることで、保育の質の向上に向けた保育所の取組を促進することにつながります。

※評価結果は以下のホームページで見ることができます。

とうきょう福祉ナビゲーション（福ナビ） 福祉サービス第三者評価

<http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/hyoka/hyokatop.htm>

区立幼稚園では、中央区立学校 学校評価ガイドライン（平成 25 年 3 月）に基づき、学校関係者評価委員や第三者評価委員による外部評価を行っています。評価結果は各園のホームページで見ることができます。

《保育所職員向け研修》

保育に関する専門知識を身に付け、技能の向上を図るため、さまざまな研修を受講し、研鑽に励んでいます。

【主な研修】

〈区立保育所実務研修〉（区実施）平成 25 年度実績

保育士向け：「就学前教育について」「発達障害のある子どもの理解と育ちへの支援」

「絵本の与え方」「運動あそび」ほか 参加人数 362 人

看護師向け：「小児の食物アレルギーにおける緊急時の対応について」 参加人数 52 人

調理師向け：「スチームコンベクションオープン活用セミナーの講義・実演」「食物アレルギー給食の講義」ほか 参加人数 105 人

〈認証保育所向け研修〉（都または都外郭団体実施）平成 24・25 年度実績

認可外保育施設職員テーマ別研修（22 研修項目） 参加施設数：13 園

認証保育所施設長研修・中堅保育士研修 参加人数 30 人

〈私立保育所・認証保育所向け研修〉（都または都外郭団体実施）24・25 年度実績

「アレルギー疾患に関する普及啓発講習会」「就学前教育カリキュラム活用ハンドブック

説明会」「幼稚園教育研究協議会」「母子保健研修」ほか 参加人数 26 人

《区の指導・監督・相談・助言》

地域型保育事業（62・63 頁参照）は、区が認可を行う役割を担っており、認可権者として事業者に対し指導・監督を適宜行うことにより、保育サービスの質の維持・向上を促します。

また、保育の質の低下を招かないよう、担当課に保育士経験を持つ職員を配置のうえ、定期的に現場を訪問し、相談、助言を行うなどの支援体制を整えることを検討していきます。

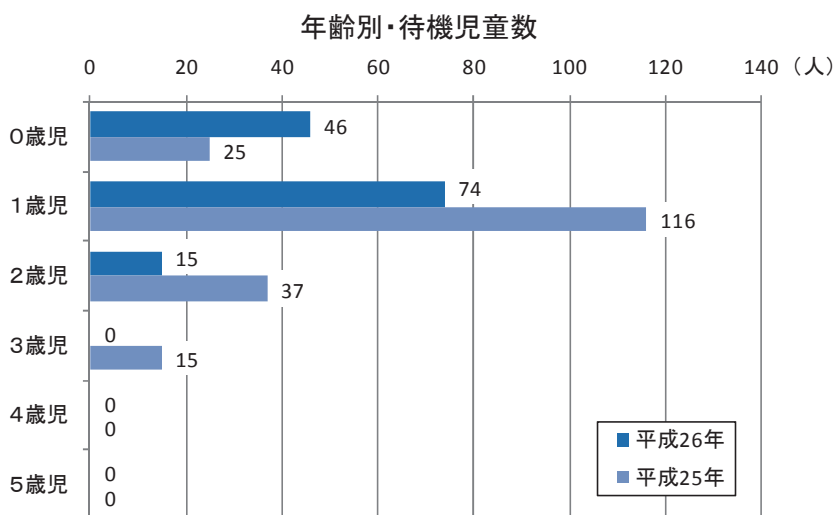
2 育児休業後の保育施設等の円滑な確保

(1) これまでの経緯

国の基本指針において、0歳児の子どもの保護者が、保育所等への入所時期を考慮して、育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育児休業満了時（原則1歳到達時）からの特定教育・保育施設または特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要である旨が示されています。

中央区では、平成25年4月の保育所入所申込みにおいて、1歳児の保育所申込者数のうち約34%しか入所できず、一方で0歳児クラスには一部の保育所で空きがある状況が見られました。ところが、平成26年4月の入所申込みにおいては、0歳児の申込みが前年比で約36%増加しました。これは、前年の状況から0歳児の方が入所しやすいという認識を持った方、育児休業を早めに切り上げてでも入所しやすい0歳児のうちに申し込んだほうが良いという判断をした方が多かったためと見込まれます。結果として、0歳児の待機児童が前年より増えたこともあり、予定通り育児休業を満了できずに早期の入所申込みをせざるを得ない状況は、改善すべき課題として取り組んでいく必要があります。

そこで、育児休業取得後でもできる限り入所しやすくなるよう、新規で整備する認可保育所において、1歳児クラスからの定員を確保する施策を実施していきます。



待機児童の対応別内訳

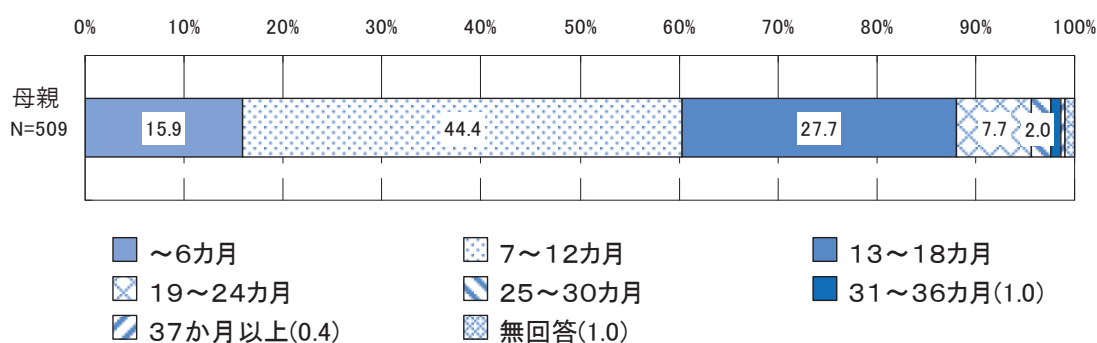
年度	待機児童数	認可外保育施設に通園※	職場に同伴 (自営しながら 自宅保育)	親類・知人へ 依頼	一時保育 を利用	求職しながら 自宅で保育	育児休業 延長等
H26	135人	1人	18人	6人	6人	61人	43人
H25	193人	5人	15人	2人	2人	73人	96人

※認証保育所および事業所内保育所以外に通園している者

育児休業の取得と職場復帰について

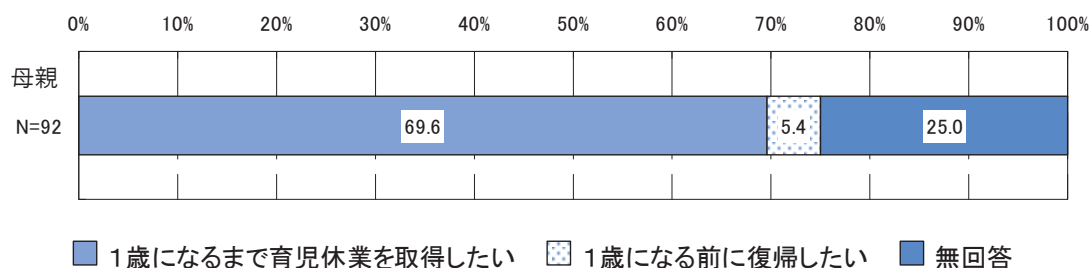
Q 育児休業からは、「実際」にお子さんが何歳何カ月のときに職場復帰しましたか。
(育児休業取得者のみの回答)

職場復帰をした時期については子どもが「7～12カ月」の時が最も多く44.4%、次いで「13～18カ月」の時が27.7%となっています。



Q あて名のお子さんが1歳になったときに必ずお子さんを預けられる施設等があれば、1歳になるまで育児休業を取得しますか。または、預けられる施設等があっても1歳になる前に復帰しますか。(現在、育児休業中で子どもが1歳未満の方のみの回答)

「1歳になるまで育児休業を取得したい」が69.6%となっています。



資料:平成25年度「中央区子ども・子育て支援新制度における利用希望把握調査」
(就学前児童対象調査)より

(2) 区への対応・現状

平成 26 年 4 月および 10 月開設の認可保育所 7 園において、0 歳児の定員を設けず、1 歳児クラスからの定員を確保しています。

<平成 26 年 4 月開設>

開設月	保育所名	定 員 (単位:人)					
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
4月	ぼけっとランド明石町保育園	—	16	18	19	19	19
	太陽の子新川保育園	—	19	19	19	19	19
	グローバルキッズかきがら園	—	9	9	9	9	9
	日生東日本橋保育園ひびき	—	18	18	18	18	18
	アンジェリカ月島保育園	—	20	20	20	20	20
	ポピズナーサリースクール晴海	—	12	12	12	12	12
合 計		—	94	96	97	97	97

<平成 26 年 10 月および 12 月開設>

開設月	保育所名	定 員 (単位:人)					
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
10月	つきのみさきさくらさくほいくえん	—	13	13	13	—	—
12月	ほっぺるランド勝どき	15	20	23	22	—	—

(3) 今後の取組

- ・平成 26 年 10 月開設の認可保育所および平成 27 年度新規開設の認可保育所等において、定員の空きが出る 5 歳児クラスの枠を活用して、1 年間に限り臨時枠として 1 歳児の保育を実施します。
- ・園によっては、平成 26 年度と同じく 0 歳児の定員を設けず、1 歳児クラスからの定員確保を行います。

3 児童虐待防止対策

(1) これまでの経緯

核家族化や近隣関係の希薄化が進み、育児に不安を持つ家庭が増えています。そのため、身近な子育てに関する相談が増大するとともに、児童虐待など養護相談も増えてきています。東京都では、平成6年に東京都児童福祉審議会が「子育て支援ネットワークの核として、住民に身近な各区市町村に※子供家庭支援センターの設置が必要」と提言し、これを受けて平成7年には相談機能やサービスの提供を行う※子供家庭支援センターを都内全域に設置することとしました。また、国においても平成16年の児童福祉法改正の中で、児童相談に関することについては、都道府県等に設置されている児童相談所から、住民に身近な区市町村の役割であることが規定されました。合わせて、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るためには、関係機関が考え方を共有し、適切な連携のもとに対応していくことが必要であるとの観点から、情報の交換と支援の協議を行う場として「要保護児童対策地域協議会」（以下「地域協議会」という。）の設置が努力義務となり、また、平成20年の同法の改正において、地域協議会の協議の対象を「要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）」に加えて、「要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要とされる児童）」、「特定妊婦（出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）」に拡大し、児童虐待予防に向けた支援を関係機関が連携して実施できるよう強化されています。

このような経緯を踏まえて、本区においても、区が児童相談の第一義的窓口となり、児童虐待防止ならびに予防に向けて地域社会全体で取り組むことができる体制を構築しています。

※東京都は公文規程により、常用漢字に従って「子ども」を「子供」と漢字で表記。

(2) 区の対応・現状

1) 児童相談および児童虐待への対応

区では、虐待相談を含む18歳未満の子どもと子育て家庭に関する児童相談の中核機関として、平成19年9月に「中央区立子ども家庭支援センター（きらら中央）」を開設しました。

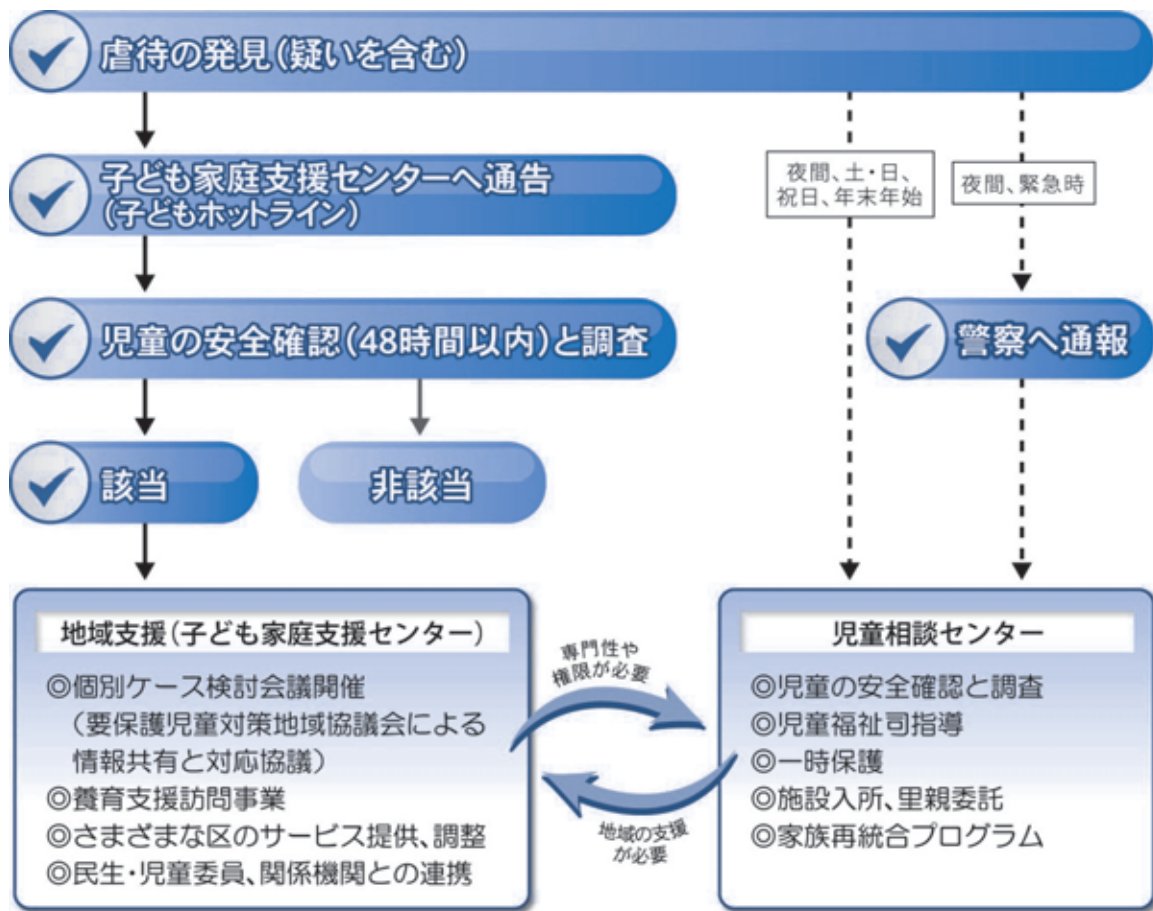
子ども家庭支援センターでは、子どもと子育て家庭のあらゆる相談に応じるとともに、区における児童虐待の通告窓口として、児童虐待情報専用電話「子どもほっとライン」を設置しています。学校や保育所、児童相談センター、保健医療機関等関係機関とも連携を図り、児童虐待の早期発見と適切な支援に努めています。

また、虐待の未然防止に向けた取組として、特に母子保健サービス（母親学級や新生児訪問事業、乳幼児健診等）を実施する保健所・保健センター等と連携し、特定妊婦や子育てに強い不安を抱える家庭、虐待のおそれやリスクを抱えて特に支援が必要な家庭に対して訪問により指導や助言を行なう「養育支援訪問事業」を平成22年度より実施しています。こうして、支援が必要な家庭を早期に発見し、本事業を有効に活用することで、適切な養育環境の確保および虐待の未然防止を図っています。

<虐待対応の流れ>

子ども家庭支援センターでは、通告（相談）受理後、速やかに受理会議において対応を組織的に検討し、子どもを取り巻く状況について慎重に調査を行うとともに、子どもを直接目視して安全を確認します。調査の結果、継続した支援が必要な家庭については、子ども家庭支援センターが情報を管理し、関係機関と連携して虐待の改善や深刻化防止に向けて支援をしていきます。なお、相談（通告）内容が重篤な場合や緊急保護が必要な場合は、都の児童相談センターや警察と連携して対応します。

また、一時保護や施設入所から家庭復帰する児童についても児童相談センターとの連携を図り、区内関係機関とも協力しながら虐待の再発防止に努めています。



2) 要保護児童対策地域協議会の運営

要保護児童等に対し、より迅速できめ細やかな支援を行うため、平成19年12月に子ども家庭支援センターを調整機関とする「中央区要保護児童対策地域協議会」（以下、「協議会」という。）を設置しました。協議会は、区内関係機関や東京都児童相談センター、民生・児童委員協議会等を構成員とし、代表者会議や実務者会議、個別ケース検討会議、関係者向け講演会を開催するほか、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るために啓発活動（キャンペーン）を行っています。また、児童虐待の早期発見および適切な対応に向けた区独自のマニュアルを作成し、関係機関が連携を図る上で活用しています。

■ 各関係機関の役割

主な機関名	主な機能
子ども家庭支援センター	児童虐待に対する情報の集約など要保護児童対策地域協議会における調整機関、地域における養護・保健・育成などの子どもと子育て家庭に関するあらゆる相談・支援の窓口、子育て支援サービス提供
保健所・保健センター	母子保健・精神保健の観点における妊産婦、子ども、育児に関するサポート、虐待予備群や育児不安群などハイリスク家庭への面接・訪問・電話等による個別・継続的フォロー
幼稚園・保育所	就学前の子どもや保護者と関わる中で養育状況の把握と必要に応じた相談や支援、要保護児童の早期発見
小学校・中学校	児童・生徒の言動・心身の様子等に関する日々の状態の把握と必要に応じた相談や支援、要保護児童の早期発見
医療機関	診療場面等を通じた子どもの養育状況の把握、要保護児童の早期発見
児童相談センター (児童相談所)	18歳未満の子どもの福祉に関する相談・必要な援助、調査、援助に係る専門機関



平成25年度 児童虐待防止キャンペーン

(3) 今後の取組

本区においては、30代、40代を中心とする子育て家庭が増加しており、また、約9割の世帯がマンション等集合住宅に居住するといった特性があります。

こうした状況を踏まえ、児童虐待を未然に防止するために子育て家庭が地域で孤立しないような取組が必要です。

そこで、子ども家庭支援センターを核とし、学校・保育所、児童相談センター（児童相談所）、警察、保健・医療機関、民生・児童委員など関係機関と連携を図りながら、子どもと子育て家庭を支援する総合的なネットワーク強化に向けた取組を行うとともに、引き続き、児童虐待防止キャンペーンの実施など普及啓発活動を積極的に実施する中で相談窓口の周知を図り、児童虐待防止に向けた地域社会の意識の向上に努めます。また、地域協議会においても関係機関の間での情報共有など連携強化を図っていきます。

■関連事業

事業名	内容
子どもと子育て家庭の総合相談	養護相談、虐待相談、育成相談、非行相談など18歳未満の子どもと子育てに関するあらゆる相談に応じながら子育て支援サービスの調整を行い、必要に応じて関係機関への連絡、紹介を行います。 相談時間 祝日、年末年始を除く午前9時から午後5時
児童館での子育て相談の実施	子育てに関する悩みなどをより身近なところで相談できるよう、児童館で子育て相談を実施します。
「子どもほっとライン」の運営	児童虐待についての情報を集約するため、子ども家庭支援センター内に児童虐待情報専用電話を設置します。
「要保護児童対策地域協議会」の運営	要保護児童等の早期発見と迅速かつ的確な対応および継続的な支援を行うため、学校・保育所、児童相談センター、警察、保健・医療機関や民生・児童委員等で構成し設置します。 子ども家庭支援センターが調整機関となり、定期的に会議を開催します。（代表者会議 年1回、実務者会議 年4回、個別ケース会議（随時））
児童虐待対応ハンドブックの配布	児童虐待の早期発見や適切な対応に活用できるよう、さまざまな場面での留意事項、事例からの学びなどをまとめたハンドブックを作成し関係機関等に配布します。
児童虐待防止リーフレットの配布	児童虐待防止に関する普及や啓発を図るためリーレットを作成し、児童虐待防止キャンペーンなどの機会を捉えて配布します。
子ども向けリーフレットの配布	家庭のことで悩んでいる児童が関係機関に相談できるよう、小学校高学年および中学生向けにわかりやすいリーフレットを作成し配布します。
養育支援訪問事業の実施	児童の養育について特に支援が必要と認められる家庭に対して、訪問による支援（養育相談、育児・家事援助）を実施します。

4 ひとり親家庭の自立支援の推進

(1) これまでの経緯

国の経済・雇用環境は依然として厳しい状況にあり、ひとり親家庭においては、その就労状況から安定した生活を送るための支援をする必要があります。あわせて、子育てと生計の維持という二重の負担から、生活面や子どもの養育等においてもさまざまな悩みを抱えています。

そのため国においては、ひとり親が就業し、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、父子福祉資金制度の創設など、平成26年度予算において、ひとり親家庭への支援体制の充実を図っています。

国と同様に、区においても一人で生計を担うことによる将来への不安、子どもの養育や教育など、日常生活におけるさまざまな悩みを抱えています。

平成25年度に区で実施した「中央区ひとり親家庭実態調査」では、ひとり親家庭のうち母子家庭が9割以上を占めている一方で、父子家庭は5.7%であり、平成22年度の調査時と比較して父子家庭が2.2%増加しています。就労状況はパート・アルバイトが26.9%、派遣・契約社員は14.5%で、非正規雇用の割合が4割以上となっており、約12%の人が未就労中、「働く意欲のある」人は約8割となっています。

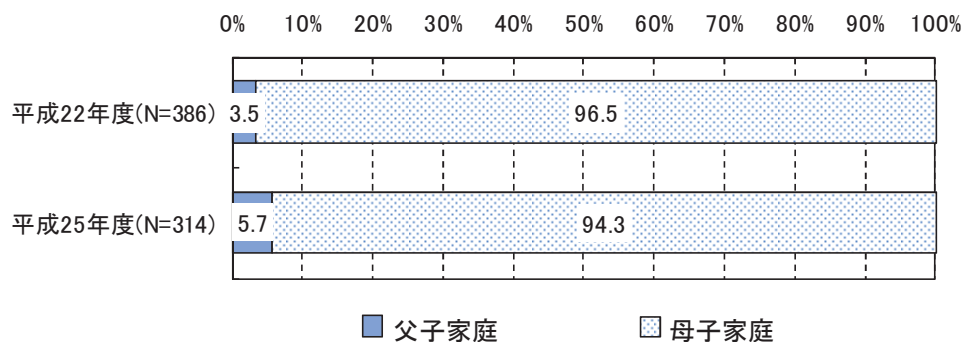
また、年収については、100～200万円未満が27.5%と最も多く、次いで200～300万円未満が26.7%となっており、300万円未満の人が半数以上を占めていることから、経済的に厳しい状況に置かれていることが伺えます。

加えて、生活に関する悩みでは「生活費に関すること」が59.6%、「教育費に関すること」が51.6%と費用に関することが多く、ひとりで生計を担うことへの不安が大きいことが伺えます(77頁参照)。子育ての面では、子育てに関する悩みの相談先として「祖父母・兄弟等の親族」が50.5%、「友人や知人」が61.1%である一方、「子育て支援課のひとり親家庭相談」が2.3%、「教育センターの教育相談」が3.1%など公的な相談機関への割合が低い状況にあります。また、「相談する相手がいない」は13.5%となっています。さらに、仕事と子育てを両立する上で大変だと感じていることについては、「子どもとのコミュニケーションの時間が十分が取れない」が56.0%、「子どもが急な病気になった時に代わりに面倒を見てくれる人がいない」が49.7%と多くなっています。

ひとり親家庭における保護者の性別

〔 Q あなたの性別をお答えください。(○は1つだけ) 〕

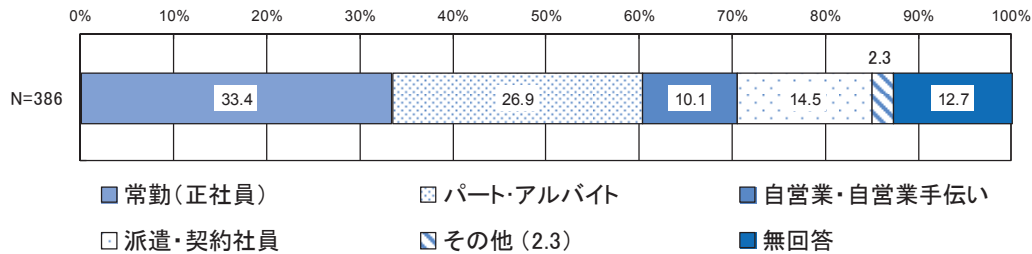
母子家庭が9割以上を占めている一方で、父子家庭は5.7%であり、平成22年度の調査時と比較して父子家庭が2.2%増加しています。



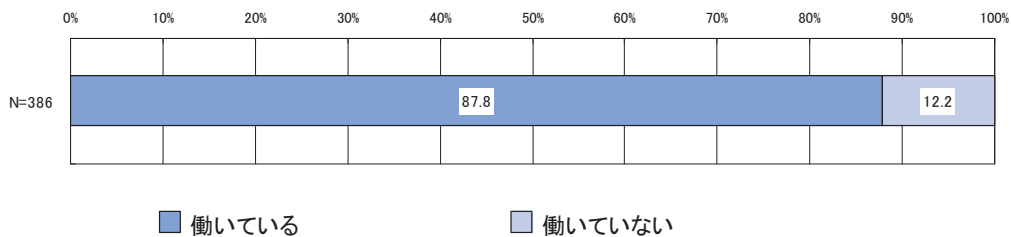
資料:平成25年度「中央区ひとり親家庭実態調査調査」より

ひとり親家庭の保護者の就労状況

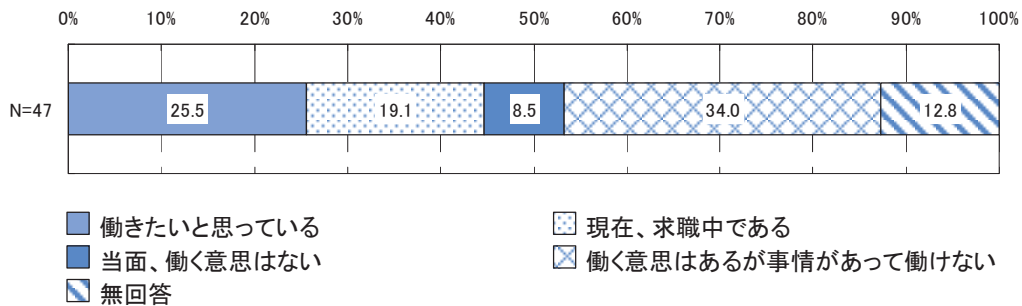
〔 Q あなたのお仕事は次のどれにあたりますか。(○は1つだけ) <再掲76頁> 〕
 「常勤(正社員)」が33.4%と最も多く、次いで「パート・アルバイト」で26.9%、「派遣・契約社員」で14.5%となっています。



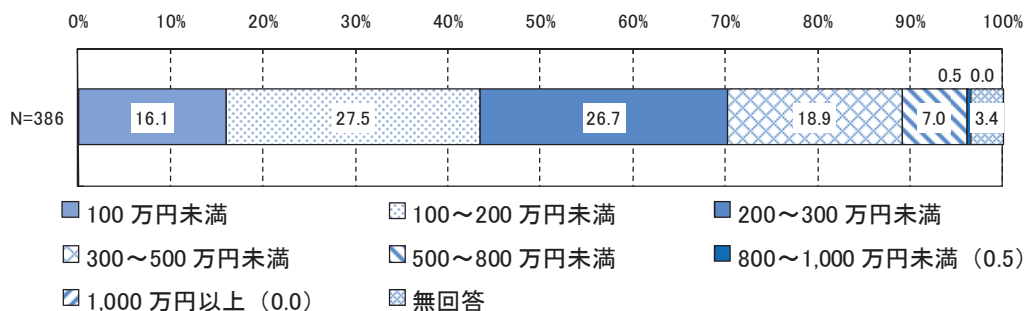
〔 Q あなたは、現在働いていますか。(○は1つだけ) 〕
 「働いている」が87.8%であり、「働いていない」が12.2%となっています。



〔 Q 就業意向についてお答えください。(○は1つだけ) 〕
 「働く意思はあるが事情があって働けない」が34.0%と最も多く、次いで「働きたいと思っている」で25.5%、「現在、求職中である」で19.1%となっています。



〔 Q あなたの年収は、およそのくらいですか。年収にはあらゆる収入を含みます。(○は1つだけ) 〕
 「100~200万円未満」が27.5%と最も多く、次いで「200~300万円未満」で26.7%、「300~500万円未満」で18.9%となっています。

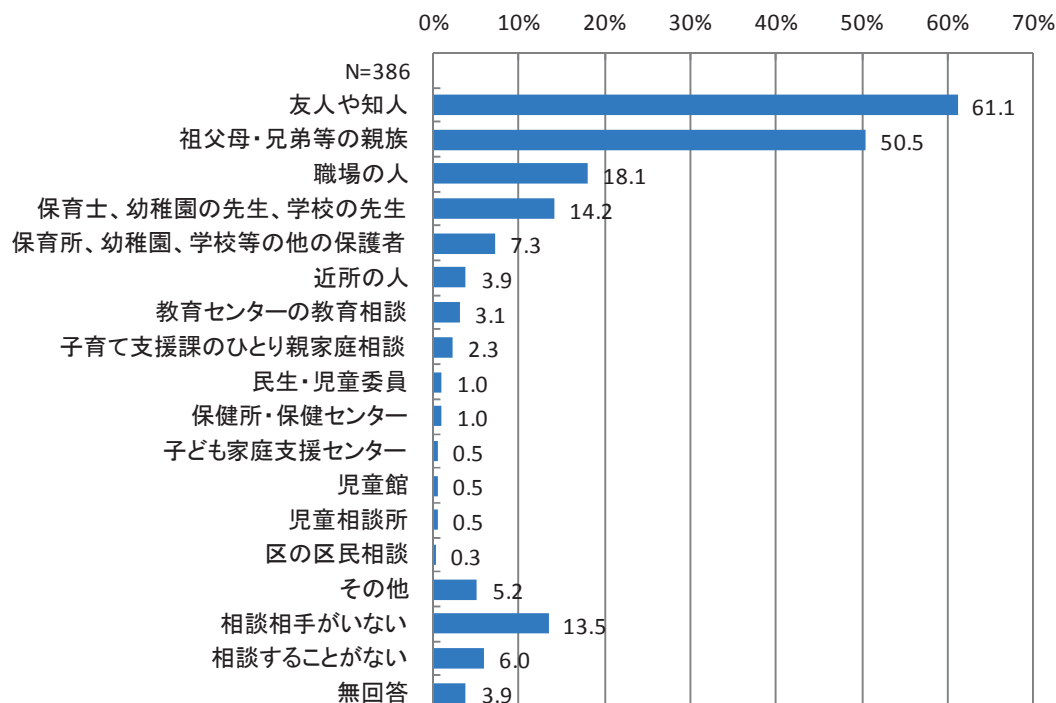


資料:平成25年度「中央区ひとり親家庭実態調査調査」より

子育てに関する悩みの相談先

〔 Q 身近な地域で、子育てに関する悩みや不安をどなたに、または、どこの機関に相談していますか。 (〇はいくつでも) 〕

「祖父母・兄弟等の親族」50.5%、「友人や知人」61.1%である一方、「子育て支援課のひとり親家庭相談」2.3%、「教育センターの教育相談」3.1%など公的な相談機関への割合が低い状況にあります。

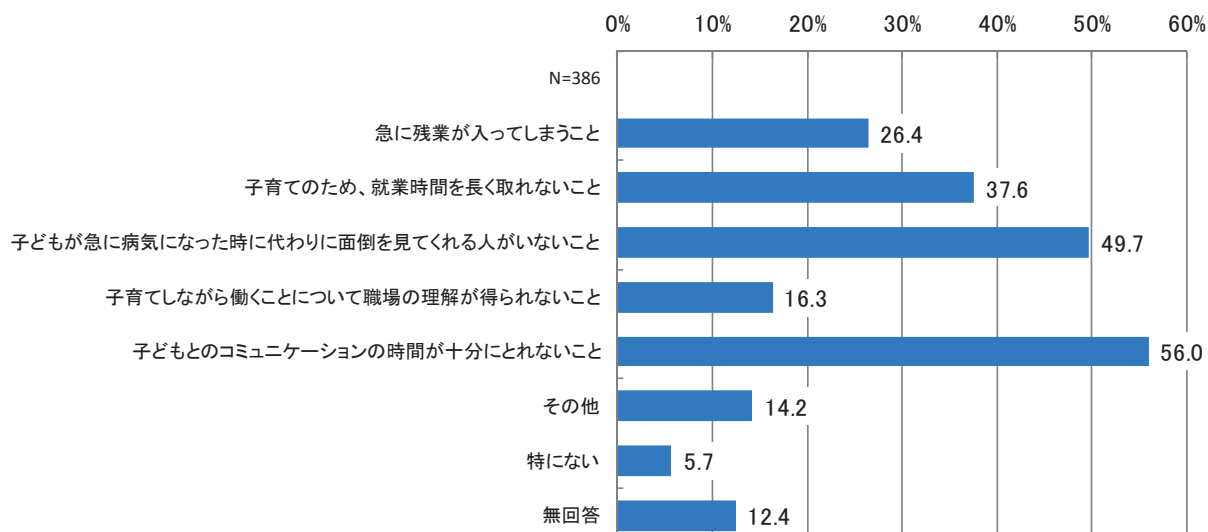


※複数回答につき各回答の比率の合計は100%にならない。
資料:平成25年度「中央区ひとり親家庭実態調査調査」より

仕事と子育てを両立する際の困難

〔 Q 仕事と子育てを両立する上で、大変だと感じていることは何ですか。(〇はいくつでも) 〕

「子どもとのコミュニケーションの時間が十分に取れない」が56.0%、「子どもが急な病気になった時に代わりに面倒を見てくれる人がいない」が49.7%と多くなっています。



※複数回答につき各回答の比率の合計は100%にならない。
資料:平成25年度「中央区ひとり親家庭実態調査調査」より

(2) 区への対応・現状

区では、ひとり親家庭の安定雇用と経済的自立のため、技能習得に向けた支援を継続・実施しています。なお、平成 25 年度から「自立支援教育訓練給付金」および「高等技能訓練促進費等給付金」について、国の方針に従って、父子家庭も対象とするなど施策の充実を図っています。さらに、国においては「高等技能訓練促進費等給付金」について、平成 24 年度より修業期間の上限（3 年）が設けられ、支給月額も抑えられましたが（非課税世帯 141,000 円→100,000 円）、本区は国の基準を上回り事業を実施しています。

就職活動や職業訓練などの際利用できる「ひとり親家庭ホームヘルプサービス」では、疾病や冠婚葬祭などの場合にもヘルパーを派遣するなど、さまざまなニーズに対応し、ひとり親家庭の自立を促進する支援を実施しています。

また、母子・父子自立支援員を置き、ひとり親家庭の自立に必要な相談や指導・助言を行っているほか、親子観劇会の開催やレクリエーション施設の優待など、親子で楽しめるための支援を実施しています。

(3) 今後の取組

ひとり親家庭が精神的・経済的に自立した生活を営めるよう、自立を目指すすべてのひとり親に対してハローワークなど関係機関との連携を図り、就労につながる各種行政サービス等を総合的に案内できる体制を整備するほか、就労と経済的自立のため「自立支援教育訓練給付金」および「高等職業訓練促進給付金」による主体的な能力開発や資格取得への支援を引き続き行っていきます。

また、国においては、平成 26 年 10 月に「母子及び寡婦福祉法」が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改められ、父子福祉資金制度（父子家庭に修学資金、生活資金等を貸し付ける制度）の創設等、父子家庭に対する支援が拡充されたため、本区においても関連する規程を整備し、父子家庭に対する支援を行います。

■関連事業

事業名	内容
母子および父子福祉資金の貸付	母子家庭および父子家庭が経済的に自立して安定した生活を送るために必要な資金を貸し付けます。
自立支援教育訓練給付金	区が指定する教育訓練講座を受講し修了した母子家庭の母および父子家庭の父に対して、経費の一部を助成し、主体的な能力開発を支援します。
高等職業訓練促進給付金	看護師や介護福祉士などの国家資格取得のため2年以上養成機関で修業する母子家庭の母および父子家庭の父に対して、高等職業訓練促進給付金を支給することにより、生活の負担軽減を図り、資格取得を支援します。
ひとり親家庭ホームヘルプサービス	義務教育修了前の子どものいるひとり親家庭に対して、就職活動や急病等のため一時的に家事等の日常生活に支障が生じている場合に、ホームヘルパーを派遣します。
母子および父子自立支援プログラム	児童扶養手当受給者の経済的自立を図るため、公共職業安定所と連携し、就労支援を行います。
ひとり親家庭休養ホーム	ひとり親家庭の休養とレクリエーションにふさわしい施設を指定し、ひとり親家庭の親子が、指定施設を無料または低額な料金で利用できるよう助成を行います。
※ひとり親家庭日帰りバス研修	ひとり親家庭を対象に、相互の交流やレクリエーションを目的とした日帰りバス研修を実施します。

※中央区社会福祉協議会と中央区母子寡婦福祉連合会の共催により行います。

5 障害児施策の取組

(1) これまでの経緯

平成 26 年 1 月に我が国も批准した障害者権利条約では、障害に基づくあらゆる差別（「合理的配慮」の否定を含む。）の禁止や障害者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進等が定められています。

また、児童福祉法の改正（平成 24 年 4 月 1 日施行）により、障害児支援については、身近な地域で支援を受けられるようにするため、従来の知的障害児施設などの障害種別に分かれた施設体系を再編し、通所による支援を「障害児通所支援」に、入所による支援を「障害児入所支援」にそれぞれ一元化するとともに、あわせて、障害児通所支援に係る事務の実施主体については、都道府県から区市町村に移行されました。障害児通所支援では、身近な地域の障害児支援の専門施設（事業）として、通所利用の障害児への支援だけでなく、地域の障害児・その家族を対象とした支援や、保育所等の施設に通う障害児に対し施設を訪問して支援するなど、地域支援に対応したものとなり、区の果たすべき役割がますます増えています。

(2) 区への対応・現状

本区における長期総合計画である中央区基本計画 2013 では、発達障害を含む障害児とその家族に対して、就学前・学齢期および将来の社会生活に向けての一貫とした支援を行う中核的な支援施設「(仮称) 子ども発達支援センター」(以下「子ども発達支援センター」という。)の整備を事業計画化し、平成 29 年度までに 1 カ所整備することとしています。

本区では子育て世代の人口増に伴い子どもの人口も増加しており、文部科学省が調査した普通学級における知的発達に遅れはないものの学習面、行動面の各領域で著しい困難を示すとされた児童生徒が小・中学校で平均 6.5%との結果もあり、発達障害のある子どもは、潜在的に多数の方がいるとの想定から、障害児支援の中でも発達障害については特に重要な課題であるにとらえています。

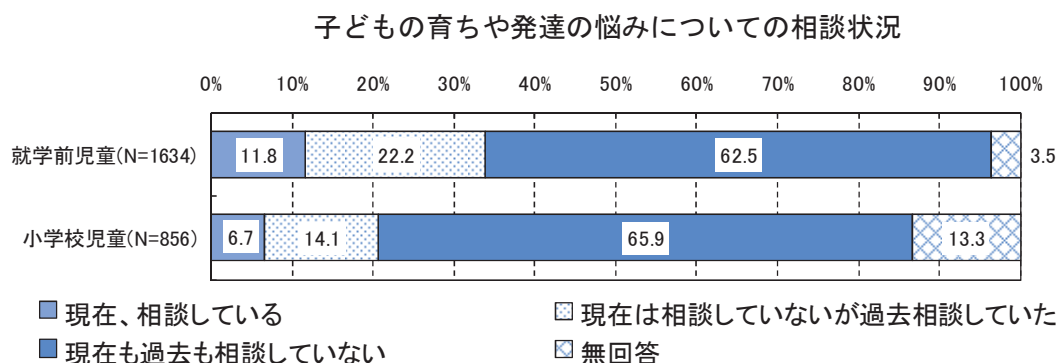
また、ニーズ調査では、子どもの育ちや発達の悩みについての相談状況について、就学前児童は「現在、相談している」が 11.8%、「現在は相談していないが過去相談していた」が 22.2%、小学校児童では前者が 6.7%、後者が 14.1%となっており、2割から3割の人が相談した経験を持っている状況となっています。

こうした経緯を踏まえ、区では平成 26 年度に障害者総合支援法に基づく障害福祉計画の改訂を行い、子ども発達支援センターの整備や障害者の範囲に含まれた発達障害の支援について、その方向性を示す必要性から、平成 26 年 3 月 28 日に開催した平成 25 年第 5 回自立支援協議会において、自立支援協議会に発達障害に知識を有する専門的な委員の追加と支援のあり方を検討する部会の設置の了解を得て、平成 26 年度に「子ども発達支援のあり方検討部会」を設置し、検討を行うこととしました。

子どもの育ちや発達の悩みについての相談状況

〔 Q あて名のお子さんの育ちや発達の悩みについて、相談の状況をおうかがいします。 〕

就学前児童は「現在、相談している」が11.8%、「現在は相談していないが過去相談していた」が22.2%、小学校児童では前者が6.7%、後者が14.1%となっており、2割から3割の人が相談した経験を持っている状況となっています。



資料：平成25年度「中央区子ども・子育て支援新制度における利用希望把握調査」
(就学前児童対象調査・小学校児童対象調査)より

(3) 今後の取組

障害児の地域社会への参加・包容を推進するためには、障害福祉サービスの支援だけでなく保育所等の一般的な子育て支援施策における障害児の支援とあわせて、教育委員会とも連携をさらに深めた上で、より総合的な形での支援を実践していくことが重要となります。

また、障害の早期発見・早期支援の観点から保健所・保健センターで実施する乳幼児健診事業との連携も必要となります。

障害児支援は個々のニーズに応じた丁寧な支援が必要であるという認識に立ち、一人ひとりの個性と能力に応じた支援を行うことができる体制を構築する必要があります。

このため、地域の障害者支援の中核的な拠点となる子ども発達支援センターを整備し、相談支援機能を強化するとともに、保健・福祉（障害者福祉、保育）・教育が連携して、障害の早期発見・早期支援に努めて、障害児が地域で安心して学び成長していけるようライフステージに応じた切れ目のない一貫とした支援体制を構築していきます。

なお、新たな施設を整備することが困難な状況から、現在、障害児支援を行っている福祉センターの機能を強化し、子ども発達支援センターとして事業内容を充実していきます。

■関連事業

事業名	内容
子ども発達支援センターの整備	福祉センターの障害児支援機能を充実し、子ども発達支援センターとして整備していきます。事業内容として、支援の必要な子どもの支援情報の蓄積と関係機関の共有を目的とした「育ちのサポートカルテ」の導入と、総合的な相談支援体制を充実し、関係機関との連携を推進するコーディネーターの配置により、ライフステージに応じた一貫した支援を行う見守り体制「育ちのサポートシステム」を構築していきます。
保育所巡回の充実	発達障害児支援等の知識を有する相談員が、公立と私立の認可保育所を分け隔てなく巡回し、集団生活の中で支援が必要な子どもの保育士の気づきを適切な支援につなげるとともに、支援のアドバイスを行うことによって保育士のスキルアップを行います。

【参考：第4期中央区障害福祉計画より抜粋「中央区育ちのサポートシステムの導入」より】

(1)早期発見・早期支援の充実	コーディネート機能の強化	子ども発達支援センターに育ちに支援を必要とする子どもの支援経験や知識のある保健・教育・福祉の人材をコーディネーターとして配置し、相談支援や調整、連携体制づくりを推進します。
	相談支援体制の強化	発達障害のあるなしにかかわらず子どもの発達や育ちの小さな悩みでも相談ができ子育て不安の解消となるとともに、育ちに支援を必要とする子どもの相談を迅速に対応し適時適切な支援に結びつける相談支援体制を構築します。
	乳幼児健診からの早期発見・早期支援	保健所・保健センターが実施する乳幼児健診や健診後の経過観察の場に、子ども発達支援センターからコーディネーターや臨床心理士を派遣し、支援が必要な子どもを直接把握します。スクリーニングの方法について支援が必要な子どもを速やかに発見する方法を研究し、導入していきます。
	保育所の巡回支援	子ども発達支援センターが全区内保育所等を巡回し、育ちに支援を必要とする子どもの対応について、相談や助言を行う支援を実施し、区内の保育所等における支援体制を充実します。
(2)一貫した支援体制の構築	育ちのサポートカルテの作成	育ちに支援を必要とする子どもの支援情報を関係部署間で共有することで支援内容に見解の相違がないよう、支援情報を蓄積できる「育ちのサポートカルテ」を、教育委員会が作成する「個別の教育支援シート」と調整のうえ作成し、子ども発達支援センターが管理します。
	ライフステージに応じた切れ目の無い支援（縦の連携）	育ちに支援を必要とする子どもの支援が、就学等のライフステージの切り替え時に支援を行う機関が交替することで一貫性が途切れないよう、子ども発達支援センターのコーディネーターは関係機関間を調整し、「育ちのサポートカルテ」の円滑な伝達を行っていきます。

(3) 発達障害に対する理解の促進	家族への理解の促進	保護者に早期から発達障害に関する正しい知識を普及するため、母子保健事業、保育所、幼稚園、小学校で普及啓発を実施します。 支援が必要な子どもへの接し方を学ぶペアレント・トレーニング等を実施し、子育て力の向上と不安解消を図ります。 子ども発達支援センターに相談申込をしていない段階から利用できる親子遊びの場を設け、その場で相談を実施することで支援につなげます。
	地域への普及啓発	ホームページ・冊子作成のほか、地域に出向き、出前による講習や相談等を実施します。
(4) 支援体制を構築するための基盤整備	子どもの発達の総合相談と療育の拠点の整備	区民からの子どもの育ちの相談を適切な対応や必要な支援につなげられる拠点、地域の療育の拠点として、福祉センターの障害児支援事業を強化し、子ども発達支援センター事業として整備します。
	関係機関の連携した支援体制（横の連携）	子ども発達支援センターが障害児支援の中心となり、乳幼児期から就労期まで教育・福祉・保健・就労の関係機関の横の連携による支援を実施します。
	職員の理解の促進	育ちに支援を必要とする子どもの支援に携わる職員（教員、保育士等含む）が共通認識を持ち、連携が円滑にできるよう共通研修を実施し、支援の質の向上を図ります。
	職員のスキルアップ	子ども発達支援センターに発達障害に精通した学識経験者等のアドバイザーを配置し、支援の困難事例等への助言や施設運営の助言を得ることによって支援の質の向上とあわせ、その内容を共有することで職員のスキルアップを図ります。

今までの取組 実績	H27～H29 の取組			
	計画	H27	H28	H29
—	・システムの導入	・コーディネーター配置 ・育ちのサポートカルテの就学前幼児支援の導入 ・運営マニュアルの作成・職員研修 ・システムの普及啓発	・コーディネーター配置 ・育ちのサポートカルテと「個別の教育支援シート」との統合 ・運営マニュアルの実践 ・システムの普及啓発	・コーディネーター配置 ・育ちのサポートカルテの作成 ・運営マニュアルの実践 ・システムの普及啓発

6 特別支援教育の充実

(1) これまでの経緯

平成 19 年 4 月から、学校教育法の改正により「特別支援教育」が位置づけられ、すべての学校において、障害のある幼児児童生徒の支援をさらに充実していくこととなりました。発達障害を含め特別な支援を必要とするすべての児童・生徒が、一人ひとりの個性や能力を最大限に発揮し、社会において自立・参加できるように児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するため、適切な指導および必要な支援を行っていくことが求められています。

(2) 区の対応・現状

本区においては、平成 18 年に設置した中央区特別支援教育検討委員会における報告書「中央区における特別支援教育のあり方について」に基づき、特別支援教育アドバイザーによる巡回指導、教育相談員等の派遣、学習指導補助員の配置などの支援体制を推進するとともに、小・中学校に通級指導学級（情緒障害等）を開設し、特別支援教育の充実を図ってきました。

特別支援教育アドバイザー派遣状況（平成 26 年度）

中学校	3回/年
小学校	3回/年
宇佐美学園	3回/年
幼稚園	3回/年
特別支援学級（固定制・通級制）	3回/年

本区を通級指導学級開設状況

平成 16 年度	月島第一小学校通級指導学級開設（2 学級）
平成 21 年度	晴海中学校通級指導学級開設（2 学級）
平成 23 年度	有馬小学校通級指導学級開設（2 学級）
平成 24 年度	月島第一小学校通級指導学級増級（計 4 学級）
平成 26 年度	京橋築地小学校通級指導学級開設（1 学級）

これらにより、通常の学級に在籍する LD（学習障害）、AD/HD（注意欠陥/多動性障害）、高機能自閉症などの特別な支援を必要とする児童・生徒への適切な指導および支援を行ってきました。

また、心身に障害のある児童・生徒には固定制の特別支援学級（知的障害）を設け、一人ひとりのニーズに応じた支援体制を整備するとともに、特別支援教育補佐員を配置するなどきめ細かな支援を行っています。

さらに教育委員会事務局に配置する特別支援教育専門員を平成 25 年度から増員し、就学に際しての不安や希望への相談体制を充実させています。

就学相談状況（単位：件）

入学年度	小学校	中学校
22年度	23	9
23年度	25	10
24年度	32	7
25年度	32	12
26年度	35	8

（3）今後の取組

発達障害に対する理解が社会的に進んでいること、人口増に伴い特別な支援を必要とする児童・生徒も増加傾向にあることから、今後も多種多様な教育的ニーズに対応できる体制づくりが求められます。

本区においては、平成 27 年に通級指導学級“ことばときこえの学級”を明正小学校に開設し、ことばやきこえに難しさをもつ児童に、それぞれの状況に合わせた指導をスタートします。

障害のある子どもとその保護者に限ることなく、すべての児童・生徒やその保護者、学校の教職員、関係機関、さらには地域全体が障害や特別支援教育について、正しい理解と認識を深めることが必要不可欠です。そのために医療・保健・福祉・教育・労働等の各機関が緊密な連携を図り、生涯学習や交流、共同学習等を通じて障害に対する理解啓発や協力できる体制を推進していきます。

■関連事業

事業名	内容
特別支援教育専門員の配置	特別支援教育専門員を配置し、小学校または中学校の新入学にあたって、子どもたち一人ひとりに応じた適切な教育が受けられるよう、就学相談体制を充実します。
特別支援教育アドバイザーの派遣	特別な教育的支援が必要と思われる子どもたちに関する専門的な指導・助言等を教員に行う臨床心理士等の資格をもった特別支援教育アドバイザーを、全小中学校・幼稚園・特別支援学級に派遣します。
職員研修の充実	教員や特別支援教育コーディネーターに対する研修を実施し、継続した教員等の専門性向上を図ります。
障害や特別支援教育の理解啓発の推進	特別支援教育を推進していくため、保護者を始め地域全体に障害や特別支援教育に対する正しい理解啓発を推進します。
子ども発達支援センターとの連携	切れ目のない一貫した支援体制実現に向けて、就学前から義務教育終了後も継続していく個別の教育支援シートを作成します。
小学校における特別支援教室	すべての公立小学校において「特別支援教室」を導入する東京都教育委員会の計画に対して、導入に向けた準備を順次進めます。

7 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

（1）これまでの経緯

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものですが、同時に、家事・育児・近隣との付き合いなど働く人々の暮らしに欠かすことのできないものであり、その充実があってこそ、人生の生きがい、喜びは倍増します。

しかし、現実の社会には、安定した就労ができず経済的自立ができない、仕事に追われて心身の健康を害しかねない、仕事と子育てや介護との両立に悩むなど、仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られ、働く人々が将来への不安や豊かさを実感できない大きな要因となるだけでなく社会活力の低下、少子化・人口減少などの現象にまで繋がっているといえます。

こうした状況の中、国では、平成 19 年 12 月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」および「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定しました。憲章は国民的な取組の大きな方向性を示すもので、行動指針には企業や働く者の効果的な取組、国や地方公共団体の施策の方針が示されています。

区においても、「中央区男女共同参画行動計画 2013」において「仕事と生活の調和に向けた支援」を取組むべき課題として掲げ、全ての区民が、自らの意思で自分らしい生き方や働き方を柔軟に選択でき、充実した生活を送ることができる社会を目指し、関連する事業の推進に取り組んでいます。

（2）区の対応・現状

本区では、人口の増加が続いており、特に 30 歳代、40 歳代の働き盛りの世帯を中心に、子どものいる世帯も増えています。一方、高齢化率は低いものの高齢者数が年々増加している中で、社会経済を活性化するためには、今後とも女性を始めとする多様な人材を活用することが不可欠ですが、国の調査によると、働いている女性の 6 割が妊娠・出産時に離職していることも事実です。さらに、長時間労働の常態化などにより、家族と一緒に過ごしたり地域社会へ参加することが依然として難しくなっています。

平成 26 年実施の「中央区政世論調査」によれば、ワーク・ライフ・バランスについての考え方として「仕事とそれ以外の生活を同じように両立させることが望ましい」という人は 5 割を超えていますが、現実には「両立させている」という人は 2 割程度となっています。

区では、仕事と生活の調和の実現に向けた勤労者、事業主、地域住民の理解や合意形成の促進および具体的な実現方法の周知のため広報・啓発を行うとともに、企業に対するコンサルタント派遣、ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業の認定などの事業を推進しています。

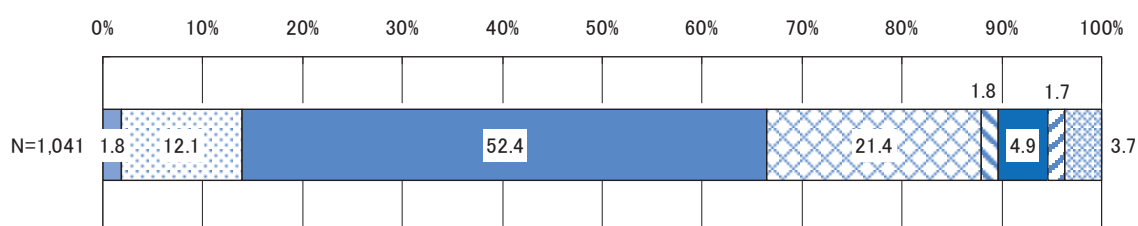
また、核家族化や共働き世帯が増加する中、家庭における子育ての負担や不安・孤独感を和らげ、男女ともに保護者がしっかりと子どもに向き合い、喜びを感じながら子育てに臨めるように、男性が家事・子育ての担い手として力を発揮するための意識啓発を図るとともに、その知識や技術を習得することを支援しています。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について

〔Q あなた自身の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について、望ましいと思うものはどれですか。また、望ましい位置づけに対して、あなたの現在の状況は次のどれにあてはまりますか。（それぞれ〇は1つ）

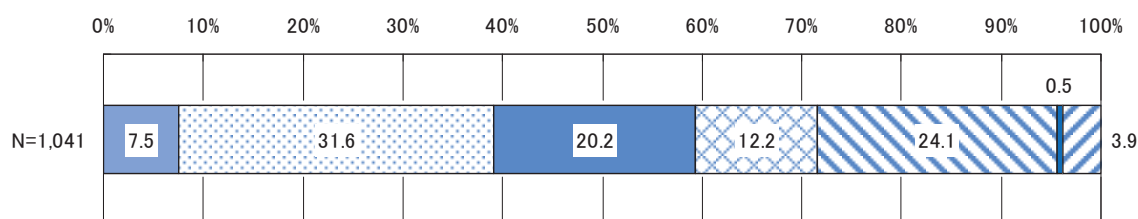
「仕事と生活を同じように両立させることが望ましい」が52.4%となっていますが、現在の状況としては「仕事と生活を同じように両立させている」は20.2%にとどまり、「どちらかといえば、仕事の方を優先している」が31.6%という結果になっています。

ワーク・ライフ・バランスについての考え方



- 仕事に専念する方がよい
- 仕事以外の生活も大事ではあるが、仕事の方を優先する方がよい
- 仕事と生活を同じように両立させることが望ましい
- 仕事も大事だが、生活の方を優先させる方がよい
- 仕事以外の生活に専念する方がよい
- わからない
- その他
- 無回答

望ましい位置づけに対しての現在の状況



- 仕事に専念している
- どちらかといえば仕事の方を優先している
- 仕事と生活を同じように両立させている
- どちらかといえば仕事よりも、生活の方を優先させている
- 現在仕事をしていない
- その他
- 無回答

資料：平成26年5月実施「第44回中央区政世論調査」

(3) 今後の取組

引き続き、講演会等の開催、パンフレットの発行、企業に対するコンサルタント派遣や推進企業の認定などにより、事業主やそこで働く人たちや地域住民等に対してワーク・ライフ・バランスについて普及啓発を図っていきます。

また、男性向けの家事・育児についての講座や子育て世帯の方の社会参加の場の提供等を拡充し、男女共同参画の視点から子育て世帯を支援していきます。

■関連事業

施策名	内容
ワーク・ライフ・バランス講演会等の実施	商工会議所等と連携し、区民や企業に対してワーク・ライフ・バランスに関する講演会やセミナーを開催し、啓発を行います。
ワーク・ライフ・バランス啓発パンフレットの発行	区民や企業に対し、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供や啓発のため、パンフレット作成や配布を行います。
企業に対するコンサルタント派遣	ワーク・ライフ・バランスに取り組もうとする企業、または、さらに取組を向上させたい企業に対し、コンサルタントを派遣し支援します。
ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定	ワーク・ライフ・バランスを推進している企業を認定し、その取組を広く紹介することにより、企業に対する普及啓発を図ります。
男女共同参画講座（男性対象）の充実	男性が家事・子育てに参画するための意識啓発やきっかけづくりのため、男性を対象とした男女共同参画講座を実施し、知識や技術の習得を支援します。
家庭教育学習会「おやじの出番！」講座の開催 ＜再掲 86 頁「父親の子育て参加促進事業」参照＞	区と学校関係者やPTA、青少年委員、民生・児童委員等地域の家庭教育関係者で構成する「中央区地域家庭教育推進協議会」で、父親の家庭教育への参画を促すことを目的とした講座「おやじの出番！」を開催します。 また、父親が子育てを楽しむ目的で結成された地域のサークルと協議会の共催で、「おやじの出番！」の新しいプログラムを企画・実施し、父親の家庭教育への参加を促進します。
パパママ教室の開催 ＜再掲 43 頁「母子保健教育」参照＞	初めて出産を予定している夫婦を対象に、赤ちゃんのお風呂の入れ方、痛みを和らげるリラクゼーション法などの講義・実習を開催します。

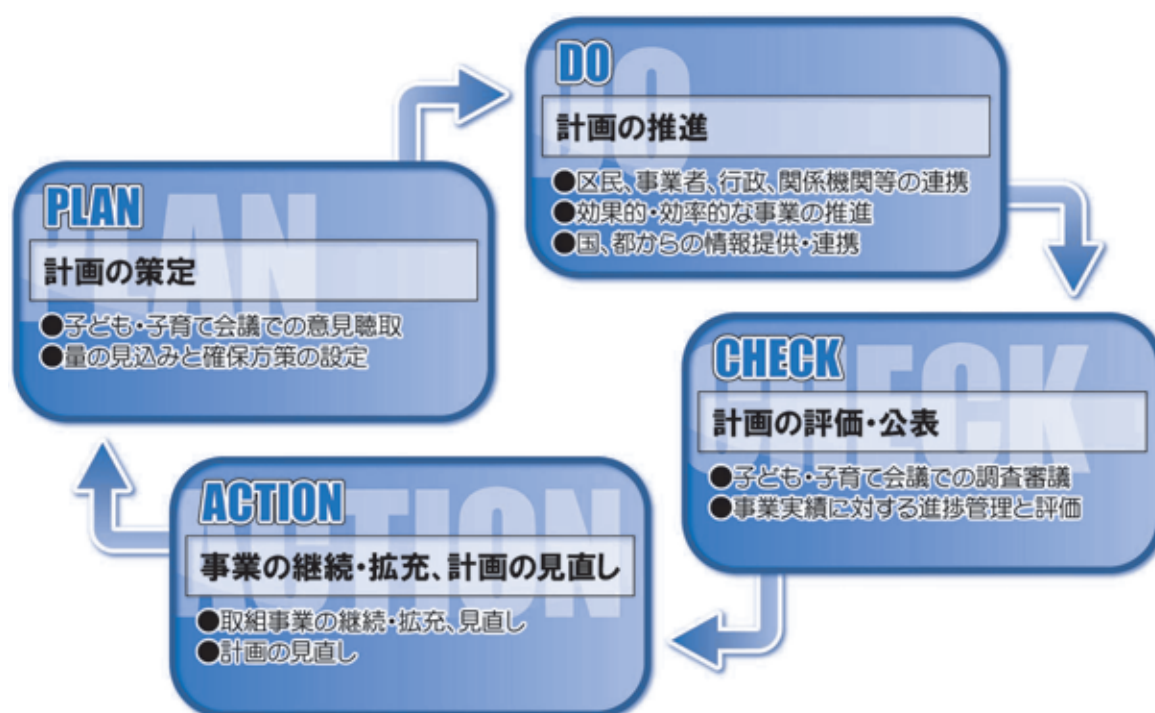
1 計画の推進体制

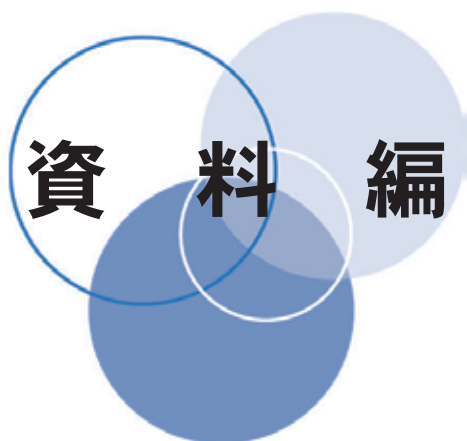
本計画に掲載したすべての施策を円滑に実施していくために、区役所内の各部署、関係機関、関連団体などと相互に連携・協力しながら取組を推進します。また、今後の社会情勢の変化に伴う新たな課題や国、都などの動きにも柔軟に対応できるよう体制づくりに努めます。

2 計画の進捗状況の管理（実施状況等の点検・評価・計画の見直し）

各年度において、本計画に基づく施策の実施状況等について点検、評価するため、中央区子ども・子育て会議を定期的で開催し、その結果を公表します。

また、計画開始後、人口推計を上回る乳幼児人口の増加や、教育・保育ニーズの推移などにより、計画上の量の見込みと実際の需要に乖離が生じる事態も考えられます。そうした状況を踏まえつつ、計画期間の中間年を目安として計画の見直しを行います。





目次

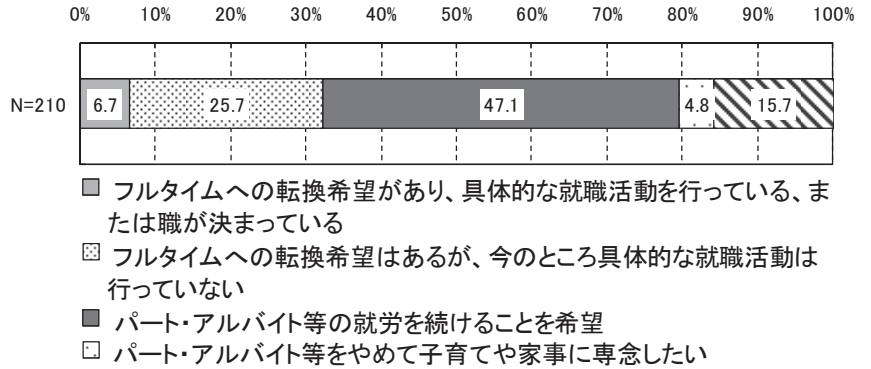
- 1 中央区子ども・子育て支援新制度における利用希望把握調査（ニーズ調査）抜粋... 資料編- 1
- 2 子ども・子育て支援新制度に関連する条例..... 資料編- 7
- 3 保育料 資料編-32
- 4 用語解説 資料編-37
- 5 施設位置図 資料編-42
- 6 中央区子ども・子育て会議審議経過 資料編-47
- 7 パンフレット「子ども・子育て支援新制度」がはじまります..... 資料編-49

1 中央区子ども・子育て支援新制度における利用希望把握調査（ニーズ調査）抜粋

（1）母親の就労状況（就学前児童）

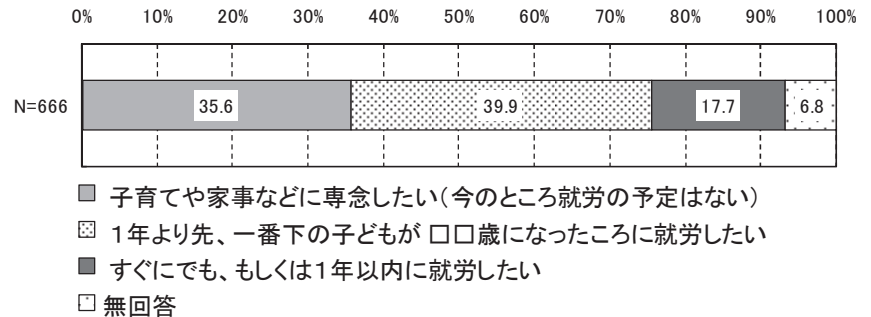
①パート・アルバイト就労のフルタイムへの転換希望（単数回答設問）

パート・アルバイトの就労をしている母親の「フルタイムへの転換希望があり、具体的な就職活動を行っている、または職が決まっている」が6.7%である。



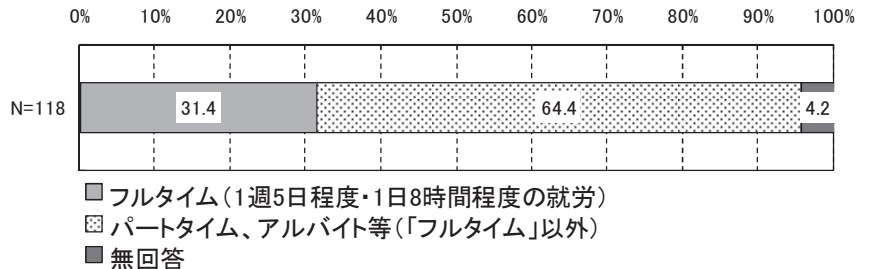
②現在非就労の今後の就労希望（単数回答設問）

現在、就労していない母親の就労希望は57.6%である。



③希望する就労形態（単数回答設問）

希望する就労形態は、「パートタイム、アルバイト等」が多くなっている。

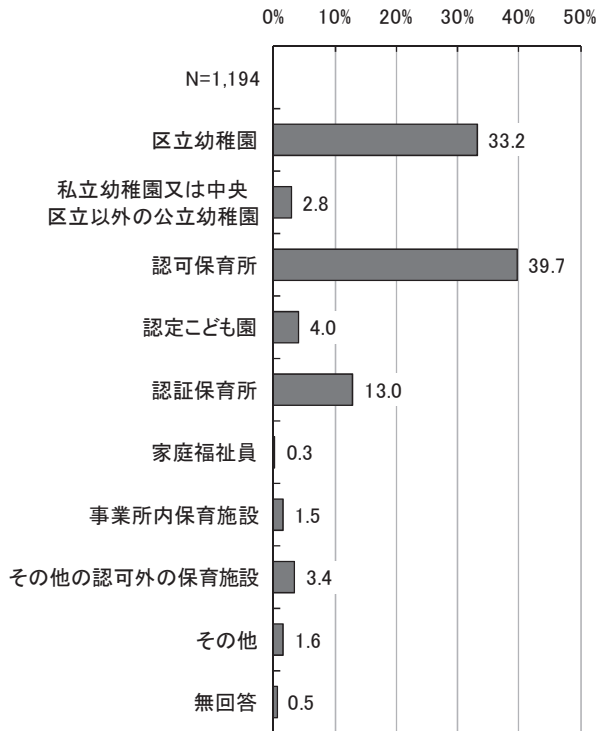


(2) 平日の定期的な教育及び保育の施設・事業の利用状況について（就学前児童）

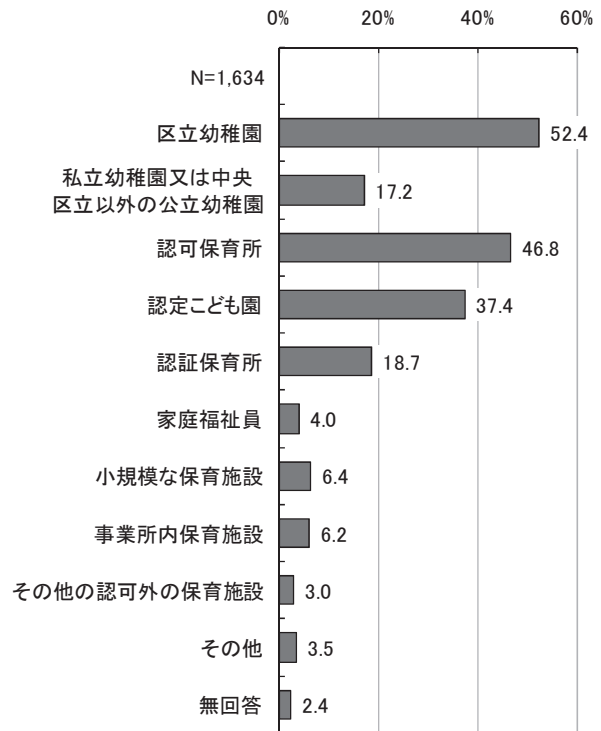
①定期的に利用している事業の種類と今後の希望

利用している事業は、「認可保育所」39.7%、「区立幼稚園」33.2%、「認証保育所」13.0%の順に多い。
 今後の利用希望は、「区立幼稚園」52.4%、「認可保育所」46.8%、「認定こども園」37.4%の順に多い。

■現在の利用事業（複数回答設問）



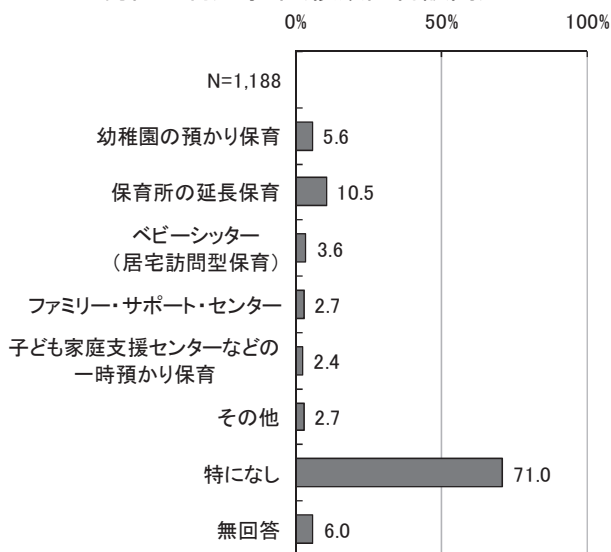
■今後の利用希望（複数回答設問）



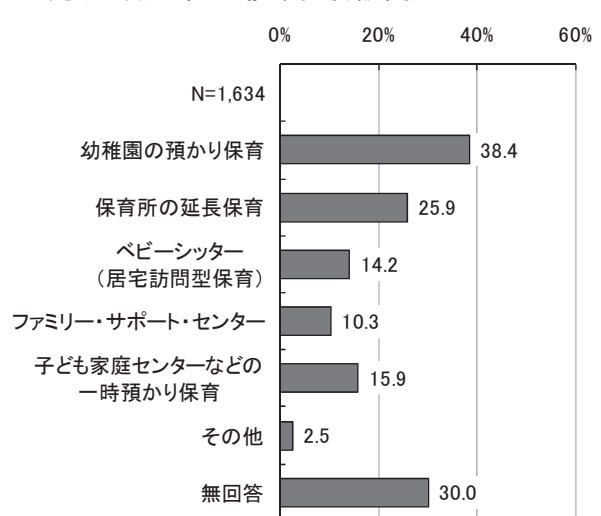
②現在利用している事業に加えて利用している事業、今後利用したい事業

現在、加えて利用している事業は、「特になし」が最も多く 71.0%、次いで「保育所の延長保育」が 10.5%となっている。今後利用したい事業は、「幼稚園の預かり保育」が最も多く 38.4%、次いで「保育所の延長保育」が 25.9%となっている。

■現在の利用事業（複数回答設問）



■今後の利用希望（複数回答設問）



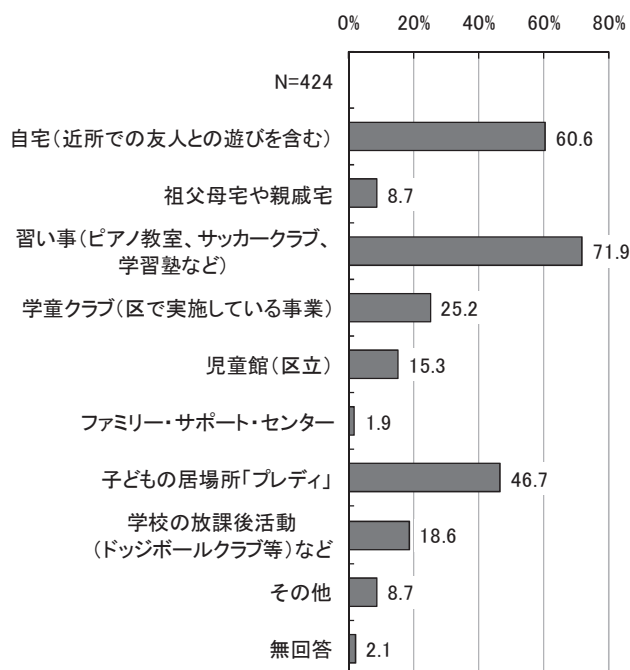
(3) 放課後の過ごし方について（小学校児童）

①小学生の保護者が希望する子どもの放課後の過ごし方

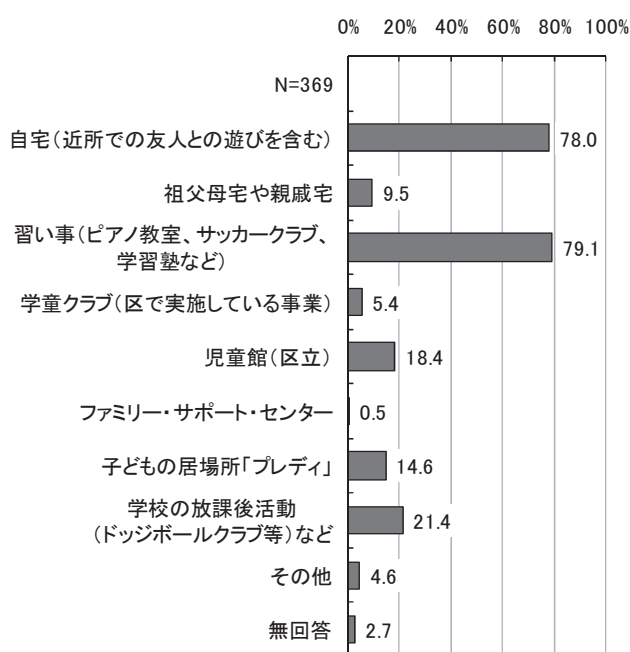
低学年・高学年いずれにおいても、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が最も多く、次いで「自宅（近所での友人との遊びを含む）」となっている。

低学年では「子どもの居場所『プレディ』」が46.7%と、その次に多い。

■ 小学校低学年（複数回答設問）



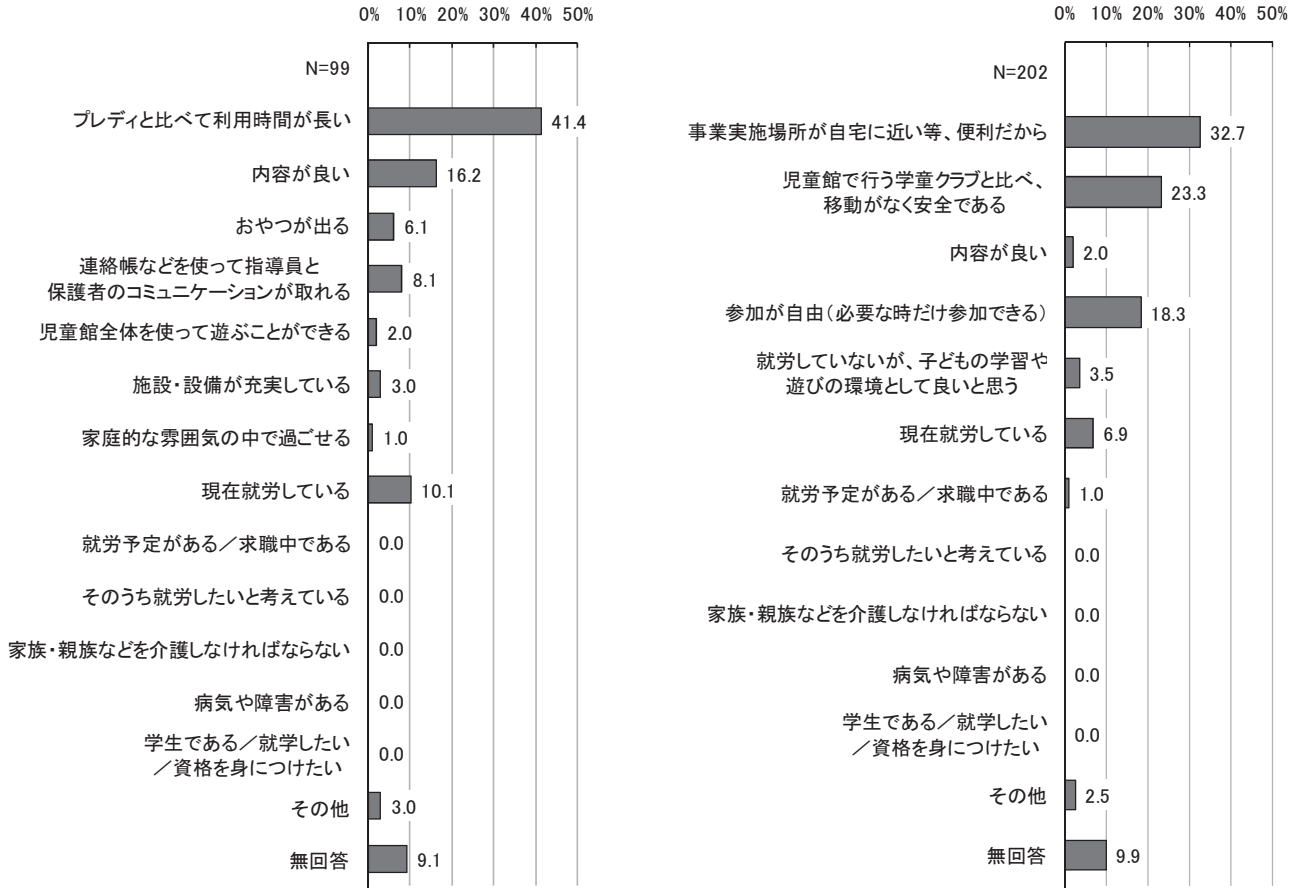
■ 小学校高学年（複数回答設問）



②学童クラブ・子どもの居場所「プレディ」を利用したい理由（複数回答設問）

学童クラブでは、「プレディと比べて利用時間が長い」が最も多く 41.4%、子どもの居場所「プレディ」では、「事業実施場所が自宅に近い等、便利だから」が最も多く 32.7%となっている。

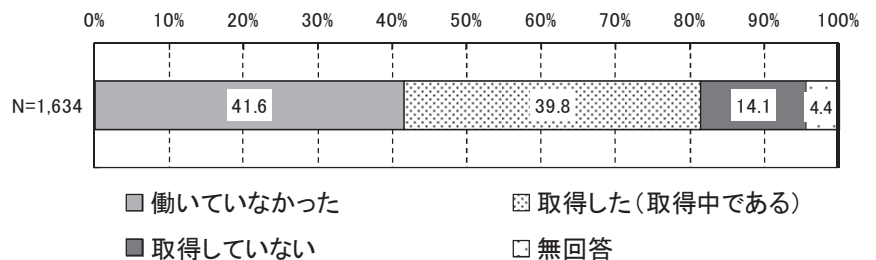
■学童クラブを利用したい理由（複数回答設問） ■子どもの居場所「プレディ」を利用したい理由（複数回答設問）



(4) 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について（就学前児童）

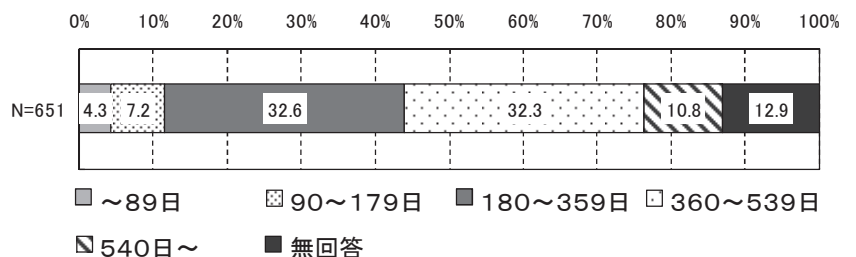
①母親の育児休業の取得状況（単数回答設問）

「働いていなかった」が 41.6%となっている。



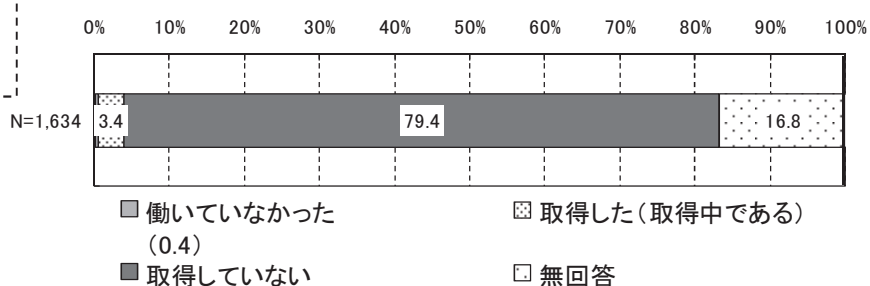
②母親の取得した場合の期間（単数回答設問）

「180～359日」が 32.6%、次いで「360～539日」が 32.3%となっている。



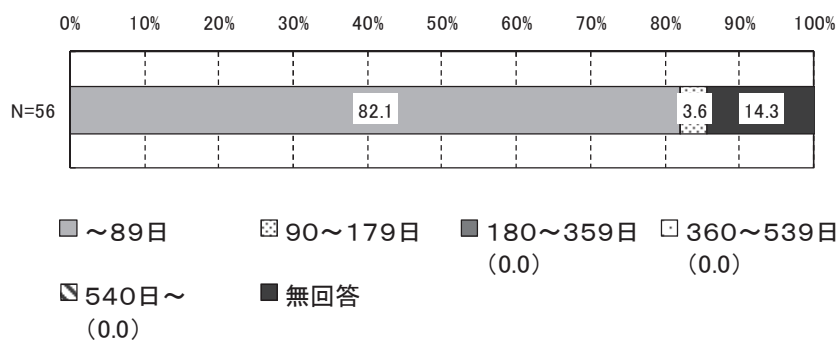
③父親の育児休業の取得状況(単数回答設問)

「取得していない」が79.4%となっている。



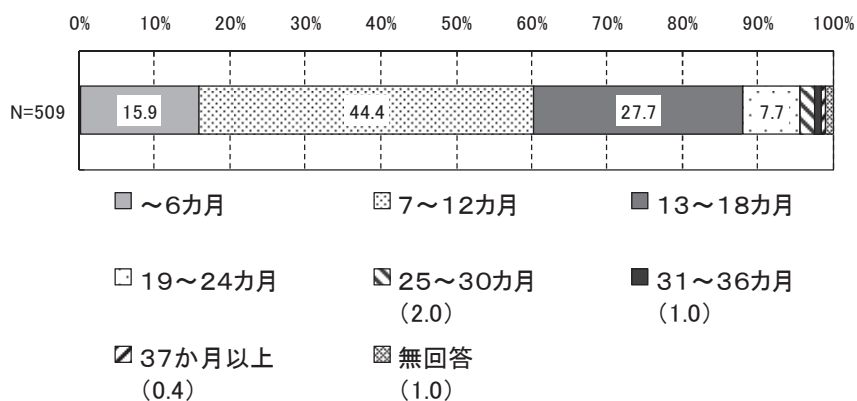
④父親の取得した場合の期間(単数回答設問)

「～89日」が82.1%となっている。



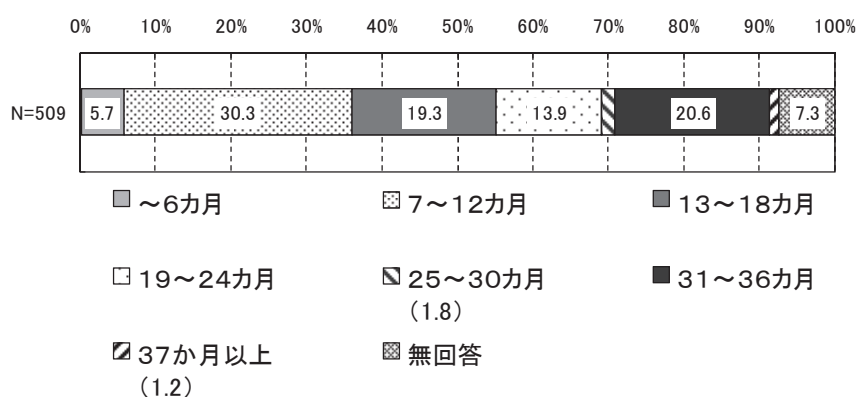
⑤お子さんが何歳の時に職場復帰したか(母親：単数回答設問)

「7～12カ月」が最も多く44.4%、次いで「13～18カ月」が27.7%となっている。



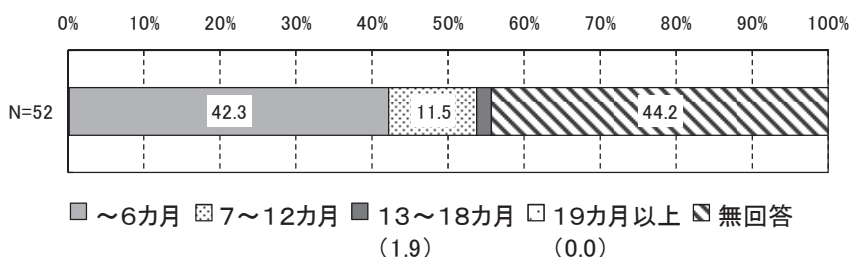
⑥お子さんが何歳の時に職場復帰しなかったか(母親：単数回答設問)

「7～12カ月」が最も多く30.3%、次いで「31～36カ月」が20.6%となっている。



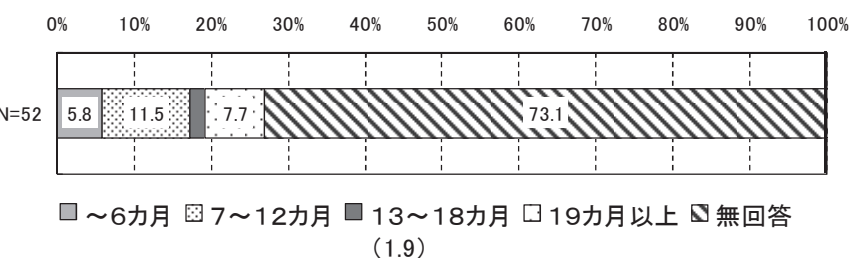
⑦お子さんが何歳の時に職場復帰したか（父親：単数回答設問）

「～6カ月」が最も多く42.3%、次いで「7～12カ月」が11.5%となっている。



⑧お子さんが何歳の時に職場復帰しなかったか（父親：単数回答設問）

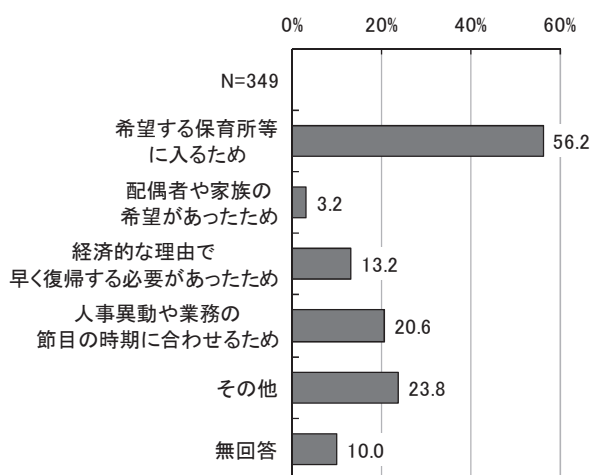
「7～12カ月」が最も多く11.5%、次いで「19カ月以上」が7.7%となっている。



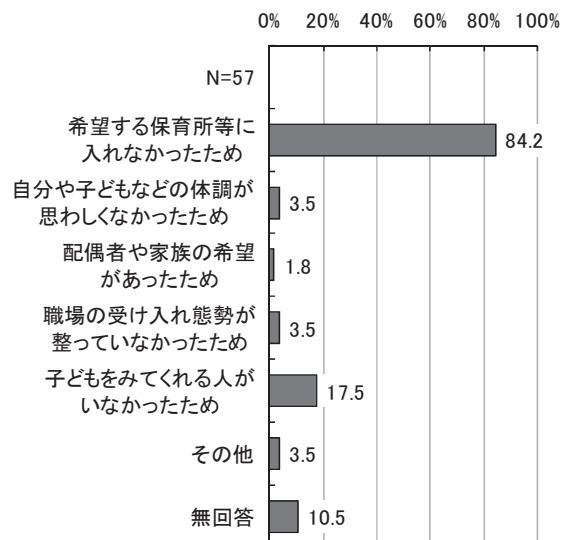
⑨育児休業後の職場復帰が希望の時期でなかった理由（母親）

希望より早く復帰した方では、「希望する保育所等に入るため」が最も多く56.2%、また、希望より遅く復帰した方では「希望する保育所等に入れなかったため」が最も多く84.2%となっている。
希望する保育所等に入るために早く復帰する方が多いが、希望する保育所等に入れなかったために職場への復帰が遅くなる方も多くいることがわかる。

■希望より早く復帰した方（複数回答設問）



■希望より遅く復帰した方（複数回答設問）



2 子ども・子育て支援新制度に関連する条例

(1) 中央区子ども・子育て会議条例

平成二十五年七月四日
条例第三十五号

中央区子ども・子育て会議条例

(設置)

第一条 中央区（以下「区」という。）における子ども・子育て支援（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。）第七条第一項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）の推進を図るため、法第七十七条第一項の規定に基づき、区長の附属機関として、中央区子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 子ども・子育て会議は、法第七十七条第一項各号に掲げる事務を処理するほか、区長の諮問に応じ、子ども・子育て支援に関する事項について調査審議するとともに、当該事項について区長に意見を述べることができる。

(組織)

第三条 子ども・子育て会議は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する二十人以内の委員をもって組織する。

- 一 区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する子どもの保護者又は子ども・子育て支援に関する施策に関心を有する者
- 二 区内において行われる子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- 三 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- 四 区内の医療関係団体の構成員
- 五 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める者

(委員の任期)

第四条 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及びその職務)

第五条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(招集)

第六条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

(定足数及び表决)

第七条 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決す

るところによる。

(関係者等の出席等)

第八条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、専門的事項について学識経験を有する者その他関係者の出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者に資料の提出を求めることができる。

(委員の報酬)

第九条 委員には、別表に定める額の報酬を支給する。

- 2 報酬は、月の初日からその月の末日までの間における勤務日数により計算した総額を、翌月十日までに支給する。

(委員の費用弁償)

第十条 委員が職務のため旅行したときは、順路により、その費用を弁償する。

- 2 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料の七種とし、その額は、別表に定めるところによる。
- 3 前二項の規定にかかわらず、委員が職務のため特別区の存する区域内を旅行したときは、費用弁償として一日につき二千五百円を支給する。

第十一条 委員が招集に応じて会議に出席したときは、費用弁償として一日につき二千五百円を支給する。ただし、当該日について前条の規定による費用弁償を受けるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合の費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料の五種とし、その額は、別表に定めるところによる。

(関係者等の費用弁償)

第十二条 第八条の規定により子ども・子育て会議に出席した者に対しては、その費用を弁償する。ただし、区の常勤の職員である者がその職務に関連して子ども・子育て会議に出席したときは、この限りでない。

- 2 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料の七種とし、その額は、中央区職員の旅費に関する条例（昭和二十七年二月中央区条例第三号）に規定する額とする。

(支給方法)

第十三条 費用弁償の支給方法は、区職員の例による。

(委任)

第十四条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、区規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第九条—第十一条関係）

区分	報酬の額	費用弁償の額
会長	日額 二三、〇〇〇 円	中央区長等の給料等に関する条例（昭和四十八年十二月中央区条例第二十七号）に規定する副区長相当額
学識経験を有する委員	日額 一九、〇〇〇 円	
医療関係団体委員	日額 一七、〇〇〇 円	
その他の委員	日額 一三、〇〇〇 円	

（２）中央区保育の提供等に関する条例

昭和六十二年三月二十日

条例第十号

改正 平成九年十一月二八日条例第三五号

平成一三年十一月三〇日条例第三八号

平成一八年六月三〇日条例第三二号

平成二三年一〇月一八日条例第二四号

平成二四年一〇月一九日条例第三九号

平成二五年一〇月一八日条例第四一号

平成二六年一〇月一七日条例第二二号

中央区保育の提供等に関する条例

（題名改正〔平成一三年条例三八号・二六年二二号〕）

（趣旨）

第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定に基づき、法第二十四条第一項に規定する児童に対する保育の提供、法第三十九条第一項に規定する保育所（以下「保育所」という。）における保育に係る費用等の徴収その他必要な事項を定めるものとする。

（一部改正〔平成一三年条例三八号・二三年二四号・二六年二二号〕）

（定義）

第一条の二 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第一項の規定により東京都知事の認定を受けた中央区立保育所をいう。
- 二 幼児教育に関する保育 認定こども園において、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十三条各号に掲げる目標を達成するため、午前九時から午後二時までの間に行う保育をいう。
- 三 延長保育 中央区立保育所において、次条第二

項第一号に掲げる区分に該当する児童に対して午後六時三十分から午後七時三十分（中央区立京橋こども園にあつては、午後十時）までの間に行う保育及び同項第二号に掲げる区分に該当する児童に対して午前七時三十分から午前九時までの間又は午後五時から午後七時三十分までの間に行う保育をいう。

四 特例入所児童 法第二十四条第一項に規定する児童以外の児童で、中央区の区域内に住所を有し、認定こども園に入所しているものをいう。

五 時間外保育 認定こども園において、特例入所児童に対して、午前七時三十分から午前九時までの間又は午後二時から午後五時までの間に行う保育をいう。

（追加〔平成二三年条例二四号〕、一部改正〔平成二四年条例三九号・二六年二二号〕）

（保育の提供）

第二条 法第二十四条第一項に規定する児童に対する保育の提供は、当該児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童が家庭において必要な保育を受けることが困難であると認められる場合に行うものとする。

- 一 一月において四十八時間以上労働することを常態としていること。
- 二 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。

三 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。

四 同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護し、又は看護していること。

五 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。

六 求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていること。

七 学校教育法第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校、同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。

八 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の六第三項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)第四条第二項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。

九 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第二条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。

十 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第一条に規定する配偶者からの暴力により当該児童の保育を行うことが困難であると認められること(前号に該当する場合を除く。)

十一 育児休業をする場合であつて、当該保護者の当該育児休業に係る児童以外の児童がこの条例による保育を受けており、当該育児休業の間に当該保育を引き続き受けることが必要であると認められること。

十二 前各号に掲げるもののほか、前各号に類する状態であると区長が認めること。

2 前項に規定する保育の提供は、次に掲げる保育必要量(子ども・子育て支援法第二十条第三項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。)の区分により行うものとする。

一 保育標準時間 当該児童の保育の利用が一月当たり平均二百七十五時間まで(一日当たり十一時間までに限る。)

二 保育短時間 当該児童の保育の利用が一月当たり平均二百時間まで(一日当たり八時間までに限る。)

3 幼児教育に関する保育の提供は、認定こども園に入所している児童のうち、四歳に達する日の属する年度の初日から小学校就学の始期に達する日の前日までの間にあるものに対して行うものとする。

(一部改正〔平成九年条例三五号・一三年三八号・二三年二四号・二六年二二二号〕)

(保育料)

第三条 区長は、法第二十四条第一項に規定する児童に対する保育所における保育(当該児童のうち、前条第三項に規定する期間にあり、認定こども園に入

所しているものに対する幼児教育に関する保育を含む。)の提供においては、児童の年齢、保育必要量、世帯の負担能力等に応じて月額六万四千円を超えない範囲内において区規則で定める額(以下「保育料」という。)を当該児童又はその扶養義務者から徴収する。

(追加〔平成一三年条例三八号〕、一部改正〔平成二三年条例二四号・二五年四一号・二六年二二二号〕)

(延長保育料)

第四条 区長は、児童に対して延長保育を行つたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額(以下「延長保育料」という。)を当該児童又はその扶養義務者から徴収する。

一 月を単位として、第二条第二項第一号に掲げる区分に該当する児童に対して、午後六時三十分から午後七時三十分までの間に保育を行つたとき 児童の年齢、世帯の負担能力等に応じて月額六千四百円を超えない範囲内において区規則で定める額

二 日を単位として延長保育を行つたとき 次に掲げる時間の区分に応じ、それぞれに定める額の範囲内において区規則で定める額

イ 午前七時三十分から午前九時まで 一回三百円

ロ 午後五時から午後六時三十分まで 一回三百円

ハ 午後六時三十分から午後七時三十分まで 一回四百円

ニ 午後七時三十分から午後九時まで(ホに該当する場合を除く。) 一回千円

ホ 午後七時三十分から午後十時まで 一回千四百円

(追加〔平成一三年条例三八号〕、一部改正〔平成一八年条例三二二号・二三年二四号・二四年三九号・二五年四一号・二六年二二二号〕)

(入園料等)

第四条の二 区長は、特例入所児童又はその扶養義務者から入園料として児童一人につき千円を徴収する。

2 区長は、特例入所児童に対する幼児教育に関する保育の提供においては、月額一万三千二百円を超えない範囲内において区規則で定める額(以下「幼児教育保育料」という。)を当該特例入所児童又はその扶養義務者から徴収する。

3 区長は、時間外保育を行つたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において区規則で定める額(以下「時間外保育料」という。)を時間外保育を受けた特例入所児童又はその扶養義務者から徴収する。ただし、同一の月における当該額のそれぞれの合計額が第一号に規定する額にあつては三千六百円を、第二号に規定する額にあつては八千七百円を超えない範囲内において区規則で定める額(以下「上限月額」という。)を超えるときは、それぞれ上限月額を徴収する。

一 午前七時三十分から午前九時まで 一回三百円

二 午後二時から午後五時まで 一回七百円

(追加〔平成二三年条例二四号〕、一部改正〔平成二六年条例二二号〕)

(保育料等の減免)

第五条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、区規則で定めるところにより保育料又は延長保育料を減額することができる。

- 一 児童の属する世帯の所得が著しく減少したとき。
- 二 災害等により著しい損害を受けたとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、特別な事情があると区長が認めるとき。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、区規則で定めるところにより入園料、幼児教育保育料又は時間外保育料を免除することができる。

- 一 特例入所児童の属する世帯がその構成員の失職、疾病その他の理由により著しく生活困窮の状態にあるとき。
- 二 前号に掲げるもののほか、特別な事情があると区長が認めるとき。

(追加〔平成一三年条例三八号〕、一部改正〔平成二三年条例二四号〕)

(納期限)

第六条 保育料、第四条第一号に規定する延長保育料及び幼児教育保育料の納期限は、毎月末日とする。ただし、区長は、必要があると認めるときは、別に納期限を定めることができる。

2 第四条第二号に規定する延長保育料、入園料及び時間外保育料の納期限は、区長が別に指定する日とする。

(追加〔平成一三年条例三八号〕、一部改正〔平成一八年条例三二号・二三年二四号〕)

(委任)

第七条 この条例に規定するものを除くほか、この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

(一部改正〔平成一三年条例三八号〕)

(罰則)

第八条 正当な理由なしに、子ども・子育て支援法第十三条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、十万円以下の過料に処する。

(追加〔平成二六年条例二二号〕)

第九条 子ども・子育て支援法第二十三条第二項若しくは第四項又は第二十四条第二項の規定による支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者は、十万円以下の過料に処する。

(追加〔平成二六年条例二二号〕)

附 則

この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年十一月二八日条例第三五号)

この条例は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 (平成一三年十一月三〇日条例第三八号)

- 1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の中央区保育の実施等に関する条例第三条から第五条までの規定は、平成十四年四月以後の月分の保育料及び延長保育料から適用する。
- 3 この条例の施行前になされた平成十四年四月一日以後の保育の実施に係る必要な行為は、この条例の相当規定によってなされたものとみなす。

附 則 (平成一八年六月三〇日条例第三二号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の中央区保育の実施等に関する条例第四条の規定は、平成十八年七月一日以後に実施する延長保育について適用する。

附 則 (平成二三年一〇月一八日条例第二四号)

この条例の施行期日は、区規則で定める。

(平成二四年規則第五二号で平成二四年一月一日から施行)

附 則 (平成二四年一〇月一九日条例第三九号)

この条例の施行期日は、区規則で定める。

(平成二五年規則第四一号で平成二五年一月一日から施行)

附 則 (平成二五年一〇月一八日条例第四一号)

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の中央区保育の実施等に関する条例第三条及び第四条第一号の規定は、平成二十六年四月以後の月分の保育料及び延長保育料について適用する。

附 則 (平成二六年一〇月一七日条例第二二号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の中央区保育の提供等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第三条及び第四条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月以後の月分の保育料及び延長保育料について適用する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行前になされた施行日以後の保育の提供に係る必要な行為は、改正後の条例の相当規定によってなされたものとみなす。

(中央区立保育所条例の一部改正)

- 4 中央区立保育所条例(昭和三十六年三月中央区条例第六号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(3) 中央区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例

平成二十六年十月十七日
条例第二十一号

中央区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例

目次

第一章 総則（第一条—第三条）
第二章 特定教育・保育施設の運営に関する基準
第一節 利用定員に関する基準（第四条）
第二節 運営に関する基準（第五条—第三十四条）
第三節 特例施設型給付費に関する基準（第三十五条・第三十六条）
第三章 特定地域型保育事業の運営に関する基準
第一節 利用定員に関する基準（第三十七条）
第二節 運営に関する基準（第三十八条—第五十条）
第三節 特例地域型保育給付費に関する基準（第五十一条・第五十二条）
第四章 雑則（第五十三条）
第五章 罰則（第五十四条）
附則
第一章 総則（趣旨）
第一条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。）第三十四条第二項、第四十六条第二項及び第八十七条第二項の規定に基づき、中央区（以下「区」という。）における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定めるものとする。（定義）
第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 小学校就学前子ども 法第六条第一項に規定する小学校就学前子どもをいう。
二 認定こども園 法第七条第四項に規定する認定こども園をいう。
三 幼稚園 法第七条第四項に規定する幼稚園をいう。
四 保育所 法第七条第四項に規定する保育所をいう。
五 家庭的保育事業 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業をいう。
六 小規模保育事業 児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業をいう。
七 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。
八 事業所内保育事業 児童福祉法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業をいう。
九 支給認定 法第二十条第四項に規定する支給認定をいう。

十 支給認定保護者 法第二十条第四項に規定する支給認定保護者をいう。
十一 支給認定子ども 法第二十条第四項に規定する支給認定子どもをいう。
十二 支給認定証 法第二十条第四項に規定する支給認定証をいう。
十三 支給認定の有効期間 法第二十一条に規定する支給認定の有効期間をいう。
十四 特定教育・保育施設 法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設をいう。
十五 特定教育・保育 法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育をいう。
十六 法定代理受領 法第二十七条第五項（法第二十八条第四項において準用する場合を含む。）又は法第二十九条第五項（法第三十条第四項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。
十七 特定地域型保育事業者 法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育事業者をいう。
十八 特定地域型保育 法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育をいう。
十九 特別利用保育 法第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育をいう。
二十 特別利用教育 法第二十八条第一項第三号に規定する特別利用教育をいう。
二十一 特別利用地域型保育 法第三十条第一項第二号に規定する特別利用地域型保育をいう。
二十二 特定利用地域型保育 法第三十条第一項第三号に規定する特定利用地域型保育をいう。（特定教育・保育施設等の一般原則）
第三条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。
2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立つて特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するよう努めなければならない。
3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、東京都、区、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業（法第五十九条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。以下同じ。）を行う者、他の児童福祉施設（児童福祉法第七条第一項に規定する児

童福祉施設をいう。以下同じ。)その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等の必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第一節 利用定員に関する基準

(利用定員)

第四条 特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。)は、その利用定員(法第二十七条第一項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)を二十人以上とする。

- 2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

一 認定こども園 法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

二 幼稚園 法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分

三 保育所 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分

第二節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第五条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者(以下「利用申込者」という。)に対し、第二十条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 特定教育・保育施設は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第二項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

6 前項の承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用申込者に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止等)

第六条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ど

もの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもとの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう選考するものとする。

4 前二項の特定教育・保育施設は、前二項の規定による選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第七条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第四十二条第一項の規定により区が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第二十四条第三項(同法附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により区が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第八条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもとの区分、支給認定の有効期間、保育必要量(法第二十条第三項に規定する保育必要量をいう。)等を確認するものとする。

(支給認定の申請に係る援助)

第九条 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに支給認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了の日の三十日前までに行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

(心身の状況等の把握)

第十条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第十一条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等

において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(教育・保育の提供の記録)

第十二条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供した日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第十三条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。)を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(法第二十七条第三項第二号に掲げる額(当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第二十八条第二項第二号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第三号に規定する市町村が定める額とする。))をいう。)の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を行わないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額(法第二十七条第三項第一号に掲げる額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第二十八条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第三号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前二項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前三項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

一 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用

二 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用

三 食事の提供に要する費用(法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)

四 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜

に要する費用

五 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第三項及び第四項に規定する費用の額の支払を求める際は、あらかじめ、当該費用の使途及び額並びに支給認定保護者に費用の額の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第四項に規定する費用の額の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第十四条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法第二十八条第一項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。)の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前条第二項の規定により法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育の取扱方針)

第十五条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

一 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。)幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第十条第一項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。)

二 認定こども園(認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第九項の規定による公示がされたものに限る。)次号及び第四号に掲げる事項

三 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二十五条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)

四 保育所 児童福祉施設の設定及び運営に関する基準(昭和三十二年厚生省令第六十三号)第三十五条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針

2 前項第二号に掲げる認定こども園が特定教育・保

育を提供するに当たっては、同号に掲げるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。

(特定教育・保育に関する評価等)

第十六条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第十七条 特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第十八条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(支給認定保護者に関する区への通知)

第十九条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しなければならない。

(運営規程)

第二十条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第二十三条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

一 施設の目的及び運営の方針

二 提供する特定教育・保育の内容

三 職員の職種、員数及び職務の内容

四 特定教育・保育の提供を行う日(法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。)及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日

五 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額

六 第四条第二項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員

七 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定教育・保育施設の利用に当たっての留意事項(第六条第二項及び第三項の規定による選考の方法を含む。)

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育施設の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第二十一条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第二十二条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第三十四条第五項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第二十四条第五項又は第六項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(掲示)

第二十三条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(支給認定子どもを平等に取り扱う原則)

第二十四条 特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第二十五条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第二十六条 特定教育・保育施設(児童福祉施設であるものに限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第四十七条第三項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第二十七条 特定教育・保育施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情

報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第二十八条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第二十九条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業(法第五十九条第一号に規定する事業をいう。)その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者(次項において「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情への対応)

第三十条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族(以下この条において「支給認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して区が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第十四条第一項の規定により区が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は区の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して区が行う調査に協力するとともに、区から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、区からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を区に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第三十一条 特定教育・保育施設は、その運営に当た

っては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第三十二条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- 三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに区、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第三十三条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第三十四条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。
 - 一 第十五条第一項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たったの計画
 - 二 第十二条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の記録
 - 三 第十九条の規定による区への通知に係る記録
 - 四 第三十条第二項の規定による苦情の内容等の記録
 - 五 第三十二条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第三節 特例施設型給付費に関する基準

(特別利用保育の基準)

第三十五条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第三十四条第一項第三号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第四条第二項第三号の規定により定められた法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第一項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、この章(第六条第三項及び第七条第二項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第六条第二項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同号又は同項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とする。

(特別利用教育の基準)

第三十六条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。次項において同じ。)が法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用教育を提供する場合には、法第三十四条第一項第二号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第四条第二項第二号の規定により定められた法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第一項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、この章(第六条第三項及び第七条第二項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第六条第二項中「利用の申込みに係る法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、第十三条第四項第三号中「除き、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。」とあるのは「除く。」とする。

第三章 特定地域型保育事業の運営に関する基準

第一節 利用定員に関する基準

(利用定員)

第三十七条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあつてはその利用定員(法第二十九条第一項の確認において定めるもの)に限る。以下この章にお

いて同じ。)を一人以上五人以下、小規模保育事業A型(中央区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(平成二十六年十月中央区条例第二十四号)第二十八条に規定する小規模保育事業A型をいう。)及び小規模保育事業B型(同条例第三十一条第一項に規定する小規模保育事業B型をいう。)にあってはその利用定員を六人以上十九人以下、小規模保育事業C型(同条例第三十三条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第六項において同じ。)にあってはその利用定員を六人以上十人以下、居宅訪問型保育事業にあってはその利用定員を一人とする。

- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあっては、中央区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第四十二条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第六条の三第十二項第一号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもにもに区分して定めるものとする。

第二節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第三十八条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第四十六条に規定する運営規程の概要、第四十二条第一項に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 第五条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。
(提供拒否の禁止等)
- 第三十九条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
- 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案

し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう選考するものとする。

- 3 前項の特定地域型保育事業者は、同項の規定による選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。
 - 4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な地域型保育を提供することが困難である場合は、第四十二条第一項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。
(あつせん、調整及び要請に対する協力)
- 第四十条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第五十四条第一項の規定により区が行うあつせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者は、法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第二十四条第三項(同法附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により区が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第四十一条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第四十二条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

- 一 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
 - 二 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。)を提供すること。
 - 三 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども(事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあつては、第三十七条第二項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。
- 2 居宅訪問型保育事業を行う者は、中央区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第三

十七条第一号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切かつ専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第四十二条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の区の指定する施設を適切に確保しなければならない。

- 3 事業所内保育事業を行う者であって、第三十七条第二項の規定により定める利用定員が二十人以上のものについては、第一項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第一号及び第二号に係る連携協力を求めることを要しない。
- 4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第四十三条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第五十条において準用する第十四条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第二十九条第三項第二号に掲げる額（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第三十条第二項第二号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第三号に規定する市町村が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

- 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を行わないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第二十九条第三項第一号に掲げる額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第三十条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第三号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。
- 3 特定地域型保育事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
- 4 特定地域型保育事業者は、前三項の支払を受ける

額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

- 一 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品の購入に要する費用
- 二 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用
- 三 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- 四 前三号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。
- 6 特定地域型保育事業者は、第三項及び第四項に規定する費用の額の支払を求める際は、あらかじめ、当該費用の用途及び額並びに支給認定保護者に費用の額の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第四項に規定する費用の額の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

（特定地域型保育の取扱方針）

第四十四条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設定及び運営に関する基準第三十五条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に依りて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

（特定地域型保育に関する評価等）

第四十五条 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

（運営規程）

第四十六条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第五十条において準用する第二十三条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 提供する特定地域型保育の内容
- 三 職員の職種、員数及び職務の内容
- 四 特定地域型保育の提供を行う日及び時間並びに特定地域型保育の提供を行わない日
- 五 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
- 六 利用定員
- 七 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に

当たっての留意事項（第三十九条第二項の規定による選考の方法を含む。）

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 前各号に掲げるもののほか、特定地域型保育事業の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第四十七条 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第四十八条 特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第四十六条第五項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第二十四条第六項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（記録の整備）

第四十九条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

一 第四十四条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画

二 次条において準用する第十二条に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の記録

三 次条において準用する第十九条の規定による区への通知に係る記録

四 次条において準用する第三十条第二項の規定による苦情の内容等の記録

五 次条において準用する第三十二条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（準用）

第五十条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十四条、第十七条から第十九条まで及び第二十三条から第三十三条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。この場合において、第十四条第一項中「施設型給付費（法第二十八条第一項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。）」とあるのは「地域型保育給付費（法第三十条第一項に規定する特例地域型保育給付費を含

む。以下この項において同じ。）」と読み替えるものとする。

第三節 特例地域型保育給付費に関する基準

（特別利用地域型保育の基準）

第五十一条 特定地域型保育事業者が法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第四十六条第一項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（次条第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第三十七条第二項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、この章（第三十九条第二項及び第四十条第二項を除く。）の規定を適用する。

（特定利用地域型保育の基準）

第五十二条 特定地域型保育事業者が法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第四十六条第一項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（前条第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第三十七条第二項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、この章の規定を適用する。

第四章 雑則

（委任）

第五十三条 この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

第五章 罰則

(過料)

第五十四条 正当な理由なしに、法第十四条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、法の施行の日から施行する。

(特定保育所に関する特例)

2 特定保育所(法附則第六条第一項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。)が特定教育・保育を提供する場合には、当分の間、第十三条第一項中「(法第二十七条第三項第二号に掲げる額(当該特定教育・保育施設が」とあるのは「(当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。)をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」と、同条第二項中「(法第二十七条第三項第一号に規定する額」とあるのは「(法附則第六条第三項の規定により読み替えられた法第二十八条第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第三項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、区の同意を得て、」と、第十九条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第六条第一項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第六条及び第七条の規定は適用しない。

3 特定保育所は、区から児童福祉法第二十四条第一項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(経過措置)

4 特定教育・保育施設が法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合には、当分の間、第十三条第一項中「法第二十七条第三項第二号に掲げる額」とあるのは「法附則第九条第一項第一号イに規定する市町村が定める額」と、「法第二十八条第二項第二号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第九条第一項第二号ロ(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第二項中「法第二十七条第三項第一号

に掲げる額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第九条第一項第一号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)」及び同号ロに規定する市町村が定める額」と、「法第二十八条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第九条第一項第二号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)及び同号ロ(2)に規定する市町村が定める額」とする。

5 特定地域型保育事業者が法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、当分の間、第四十三条第一項中「法第三十条第二項第二号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第九条第一項第三号イ(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第二項中「法第三十条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第九条第一項第三号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)及び同号イ(2)に規定する市町村が定める額」とする。

6 小規模保育事業C型にあっては、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して五年を経過する日までの間、第三十七条第一項中「六人以上十人以下」とあるのは「六人以上十五人以下」とする。

7 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第五十九条第四号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると区長が認める場合は、第四十二条第一項の規定にかかわらず、施行日から起算して五年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

(4) 中央区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例

平成二十六年十月十七日
条例第二十四号

中央区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例

目次

- 第一章 総則(第一条—第二十一条)
- 第二章 家庭的保育事業(第二十二条—第二十六条)
- 第三章 小規模保育事業

- 第一節 通則(第二十七条)
- 第二節 小規模保育事業A型(第二十八条—第三十条)
- 第三節 小規模保育事業B型(第三十一条—第三十二条)

第四節 小規模保育事業C型(第三十三条一第三十六條)

第四章 居宅訪問型保育事業(第三十七條一第四十一條)

第五章 事業所内保育事業(第四十二條一第四十八條)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。)第三十四条の十六第一項の規定に基づき、中央区(以下「区」という。)における家庭的保育事業等(法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準(以下「最低基準」という。)を定めるものとする。

(最低基準の目的)

第二条 最低基準は、区長の監督に属する家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児(満三歳に満たない者に限り、法第六条の三第九項第二号、同条第十項第二号、同条第十一項第二号又は同条第十二項第二号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて保育を行う場合にあつては、当該児童を含む。以下同じ。) (以下「利用乳幼児」という。)が、明るく、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(家庭的保育事業等を行う事業所(以下「家庭的保育事業所等」という。)の管理者を含む。以下同じ。)が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第三条 区長は、中央区子ども・子育て会議条例(平成二十五年七月中央区条例第三十五号)第一条に規定する中央区子ども・子育て会議の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者(以下「家庭的保育事業者等」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。

2 区は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。

(最低基準と家庭的保育事業者等)

第四条 家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(家庭的保育事業者等の一般原則)

第五条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第二号、第十四条第二項及び第三項、第十五条第一項並びに第十六条において同じ。)には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(保育所等との連携)

第六条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、第七条第一項、第十四条第一項及び第二項、第十五条第一項、第二項及び第五項、第十六条並びに第十七条第一項から第三項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満三歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成十八年法律第二百十号)第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第三号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

一 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

二 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。)を提供すること。

三 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。))の利用乳幼児にあつては、第四十二条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児の保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

(非常災害対策)

第七条 家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。

(家庭的保育事業者等の職員の一般的要件)

第八条 家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等)

第九条 家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研鑽^{きん}に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第十条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第六十二条第一項に規定する社会福祉施設をいう。以下同じ。)等を併せて設置するときは、必要に応じ、当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第十一条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第十二条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第十三条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第十四条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

4 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

5 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業を行う事業所(以下「居宅訪問型保育事業所」という。)

の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

(食事)

第十五条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法(第十条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

5 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(食事の提供の特例)

第十六条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第一項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

一 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

二 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、区等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

三 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。

四 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

五 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

2 搬入施設は、次の各号のいずれかに掲げる施設とする。

一 連携施設

二 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業（法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業をいう。以下同じ。）又は事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等

（利用乳幼児及び職員の健康診断）

第十七条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和三十二年法律第五十六号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

3 第一項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ、保育の提供又は法第二十四条第六項の規定による措置を解除し、又は停止する等の必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。

4 家庭的保育事業等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

（運営規程）

第十八条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 提供する保育の内容
- 三 職員の職種、員数及び職務の内容
- 四 保育の提供を行う日及び時間並びに保育の提供を行わない日
- 五 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- 六 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- 七 家庭的保育事業等の利用の開始及び終了に関する事項並びに家庭的保育事業等の利用に当たっての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 前各号に掲げるもののほか、家庭的保育事業等の運営に関する重要事項

（家庭的保育事業所等に備える帳簿）

第十九条 家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

（秘密保持等）

第二十条 家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由

がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第二十一条 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は法第二十四条第六項の規定による措置に係る区からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第二章 家庭的保育事業

（設備の基準）

第二十二条 家庭的保育事業は、次条第二項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であって、次に掲げる要件を満たすものとして、区長が適当と認める場所（次条において「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。

- 一 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。
- 二 前号に掲げる専用の部屋の面積は、九・九平方メートル（保育する乳幼児が三人を超える場合は、九・九平方メートルに三人を超える人数一人につき三・三平方メートルを加えた面積）以上であること。
- 三 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気設備を有すること。
- 四 衛生的な調理設備及び便所を設けること。
- 五 同一敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号において同じ。）があること。
- 六 前号に掲げる庭の面積は、満二歳以上の幼児一人につき、三・三平方メートル以上であること。
- 七 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること。

（職員）

第二十三条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かななければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

- 一 調理業務の全部を委託する場合
- 二 第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合
- 2 家庭的保育者（法第六条の三第九項第一号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、区長が行う研修（区長が指定する東京都知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると区長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者

二 法第十八条の五各号及び法第三十四条の二十第一項第四号のいずれにも該当しない者

3 家庭的保育者一人が保育することができる乳幼児の数は、三人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（区長が行う研修（区長が指定する東京都知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。以下同じ。）とともに保育する場合には、五人以下とする。

（保育時間）

第二十四条 家庭的保育事業における保育時間は、一日につき八時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）が定めるものとする。

（保育の内容）

第二十五条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十五条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

（保護者との連絡）

第二十六条 家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得よう努めなければならない。

第三章 小規模保育事業

第一節 通則

（小規模保育事業の区分）

第二十七条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。

第二節 小規模保育事業A型

（設備の基準）

第二十八条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

一 乳児又は満二歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。

二 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。

三 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。

四 満二歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号並びに第三十三条第四号及び第五号において同じ。）、調理設備及び便所を設けること。

五 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メー

トル以上であること。

六 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

七 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次のイからチまでに掲げる要件に該当するものであること。

イ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物であること。

ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
二階	常用	一 屋内階段 二 屋外階段
	避難用	一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段 二 待避上有効なバルコニー 三 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 四 屋外階段
三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段 二 屋外階段
	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段 二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 三 屋外階段
四階以上の階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段 二 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備

	<p>(同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。)を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。</p> <p>二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>三 建築基準法施行令第百二十三條第二項各号に規定する構造の屋外階段</p>
--	--

- ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。
- ニ 小規模保育事業所A型の調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このニにおいて同じ。)以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。
- (1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
- (2) 調理器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
- ホ 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- ヘ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- チ 小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第二十九条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とする。

- 一 乳児 おおむね三人につき一人

- 二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人
- 三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人(法第六条の三第十項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)
- 四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人
- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。
- (準用)

第三十条 第二十四条から第二十六条までの規定は、小規模保育事業A型について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模保育事業A型を行う者(第三十条において準用する次条及び第二十六条において「小規模保育事業者(A型)」という。)」と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(A型)」と読み替えるものとする。

第三節 小規模保育事業B型

(職員)

第三十一条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として区長が行う研修(区長が指定する東京都知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち六割以上は保育士とする。

- 一 乳児 おおむね三人につき一人
- 二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人
- 三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人(法第六条の三第十項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)
- 四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第三十二条 第二十四条から第二十六条まで及び第二十八条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小

規模保育事業B型を行う者（第三十二条において準用する次条及び第二十六条において「小規模保育事業者（B型）」という。）と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（B型）」と、第二十八条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」と読み替えるものとする。

第四節 小規模保育事業C型

（設備の基準）

第三十三条 小規模保育事業C型を行う事業所（以下「小規模保育事業所C型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 乳児又は満二歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- 二 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
- 三 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- 四 満二歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。
- 五 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、同号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
- 六 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- 七 保育室等を二階以上に設ける建物は、第二十八条第七号に掲げる要件に該当するものであること。

（職員）

第三十四条 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所C型又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所C型にあっては、調理員を置かないことができる。

- 2 家庭的保育者一人が保育することができる乳幼児の数は、三人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、五人以下とする。

（利用定員）

第三十五条 小規模保育事業所C型は、法第六条の第三第十項の規定にかかわらず、その利用定員を六人以上十人以下とする。

（準用）

第三十六条 第二十四条から第二十六条までの規定は、小規模保育事業C型について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業C型を行う者（第三十六条において準用する次条及び第二十六条において「小規模保育事業者（C型）」という。）」と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（C

型）」と読み替えるものとする。

第四章 居宅訪問型保育事業

（居宅訪問型保育事業）

第三十七条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。

- 一 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育
- 二 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第三十四条第五項又は第四十六条第五項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育
- 三 法第二十四条第六項に規定する措置に対応するために行う保育
- 四 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第六条第五項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと区長が認める乳幼児に対する保育

（設備及び備品等）

第三十八条 居宅訪問型保育事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

（職員）

第三十九条 居宅訪問型保育事業において家庭的保育者一人が保育することができる乳幼児の数は一人とする。

（居宅訪問型保育連携施設）

第四十条 居宅訪問型保育事業者は、第三十七条第一号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切かつ専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（法第四十二条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の区の指定する施設を適切に確保しなければならない。

（準用）

第四十一条 第二十四条から第二十六条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」と読み替えるものとする。

第五章 事業所内保育事業

（利用定員の設定）

第四十二条 事業所内保育事業を行う者は、法第六条の第三第十二項第一号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児（以下この条において「その他の乳児又は幼児」という。）について、次の表の上欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める数以上の定員枠を設けなければならない。

利用定員	その他の乳児又は 幼児の数
一人以上五人以下	一人
六人以上七人以下	二人
八人以上十人以下	三人
十一人以上十五人以下	四人
十六人以上二十人以下	五人
二十人以上二十五人以下	六人
二十六人以上三十人以下	七人
三十一人以上四十人以下	十人
四十一人以上五十人以下	十二人
五十一人以上六十人以下	十五人
六十一人以上	二十人

(設備の基準)

第四十三条 事業所内保育事業(利用定員が二十人以上のものに限る。第四十五条及び第四十六条において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下「保育所型事業所内保育事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室(当該保育所型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第五号において同じ。)及び便所を設けること。
- 二 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき一・六五平方メートル以上であること。
- 三 ほふく室の面積は、乳児又は第一号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
- 四 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- 五 満二歳以上の幼児(法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満三歳以上のものを受け入れる場合にあつては、当該児童を含む。以下この章において同じ。)を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。)、調理室及び便所を設けること。
- 六 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、同号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
- 七 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- 八 保育室等を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次のイからチまでに掲げる要件に該当するものであること。
 - イ 建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物であること。
 - ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は

設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
二階	常用	一 屋内階段 二 屋外階段
	避難用	一 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段 二 待避上有効なバルコニー 三 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 四 屋外階段
三階	常用	一 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段 二 屋外階段
	避難用	一 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段 二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 三 屋外階段
四階以上の階	常用	一 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段 二 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	一 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備(同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。)を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。 二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 三 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段

ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。

ニ 保育所型事業所内保育事業所の調理室(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このニにおいて同じ。)以外の部分と保育所型事業所内保育事業所の調理室の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しく

は壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(2) 調理器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

ホ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

ヘ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

チ 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(職員)

第四十四条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき二人を下回することはできない。

一 乳児 おおむね三人につき一人

二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人

三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。

(連携施設に関する特例)

第四十五条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第六条第一号及び第二号に係る連携協力を求めることを要しない。

(準用)

第四十六条 第二十四条から第二十六条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「保育所型事業所内保育事業を行う者（第四十六条において準用す

る次条及び第二十六条において「保育所型事業所内保育事業者」という。）」と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」と読み替えるものとする。

(職員)

第四十七条 事業所内保育事業（利用定員が十九人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として区長が行う研修（区長が指定する東京都知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち六割以上は保育士とする。

一 乳児 おおむね三人につき一人

二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人

三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第四十八条 第二十四条から第二十六条まで及び第二十八条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第四十八条において準用する次条及び第二十六条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第二十八条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第一号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第四号において同じ。）」と、同条第四号中「次号」とあるのは「第四十八条において準用する第二十八条第五号」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進

に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に存する法第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、第十五条、第二十二号第四号(調理設備に係る部分に限る。)、第二十三条第一項本文(調理員に係る部分に限る。)、第二十八条第一号(調理設備に係る部分に限る。)(第三十二条及び第四十八条において準用する場合を含む。))及び第四号(調理設備に係る部分に限る。)(第三十二条及び第四十八条において準用する場合を含む。)、第二十九条第一項本文(調理員に係る部分に限る。)、第三十一条第一項本文(調理員に係る部分に限る。)、第三十三条第一号(調理設備に係る部分に限る。))及び第四号(調理設備に係る部分に限る。)、第三十四条第一項本文(調理員に係る部分に限る。)、第四十三条第一号(調理室に係る部分に限る。))及

び第五号(調理室に係る部分に限る。)、第四十四条第一項本文(調理員に係る部分に限る。))並びに第四十七条第一項本文(調理員に係る部分に限る。))の規定は、適用しないことができる。

- 3 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第五十九条第四号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると区長が認める場合は、第六条の規定にかかわらず、施行日から起算して五年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。
- 4 第三十一条及び第四十七条の規定の適用については、家庭的保育者又は家庭的保育補助者は、施行日から起算して五年を経過する日までの間、第三十一条第一項及び第四十七条第一項に規定する保育従事者とみなす。
- 5 小規模保育事業C型にあつては、第三十五条の規定にかかわらず、施行日から起算して五年を経過する日までの間、その利用定員を六人以上十五人以下とすることができる。

(5) 中央区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例

平成二十六年十月十七日

条例第二十三号

中央区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第三十四条の八の二第一項の規定に基づき、中央区(以下「区」という。)における放課後児童健全育成事業(法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準(以下「最低基準」という。)を定めるものとする。

(最低基準の目的)

第二条 最低基準は、区長の監督に属する放課後児童健全育成事業を利用している児童(以下「利用者」という。)が、明るく、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第三条 区長は、中央区子ども・子育て会議条例(平成二十五年七月中央区条例第三十五号)第一条に規定する中央区子ども・子育て会議の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者(以下「放課後児童健全育成事業者」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。

- 2 区は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。

(最低基準と放課後児童健全育成事業者)

第四条 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(放課後児童健全育成事業の一般原則)

第五条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊び及び生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

- 3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

- 4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容に

ついて、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

- 5 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（非常災害対策）

第六条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。

（放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件）

第七条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第八条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（設備の基準）

第九条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 専用区画の面積は、児童一人につきおおむね一・六五平方メートル以上でなければならない。

- 3 専用区画並びに第一項に規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

- 4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

（職員）

第十条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かななければならない。

- 2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに二人以上とする。ただし、その一人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第五項において同じ。）をもってこれに代えることができる。

- 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了し

たものでなければならない。

- 一 保育士の資格を有する者

- 二 社会福祉士の資格を有する者

- 三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第九号において「高等学校卒業生等」という。）であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの

- 四 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

- 五 学校教育法に規定する大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学（以下「社会福祉学等」という。）を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

- 六 学校教育法に規定する大学において、社会福祉学等を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者

- 七 学校教育法に規定する大学院において、社会福祉学等を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

- 八 外国の大学において、社会福祉学等を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

- 九 高等学校卒業生等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、区長が適当と認めたもの

- 4 第二項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね四十人以下とする。

- 5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が二十人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち一人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（利用者平等に取り扱う原則）

第十一条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第十二条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為を

してはならない。

(衛生管理等)

第十三条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(運営規程)

第十四条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 職員の職種、員数及び職務の内容

三 開所している日及び時間

四 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額

五 利用定員

六 通常の事業の実施地域

七 事業の利用に当たっての留意事項

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)

第十五条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第十六条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第十七条 放課後児童健全育成事業者は、その提供した支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、その提供した支援に関し、区から指導又は助言を受けた場合は、当該

指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(開所時間及び日数)

第十八条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間以上を原則として、児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該放課後児童健全育成事業所ごとに定める。

一 小学校の休業日 一日につき八時間

二 小学校の休業日以外の日 一日につき三時間

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、一年につき二百五十日以上を原則として、児童の保護者の就労日数、小学校の休業日その他の状況等を考慮して、当該放課後児童健全育成事業所ごとに定める。

(保護者との連絡)

第十九条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康状態及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第二十条 放課後児童健全育成事業者は、区、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等の関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

(事故発生時の対応)

第二十一条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、区、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間、第十条第三項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したものを(平成三十二年三月三十一日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。

3 保育料

平成27年度からの認可保育園等の保育料

平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が開始することに伴い、国の方針に基づき、認可保育園、認定こども園、地域型保育事業（※）、私立幼稚園の保育料は次のとおりとなります。

※地域型保育事業とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業のことです。

- 保育料を決定する階層区分について、所得税に基づく区分から住民税に基づく区分へほぼ同水準となるように変更します。
- 保育料の算定は、保護者の方の区民税（※）の所得割額を合算した額となります。
ただし、住宅ローン控除や配当控除等の税額控除（調整控除は除く）適用前の金額となります。
※区民税とは、特別区民税又は市町村民税のことです。
- 4月分～8月分までの保育料は前年度の区民税、9月分～3月分までの保育料は現年度の区民税を基に算出します。

備考1 保育料以外に別途費用が掛かる場合があります。直接施設へお問合せください。
2 海外での収入がある方は、収入を証明する書類が必要です。

認可保育園、認定こども園（保育認定）、地域型保育事業の保育料は次頁を参照

1 区立認定こども園（教育標準時間認定）における保育料等

階層	保育料を決定する区分	入園料	月額保育料 (給食費含む)
A階層	生活保護世帯	0	円 0
B階層	区民税非課税世帯 (区民税所得割非課税世帯含む)	0	0
C階層	上記以外の世帯	1,000	11,000 (8,500)

備考 月額保育料は、小学校3年生以下のお子様のうち、上から数えて2番目以降のお子様が入園した場合、2番目のお子様はカッコ内の金額、3番目以降のお子様は6,000円になります。

2 私立幼稚園及び私立認定こども園（教育標準時間認定）における月額保育料

階層	保育料を決定する区分	月額保育料
第1階層	生活保護世帯	円 0
第2階層	区民税非課税世帯 (区民税所得割非課税世帯含む)	3,000 (1,500)
第3階層	区 課 民 税 税 世 帯 所 得 割	77,100円以下 16,100 (8,050)
第4階層		77,101円以上 211,200円以下 20,500 (10,250)
第5階層		211,201円以上 25,700 (12,850)

備考1 月額保育料は、幼稚園（私立認定こども園（教育標準時間認定）を含む。）年少から小学校3年生までの範囲において、上から数えて2番目以降のお子様が入園した場合、2番目のお子様はカッコ内の金額、3番目以降のお子様は無料となります。

- 2 私立幼稚園は、子ども・子育て支援新制度の施設給付対象の園に限ります。対象外の私立幼稚園は、現行どおりその園が決めた料金となります。対象かどうかは、直接施設へお問合せください。
- 3 給食がある場合は、別途給食費が掛かります。

3 認可保育園、認定こども園(保育認定)、地域型保育事業を利用する場合の月額保育料

保育標準時間の保育料の金額は変更ありません。保育料を決定する区分の額は世帯の区民税所得割額の合計となります。また、C2、C3の階層をなくし、D階層をD1からD29までにしました。

新たに地域型保育事業の保育料、保育短時間の保育料を設けました。

階層	保育料を決定する区分	3歳未満児		3歳児		4歳以上児		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護世帯	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	
B	区民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	
C	区民税均等割のみ課税世帯	1,600 (800)	1,500 (750)	1,300 (650)	1,200 (600)	1,300 (650)	1,200 (600)	
D1	区 民 税 所 得 割 課 税 世 帯	2万円未満		2,100 (1,050)	2,000 (1,000)	2,000 (1,000)	1,900 (950)	
D2		2万円以上 4万円 "		2,700 (1,350)	2,600 (1,300)	2,700 (1,350)	2,600 (1,300)	2,500 (1,250)
D3		4万円 " 6万円 "		5,700 (2,850)	5,600 (2,800)	5,600 (2,800)	5,500 (2,750)	5,500 (2,750)
D4		6万円 " 8万円 "		7,100 (3,550)	6,900 (3,450)	7,300 (3,650)	7,100 (3,550)	7,000 (3,500)
D5		8万円 " 10万円 "		8,100 (4,050)	7,900 (3,950)	9,300 (4,650)	9,100 (4,550)	9,000 (4,500)
D6		10万円 " 13万円 "		13,100 (6,550)	12,800 (6,400)	10,900 (5,450)	10,700 (5,350)	10,600 (5,300)
D7		13万円 " 16万円 "		16,300 (8,150)	16,000 (8,000)	12,700 (6,350)	12,400 (6,200)	12,300 (6,150)
D8		16万円 " 19万円 "		18,400 (9,200)	18,000 (9,000)	14,300 (7,150)	14,000 (7,000)	13,900 (6,950)
D9		19万円 " 21万円 "		20,200 (10,100)	19,800 (9,900)	15,800 (7,900)	15,500 (7,750)	15,400 (7,700)
D10		21万円 " 23万円 "		21,800 (10,900)	21,400 (10,700)	17,000 (8,500)	16,700 (8,350)	16,600 (8,300)
D11		23万円 " 25万円 "		23,500 (11,750)	23,100 (11,550)	18,200 (9,100)	17,800 (8,900)	17,600 (8,800)
D12		25万円 " 27万円 "		25,000 (12,500)	24,500 (12,250)	19,500 (9,750)	19,100 (9,550)	18,000 (9,000)
D13		27万円 " 29万円 "		26,500 (13,250)	26,000 (13,000)	20,700 (10,350)	20,300 (10,150)	18,000 (9,000)
D14		29万円 " 30万円 "		27,800 (13,900)	27,300 (13,650)	21,600 (10,800)	21,200 (10,600)	18,000 (9,000)
D15		30万円 " 31万円 "		29,200 (14,600)	28,700 (14,350)	22,600 (11,300)	22,200 (11,100)	18,000 (9,000)
D16		31万円 " 33万円 "		30,500 (15,250)	29,900 (14,950)	22,600 (11,300)	22,200 (11,100)	18,000 (9,000)
D17		33万円 " 34万円 "		31,800 (15,900)	31,200 (15,600)	22,600 (11,300)	22,200 (11,100)	18,000 (9,000)
D18		34万円 " 35万円 "		32,900 (16,450)	32,300 (16,150)	22,600 (11,300)	22,200 (11,100)	18,000 (9,000)
D19		35万円 " 36万円 "		34,100 (17,050)	33,500 (16,750)	22,600 (11,300)	22,200 (11,100)	18,000 (9,000)
D20		36万円 " 42万円 "		37,100 (18,550)	36,400 (18,200)	22,600 (11,300)	22,200 (11,100)	18,000 (9,000)
D21		42万円 " 48万円 "		41,800 (20,900)	41,000 (20,500)	22,600 (11,300)	22,200 (11,100)	18,000 (9,000)
D22		48万円 " 54万円 "		45,900 (22,950)	45,100 (22,550)	22,600 (11,300)	22,200 (11,100)	18,000 (9,000)
D23		54万円 " 61万円 "		49,100 (24,550)	48,200 (24,100)	22,600 (11,300)	22,200 (11,100)	18,000 (9,000)
D24		61万円 " 69万円 "		51,500 (25,750)	50,600 (25,300)	23,600 (11,800)	23,100 (11,550)	18,900 (9,450)
D25		69万円 " 80万円 "		53,900 (26,950)	52,900 (26,450)	24,700 (12,350)	24,200 (12,100)	19,800 (9,900)
D26		80万円 " 91万円 "		56,400 (28,200)	55,400 (27,700)	25,800 (12,900)	25,300 (12,650)	20,700 (10,350)
D27		91万円 " 103万円 "		58,900 (29,450)	57,800 (28,900)	26,900 (13,450)	26,400 (13,200)	21,600 (10,800)
D28		103万円 " 116万円 "		61,400 (30,700)	60,300 (30,150)	28,100 (14,050)	27,600 (13,800)	22,500 (11,250)
D29		116万円 "		64,000 (32,000)	62,900 (31,450)	29,300 (14,650)	28,800 (14,400)	23,400 (11,700)

備考1 2人以上のお子様は保育園等に入園している場合は、上から数えて2番目のお子様は半額(カッコ内の数値)、

3番目以降のお子様は無料となります。ただし、延長保育料は1番目のお子様と同額です。

2 地域型保育事業のうち、家庭的保育事業は保育短時間のみとなり、経過措置があります。35頁をご覧ください。

3 保育料はお子様の年度当初の年齢により決定します。(34頁、35頁も同様です。)

4 認可保育園、認定こども園(保育認定)を利用する場合の月極延長保育料(1時間分)

階層	保育料を決定する区分		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
			保育標準時間	保育標準時間	保育標準時間
A	生活保護世帯		円 0	円 0	円 0
B	区民税非課税世帯		0	0	0
C	区民税均等割のみ課税世帯		600	600	600
D1	区 民 税 所 得 割 課 税 世 帯	2万円未満	600	600	600
D2		2万円以上 4万円 "	600	600	600
D3		4万円 " 6万円 "	900	900	900
D4		6万円 " 8万円 "	900	900	900
D5		8万円 " 10万円 "	900	900	900
D6		10万円 " 13万円 "	1,300	1,300	1,300
D7		13万円 " 16万円 "	1,600	1,300	1,300
D8		16万円 " 19万円 "	1,800	1,300	1,300
D9		19万円 " 21万円 "	2,000	1,500	1,500
D10		21万円 " 23万円 "	2,100	1,700	1,600
D11		23万円 " 25万円 "	2,300	1,800	1,800
D12		25万円 " 27万円 "	2,500	1,900	1,800
D13		27万円 " 29万円 "	2,600	2,000	1,800
D14		29万円 " 30万円 "	2,700	2,100	1,800
D15		30万円 " 31万円 "	2,900	2,200	1,800
D16		31万円 " 33万円 "	3,000	2,200	1,800
D17		33万円 " 34万円 "	3,100	2,200	1,800
D18		34万円 " 35万円 "	3,200	2,200	1,800
D19		35万円 " 36万円 "	3,400	2,200	1,800
D20		36万円 " 42万円 "	3,700	2,200	1,800
D21		42万円 " 48万円 "	4,100	2,200	1,800
D22		48万円 " 54万円 "	4,500	2,200	1,800
D23		54万円 " 61万円 "	4,900	2,200	1,800
D24		61万円 " 69万円 "	5,100	2,300	1,800
D25		69万円 " 80万円 "	5,300	2,400	1,900
D26		80万円 " 91万円 "	5,600	2,500	2,000
D27		91万円 " 103万円 "	5,800	2,600	2,100
D28		103万円 " 116万円 "	6,100	2,800	2,200
D29		116万円 "	6,400	2,900	2,300

- 備考1 2人以上のお子様が入園している場合の減額はありません。1人目のお子様と同額となります。
 2 保育短時間の月極延長保育はありません。スポット延長保育をご利用ください。
 3 スポット延長保育料は、次のとおりです。
 ・保育標準時間の場合 18:30～19:30(月島聖ルカ保育園18:15～19:15) 400円
 ・保育短時間の場合 7:30～9:00および17:00～18:30は240円、18:30～19:30は400円
 (月島聖ルカ保育園 7:15～8:45および16:45～18:15は240円、18:15～19:15は400円)
 なお、19時30分以降の月極およびスポット延長保育料は、実施する施設へ直接お問合せください。
 4 19時30分以降の月極およびスポット延長保育料は、実施する施設へ直接お問い合わせください。
 5 地域型保育事業の延長保育料は事業所が設定します。

5 自園調理(給食)を行わない家庭的保育事業所における月額保育料(経過措置)

階層	保育料を決定する区分		3歳未満児	3歳児
			保育短時間	保育短時間
A	生活保護世帯		0	0
B	区民税非課税世帯		0	0
C	区民税均等割のみ課税世帯		1,200 (600)	900 (450)
D1	区 民 税 所 得 割 課 税 世 帯 の 保 育 料 決 定 基 準 額	2万円未満	1,600 (800)	1,500 (750)
D2		2万円以上 4万円 "	2,000 (1,000)	2,000 (1,000)
D3		4万円 " 6万円 "	4,400 (2,200)	4,400 (2,200)
D4		6万円 " 8万円 "	5,500 (2,750)	5,600 (2,800)
D5		8万円 " 10万円 "	6,300 (3,150)	7,200 (3,600)
D6		10万円 " 13万円 "	10,200 (5,100)	8,500 (4,250)
D7		13万円 " 16万円 "	12,800 (6,400)	9,900 (4,950)
D8		16万円 " 19万円 "	14,400 (7,200)	11,200 (5,600)
D9		19万円 " 21万円 "	15,800 (7,900)	12,400 (6,200)
D10		21万円 " 23万円 "	17,100 (8,550)	13,300 (6,650)
D11		23万円 " 25万円 "	18,400 (9,200)	14,200 (7,100)
D12		25万円 " 27万円 "	19,600 (9,800)	15,200 (7,600)
D13		27万円 " 29万円 "	20,800 (10,400)	16,200 (8,100)
D14		29万円 " 30万円 "	21,800 (10,900)	16,900 (8,450)
D15		30万円 " 31万円 "	22,900 (11,450)	17,700 (8,850)
D16		31万円 " 33万円 "	23,900 (11,950)	17,700 (8,850)
D17		33万円 " 34万円 "	24,900 (12,450)	17,700 (8,850)
D18		34万円 " 35万円 "	25,800 (12,900)	17,700 (8,850)
D19		35万円 " 36万円 "	26,800 (13,400)	17,700 (8,850)
D20		36万円 " 42万円 "	29,100 (14,550)	17,700 (8,850)
D21		42万円 " 48万円 "	32,800 (16,400)	17,700 (8,850)
D22		48万円 " 54万円 "	36,000 (18,000)	17,700 (8,850)
D23		54万円 " 61万円 "	38,500 (19,250)	17,700 (8,850)
D24		61万円 " 69万円 "	40,400 (20,200)	18,400 (9,200)
D25		69万円 " 80万円 "	42,300 (21,150)	19,300 (9,650)
D26		80万円 " 91万円 "	44,300 (22,150)	20,200 (10,100)
D27		91万円 " 103万円 "	46,200 (23,100)	21,100 (10,550)
D28		103万円 " 116万円 "	48,200 (24,100)	22,000 (11,000)
D29		116万円 "	50,300 (25,150)	23,000 (11,500)

- 備考1 経過措置の期間は、平成31年度までです。それより前に自園調理(給食)ができるようになった場合は通常の保育料となります。
- 2 2人以上のお子様保育園等に入園している場合は、上から数えて2番目のお子様は半額(カッコ内の数値)、3番目以降のお子様は無料となります。
- 3 家庭的保育事業は、保育短時間のみです。
- 4 延長保育料は各事業所で設定します。

平成27年度からの区立幼稚園の保育料

階層	保育料を決定する区分	入園料	月額保育料
A階層	生活保護世帯	0	円 0
B階層	区民税非課税世帯 (区民税所得割非課税世帯含む)	0	0
C階層	上記以外の世帯	1,000	5,000 (2,500)

備考 月額保育料は、幼稚園年少から小学校3年生までの範囲内において、上から数えて2番目以降のお子様が入園した場合、2番目のお子様の月額保育料は半額（カッコ内の金額）、3番目以降のお子様は無料となります。

4 用語解説

◆子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（認定こども園法の一部改正法）」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（整備法）」の3つの法律のことです。

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することが、子ども・子育て関連3法の趣旨です。

◆次世代育成支援対策推進法

日本における急激な少子化の進行に対応して、次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するため、平成15年に施行された法律です。この法律に基づき、企業および国・地方公共団体は次世代育成支援のための行動計画を策定することとされています。平成27年3月31日までの時限立法でしたが、平成26年4月に法律が改正され、法律の有効期限が平成37年3月31日まで10年間延長されました。

◆子ども・子育て会議

【国】

子ども・子育て支援法第72条から第75条までの規定に基づき、有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、国の子育て支援の政策プロセスなどに参画・関与することができる仕組みとして、平成25年4月に内閣府に子ども・子育て会議が設置されました。

【都道府県・区市町村】

子ども・子育て支援法第77条の規定に基づき、自治体は教育・保育施設や地域型保育事業の利用定員を定める際や、子ども・子育て支援事業計画を策定・変更する際に意見を聴くために、「審議会その他の合議制の機関」（地方版子ども・子育て会議）を置くように努める、とされています。また、この会議は、自治体における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項および当該施策の実施状況について、調査審議する役割を担っています。

【中央区】

平成25年7月に「中央区子ども・子育て会議条例」を制定し、学識経験者、子育て当事者（公募区民）、保育・教育関係者等で構成される「中央区子ども・子育て会議」を設置しました。

◆教育・保育施設

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）・学校教育法・児童福祉法に規定された認定こども園・幼稚園・保育所のことです。

認定こども園	幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、教育・保育を一体的に行う施設のことです。認定こども園には4つのタイプがあります。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼保連携型 認可幼稚園と認可保育所とが連携して一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たす施設。なお、新制度では認定こども園法の改正により「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」となります。 ・ 幼稚園型 認可幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たす施設 ・ 保育所型 認可保育所が、保育を必要とする子ども以外の子どもの受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで、認定こども園としての機能を果たす施設 ・ 地方裁量型 幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園としての機能を果たす施設
幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設
保育所	就労などのため家庭で保育できない子どもを、保護者に代わって保育する施設

◆支給認定

新制度では、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の利用を希望する場合は保育の必要性の有無に応じた支給認定を受ける必要があります。支給認定の区分は次の3つがあります。

認定区分	認定基準	対象となる子ども	保育の必要量に応じた区分	利用できる主な施設等
1号認定	教育標準時間認定	満3歳以上の就学前の子ども (2号認定を除く)	—	幼稚園 認定こども園(短時間保育)
2号認定	満3歳以上・保育認定	満3歳以上で、保護者の就労や疾病などの事由により、 <u>保育を必要とする子ども</u>	保育標準時間 または 保育短時間	保育所 認定こども園(長時間保育)
3号認定	満3歳未満・保育認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病などの事由により、 <u>保育を必要とする子ども</u>	保育標準時間 または 保育短時間	保育所 認定こども園(長時間保育) 地域型保育事業

◆施設型給付

教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）を対象とした給付のことであり、保育の必要性の有無に応じた「支給認定」を受けた利用者が教育・保育施設から教育・保育の提供を受けた場合、その費用に関し公費から給付が受けられます。給付は、保護者に対する個人給付ですが、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、施設が保護者に代わり給付を受け取る仕組み（個人給付の法定代理受領制度）となります。

◆特定教育・保育施設

区長が施設型給付費の支給に係る施設として確認した「教育・保育施設」のことです。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園や、東京都認証保育所は含まれません。

◆地域型保育事業

地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応できる質が確保された保育を提供するものとして、新たに区が認可を行う保育事業です。少人数の単位で、主に満3歳未満の乳幼児を対象としており、4つのタイプがあります。

家庭的保育事業	保育者（保育ママ）がその自宅において、家庭的な雰囲気のなかで少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行う事業
小規模保育事業	少人数（定員6～19人）を対象にきめ細かな保育を行う事業
事業所内保育事業	事業所の保育施設などで、従業員の子もだけでなく、地域の保育を必要とする子どもも一緒に保育を行う事業
居宅訪問型保育事業	障害・疾患などで個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行う事業

◆地域型保育給付

地域型保育事業（家庭的保育・小規模保育・事業所内保育・居宅訪問型保育）を対象とした給付のことであり、保育の必要性の有無に応じた「支給認定」を受けた利用者が地域型保育事業を利用した場合、その費用に関し公費から給付が受けられます。施設型給付と同様、法定代理受領の仕組みとなります。

◆特定地域型保育事業

区長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認した事業者が行う「地域型保育事業」のことです。

◆地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第59条に基づき実施する地域子ども・子育て支援に関する事業で、次の事業があります。

利用者支援に関する事業（利用者支援）	子どもや保護者が、施設や事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で相談・助言等を行う事業
時間外保育事業（延長保育事業）	認可保育所や認定こども園等の定期的な保育事業において、通常保育後の時間に、延長して保育を行う事業
放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	放課後帰宅しても保護者が就労等により家庭にいない児童に対して、適切な遊びや生活の場を提供して、その健全育成を図る事業
放課後子供教室（子どもの居場所「プレディ」）※	子どもたちの健全育成を図るため、保護者の就労にかかわらず、放課後や土曜日などに学校施設内で児童が安全に安心して過ごせる「子どもの居場所」を確保するための事業
子育て短期支援事業（子どもショートステイ）	保護者が疾病等により子どもの養育が困難になった場合、宿泊により短期間預かる事業

※放課後子供教室（子どもの居場所「プレディ」）は区独自事業

幼稚園預かり保育	幼稚園教育時間の終了後、引き続き保育を希望する保護者のニーズに応えるため、区立幼稚園にて預かり保育を行う事業
一時預かり保育	保護者の育児疲れや冠婚葬祭等の理由により家庭での保育が一時的に困難となった場合に、日中、保育所その他の場所において一時的に子どもを預かる事業
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	保護者が就労等により帰宅が夜間になる場合に、一時的に子どもを預かる事業
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	依頼会員と提供会員による会員組織を設置し、保育所への送迎や一時的な保育など地域において会員同士が子育てを相互に援助する事業
乳児家庭全戸訪問事業 (新生児等訪問指導)	生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
養育支援訪問事業および 要保護児童対策地域協議会 その他の者による要保護 児童等に対する支援に 資する事業	児童虐待の予防、早期発見や子どもの適切な保護のために「要保護児童対策地域協議会」を運営するとともに、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行う事業
地域子育て支援拠点事業 (子育て交流サロン 「あかちゃん天国」)	地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や仲間づくり、育児相談等を行う事業
病児保育事業 (病児・病後児保育事業)	入院加療の必要のない病中または病気回復期の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、医療機関や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業
妊婦健康診査	母体や胎児の健康を守るために必要な妊婦健康診査を医療機関に委託して実施する事業
実費徴収に係る補足 給付を行う事業	保護者の世帯所得等の状況その他の事情を勘案して、保育所等に保護者が支払うべき日用品や文房具などの物品購入費や行事への参加費などを助成する事業
多様な主体の参入 促進事業	保育所等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や多様な事業者の能力を活用した保育所等の設置・運営を促進するための事業

◆東京都認証保育所

認可保育所だけでは応えきれない大都市の多様な保育ニーズに応えるために創設された東京都独自基準（認証基準）による保育所です。民間企業など多様な事業者が運営し、次のような特色があります。

- ・全施設で0歳児から預かり
- ・全施設において13時間の開所を基本とする
- ・利用者と保育所の直接利用契約
- ・都独自基準により、適切な保育水準を確保

◆待機児童

認可保育所への入所申込みをしており、入所要件に該当しているにもかかわらず、定員超過等の理由で入所できない児童（認証保育所・家庭福祉員等で保育を受けている児童等を除く）のことです（本編26頁参照）。

◆児童館

児童福祉法第40条に基づく児童厚生施設の1つで、地域において児童に健全な遊び場を提供して、遊びを通じてその健康の増進や、情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設です。

◆食育

生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、さまざまな経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を楽しく身に付ける教育の取組のことであります。

◆生きる力

変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」といった知・徳・体のバランスのとれた力をさします。平成8（1996）年に文部省（現在の文部科学省）の中央教育審議会において「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」という諮問に対する第一次答申の中で示されました。平成20（2008）年3月28日に告示された幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領でも、これを継承し、教育基本法改定等で明確になった教育の理念を踏まえ、「生きる力」を育成することとしています。

◆特別支援教育

LD（学習障害）、AD/HD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症等発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うことです。

◆児童虐待

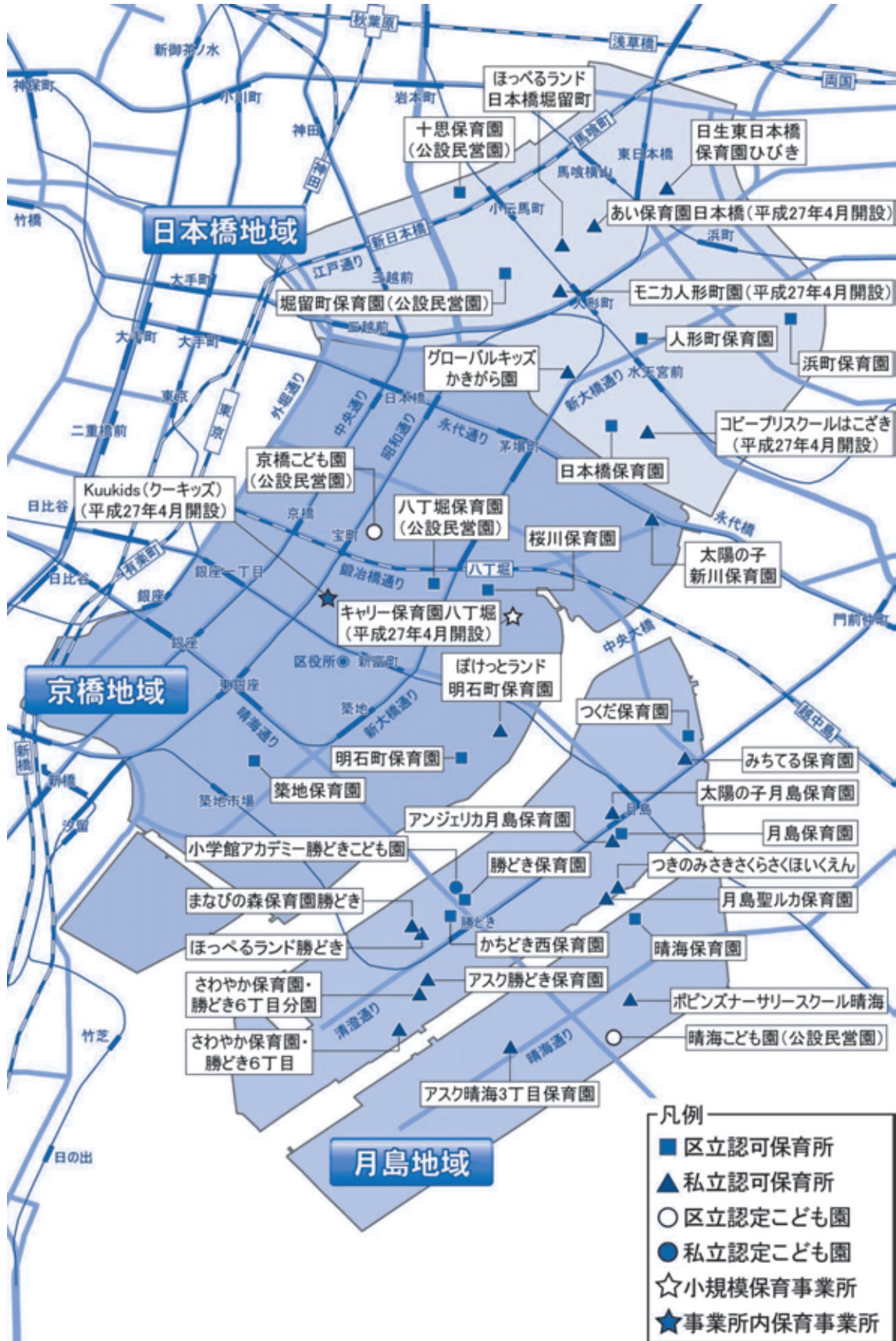
保護者（親または親に代わる養育者）によってその子どもに加えられた行為で、ネグレクト（食事を与えない、家に置き去りにするなどの養育の放棄又は怠慢）、身体的虐待、心理的虐待（著しい暴言、無視など）、性的虐待に分類されますが、ほとんどの場合重複して起こっています。

◆ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

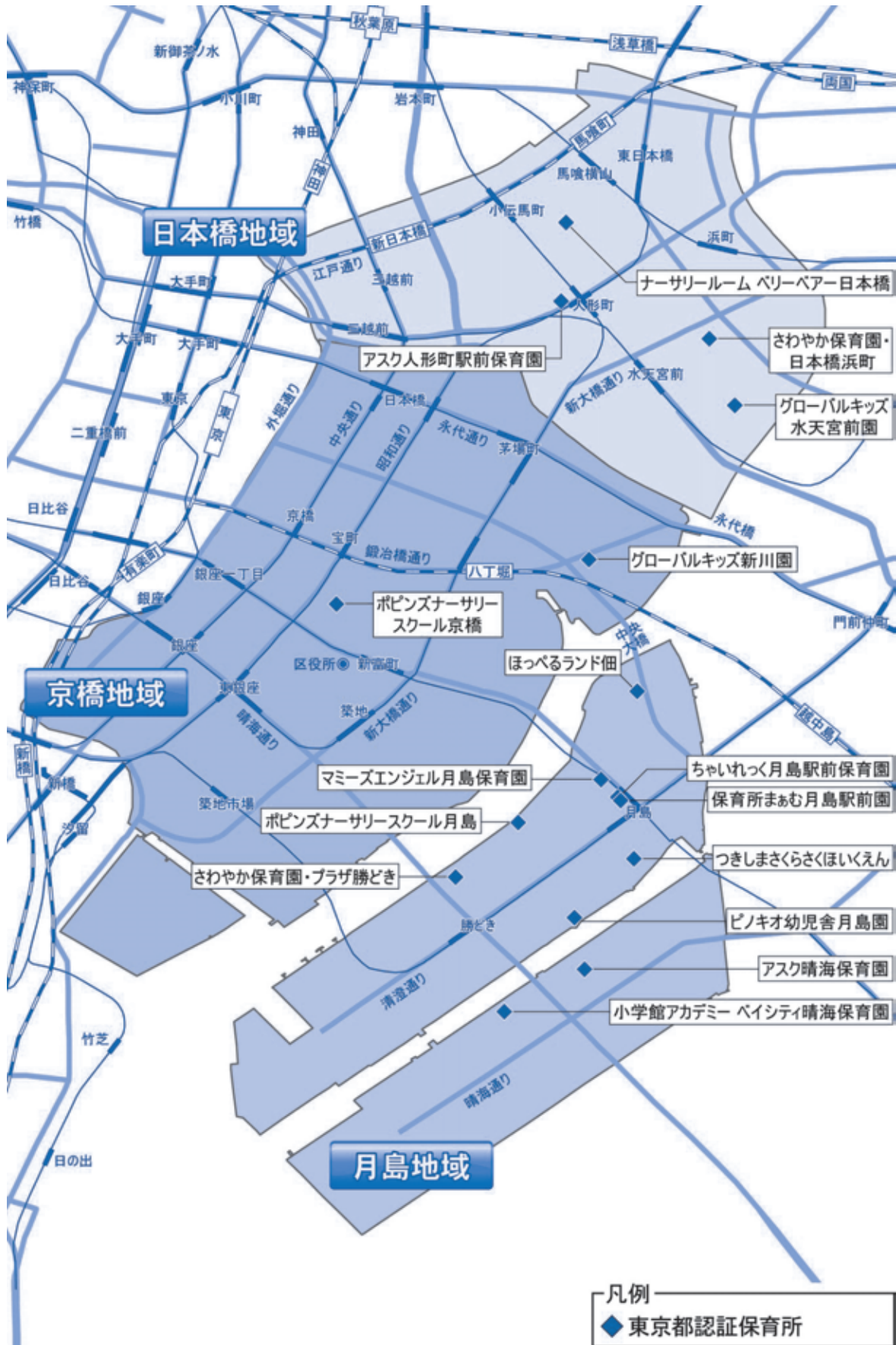
仕事と仕事以外の生活とのバランスを図ることにより、労働者は家庭や地域活動などに参加できる時間を確保しながら充実した生活を送ることが重要であるという考え方です。また、事業者にとっても生産性の向上や優秀な人材確保などにつながり、有益であるとされています。

5 施設位置図

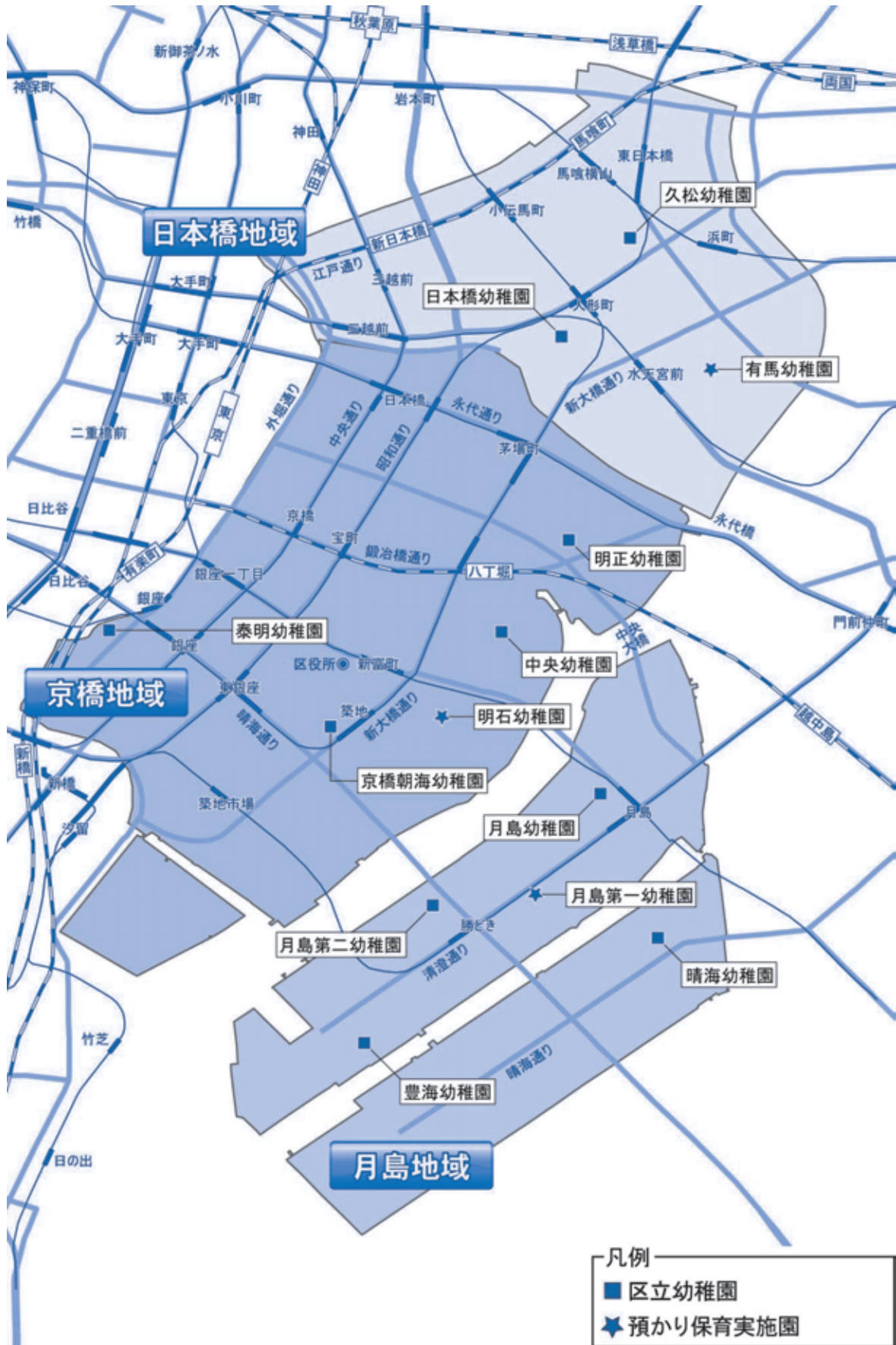
(1) 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所



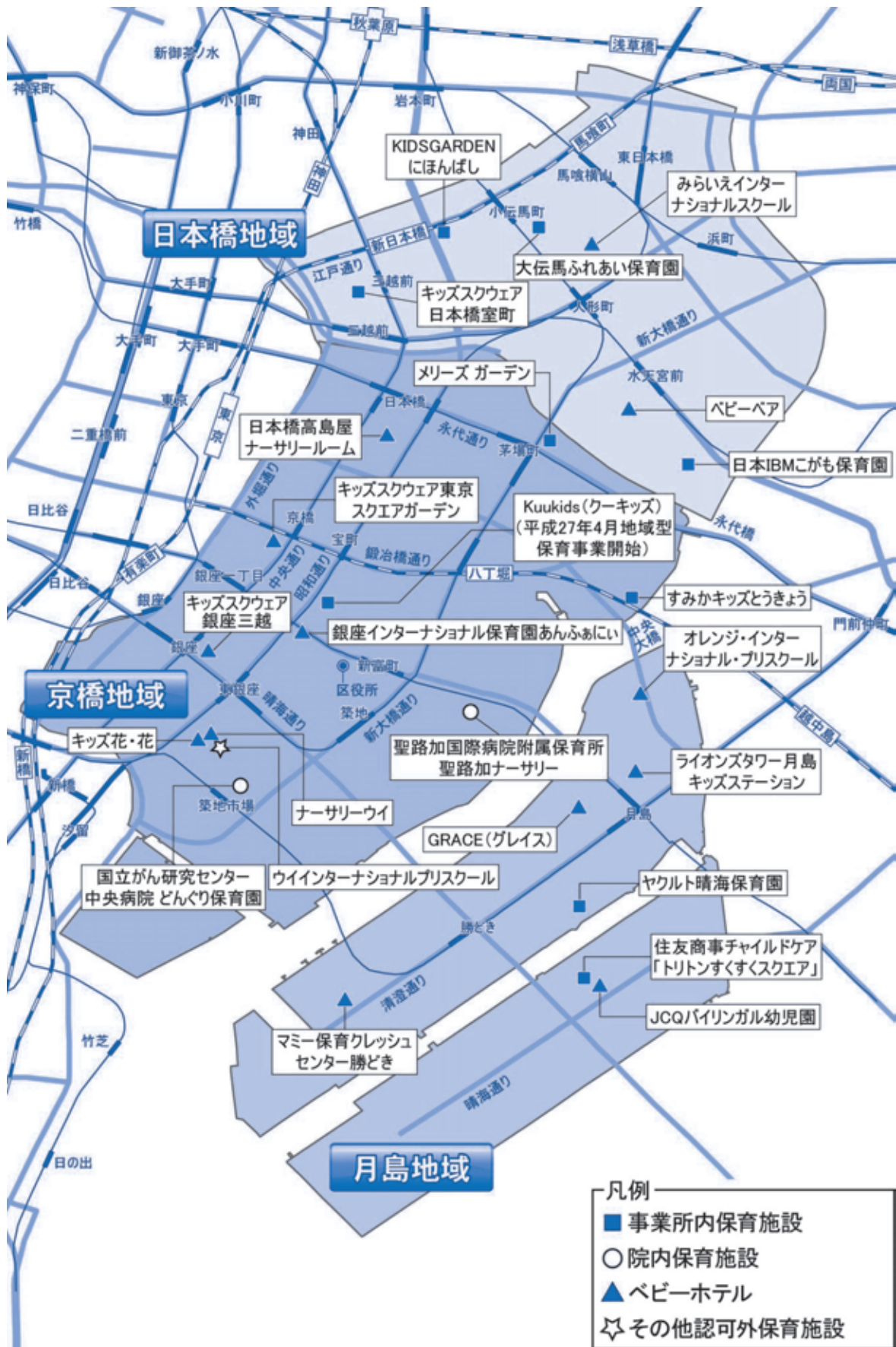
(2) 認証保育所



(3) 幼稚園

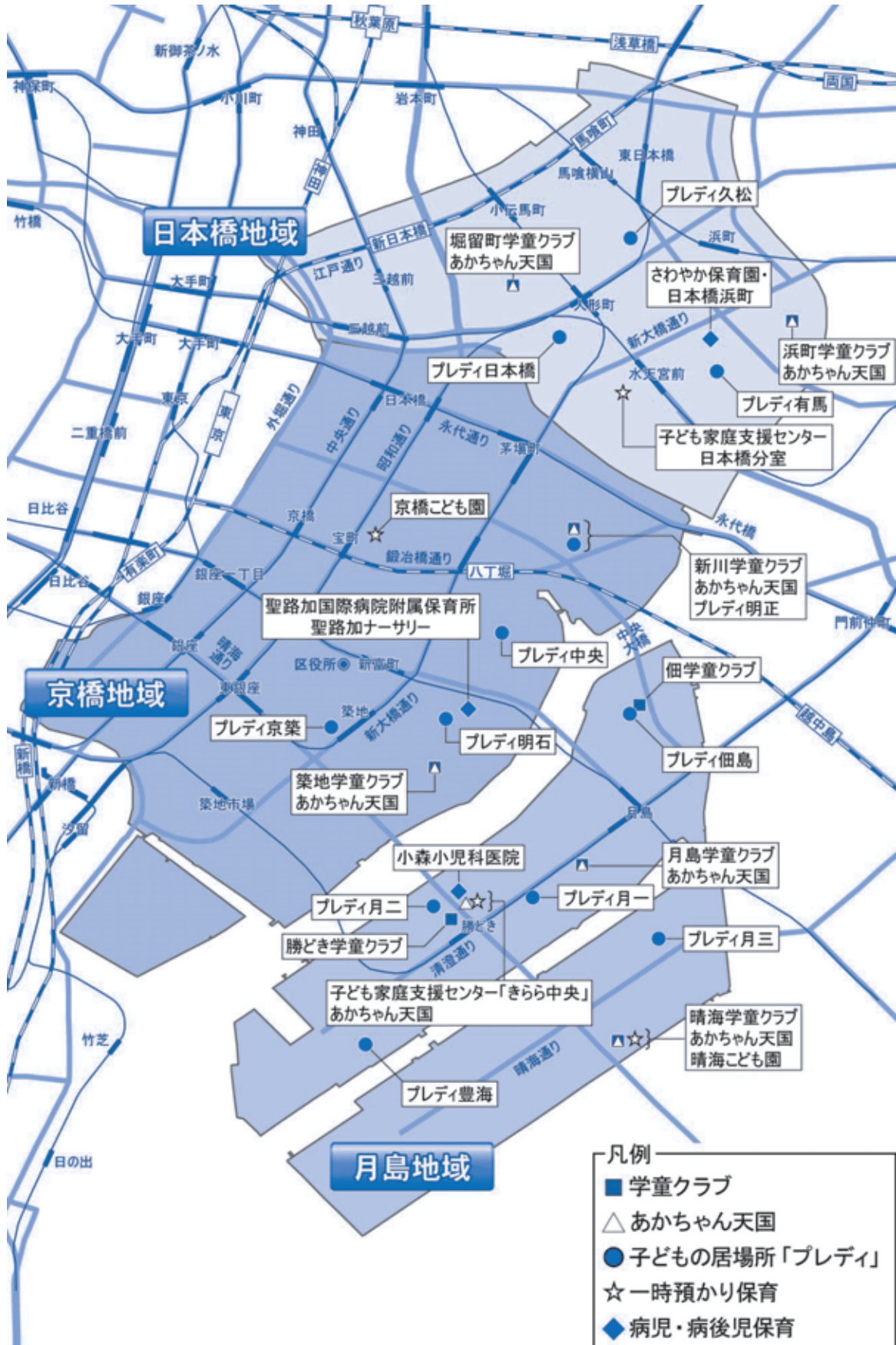


(4) 事業所内保育施設、院内保育施設、ベビーホテル等



(5) 地域子ども・子育て支援事業

～学童クラブ、子どもの居場所「プレディ」、子育て交流サロン「あかちゃん天国」、一時預かり保育、病児・病後児保育事業～



6 中央区子ども・子育て会議審議経過

■中央区子ども・子育て会議委員名簿

(平成27年3月現在)

区 分	氏 名	所 属 団 体
学識経験者 2名	西 郷 泰 之	大正大学教授
	山 本 真 実	東洋英和女学院大学准教授
医療関係団体 2名	小 森 信 政	中央区医師会
	埴 佳 生	日本橋医師会
子育て支援事業者 1名	佐久間 貴 子	株式会社ベネッセスタイルケア執行役員
保育・教育関係者 4名	村 田 美 緒	中央区私立保育園長会（みちてる保育園長）
	鈴 木 和 子	中央区立保育園長会（中央区立人形町保育園長）
	箕 輪 恵 美	中央区公立幼稚園長会（中央区立京橋朝海幼稚園長）
	酒 井 寛 昭	中央区公立小学校長会（中央区立久松小学校長）
子育て当事者（保護者） 3名	高 橋 真 規 子	公募区民（京橋地域在住）
	鹿子木 亨 紀	公募区民（日本橋地域在住）
	大 石 俊 美	公募区民（月島地域在住）
団体関係者 4名	鈴 木 英 子	主任児童委員（京橋地域）
	加 藤 恵 子	主任児童委員（日本橋地域）
	薩 埴 稔	主任児童委員（月島地域）
	箱 守 由 記	ファミリー・サポート・センター提供会員代表
区職員 3名	平 林 治 樹	福祉保健部長
	和 田 哲 明	中央区保健所長
	新 治 満	教育委員会事務局次長（平成26年3月31日まで）
	坂 田 直 昭	教育委員会事務局次長（平成26年4月1日から）

(敬称略：順不同、計19名)

■平成 25 年度

開催日	主な議題
第 1 回 8 月 28 日	(1) 子ども・子育て支援新制度の概要（報告） (2) 中央区子ども・子育て会議について（報告） (3) 中央区における子育て支援施策等の現況について（報告） (4) 区域設定 (5) 子ども・子育て支援新制度における利用希望把握調査（ニーズ調査）等について
第 2 回 1 月 28 日	(1) 子ども・子育て支援新制度における利用希望把握調査の集計結果（速報版）について (2) 教育（幼稚園）・保育施設について (3) 地域子ども・子育て支援事業について (4) 子ども・子育て支援事業計画の記載事項について (5) 国での審議状況について
第 3 回 3 月 27 日	(1) 幼児期の学校教育・保育の需要量見込みについて (2) 地域子ども・子育て支援事業の需要量算出結果について

■平成 26 年度

開催日	主な議題
第 1 回 5 月 30 日	(1) 幼児期の学校教育・保育の需要量見込みについて (2) 地域子ども・子育て支援事業の需要量見込みについて
第 2 回 7 月 4 日	(1) 幼児期の学校教育・保育の確保方策について (2) 地域子ども・子育て支援事業の確保方策について (3) 保育の必要性の認定に関する基準（案）について
第 3 回 8 月 1 日	(1) 子ども・子育て支援新制度実施に伴う区が定めるべき基準について (2) 中央区子ども・子育て支援事業計画 骨子案について
第 4 回 10 月 31 日	(1) 中央区子ども・子育て支援事業計画 中間報告（素案）について (2) 認可保育所の保育料階層区分の改定等について (3) 保育所利用調整基準等の変更について
第 5 回 1 月 27 日	(1) 中央区子ども・子育て支援事業計画 最終報告（案）について

～子どもが輝く、「子育て自治体ナンバーワン」を目指して～

「子ども・子育て支援新制度」 がはじまります



目次

子ども・子育て支援新制度って何？	P 1
新制度になると何が変わるの？	P 1
給付制度が導入されます	P 1
地域子ども・子育て支援事業を実施します	P 3
給付対象の施設等を利用するにはどうすればいいの？	P 4
保育料はどうなるの？	P 6



中央区

子ども・子育て支援新制度って何？



平成24年8月、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して、「子ども・子育て支援法」という法律ができました。「子ども・子育て支援新制度」とは、この法律とあわせて改正される「児童福祉法」、その他の関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援に関する取組を、区市町村が中心になって総合的に進めていく新しい制度のことを言います。

新制度は平成27年4月より全国で本格的にスタートする予定で、中央区においても国の基本指針に基づき、子ども・子育て支援施策を展開していきます。

新制度になると何が変わるの？



給付制度が導入されます

新制度では、幼稚園等での幼児教育と、保育を必要とする子どもへの保育を個人の権利として保障するために、給付制度が導入されます。

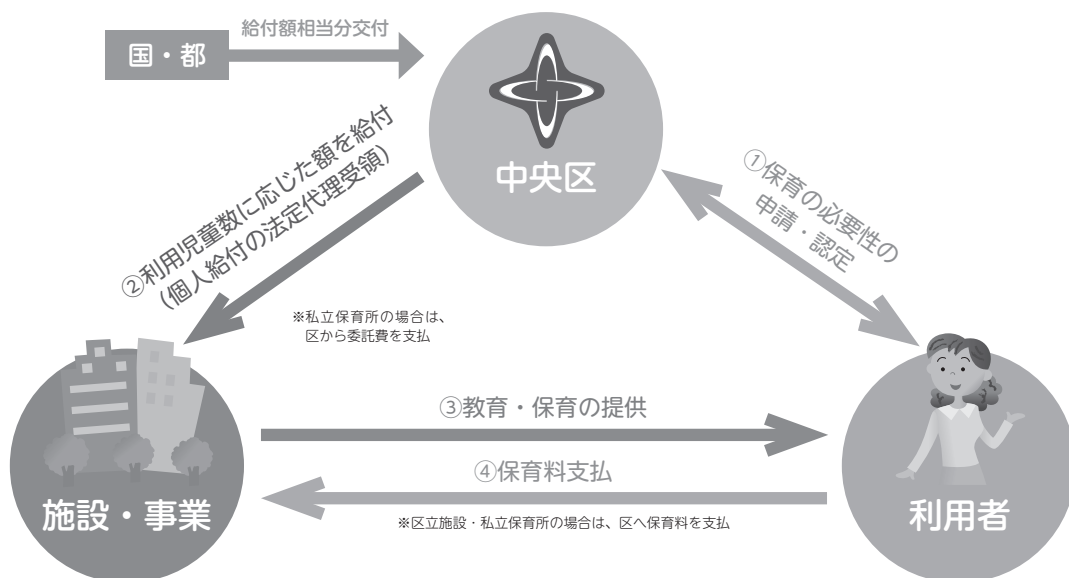
給付対象となる幼稚園、保育所、認定こども園、家庭的保育事業などを利用した場合、その費用に関し、公費から給付が受けられるようになります。

ただし、その給付費を確実に教育・保育に要する経費に充てるため、利用者の皆さんに直接給付するのではなく、区から施設等に支払うしくみ（法定代理受領といいます）となっています。

※「国が定める経費の基準額」－「利用者負担額（保育料）」＝給付費 となります。

※認可を受けていない保育所等については、この給付制度の対象にはなりません。

法定代理受領のイメージ



〈給付の対象となる施設・事業〉

給付対象施設（教育・保育施設）



幼稚園 3～5歳

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設です。保護者の就労などの有無にかかわらず利用できます。

※私立の幼稚園については、運営事業者の意向により、新制度の給付対象施設に移行する園と、現行制度のまま継続する園があります。区立幼稚園はすべて移行します。

【区内施設数】 区立13園

〔平成26年10月末現在〕



保育所 0～5歳

就労などのため家庭で保育できないお子さんを、保護者に代わって保育する施設です。

【区内施設数】 認可保育所：区立14園 私立15園

〔平成26年10月末現在〕



認定こども園 0～5歳

幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、教育・保育を一体的に行う施設です。

【区内施設数】 区立2園 私立1園

〔平成26年10月末現在〕

東京都認証保育所はどうなるの？

認証保育所は、東京都が独自に認証した認可外保育施設であり、新制度の給付対象とはなりません。

利用手続きは従来と変わらず、直接施設にお申し込みいただいたうえで入所決定となります。

また、現在区が行っている保育料補助（認可保育所に在園した場合の月額保育料の差額に応じた保育料の補助）も継続していきます。

中央区外の私立幼稚園に通っている場合は？

中央区外の私立幼稚園に通っている（もしくはこれから入園する）場合は、園に問い合わせて、新制度の給付対象に移行するかどうかを確認してください。

移行する場合は、P5「③利用手続きの流れ」にある「支給認定申請」の手続きをお願いします。

移行しない場合は、新制度の給付対象にならないため、「支給認定申請」の手続きは必要ありません。

給付対象事業（地域型保育事業）

区が認可し、給付対象として認可したものに限りです。



地域型保育 0～2歳

少人数の単位で0～2歳のお子さんを預かる事業です。

① 家庭的保育事業

保育者（保育ママ）がその自宅において、家庭的な雰囲気の中で少人数（定員5人以下）を対象にきめ細やかな保育を行います。

② 小規模保育事業

少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気の中できめ細やかな保育を行います。

※新制度において新たに始まる事業です。

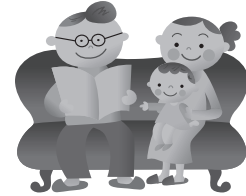
③ その他（事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業）

事業所の保育施設などで、従業員のお子さんだけでなく、地域の保育を必要とするお子さんも預かるための「地域枠」を持つ「事業所内保育事業」と、障害・疾患などで個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行う「居宅訪問型保育事業」も新制度の給付対象となります。

②・③については、今後、中央区においてどのように導入し、実施していくかを検討します。

地域子ども・子育て支援事業を実施します

新制度では、すべての子育てが家庭を支援するため、家庭で子育てをする保護者も利用できる『一時預かり保育』『病児・病後児保育』『地域子育て支援拠点事業』など、地域での様々な子育て支援事業を実施していきます。



<主な事業>

①一時預かり保育

保護者の育児疲れや冠婚葬祭等の理由により家庭での保育が一時的に困難となった場合に、日中、保育所その他の場所において一時的にお子さんを預かる事業です。

【実施場所】子ども家庭支援センター「きらら中央」、子ども家庭支援センター日本橋分室、京橋こども園、晴海こども園

②子育て交流サロン「あかちゃん天国」（地域子育て支援拠点事業）

地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や仲間づくり、育児相談などを行う事業です。

中央区では子育て交流サロン「あかちゃん天国」として、親子のふれあいと交流の場を提供するとともに、子育てに関する情報提供や育児相談、助言を行います。

【実施場所】子ども家庭支援センター「きらら中央」、築地児童館、新川児童館、堀留町児童館、浜町児童館、月島児童館、晴海児童館

③子育て短期支援事業

・子どもショートステイ

保護者が疾病などによりお子さんの養育が困難になった場合に、宿泊により短期間預かる事業です。

【実施場所】区が委託する区外2施設（乳児院、児童養護施設）、区内協力家庭

・トワイライトステイ

保護者が就労などにより帰宅が夜間になる場合に、17時から22時まで一時的にお子さんを預かる事業です。

【実施場所】子ども家庭支援センター「きらら中央」、京橋こども園

④ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と子育ての援助を行いたい方（提供会員）による会員組織を設置し、保育所への送迎や一時的な保育など地域において会員同士が子育てを相互に援助する事業です。

中央区社会福祉協議会が区からの委託により実施

⑤病児・病後児保育

入院加療の必要のない病中または病氣回復期のお子さんを保護者が家庭で保育できない場合に、医療機関や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

【実施場所】病児・病後児保育室：聖路加国際病院附属保育所 聖路加ナーサリー

病後児保育室：さわやか保育園・日本橋浜町、小森小児科医院 病後児保育室

⑥学童クラブ（放課後児童健全育成事業）

放課後帰宅しても保護者が就労などにより家庭にいない児童（小学生）に対して、適切な遊びや生活の場を提供して、その健全育成を図る事業です。

【実施場所】築地児童館、新川児童館、堀留町児童館、浜町児童館、佃児童館、月島児童館、勝どき児童館、晴海児童館

⑦子どもの居場所「プレディ」（放課後子供教室）

子どもたちの健全育成を図るため、保護者の就労にかかわらず、放課後や土曜日などに学校施設内で児童（小学生）が安全に安心して過ごせる「子どもの居場所」を提供する事業です。

【設置校】中央小、明石小、京橋築地小、明正小、日本橋小、有馬小、久松小、佃島小、月島第一小、月島第二小、月島第三小、豊海小

給付対象の施設等を利用するにはどうすればいいの？

新制度では、幼稚園や保育所等の給付対象施設等を利用するために、教育・保育の必要性に応じた「支給認定」を受けていただく必要があります。

1 3つの区分



1号認定 教育標準時間認定

お子さんが満3歳以上で、幼児期の教育を希望される場合
〔利用先〕 幼稚園、認定こども園（短時間保育）

2号認定 満3歳以上・保育認定

お子さんが満3歳以上で、保護者の就労や疾病などの事由により、保育所などでの保育を希望される場合
〔利用先〕 保育所、認定こども園（長時間保育）

3号認定 満3歳未満・保育認定

お子さんが満3歳未満で、保護者の就労や疾病などの事由により、保育所などでの保育を希望される場合
〔利用先〕 保育所、認定こども園（長時間保育）、地域型保育事業

2 保育を必要とする事由・保育必要量

保育所などでの保育を希望される場合の保育認定（2号認定、3号認定）では、主に以下の2点が考慮されます。

（1）保育を必要とする事由

次のいずれかに該当することが必要です。

- ① 就労 ※就労時間の下限は1か月48時間（1日4時間 週3日以上）。
- ② 妊娠、出産
- ③ 保護者の疾病、障害
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動
- ⑦ 就学
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要なとき
- ⑩ その他区が認める場合



(2) 保育の必要量に応じた区分

保育を必要とする事由に応じ、次のいずれかに区分されます。

- ① 「保育標準時間」 利用
両親ともフルタイム就労を想定した利用時間。利用時間は8時間から11時間の範囲内で、保育所と相談のうえ決定します。
- ② 「保育短時間」 利用
両親の両方またはいずれかがパートタイム就労を想定した利用時間。利用時間は8時間以内で、保育所と相談のうえ決定します。

※就労以外の事由でも、原則として①・②のいずれかに区分されます。

利用時間のイメージ

	7:30	9:00		17:00	18:30	19:30
保育標準時間	利用時間 8時間～11時間				延長保育	
保育短時間	延長保育	利用時間 8時間以内			延長保育	延長保育

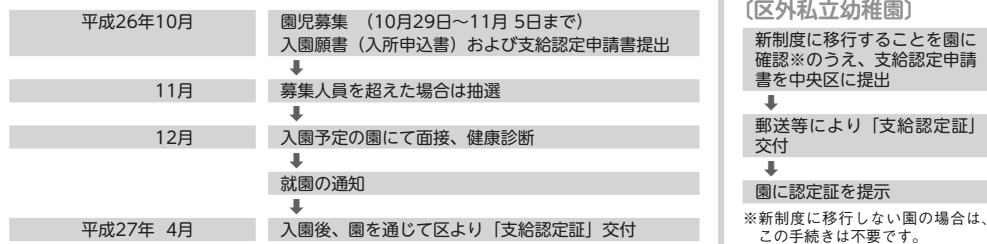
※保育短時間の利用時間は9:00～17:00とします。

3 利用手続きの流れ

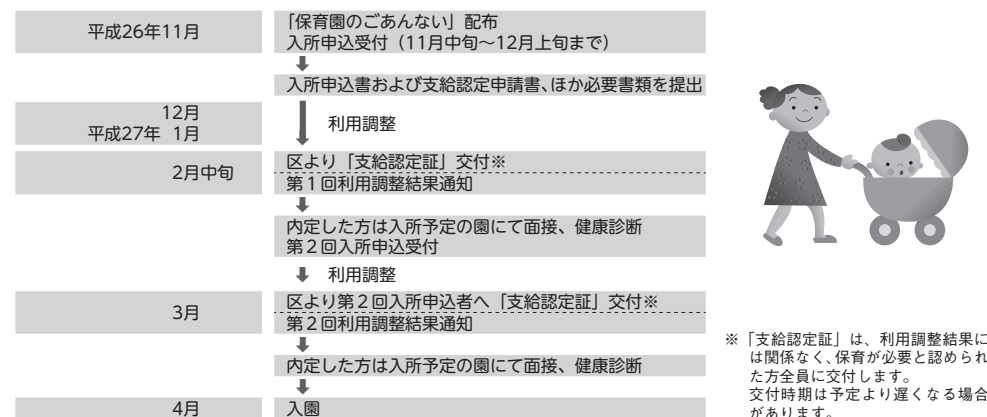
「支給認定申請」を行い、「支給認定証」の交付を受けてください。

(1) 平成27年4月から新たに施設を利用する場合

1号認定 (区立幼稚園・認定こども園 (短時間保育))

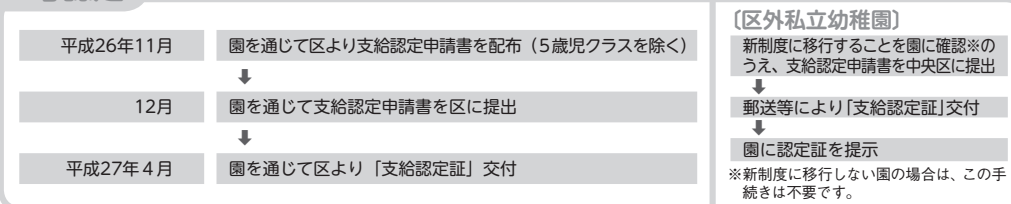


2・3号認定 (保育所・認定こども園 (長時間保育))

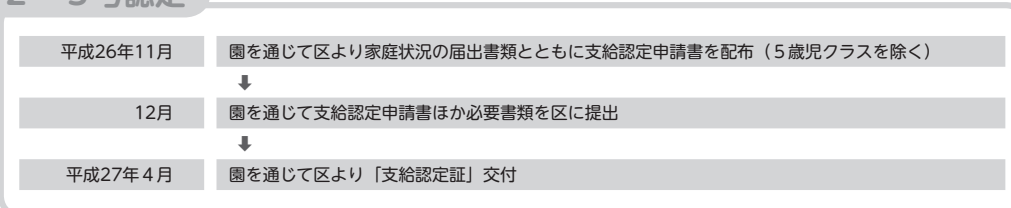


(2) 現在、幼稚園や保育施設などを利用している場合

1号認定 (区立幼稚園・認定こども園 (短時間保育))



2・3号認定 (保育所・認定こども園 (長時間保育))



※東京都認証保育所を申し込む場合

P2にあるとおり、認証保育所は新制度の給付対象とはなりませんので、支給認定申請の手続きはありません。入所の申し込みは各認証保育所で直接受け付けていますので、希望される施設にお問い合わせのうえ、手続きをしてください。

保育料はどうなるの？

給付の対象となる施設を利用する場合の利用料（保育料）は、原則として所得に応じた負担（応能負担）を基本に、国が定める水準を上限として区が設定します。

また、施設によっては、あらかじめその用途や額、徴収理由等を明示したうえで、教材費等を利用料に加えて徴収する場合があります。主な施設の保育料は以下のとおりとなります。

〔区立幼稚園・区立認定こども園 (短時間保育)〕

現行の保育料を上限として設定する予定です。

〈参考〉現行の保育料 区立幼稚園…月額5,000円

区立認定こども園 (短時間保育) …月額11,000円 (給食費を含む)

〔私立幼稚園・私立認定こども園 (短時間保育)〕

国が定める水準を上限として区が設定しますが、現在検討中です。

〔区立認可保育所・私立認可保育所・認定こども園 (長時間保育)・地域型保育事業〕

月額64,000円を上限に、所得に応じた階層に区分して保育料を設定します。

現在は所得税額を基準に算定していますが、住民税額に変わります。階層表については、現行の区分をもとに現在検討中です。

保育料が決定しましたら、区ホームページ等でお知らせします。

今後のスケジュール

10月	1号認定申請および幼稚園、認定こども園（短時間保育）入園願書（入所申込）受付
11月	2号・3号認定申請および保育所、認定こども園（長時間保育）入所申込受付 「区のおしらせ」11月11日号、11月21日号に新制度・保育所入所申込について掲載 11月25日、26日 新制度および保育所4月入所申込事務説明会
12月	「中央区子ども・子育て支援事業計画」※素案 パブリックコメント実施
⋮	
3月	「中央区子ども・子育て支援事業計画」策定
4月	子ども・子育て支援新制度スタート

※中央区子ども・子育て支援事業計画とは…

新制度が開始される平成27年度から平成31年度までの5年間において、幼稚園や保育所などの施設や地域子ども・子育て支援事業の利用希望をアンケート調査により把握し、算出した需要量に対しどれくらいの提供体制（施設利用定員など）を確保すればよいかを掲載した計画です。

区民の代表も参加する「中央区子ども・子育て会議」で話し合ったうえで策定を進めています。
会議の内容や計画策定の進行状況は以下の中央区ホームページで見ることができます。

中央区子ども・子育て会議ホームページ：<http://www.city.chuo.lg.jp/kosodate/keikaku/kodomokosodatekaigi/index.html>

中央区子ども・子育て会議

検索

問合せ先

新制度全般に関すること

中央区福祉保健部子育て支援課子育て施策推進主査 TEL 03-3546-5681

保育施設等の利用・申込みに関すること

中央区福祉保健部子育て支援課保育入園係 TEL 03-3546-5387

幼稚園の利用・申込みに関すること

中央区教育委員会事務局学務課学事係 TEL 03-3546-5512



中央区新制度ホームページ：<http://www.city.chuo.lg.jp/kosodate/keikaku/shinseido.html>

新制度 中央区

検索

新制度に関する国の情報を知りたい方は

内閣府新制度ホームページ：<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>

新制度 内閣府

検索

中央区こどもすくすくえがおプラン

わくわく子育て ～みんなで育てる未来の力～

中央区子ども・子育て支援事業計画

刊行物登録番号

26-96

平成27（2015）年3月発行

発行：中央区福祉保健部子育て支援課

〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号

電話：03-3546-5681（直通）